

補装具費支給制度等における貸与方式導入に関する
調査研究事業 報告書

平成 21 年 3 月

財団法人テクノエイド協会

はじめに

障害者の身体機能を補完・代替する「補装具」については、日常生活や社会参加を営む上で欠かすことのできない重要な役割を果たしており、また、地域生活支援事業において給付される「日常生活用具」については、障害者の自立と社会参加を促進するものとして普及・定着している。

本事業は、こうした「補装具」や「日常生活用具」の効率的な支給方法の在り方について研究したものであり、具体的には、補装具等における貸与方式導入の可能性と、導入にあたっての課題等について、調査研究したものである。

本調査研究の実施にあたっては、当協会内に検討委員会（委員長：国際医療福祉大学大学院 木村哲彦教授）を設置し、各分野の先生方にご指導とご助言いただきながら検討を進めることとした。

なお、本報告書については、自治体、利用者、事業者を対象としたアンケートおよびヒアリング調査結果、さらに検討委員会における意見等を踏まえて、事務局の責において取り纏めたものである。

また、本事業は、厚生労働省が実施する「平成 20 年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）」から国庫補助金の交付を受けて実施したものである。

平成 21 年 3 月

財団法人テクノエイド協会
理事長 小 嶋 弘 仲

目 次

第1部 本編

I. 調査実施概要	1
1. 目的	1
2. 事業内容	1
3. 検討委員	3
4. 実施スケジュール	3
II. 貸与方式導入に関する市（区）町村アンケート調査	4
1. 目的	4
2. 実施内容	4
3. 回収状況	4
4. 集計結果の概要	4
III. 貸与方式導入に関する利用者ヒアリング調査	7
1. 目的	7
2. 実施内容	7
3. 実施結果（まとめ）	8
IV. 貸与方式導入になじむ「補装具」及び「日常生活用具」の 基本的考え方（案）	11
1. 障害者自立支援法における規定	11
2. 貸与方式導入に関する基本的考え方の整理	13
V. 市町村および事業者ヒアリング調査	18
1. 目的	18
2. 実施内容	18
3. 実施結果（まとめ）	19
VI. 検討委員による主な意見等	23
VII. 調査のまとめと今後の方向性	28
1. 本調査のまとめ	28
2. 今後の方向性	29

第2部 資料編

資料1「アンケート調査及び記入要領」	33
--------------------	----

資料2「全国市（区）町村対象アンケート調査 集計結果」	47
-----------------------------	----

（補装具費の支給実績）

1. 1 種目別 交付及び修理、再交付したものの件数（平成19年度実績）	47
1. 2 耐用年数を待たずして再交付等した主な理由（全体集計）	48
1. 3 耐用年数を待たずして再交付等した主な理由（種目別・理由（類型化））	53
1. 4 耐用年数を待たずして再交付等した主な理由〔障害者〕 （種目別・理由（類型化）・病名等）	55
1. 5 耐用年数を待たずして再交付等した主な理由〔障害児〕 （種目別・理由（類型化）・病名等）	56
1. 6 耐用年数を待たずして再交付等した理由（一部抽出）種目順	57
※1. 6については、膨大なデータ量であるため、一部の種目に限定して掲載している。	

（日常生活用具の給付実績）

2. 1 種目別 給付及び再給付したものの件数（平成19年度実績）	176
2. 2 耐用年数を待たずして再給付した主な理由（全体集計）	177
2. 3 耐用年数を待たずして再給付した理由（全データ）種目順	181

（前記1及び2の給付実績にかかわらない自由回答）

3. 1 貸与方式の導入が望ましいと考えられる「種目」及び「その理由」（全体集計）	209
3. 2 貸与方式の導入が望ましいと考えられる「種目」及び「その理由」（全データ） 種目順	211
3. 3 3. 2の種目を仮に貸与方式も可能とした場合、想定される課題（全データ）	233
3. 4 その他、貸与方式導入に関する意見、要望等（全データ）	238

資料3「利用者ヒアリング調査票」参照	247
--------------------	-----

資料4「市町村及び事業者ヒアリング調査票」参照	249
-------------------------	-----

第1部 本編

I. 調査実施概要

1. 目的

障害者自立支援法の施行に伴い、補装具を供給するための制度は、従来の「措置制度による現物支給の仕組み」から、「利用者が事業者との契約により補装具を購入（修理）し、購入又は修理に要した費用の9割相当分（補装具費）を支給（利用者は原則1割負担）する仕組み」に変更された。

これら制度の変更に伴い、限りある財源等を有効に活用する観点から、利用者に対する適切な情報提供と、効率的な利用を図るための施策の検討が求められているところである。

このような背景を踏まえ、本事業では、補装具や日常生活用具における貸与方式の導入の可能性について調査研究するものとし、具体的には、心身が発育過程にあり、成長発達が見込まれる障害児や、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の進行性疾患を有する者に対する、補装具等の貸与方式導入の在り方について検討するとともに、現行の種目の中で、貸与制度に馴染む種目、対象年齢、対象障害等についての検討、さらには、自治体等における業務負担や事務処理の体制の在り方について、調査研究することとする。

2. 事業内容

（1）検討委員会の設置

本事業の実施にあたり、有識者、自治体、事業者等から構成する調査研究検討委員会を設置する。

（2）利用状況の実態把握

補装具・日常生活用具について、受給者一人当たりの再交付や修理申請等の頻度が高い種目を把握し、種目や年齢、障害種別等の観点から、貸与方式導入の可能性を検討する。

（3）貸与方式導入に関するアンケート及びヒアリング調査の実施

利用者、自治体、事業者（供給事業者、製造事業者）に対して、貸与方式導入に対する要望や意見、メリット及びデメリット等について、アンケート調査等を行い、要望の多い一部の種目に貸与方式を導入した場合の解決すべき課題等について整理検討する。

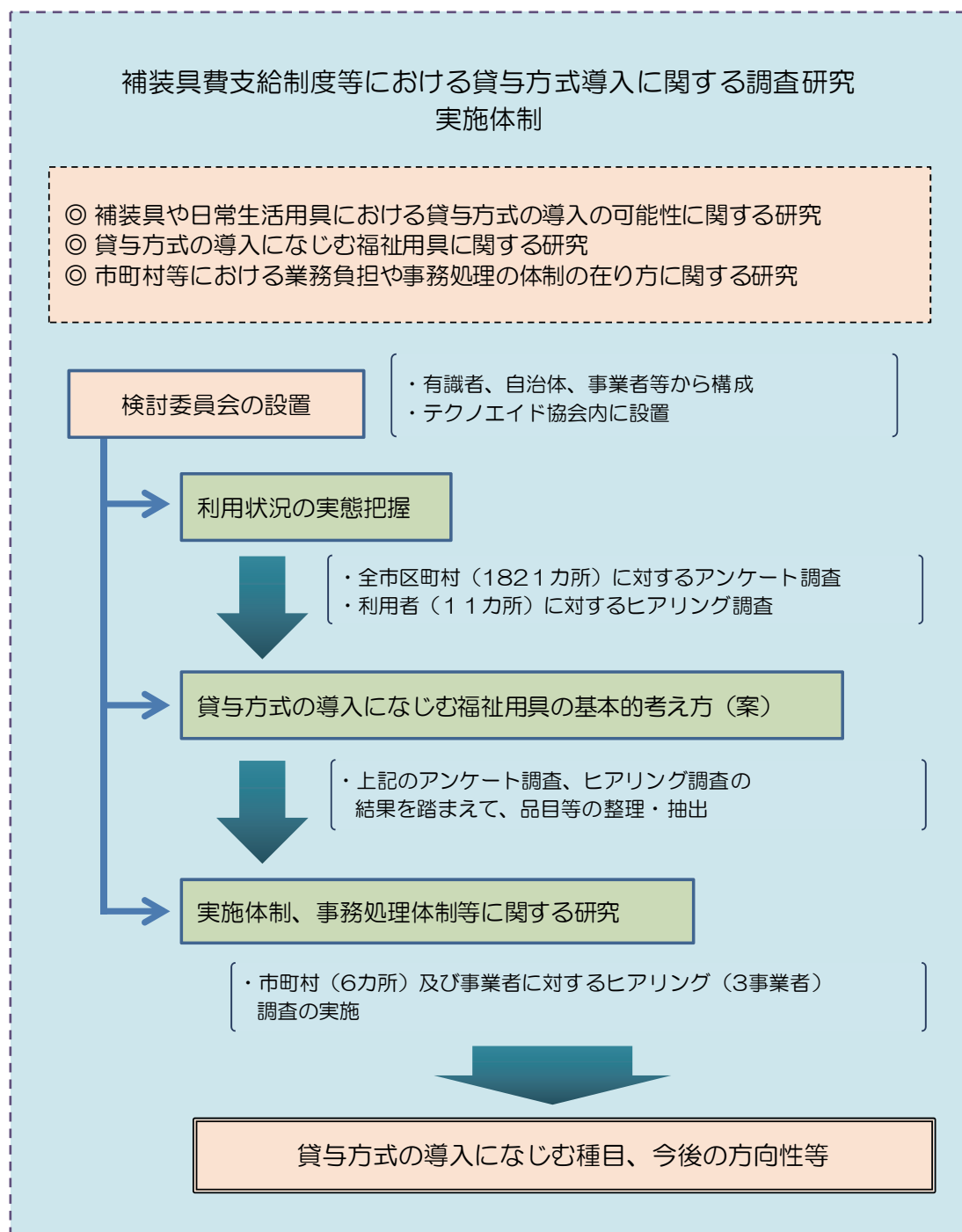
（4）貸与制度になじむ補装具や日常生活用具の研究

上記までの検討を踏まえ、貸与制度になじむ種目等の基本的な考え方を整理するとともに、有用性・専用性・流通性・経済性等の側面から、具体的な用具の当てはめを行い、さらに貸与の際の留意事項等について取り纏めることとする。

(5) 自治体の事務負担や体制の在り方に関する研究

上記(4)の結果、貸与方式導入が有効であると判断された用具を想定した場合の自治体の事務負担や給付管理、実施体制等の在り方について、検討することとする。

(6) 調査研究報告書の作成



3. 検討委員

補装具費支給制度等における貸与方式導入に関する調査研究事業 検討委員

氏名	所属・役職
○ 木村 哲彦	国際医療福祉大学大学院 教授
佐伯 満	北九州市立総合療育センター 所長
松尾 清美	佐賀大学 医学部 地域医療科学教育研究センター 准教授
井村 保	中部学院大学 リハビリテーション学部 理学療法学科 准教授
平岡久仁子	日本ALS協会 理事
田中千鶴子	昭和大学 保健医療学部 看護学科 准教授
舟木 健一	株式会社舟木義肢 社長（日本義肢協会・推薦）
田端麻衣子	フランスベッドメディカルサービス株式会社 商品企画部 企画課
岩元 文雄	株式会社カクイックスウィング 社長
高塚 博	川崎市 障害者更生相談所 所長
萩原 幸子	千葉県東葛飾障害者相談センター 判定課
久富ひろみ	多摩市役所 健康福祉部 高齢支援課 相談支援担当
國知出 実	佐世保市役所 保健福祉部 長寿社会課

○印：委員長

4. 実施スケジュール

事業実施スケジュール

検討項目等	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 委員会の開催		★			★			★
2. 利用状況等の把握 (1)アンケート調査の実施 (2)ヒアリング調査の実施		→		→				
3. 貸与方式導入に関する研究 (1)貸与制度になじむ種目等の基本的 考え方の整理 (2)個別種目のあてはめ					→	→		
4. 事務の負担や体制に関する研究							→	
5. 研究報告書の作成								

Ⅱ. 貸与方式導入に関する市（区）町村アンケート調査

1. 目的

本調査は、障害者自立支援法に基づき、身体障害者（児）へ支給等される「補装具」や「日常生活用具」について、貸与方式導入の可能性を検討するための基礎的データを得ることを目的として実施するものである。

2. 実施内容

- (1) 調査対象 市（区）町村 1,821カ所（平成19年11月「市町村所在地データ」）
- (2) 調査期間 9月17日（水）～11月30日（日）
- (3) 調査方法 調査票等の郵送、電子メールによる提出
- (4) 調査内容 第2部資料編 資料1「アンケート調査及び記入要領」参照

- 1. 補装具費の支給状況について
 - 1. 1 交付及び修理、再交付したものの件数
 - 1. 2 耐用年数を待たずして再交付等した具体的な理由について
- 2. 日常生活用具の給付状況について
 - 2. 1 給付及び再給付したものの件数
 - 2. 2 耐用年数を待たずして再給付した具体的な理由について
- 3. 支給実績に関わらず貸与制度に対するご意見等について
 - 3. 1 貸与方式の導入が望ましい種目、主な対象者、その理由
 - 3. 2 上記の場合、想定される自治体の課題について
 - 3. 3 その他自由記述

3. 回収状況

調査先	発送数	回収数	回収率
市	782	376	48.1%
特別区	23	11	47.8%
町	821	328	40.0%
村	195	52	26.7%
合計	1,821	767	42.1%

4. 集計結果の概要

第2部資料編 資料2「全国市（区）町村対象アンケート調査 集計結果」参照

(1) 補装具費の支給実績

平成19年度の実績から「耐用年数を待たずして再交付等した種目」で、その件数が高かったものは、以下のとおりである。

■ 障害者（上位3種目、以下同様）

- ✚ 補聴器 433件（36.3%）
- ✚ 車いす 246件（20.6%）
- ✚ 装具 181件（15.2%）

その理由として、回答が多かったのは、「故障・破損（43.6%）」、「状態に合わない（28.6%）」、「紛失（15.1%）」の順であった。

■ 障害児

- ✚ 装具 474件（34.3%）
- ✚ 車いす 426件（30.8%）
- ✚ 座位保持装置 217件（15.7%）

その理由として、回答が多かったのは、「成長によるサイズの不適合（82.2%）」が最も多く、続いて「故障・破損（5.0%）」、「状態変化・体に合わないから（4.6%）」、「用途に応じて複数必要（4.0%）」の順であった。

(2) 日常生活用具の給付実績

平成19年度の実績から「耐用年数を待たずして再給付した品目」で、その件数が多かったものは、以下のとおりである。

■ 障害者

- ✚ 盲人用時計 44件（20.0%）
- ✚ 入浴補助用具 27件（12.3%）
- ✚ 聴覚障害者用屋内信号装置 17件（7.7%）

その理由としては、「故障・破損（70.3%）」が最も多かった。

■ 障害児

- ✚ 頭部保護帽 19件（29.2%）
- ✚ 電気式たん吸引器 16件（24.6%）
- ✚ 入浴補助用具 9件（13.8%）

その理由として、回答が多かったのは、「成長によるサイズの不適合（50.7%）」、「故障・破損（32.3%）」の順であった。

(3) 貸与方式も望ましいと考えられる種目等

給付実績に係わらず、市町村として、貸与方式も導入することが望ましいと回答した補装具等の種目については、以下のとおりであった。

✚ 特殊寝台	50件 (14.2%)
✚ 車いす	48件 (13.6%)
✚ 重度障害者用意思伝達装置	30件 (8.5%)
✚ 電動車いす	23件 (6.5%)
✚ 特殊マット	22件 (6.3%)
✚ 移動用リフト	22件 (6.3%)
✚ 歩行器	20件 (5.7%)

その理由として、回答が多かったのは、「オーダーメイドではないため多くの人が利用できるから (122件、22.9%)」、「状態の変化・体に合わせて選択できるから (113件、21.2%)」、「高額な費用のため (67件、12.6%)」、「介護保険でレンタル可能な用具だから (51件、9.6%)」の順であった。

また、具体的な記述内容では、「種類が豊富で自分にあったものを選択できるから」、「再利用することにより、機器が有効に活用できるから」などの理由が挙げられるとともに、自治体として「迅速な対応が可能になるから」とする意見などが挙げられた。

(4) 貸与方式を導入した場合の自治体の課題等

自由記述の内容を見ると、概ね以下の内容の記述がなされていた。

- ✚ 給付する場合と貸与する場合とで、利用者にとって、不公平感が生じないように配慮する必要がある。
- ✚ 貸与とした場合、利用者毎の給付額管理が難しい。また、現行の電算システムを大幅に改修しなければならない。
- ✚ 貸与価格を、自由価格とするか、公定価格とするか。自治体独自で判断することは難しい。
- ✚ 貸与機器の管理及びメンテナンス等はどうするか。自治体独自で行うことは難しい。介護保険のように指定事業者制にするか検討が必要である。
- ✚ 障害者のニーズは、多種多様であり、全て利用者ニーズを十分に満たす機器を自治体で常に保管しておくことは現実的にできない。さらに全ての機器に精通した職員を配置することはできない。きちんとした適合なり、アフターサービスなりが保障できるか不安である。
- ✚ 貸与料金を確実かつ継続的に徴収できるか不安である。
- ✚ 就学や就労など、個別のニーズが多様化している障害者に、貸与可能な事業者が存在するか。また、利用者の少ない一部の機器について、継続的なアフターサービスが保障されるか不安である。

Ⅲ. 貸与方式導入に関する利用者ヒアリング調査

1. 目的

障害者自立支援法に基づき支給等される「補装具」や「日常生活用具」は、利用者に対する適切な情報提供と、利用者ニーズを適切に踏まえた効率的な支給方法等の在り方について、その検討が求められている。

本ヒアリング調査では、現に補装具や日常生活用具等を利用されている方を対象に、その利用実態や現行の支給方式等に対する課題、要望等について、実情把握することを目的として実施するものである。

2. 実施内容

(1) 調査対象 検討委員等からの紹介により、以下のとおり選出した。

ヒアリング対象者

	障害状況	区分	対象者	年齢	対応者	市町村	調査日
調査1	脳性麻痺	障害児	Aさん	8歳	母親	福岡県北九州市	11/21
調査2	脳性麻痺	障害児	Bさん Cさん	15歳 12歳	母親	福岡県宮若市	11/20
調査3	脳性麻痺	障害児	Dさん	17歳	母親	佐賀県佐賀市	12/4
調査4	脳性麻痺	障害者	Eさん	18歳	ご本人及び母親	東京都中野区	12/16
調査5	脳性麻痺	障害者	Fさん	25歳	ご本人及び母親	東京都世田谷区	12/11
調査6	脳性麻痺	障害者	数名	-	ご本人他	愛知県名古屋市	12/12
調査7	ALS	障害者	Gさん	50歳	ご本人他	東京都練馬区	11/17
調査8	ALS	障害者	Hさん	56歳	ご本人	大阪府和泉市	12/2
調査9	無痛無汗症	障害者	Iさん	26歳	母親	東京都狛江市	11/18
調査10	色素性乾皮症	障害者	Jさん	30代	母親	神奈川県横浜市	11/13
調査11	頸椎損傷	障害者	Kさん	50歳	ご本人	佐賀県佐賀市	12/5

(2) 調査期間 11月～12月（1名あたり、1時間30分程度）

(3) 調査方法 現地にて、聞き取り調査

(4) 調査内容 第2部資料編 資料3「ヒアリング調査票」参照

1. 障害者手帳及び給付決定通知書等
2. 補装具・日常生活用具の利用状況について
 - (1) 障害区分・障害の状況について
 - (2) 利用している補装具等の種目について（使用年数、用具の詳細等。）
 - (3) 利用している補装具等の使用頻度と使用環境について
3. 補装具等の選定・適合について
 - (1) 補装具等の選定や適合について相談している人
 - (2) 補装具等に関する情報の入手方法等について
3. 現行給付制度等に対する課題等について
 - (1) 利用している補装具等の満足度について
 - (2) 補装具等の修理・再交付等について
 - (3) その他
4. 貸与方式導入に関する意見等
 - (1) 貸与方式が導入された場合良くなると思われる点（種目及び部品、パーツ等）
 - (2) 貸与方式が導入されることで懸念される点

3. 実施結果(まとめ)

(1) 耐用年数前の修理又は再交付等の理由

ヒアリング調査の結果、「耐用年数前に修理又は、再交付等を行っている補装具等の共通点」として、以下の点が挙げられた。

- ① 成長や状態像の変化等によって体に合わなくなった
- ② 使用頻度が高く、耐用年数前に故障してしまう
- ③ 操作方法等に不慣れで、故障させてしまう など

また、共通点ではないが、痛みを感じない無痛無汗症など重度な障害を有している場合、製品を壁等にぶつけていることに気がつかず、製品にゆがみや亀裂等が発生することがある。同様に、電動車いす等操作に習熟を要する補装具等の利用初期において、操作方法の不慣れから製品を破損させてしまう確率が高いことも確認できた。

(2) 貸与方式に向いている補装具等

貸与方式に向いている補装具等の要件として、以下の点が共通的に挙げられた。

- ① 肌に直接触れないもの
- ② 一時的に利用するもの
- ③ オーダーメイドでないもの
- ④ 介護保険でレンタルがすでに実施されているもの など

例として挙げられた中には、「電動介護ベッド」や「スロープ」等があった。

ただし、障害の種類や程度によっては、長期に使う必要性があるので、負担する費用面から言えば、必ずしも貸与方式のみが良いとは限らないとの意見もあった。

また、製作にあたって、かなりの費用と期間を要する、座位保持装置については、座面やクッション部を除く、フレーム本体の部分は、再利用できるのではないかとの意見があった。

(3) 貸与方式に向いていない補装具等

貸与方式に向いていない補装具等の要件として、以下の点が共通的に挙げられた。

- ① 肌に直接触れるもの
- ② オーダーメイドでないもの

(4) 貸与方式の活用

貸与方式を活用したい場面として、以下の点が共通的に挙げられた。

- ① 補装具等が故障したための修理の間や、旅行に行った現地で利用する間等、一時的に当該補装具等が欲しい時
- ② 「補装具等を作製したが上手く利用できなかった」ということを避けるために、当該補装具等を試用したい時
- ③ オーダーメイドの製作には時間がかかるので、急ぎ補装具等を利用したい時
(例1) 進行性の病気等の場合は、現行の給付制度では追いつかない。短期間で状態像が変化するので、状態像の変化に合わせて、その時々状態像に合った補装具等を利用したい。
(例2) 早く退院して自宅に戻りたいので、早く自宅で生活できるための準備を行いたい。
- ④ 貸与制度なら新しい製品が出る度に変更することができる

(5) 貸与制度に求められるもの

貸与制度に求められるものとして、以下の点が共通的に挙げられた。

- ① 手続きが簡単で、迅速にサービスが受けられること
- ② 地域差がなく、全国的に均一のサービスが受けられること
- ③ 利用者負担が現行の給付制度に比べて安価であること

(6) その他(要望等)

- ① 利用者負担や公的なお金を節約する観点から、補装具等パーツの共用性を高めて、一部故障をしてしまった場合でも、当該補装具等の全部が使えなくなってしまうのではなく残りパーツは流用が可能にして欲しい。(例：車いすのフレーム、吸引器等)
- ② 成長や状態像の変化によって利用ができなくなった補装具等で、まだ耐久度に問題がないものは、貸与制度のような流通経路を設け、当該補装具等を利用したい他の方の手助けになるようにして欲しい。
- ③ 貸与期間が長くなると、料金も高額になる。利用者負担分が高額にならないようにして欲しい。
- ④ 現在の補装具費支給制度が申請後速やかに支給されることや、試用が認められるなど、弾力化して欲しい。そうなれば貸与方式の導入も限定的で良いのではないかと。

IV. 貸与方式導入になじむ「補装具」及び、「日常生活用具」の基本的考え方（案）

1. 障害者自立支援法における規定

（1）障害者自立支援法の目的（第1条）

障害者自立支援法は、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」とされている。

（2）補装具の範囲（第5条第19項）

また、同法律において「補装具」とは、「障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。」と記述されている。

また、同法律の施行規則（第6条第13項）では、下記の各号のいずれにも該当するものと定められている。

- 1 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 2 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- 3 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

（3）日常生活用具の範囲（第77条第2項・告示529号）

障害者自立支援法に規定する障害者又は障害児の「日常生活上の便宜を図るための用具」とは、次の第一号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。

一 用具の要件

- イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

二 用具の用途及び形状

イ 介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ロ 自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ハ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ニ 情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ホ 排泄管理支援用具

ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ヘ 居宅生活動作補助用具

障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

なお、日常生活用具の取り扱いについては、同法律の中で、給付又は貸与を行うと規定されているが、実態としては、給付のみによる場合がほとんどである。

2. 貸与方式導入に関する基本的考え方の整理

(1) 基本的事項

法令上、

【補装具については、】

- 身体機能を補完し、又は代替し、長期間にわたり継続して使用されるもの
- 身体への適合を図るように製作されたもの
- 同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるもの
- 医師等の専門的知識に基づき使用されることが必要とされるもの

【日常生活用具については、】

- 安全かつ容易に使用できるもので、実用性の認められるもの
- 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

と記述されており、これらの事項を踏まえた上での検討が必要である。

【貸与になじまないものの整理】

今回のヒアリング調査でも明らかになったように、肌に直接触れるものや、オーダーメイドでなければならないものは、貸与になじまないものと考えられる。

さらに、再利用にあたっての保守や保清性の観点から、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの（入浴・排泄の補助用具）。また、使用によりもとの形態・品質が変化し、再利用になじまないもの。加えて、貸与する側の手間（給付管理や事務処理）や経済合理性などの側面を考慮すると、極めて安価なもの、あるいは、使用頻度の多さ等からよく壊れるものなどについても、貸与方式の導入には、なじまないものと考えられる。

【貸与も可能にしたい種目の整理】

今回実施したアンケート調査やヒアリング調査等の結果から、一時的な利用が最初から決まっているもの、あるいは、オーダーメイドでないもの、介護保険の貸与サービス事業所でも扱えるものなどについては、貸与方式も可能であると考えられる。

(2) 個別の種目について

上記(1)による基本的考え方の整理に基づき、個別の種目に当てはめ、貸与方式導入の可能性等について、整理・検討することとする。

①補聴器

医療機器にも属する補聴器は、専門家による適合性の判断が極めて重要であるものの、既製品も数多く販売されており、既製品により対応が可能な場合も少数ながら想定できる。

アンケート結果を見ると、特に成人の場合、「故障・破損」、「紛失」から再交付されていることが多かった。しかし、この問題は、貸与方式を導入したからと云って、解消されることではない。

耳が不自由になった障害者にとって補聴器は、常時、使用するものであり、かつ常に肌に触れるものである。また、精密機械であることも考慮した場合、その再利用性は低いと考えられる。

②車いす及び電動車いす

介護保険において給付される、「車いす」及び「電動車いす」については、貸与事業所を通じて、多種多様なタイプのもものが借りられる仕組みとなっている。

最近では、ティルトやリクライニング機能を有しているものから、調整機能を有したモジュラタイプのもので、市販化されており、利用者にとって選択の幅が大きく広がっている。ただし、補装具制度において、モジュラタイプの車いすについては、オーダーメイドと同等の基準額となっていることから、オーダーメイドと同等の調整等を必要とするものとして取り扱われるべきである。

また、座面のクッションや姿勢を保持するための背あてクッション類も、多数製造販売されており、高機能のもものが必要に応じて利用できる仕組みとなっている。

介護保険の場合、貸与方式を行ううえで重要となる、製品の保守やメンテナンス、管理や保清については、貸与サービス事業者が、その役割を担っているところである。

このような高齢者の利用環境を踏まえると、一定の条件下において障害者に対しても、貸与方式を可能とすることが有効であると考えられる。

③装具

装具は、製品の特質上、利用者の状態に合わせた細かなオーダーメイドを必要とするものである。

また、その使用頻度は高く、特に成人の場合、アンケート調査からも「故障」や「破損」の多さが目立つ結果となった。

さらに「状態に合わない」ことや、「成長によるサイズの変化」等の理由から、再

交付されることも多く、状態に応じたフィッティングの重要性が窺われる結果となった。

ヒアリング調査からは、直接身体に触れる補装具については、貸与に向かないとの意見が挙がっており、身体に直接装着すると云う性質上、貸与方式を導入することは難しい。

ただし、パーツのモジュール化やアジャスト機能を高めることで、再利用性を高めることはできると考えられる。

④座位保持装置

座位保持装置は、製品の特質上、利用者の状態に合わせた細かなフィッティングやオーダーメイドを必要とするものである。また、使用頻度が高く、破損や汚損の確率は高いと云える。

アンケート調査から、主に児童において「成長によるサイズの不適合」が窺える結果となった。

また、ヒアリング調査からは、身体との不適合は、褥瘡や装置からの転落に繋がるため、細かなフィッティングの必要性が窺えた。

座位保持装置は、本人の姿勢の型を採って、個別に製作するものであり、そのまま全てを貸与にすることは、現実的には不可能であると考えられる。

しかし、特にフィッティングが重要な部分は、姿勢を保持するための支持部、さらにクッション部であり、本体フレーム部と支持部、クッション等をモジュール化することで、再利用性についての検討の余地はあると思われる。

実際、座位保持装置の完成用部品の最近の動向においても、モジュールパーツの指定が進んできている。

⑤電気式たん吸引器

電気式たん吸引器は、利用者の状態に合わせた細かなフィッティングを必要としない。また、直接身体に接する部分はわずかであると云える。

アンケート調査から、「故障」や「破損」が多かった。しかし、故障の範囲がドレーンの破損や汚損など、簡単に交換の効く範囲であれば、その部分のメンテナンス性を高めることで欠点を補うことは可能である。

ヒアリング調査からは、直接身体に接して利用する部分だけを交換すれば、本体部分は共用、再利用できるとの意見が挙がっており、交換パーツを準備することと、メンテナンス性を高めることで、貸与は可能である。

ただし、利用は、長期化することが想定されることから、経済的合理性の観点から云えば、貸与と給付を選択可能としておくことが良いと思われる。

⑥特殊寝台・特殊マット・移動用リフト・歩行器

これらの用具については、アンケート調査から、以下の理由により貸与方式の導入が望まれるものとして回答が多かった。

- ▶ オーダーメイドでないこと
- ▶ 状態の変化・体に合わせて選択が可能なこと
- ▶ 高額であること
- ▶ 介護保険でも貸与が可能なこと

利用者の選択の幅を広げ、必要な時に必要なものが借りられる、あるいは正式に使用するための試用という側面から考えた場合、貸与方式は有効であると考えられる。

しかし、長期利用が予め想定される場合には、給付したほうが費用面で効果的であると云える。

⑦携帯用会話補助装置

この用具は、利用者にとって、日常生活のコミュニケーションを図るためのツールとして、無くてはならないものであり、かつ常時携帯して持ち歩くものである。

ヒアリング調査では、身体の不自由さから、机などへぶつけ、その衝撃で故障させたり、また、内蔵のバッテリーが故障したりしていることがわかった。利用者は、その都度、メーカーから代替器を借り、自費で修理しているとのことであった。

故障時の対応や試用を目的とした貸与、あるいは学校での試験等どうしても故障しては困る場合など、緊急時の場面で、貸与方式があれば有効であると云える。

⑧入浴補助用具（シャワーチェア・シャワーキャリー）

この用具は、日常生活用具の一つであるが、在宅での入浴介助を補助するものとして大変重要なものである。

ヒアリング調査から、身体の成長に伴い、座位保持部分のサイズが合わなくなること、また、障害の状況によっては、突発的な緊張を伴うことから、個別のベルトを装着しなければならないことなどが挙げられ、いわゆる高齢者が使用するような既製品では、十分に対応できないことがわかった。ヒアリング調査の対象者の中には、申請から1年以上経過しているが、適合したものがなく、いまだに給付に至っていないとのことであった。

この用具を、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うものとして整理するのであれば、貸与方式はなじまないと思われるが、個別の利用者のニーズを的確に踏まえた、製品の開発普及が期待されるものである。また、構造フレームと座面部が分離できるものの製品化が進めば可能な場面が広がると思われる。

(3) 貸与方式導入に対する留意点

補装具や日常生活用具を利用するにあたっては、専門職による適合性等の判断が、必要不可欠と云える。

検討の結果、貸与方式を導入した場合には、利用者が利用開始するまでのプロセスの中で、メーカーや貸与を行う事業者、専門職、市町村等の役割分担を明確に整理する必要がある。

また、利用開始後においても、専門職による適合性等に関するモニタリングが適切に行われることも非常に重要である。

V. 市町村および事業者ヒアリング調査

1. 目的

市（区）町村アンケート調査および当事者ヒアリング調査の検討結果を踏まえて、貸与方式導入になじむ「補装具」及び「日常生活用具」の基本的考え方（案）について整理検討を行った。本調査は、これらの結果に基づき、抽出された個々の種目について、実際に「貸与方式を導入した場合の有効性」、あるいは「事務処理体制の在り方」、「選定適合に関する課題」等について、実態把握することを目的として実施するものである。

2. 実施内容

(1) 調査対象 アンケート調査結果等を参考にして、事務局において選定した。

区分	調査対象	実施日
市町村	A 市役所	1/23 (金)
	B 市役所	1/26 (月)
	C 市役所	2/ 2 (月)
	D 市役所	2/ 3 (火)
	E 市役所	1/30 (金)
	F 市役所	2/ 5 (木)
事業者	A 補装具等製作（販売）事業者	1/22 (水)
	B 補装具等製作（販売）事業者	2/ 3 (火)
	C 補装具等製作（販売）事業者	2/ 6 (金)

(2) 調査期間 平成21年1月～2月（1カ所あたり、1時間30分程度）

(3) 調査方法 現地にて、聞き取り調査

(4) 調査内容 第2部資料編 資料4「ヒアリング調査票」参照

基本的考え方（案）として整理された、以下の種目を想定するものとして、調査を行うこととした。

01 車いす（オーダーメイド以外）	07 移動用リフト
02 電動車いす（オーダーメイド以外）	08 携帯用会話補助装置
03 歩行器	09 重度障害者用意思伝達装置（本体部分）
04 電気式たん吸引器	10 装具のパーツ類
05 特殊寝台	11 座位保持装置（既製品、本体フレーム）
06 特殊マット	12 その他

調査した主な事項は、以下のとおりである。

1. 貸与方式導入により期待される効果
2. 業務負担や事務処理体制に対する課題について
3. 選定適合に対する課題について
4. 現行制度に対する課題について
5. その他、貸与方式導入に関する意見

3. 実施結果(まとめ)

(1) 貸与方式導入により期待される効果

【自治体】

- ✚ 進行性の病気等で、状態像が変化する方へのニーズに対応できる。
- ✚ 意思伝達装置等、給付品目の中には、利活用にあたって、確実な訓練が必要となるものもあり、利用者のニーズに対応できる。
- ✚ 障害者手帳の交付や、補装具の申請から給付までかなりの時間を要しているが、貸与方式は、速やかな対応が期待でき、利用者のニーズに合致している。しかし、単に一時利用だけが増加し、適切な給付、選定がなされるか、懸念される点もある。
- ✚ 急性期のみなど、期間限定であれば、レンタルを導入することも可能性があるのではないか。しかし、これらのニーズを自立支援法の枠の中で考えるべきか、検討の余地がある。
- ✚ 児童の成長発達による補装具等の不適合については、再給付することが多く、消耗品等以外であればレンタルも可能ではないか。

【補装具等製造（販売）事業者】

- ✚ 貸与方式の導入により、取扱事業者が増え、利用者の選択の幅が広がる。
- ✚ 最適な補装具を見極めるうえで、一時的な試用は有用だろう。また、適合のためのレンタルとして選択肢があることは望ましい。しかし、そのためのコストを一方的に事業者が負担することは不可能である。
- ✚ 日常生活用具について、貸与方式を導入することにより、利用者の利用機会は増加すると思われる。

(2) 業務負担や事務処理体制に対する課題について

【自治体】

- ✚ 自治体で、貸与品目の在庫管理をすることはできない。
- ✚ 介護保険のように「指定事業者制」とするか、業者と自治体が「個別に契約する形」にするかが必要と思われ、自由にすると云う訳にはいかない。事業者の一定の質をどう担保するか。
- ✚ さらにレンタル料金は、「自由価格」にするのか、「公定価格」にするのか。
- ✚ 利用者負担の徴収が長期で継続的となるため、確実な徴収ができるのかどうか不安でもあり、また事務負担も増える。

- ✚ 補装具等については、個別性が高く、メーカーでないと対応が難しい場合があり、そのあたりは、介護保険と状況が異なる。
- ✚ 給付額を管理する為の職員が必要である。現在、ストーマ装具の給付管理の事務も複雑化している。
- ✚ 利用者のデータ管理について、貸与方式を導入することによって、現行の台帳管理では、限界がある。給付額や貸与品を管理するシステム化の検討が必要である。
- ✚ 現在の制度では、電動車いすの給付対象者に厳しい対象条件を設けている。貸与方式を導入することによって、現在の給付対象者以外の方が希望する場合など、利用条件を明確化する必要がある。
- ✚ 介護保険では、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の配置、役割が明確化されているが、現行制度にはこうした仕組みはない。サービス供給に問題が生じないか。また、事業者の指定基準はどうするか。

【補装具等製造（販売）事業者】

- ✚ 貸与方式を導入することによって、一時利用が増加した場合、利用者が遠方の場合、「搬入搬出費」や「適合確認の為の諸経費」等が請求できるのか不安がある。
- ✚ 適合確認が不十分なまま納品された際には、「数日後に返品されたり」、「別の機種への変更を要望されたり」することが頻繁に発生することが予想され、経費や事業者の業務負担が増加することを懸念する。
- ✚ 集金方法、料金体系の整理、途中解約時のレンタル料の返却など、出納関係の事務負担が増加する。

(3) 選定適合に対する課題について

【自治体】

- ✚ 例えば、電動車いすのフレームを貸与、スイッチ部分を支給の対象とするなど、部分的な貸与を考える場合、レンタル事業と製造業者との安全面などの責任や役割の切り分けを明確にすることが必要であるが、またその調整を誰が行うかを含めて実務的には難しい。
- ✚ 貸与か給付かの判断の基準をどこに置くのか。利用者による選択性にするにしろ制度上の切り分けが必要ではないか。
- ✚ 補装具の対応には、専門的知識を要するため、更生相談所などで申請の進め方などを纏めたマニュアルを作成してほしい。
- ✚ 現在は、事務手続きをして契約をするだけであるが、不正を防止するためには保証や事業者の指定基準が必要ではないか。補装具等には、電子機器もあ

るので、事務的な帳票のチェックだけではなく、修理時の対応や安全管理等様々な項目を加味して、事業者を審査・監督することも必要ではないか。

- ✚ メーカーや貸与の事業所の公平性の確保、適正に使用されているかのチェック体制、安全確保、保清、メンテナンスの在り方など、運用基準が必要である。
- ✚ 現行では、機器の選定にあたって、適切な助言が得られるような体制が整っていない。
- ✚ 現在は、更生相談所に適合判定を依頼しているが、貸与方式が導入された場合、専門知識がない自治体にどの程度の体制が必要か。

【補装具製造事業者】

- ✚ 貸与方式が急速に普及・定着することによって、適切なシーティングが確保されるか不安である。シートのフィッティングが適切にできない事業者や相談員が多数あり、利用者とトラブルが発生した場合は、メーカー側の負担が大きい。これまで丁寧にフィッティングを実施してきた、中小の業者や地域の工房が存続できなくなるを懸念する。
- ✚ 事業者が利潤を追求して、自社在庫商品を優先し、適合していない物件を貸与する可能性がある。

(4) 現行制度に対する課題について（制度の弾力化について）

【自治体】

- ✚ 障害者手帳の交付と、補装具の給付申請から実際の給付までには、かなりの時間を要している。
- ✚ 最近では、レディメイドの車いすでも、背張り調整、背折れ機構、肘台高さ調節機構、足台脱着機構等を備えたものが一般的になりつつあり、どこまでをレディメイドと判断すべきか、その目安が欲しい。
- ✚ 常時使用する「頭部保護帽」の基準額を、もう少し高く設定してほしい。
- ✚ 地域生活支援事業における日常生活用具の適用範囲が、自治体で判断できるよう緩やかに設定されているものの、近年、製品の数が多く、給付するか否かの判断が難しく、自治体間の給付の有無にも差が生じている。
- ✚ 新製品や適正な価格に関する情報を集めることが難しい。特に日常生活用具は新製品が発売されるスピードが速く、事務レベルでの対応整備が追いつかない状況にある。

【補装具製造事業者】

- ✚ 自治体担当者は短期間に替わってしまい、障害者や機器に関する知識が十分と云えない。

- ✚ 日常生活用具についても、修理が可能な制度にして欲しい。

(5) その他、貸与方式導入に関する意見

【自治体】

- ✚ 貸与方式導入にあたっては、アフターメンテナンスも含めて、一括委託でないと、責任分担などの問題が生じる。しかし、レンタル事業の業務負担を考えると、大きな業者でないと参入できない可能性があり、その場合、地域の業者に影響を与える可能性がある。
- ✚ 福祉機器は、全体としての調整や適合が必要なため、部分的なパーツだけ他の制度になることがないようにしてほしい。
- ✚ 障害者には、様々な障害状況や生活実態があるため、支給か貸与か選択できる仕組みが必要である。
- ✚ 立位保持具（児童）、歩行器（児童）もレンタル制度の品目にのると、公費の有効活用につながると考える。

【補装具製造事業者】

- ✚ 高価な機器を貸与する場合、多様な機器を揃えるにあたって資金面での問題が生じる。
- ✚ 長期間貸与されない場合に、定期的なメンテナンス（充電等）が必要な機種（電動車いす、携帯会話補助装置、移動用リフト等）があり、メーカーでなければ管理が難しいものもある。
- ✚ 貸与事業を行う者の資格要件や設備基準が必要であると考ええる。
- ✚ 介護保険の場合、要介護度によって給付限度額が設定されている。身障制度にレンタル方式を導入する場合にはどうするか。
- ✚ 2～3ヶ月貸与して、購入に切り替えるシステムにしてはどうか。

VI. 検討委員による主な意見等

1. 障害児に対するレンタル事業の展開

現状では、公的なレンタル給付制度がなく、利用者の全額自己負担で利用している。

利用者への機器の選定、適合状況の確認等については、療育センター等の医師、セラピスト、リハビリテーション工学技士等をお願いしている。

レンタル料金の設定は、商品の仕入原価（輸入原価）と、製品が廃棄になるまでの概ねの期間を基に試算している。

【レンタル事業創設の背景】

- ✚ 申請から交付までに一定の時間を要するため、正式に給付されるまでのつなぎとしてレンタルサービスを提供すること
- ✚ 特に成長・発達が著しい児童の場合、希望品では適合できなくなるケースも多く、状態に応じたフレキシブルな対応が求められること
- ✚ 交付基準内で提供できる機器には限りがあり、本人の希望に沿わないケースがあること。また、市町村によっては、特例補装具として認められない場合もあること
- ✚ 輸入品の座位保持装置等高額用具は、特例補装具として認められないケースもあり、対象者に適合していても使用できない場合があること
- ✚ 補装具費の対象品目以外は、基本的に自費での購入しかなく、使用するにも試すこともできないこと 等

【利用者へのメリット】

- ✚ 必要な時に必要な期間だけ、利用することができる
- ✚ 選択の幅が広がる
- ✚ 安価な料金で利用できる
- ✚ メンテナンス等は、事業者が行うため、機器の安全性が保たれる 等

2. 学齢期前の児童に対するレンタルについて

学齢期前の児童に対する移動機器による支援は、将来、自立心を持った人間として育つ可能性を秘めるものであり、単に移動の自立だけではなく、脳の発達にも大きく寄与していると思われる。学齢期前の児童に対する貸与方式についても検討すべきである。

3. ライフスタイルに合わせて対応できる給付システムの構築について

利用者の身体状況の変化や、使用環境・生活様式の変化に、臨機応変に対応できる給付システムの在り方について検討する必要がある。

発達の問題や障害の状況、状態の変化、生活の拡大に社会参加、就労、就学をどうす

るかなど、利用者の生活環境を総合的に考えながら、その人に最も適した機器が提供されるようなシステムが必要である。

また、貸与方式を導入することにより、機器が定期的にメンテナンス（機器の保守点検等）されると言う点で、安全利用の推進に大きな効果が期待される。

4. 介護保険法における「特定疾病に該当する人」へのレンタルについて

介護保険法における特定疾病（例えば、「ALS疾患」などの場合）に該当する人については、介護保険からレンタル給付を受けることができる。

この場合には、介護支援専門員や福祉用具専門相談員において、機器の選定や適合性の判断、さらにモニタリング等が継続的に行われており、利用実態や要望（ニーズ）を定期的に確認するとともに、機器の安全利用にも役立っている。

5. 生活環境を踏まえた補装具製作とセラピスト等の関与の必要性について

特に座位保持装置について、リハビリ現場では適合していたとしても、在宅等その人の生活環境では合わないケースがある。製作にあたっては、利用者の生活環境を十分に踏まえたものであるとともに、適合性の判断については、療育センター等のセラピストの関与が必要不可欠である。決してパンフレットだけを見て決められるものではないことに留意する必要がある。

また、医療・福祉・介護の連携が必要であり、そのうえで、補装具の判定については更生相談所の果たすべき役割が大きい。

（セラピスト等には、医師やリハビリテーション工学技士を含む。）

6. 施設に対する機器のレンタル等について

児童に対する歩行器など、近年高額なものの申請が増加している。施設用であったり訓練用で必要であったりと、その都度、使用目的や使用場面（環境）によって、機器が必要とされることが多く、施設側に対する機器のレンタルや、施設が機器を導入するにあたって、助成されるような仕組みがあるとよい。

7. 貸与方式の有効活用について

ターミナルケアや、NICU（新生児特定集中治療室）から人工呼吸器をつけて退院されるような児童の場合には、早期に在宅環境を整える必要があり、機器の導入など迅速な対応が求められる。現行の仕組みでは、基本的にオーダーメイドであり、給付決定までに時間を要してしまう。

全ての種目をレンタルと云う訳にはいかないものの、より多くの商品の中から必要に応じて、必要な期間、レンタルできる仕組みが必要である。

また、レンタル方式を通じて、利用者に対して、いろいろな方々が関わり、社会の中

で孤立せず、より多くの人の目の中で見ていけると云う、セーフティーネットにも繋がる。

8. 給付品目の有効利用について

利用者の状態や状況の変化によって、給付された機器がすぐに使用できなくなることもあり、資源を有効活用する観点から、不要となった機器を、別の人が再利用できるような、リサイクルシステムの検討が必要である。

9. 長期化した場合のレンタル料について

レンタル機器の利用期間が長期化する場合には、購入した方が安くなる場合がある。貸与方式を導入した場合のレンタル料金の設定あたっては、貸与方式に要するコストを十分に考慮したうえで、利用者にとっても、事業者にとっても、不利益が生じないような、経済的で合理的な仕組みにすることが望まれる。

10. 手続き・制度の簡素化について

貸与方式を導入することによって、制度・手続きが複雑となり、利用者側の手続き、いままで以上に面倒になることは避けなければならない。

障害者やその家族にとっては、機器の相談、適合判定、調整等の業務を身近に行うような「福祉用具センター」のようなものが設置され、窓口が一本化されるとありがたい。

11. 貸与方式導入に伴うリスクとコストについて

貸与方式を導入することによって、

- ①一時的な利用（試用、適合状況の確認、訓練、旅行等に利用）
- ②状態の変化に対応（成長や病状の変化等）

など、利用者側にとって利用効果は大きいものの、最大のメリットである「必要な時に、必要な機器を、必要な期間だけ借りられるシステムを構築する」ことは、サービス提供者側にとって、大きなリスク（在庫・保管・消毒・メンテ・搬入搬出）を伴うことでもあり、適切で妥当なコストが反映されたレンタル料金と給付額にすることが重要である。

また、導入相談やモニタリング、アフターフォロー等については、一定のサービスの質が保たれ、かつ平準化されるような仕組みの検討が重要である。

12. 給付方式の選択について

現行の制度を踏まえ、給付が基本であること。一部の品目がレンタルされることによって、支給等がされなくなることは避けるべきである。むしろ、長期使用が想定されるケースが多いことから、原則給付とし、貸与も可能というスタンスが望ましいのではな

いか。

選択の幅を広げるという視点での整理検討が必要であり、貸与や給付の選択は利用者の希望も採り入れるべきではないか。

また、貸与方式の導入に伴い、特に「車いす」など、価格面だけみて単に安いものや安易にレディメイドを入れて、姿勢保持の重要性が無視されることの無いよう、個別製作や適合調整等の重要性を伝達普及する必要がある。

1.3. 専門職等の設置等について

障害者に対する補装具については、古くから義肢装具士が関与してきたところであり、義肢装具のみならず、座位保持装置や車いす等についても、その役割が拡大してきている現状がある。また、補装具としての支給（貸与又は給付）である以上、更生相談所が判定機能を持ち適切な供給がなされる必要がある。ただし、「障害児」の場合、更生相談所では、専門知識や経験が不足している場合が多いため、療育センターなど障害児のリハビリの専門機関との連携が必要である。

また、財団法人テクノエイド協会における福祉用具プランナー研修や、その他関係団体が行う講習を受けた人など、民間レベルで人材養成していくことも大変重要である。

1.4. 一時利用の定義と範囲

貸与方式の検討にあたって、一時利用の定義や範囲を明確化する必要がある。特に一時的な外出や旅行まで、公的給付するかについては検討の余地がある。

1.5. 重度障害者用意思伝達装置の給付に際して

障害者自立支援法の施行に伴い、現在、市町村では、補装具費の種目に取り入れられた重度障害者用意思伝達装置の適合判定に苦慮しており、給付決定までに、かなりの時間を要している。スイッチ部分や設置方法は、利用者の身体状況や使用環境によって異なるものであり、機器を給付するだけでなく、実際に使用することができるまでの訓練も重要である。

1.6. 重度障害者用意思伝達装置の適合判定について

市町村によっては、重度障害者用意思伝達装置の支給決定に際して、日本ALS協会が行う、貸し出し事業の利用を前提としているところもあり、利用者に機器が適合するか判断するための材料となっている。

機器利用にあたって、最も大切なことは、きちんとフィッティング（適合）ができる人材を養成し、また、操作スイッチ等の製作にあたっては、地域のボランティアなどとも適切に連携できるようなシステムが必要である。

17. 重度障害者用意思伝達装置の適切な給付と知識等の普及について

重度障害者用意思伝達装置が必要とされる場合、まず、利用者の身体機能を評価し、その後対応可能な事業者を探し、そして実際に機器のデモを行いながら、操作スイッチ類の検討を行うと云う手順があり、実際には、かなりの時間を要することとなる。特にスイッチ類については、その時の状態に、一番適したものを選んだとしても、すぐ合わなくなる場合もあることから簡単に交換できるような仕組みがあると便利である。

試用期間への対応、さらに使いこなすための支援を適切に行ったうえで、ハード部分を「レンタル」とし、スイッチ等のソフト部分は「給付」とするなど、分けて考える必要があるのではないか。

さらに、重度障害者用意思伝達装置は、利用者の状態に合わせて、適宜導入していくことが極めて重要な機器であり、障害者福祉の現場担当者に対して、正確な知識と適合技術を普及・伝達していくことが重要である。

18. 電動車いすのレンタルについて

電動車いすのコントロール部分を除く、モーター部分やフレーム等であれば、レンタルが十分に可能であり、分離した活用の仕方についても検討すべきである。一部を加工したりする場合、PL法の絡みもあることから、メーカーと供給事業者が協議しながら慎重に進めなければならない。

19. 児童に対する「車いす」や「座位保持装置」のレンタルについて

児童が使用する「座位保持装置のシート部分」などの体が密着する部分については、オーダーメイドで対応することが多く、この部分のレンタルは難しい。しかし、「車いす」や「座位保持装置の構造フレーム部分」等については、レンタル可能なものもあるのではないか。

20. 調整機能を有した座位保持装置（既製品）について

最近、本人の状態にフィッティングできる、調整機能を有した座位保持装置が開発・販売されている。

児童の場合、成長に合わせて、適宜適切に調整することが重要であり、これらの機器についてもレンタルを可能にすべきである。

Ⅶ. 調査のまとめと今後の方向性

1. 本調査のまとめ

市（区）町村アンケート調査および当事者ヒアリング調査を踏まえて、貸与方式の導入になじむ種目について検討した結果、「オーダーメイドでないもの」、あるいは「一時的な利用が最初から決まっているもの」、「介護保険の貸与サービス事業所でも扱えるもの」などについては、一定の利用環境を整えたうえであれば、貸与方式も有効であるとの整理が行われ、具体的には以下に掲げるような種目とその候補として抽出された。

- 車いす（オーダーメイド以外）
- 電動車いす（オーダーメイド以外）
- 歩行器
- 電気式たん吸引器
- 特殊寝台
- 特殊マット
- 移動用リフト
- 携帯用会話補助装置
- 重度障害者用意思伝達装置（本体部分）
- 装具のパーツ類
- 座位保持装置（モジュールパーツ、構造フレーム）

これらの種目は、市町村や事業者を対象に行ったヒアリング調査においても、「身体状況に変化が起りやすい障害者」や、「迅速な対応を求める利用者のニーズ」に応えるものであり、かつ「適切な選定適合を図るための方策」として、有効であるとの意見が多く聞かれた。

さらに、一部の種目については、新たに参入する事業者が増え、「利用者にとって選択の幅が拡大するもの」であり、貸与方式導入の効果が期待できるとされた。

他方、本事業では、自治体、事業者における「実施体制に関する課題」や、「業務負担に関する課題」、さらに「選定適合に関する課題」等について、その洗い出しを進めてきたところであるが、今後、より具体的な貸与方式の展開を考えるにあたっては、諸般の課題の解決に向けた、より実践的な方向性の検討が不可欠である。

貸与方式の導入に向けて、今後、より具体的な検討が必要と思われる事項について、以下に整理することとする。

2. 今後の方向性

(1) 貸与方式を導入した場合の事業・コストモデルの検証

利用者の状態の変化や一時利用に対応できる貸与方式については、利用者における利便性が向上するとともに、自治体において耐用年数を待たずして再交付等している現状を考えれば一定の効果が期待できる。

今後、貸与事業の導入に向けて実現の可能性を追求するために、利便性を支える事業者サイドの円滑な運営を目的として、どのような事業形態（展開地域と対象物の配送・回収、メンテナンスの態様を含む。）が考えられるのか、さらにその場合のコストモデルはどのようになるか等について、整理を進めることが有益と考えられる。

→ 先行的に補装具種目の自費レンタルを行っている事業者等もあるため、事業形態や採算性についての絞った詳細なヒアリングを行うことで、今後整理できる可能性がある。

また、日常生活用具のように、オーダーメイドの必要がなく、かつ利用指導等を必要としないものについては、長期に貸与を行った場合と、購入の場合との負担の差異等が検討課題となるが、具体的なモデルケースを検証することで、より実際的な事業のあり方が明確になると考えられる。

→ 給付を原則とし、利用者の選択により「貸与」も可能とする仕組みを基本とする。

そして、介護保険の貸与サービス事業所でも扱えるものの観点においては、介護保険よりも対象物が大きく多様化することが予測されることから、在庫にかかる管理や費用の負担について効率的な運営方法を構築することが望ましい。

(2) 貸与価格について

本事業では、貸与方式の導入が考えられる種目と、期待される効果、導入にあたっての課題等の洗い出し、整理を中心に進めてきたところであるが、貸与の価格のあり方とその水準に関する検討には至っていない。

云うまでもなく、貸与方式が事業として実現可能なものとなるには、利用者と事業者、自治体の三者にとって、効率的であり、かつ受け入れ可能な価格体系と水準によるものでなければならない。

自治体アンケートにおける指摘でも見られた、公定価格とするか、自由価格とするかといった論点をはじめとする価格体系のあり方については、以下の点を考慮しながら整理を進め、今後の方向性を明らかにすることが求められる。すなわち、①現在の補装具費支給制度との整合性、②既に実施されている介護保険の貸与方式との関係性、

③現在、介護保険の福祉用具貸与が抱えている課題等について、整理・分析を行い、すべての当事者にとって実効性があり、継続可能性の高い価格体系を追求することが必要である。

→ 貸与の「メリット」と「デメリット」を整理する。

→ 「原価」と「管理費等」を踏まえた一定の計算式の導入を検討する。

(3) 業務負担・事務処理について

自治体ヒアリングにおいて、一部の種目に貸与方式（貸与と支給等の併用）が導入されれば、各利用者のデータ項目が大きく増加することから、現行の台帳管理では限界があり、給付額管理等を含む新たなデータ管理システムが必要であると認識する自治体が多いことがわかった。また、各月の貸与に関する公費負担手続き等（集金方法・体系の整理、途中解約による貸与料金の返却を含む）の事務処理の増加に関する懸念も多く聞かれた。

これらの課題を解決するため、利用者ごとの状態像の変化やそれに対応する支援の記録、給付額管理等の自治体の業務負担・事務処理を統一的に整理し、効率的に利用者データを管理することのできるシステムの構築を行い、業務負担の軽減を図ることも、貸与方式導入の実現に寄与する方策のひとつと考えられる。

→ 介護保険における貸与サービスの仕組みを参考にする。

→ 他の障害者サービスの動向を踏まえ、効率的な事務処理・運営を構築する。

(4) 選定適合について

自治体および事業者ヒアリングの結果、貸与方式が導入された場合、利用者への適合が適切に行われることが担保されるかどうかについての懸念と、現状においても選定に関する助言指導を必要に応じて受けられる状況が整っているとは云えないとする指摘が多かった。

このような理由から貸与制度導入を実効あるものとするためには、特に適切な選定・適合にあたり、更生相談所が果たす役割がさらに重要性を増すことが考えられる。そのため、更生相談所は、今後、利用者の福祉用具活用にあたり、医療・福祉・介護等の各分野の連携の中核となって業務を行うことのできるよう、その機能の高度化が図られなければならない。

また、今後、選定・適合がさらに適切に行われるためには、利用者に対する福祉用具支援が可能な専門的知識を有する人材の養成がこれまで以上に重要となるが、財団法人テクノエイド協会による福祉用具プランナー等の専門的な人材資源の更なる活用が求められる。

また、支給等と貸与の併用、例えば、電動車いすのフレームをレンタル、スイッチ部分を支給の対象とするなど、部分的な貸与を考える場合、レンタル事業者と製造業者との安全面などの責任や役割の切り分けを明確にすることが必要であるが、その調整を誰が行うかを含めて実務的には難しいとの指摘が、自治体および事業者からあり、この点についての整理を進める。

- 安全面について、基本的には、補装具供給事業者に責任がある。
- 一方メーカーには製造物責任があり、給付と貸与が混在する場合の整理が必要。

(5) 機器のリサイクル・リユースシステムについて

利用者ヒアリング調査の結果、正式に給付されるまでの繋ぎとして、一時利用を希望する声が多く、また、家族で旅行や外食、催し物などへ出かける際に、一時的に借りられる仕組みがあれば、大変ありがたいとの意見がほとんどの利用者からあった。

さらに「携帯用会話補助装置」や「電気式たん吸引器」などについては、故障や緊急時の代替手段として、どうしても必要なときに一時的に借りられる仕組みが欲しいとの意見が、ほとんどの利用者から寄せられた。

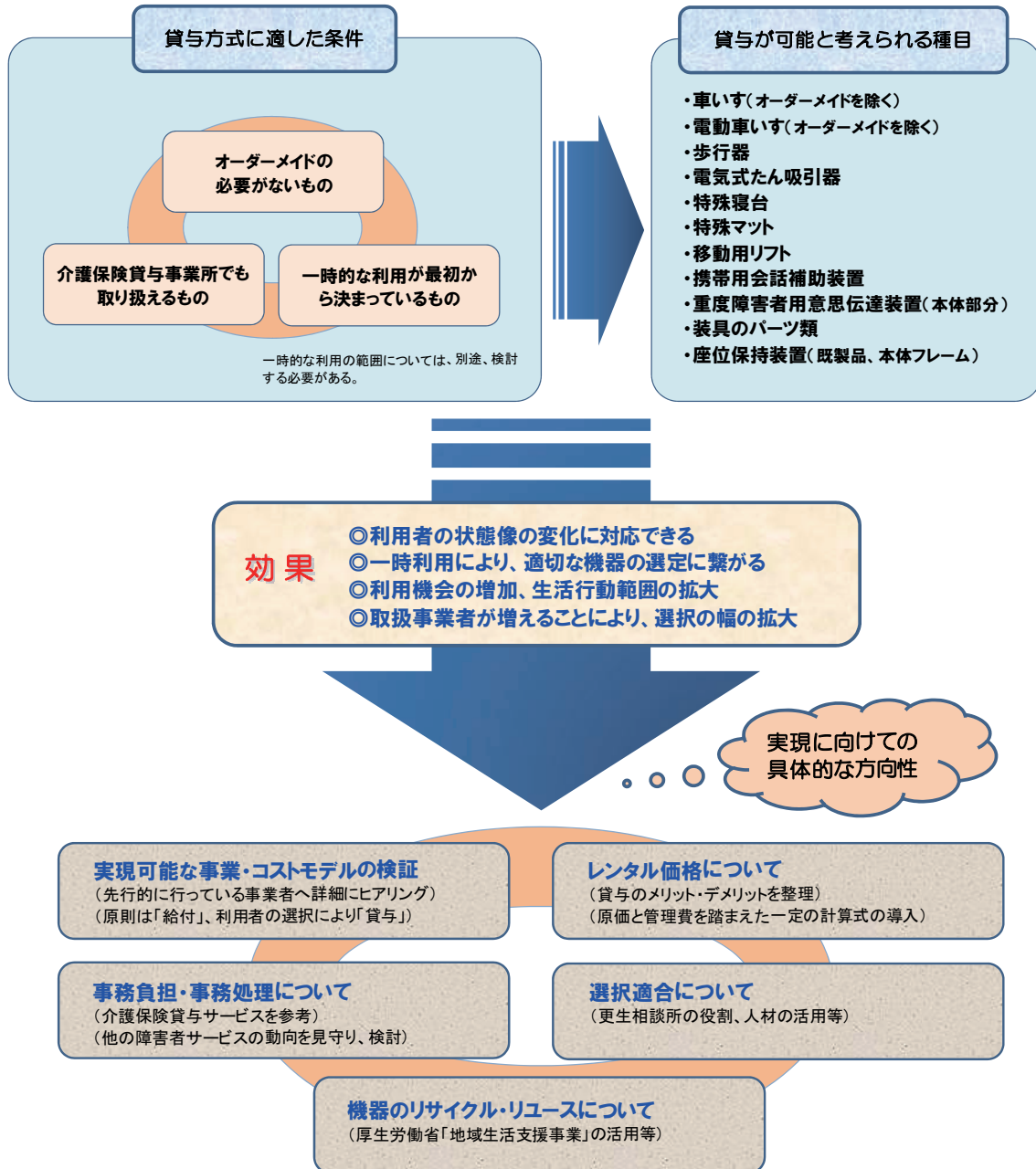
このような利用者の要望に応えようと、ヒアリングを実施した市町村では、地域の社会福祉協議会等と連携して、ニーズの多い機器を自治体の予算で購入したり、不要となった機器を再利用したりする仕組みをつくり、利用期間を限定したうえで、機器を無償貸出する事業を行っているとのことであった。

こうした市町村では、利用者の要望には応じているものの、製品の保管（場所、バッテリーの管理等）や、メンテナンスおよび修理に、費用がかかることから、財政的には厳しい状況であるとのことであった。

ヒアリング調査では、前述の理由から、一時利用を望む意見が多く聞かれたところであるが、前述した市町村が行う、福祉機器貸与事業の活用などを図ることにより、直ちに貸与方式を導入しなくても、かなりの利用者ニーズには応えられるものと思われる。

- 障害者自立支援法の「地域生活支援事業」の一事業（「福祉機器リサイクル事業」等）として展開を図ることも可能。

補装具費支給制度等における貸与方式導入に関する調査研究



第 2 部 資料編

資料1 「アンケート調査及び記入要領」

資料1「全国市(区)町村アンケート調査及び記入要領」

補装具費支給制度等における貸与方式導入に関するアンケート調査

本アンケート調査は、財団法人テクノエイド協会において、平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業から研究補助を受けて実施するものです。

調査内容は、障害者自立支援法に基づき、身体障害者（児）へ支給等される「補装具」や「日常生活用具」について、貸与方式導入の可能性を検討するための基礎的データを得ることを目的としています。

補装具費の支給等につきましては、限りある財源の有効活用と、利用者ニーズを適切に踏まえた効率的な支給方法等の検討が求められており、本調査で回答いただく内容は、極めて貴重な意見となります。本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

※参考：テクノエイド協会（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律に基づく指定法人）

1. 記載方法

①本調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロードして下さい。

<http://www.techno-aids.or.jp/>

②具体的な記載方法は、別添「記載例」及び「記入要領」を参照ください。

2. 提出方法

テクノエイド協会あて電子メールにて提出ください。

kikaku@techno-aids.or.jp

3. 提出期限

平成20年10月3日（金）17時までとさせていただきます。

財団法人テクノエイド協会

●ご担当者名記入欄

市区町村		回答番号	
部署		担当者名	
住所		電話	

本調査の結果は、調査目的の為にのみ使用するものとし、他の目的に使用することは致しません。

また、記載された内容につきましても、秘密の保護に遺漏なきよう厳重に注意致します。

補装具費支給制度等における貸与方式導入に関するアンケート調査

市区町村名	
部署名	

1. 補装具費の支給状況について

1. 1 平成19年度における種目別の給付実績（件数）を記入してください。

種目〈耐用年数〉	交付（件数）		修理（件数）		耐用年数未滿で再交付等したもの（件数）	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
01 義肢						
02 装具						
03 座位保持装置						
04 盲人安全つえ 〈2～5年〉						
05 義眼 〈2年〉						
06 眼鏡 〈4年〉						
07 補聴器 〈5年〉						
08 車いす 〈5年〉						
09 電動車いす 〈6年〉						
10 座位保持いす(児のみ) 〈3年〉						
11 起立保持具(児のみ) 〈3年〉						
12 歩行器 〈5年〉						
13 頭部保持具(児のみ) 〈3年〉						
14 排便補助具(児のみ) 〈2年〉						
15 歩行補助つえ 〈2～4年〉						
16 重度障害者用意思伝達装置 〈5年〉						
合 計	0件	0件	0件	0件	0件	0件

具体的な内容を、次頁
にご記入ください。

1. 2 耐用年数を待たずして行った再交付等の具体的な内容について記入してください。

種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理は、	障害者又は、障害児は、	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額

* 記入用紙が不足する場合は、追加してください。

2. 日常生活用具の給付状況について

2. 1 平成19年度における種目別の給付実績(件数)を記入してください。

種目、品目例等(耐用年数) <small>(耐用年数)は目安を表示していますので、市町村によって異なることも想定されます。</small>		給付(件数)		耐用年数未満で再給付したもの(件数)	
		障害者	障害児	障害者	障害児
① 介護・訓練支援用具	20 特殊寝台 (8年)				
	21 特殊マット (5年)				
	22 特殊尿器 (5年)				
	23 入浴担架 (5年)				
	24 体位変換器 (5年)				
	25 移動用リフト (4年)				
	26 訓練いす(児のみ) (5年)				
	27 訓練用ベッド(児のみ) (8年)				
28 その他の介護・訓練支援用具					
② 自立生活支援用具	29 入浴補助用具 (8年)				
	30 便器 (8年)				
	31 頭部保護帽 (3年)				
	32 T字状・棒状のつえ (3年)				
	33 移動・移乗支援用具 (8年)				
	34 特殊便器 (8年)				
	35 火災警報機 (8年)				
	36 自動消火器 (8年)				
	37 電磁調理器 (6年)				
	38 歩行時間延長信号機用小型送信機 (10年)				
	39 聴覚障害者用屋内信号装置 (10年)				
40 その他の自立生活支援用具					
③ 在宅療養等支援用具	41 透析液加温器 (5年)				
	42 ネブライザー(吸入器) (5年)				
	43 電気式たん吸引器 (5年)				
	44 酸素ボンベ運搬車 (10年)				
	45 盲人用体温計(音声式) (5年)				
	46 盲人用体重計 (5年)				
	47 その他の在宅療養等支援用具				
④ 情報・意思疎通支援用具	48 携帯用会話補助装置 (5年)				
	49 情報・通信支援用具				
	50 点字ディスプレイ (6年)				
	51 点字器 (標準型7年/携帯型5年)				
	52 点字タイプライター (5年)				
	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー (6年)				
	54 視覚障害者用活字文書読上げ装置 (6年)				
	55 視覚障害者用拡大読書器 (8年)				
	56 盲人用時計 (解読式10年/音声式5年)				
	57 聴覚障害者用通信装置 (5年)				
	58 聴覚障害者用情報受信装置 (6年)				
	59 人工喉頭 (笛式4年/電動式5年)				
	60 福祉電話(貸与)				
	61 ファックス(貸与)				
62 視覚障害者用ワープロプロセッサ(共同利用)					
63 点字図書					
64 その他の情報・意思疎通支援用具					
⑤ 排泄管理支援用具	65 ストーマ装具(ストーマ用品・洗腸用具)				
	66 紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品)				
	67 収尿器 (1年)				
	68 その他の排泄管理支援用具				
合 計		0件	0件	0件	0件

2. 2 耐用年数を待たずして再給付した用具の具体的な内容について記入してください。

上段:種 目 下段:品 目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額

* 記入用紙が不足する場合は、追加してください。

3. 貸与方式導入に関する意見等

3. 1 前記1又は2に関わらず、貸与方式の導入が望ましいと考えられる用具及びその理由を記入してください。

種目等	主な対象者	その理由

* 記入用紙が不足する場合は、追加してください。

3. 2 上記の種目等を仮に貸与方式も可能とした場合、想定される自治体における課題について記入してください。

--

3. 3 その他、貸与方式導入に関する意見、要望等を記入してください。

--

ご協力ありがとうございました。

記 載 例

補装具費支給制度等における貸与方式導入に関するアンケート調査

本アンケート調査は、財団法人テクノエイド協会において、平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業から研究補助を受けて実施するものです。

調査内容は、障害者自立支援法に基づき、身体障害者（児）へ支給等される「補装具」や「日常生活用具」について、貸与方式導入の可能性を検討するための基礎的データを得ることを目的としています。

補装具費の支給等につきましては、限りある財源の有効活用と、利用者ニーズを適切に踏まえた効率的な支給方法等の検討が求められており、本調査で回答いただく内容は、極めて貴重な意見となります。本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

※参考：テクノエイド協会（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律に基づく指定法人）

1. 記載方法
 - ①本調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロードして下さい。
<http://www.techno-aids.or.jp/>
 - ②具体的な記載方法は、別添「記載例」及び「記入要領」を参照ください。
2. 提出方法
テクノエイド協会あて電子メールにて提出ください。
kikaku@techno-aids.or.jp
3. 提出期限
平成20年10月3日（金）17時までとさせていただきます。

財団法人テクノエイド協会

この欄には、今回お送りしました封筒のダイレクトメール右下にある「番号」を記載してください。

●ご担当者名記入欄

市区町村	●●●市	回答番号	12345
部署	保健福祉部 障害福祉課	担当者名	●● ●●
住所	*****	電話	**-****-****

本調査の結果は、調査目的の為にのみ使用するものとし、他の目的に使用することは致しません。
また、記載された内容につきましても、秘密の保護に遺漏なきよう厳重に注意致します。

補装具費支給制度等における貸与方式導入に関するアンケート調査

記載例 ①

市区町村名	●●●市
部署名	保健福祉部 障害福祉課

1. 補装具費の支給状況について

1. 1 平成19年度における種目別の給付実績（件数）を記入してください。

種目〈耐用年数〉	交付（件数）		修理（件数）		耐用年数未滿で再交付等したもの（件数）	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
01 義肢	23件					
02 装具	10件	3件	3件			
03 座位保持装置	4件	27件		4件		
04 盲人安全つえ〈2～5年〉	8件				1件	
05 義眼〈2年〉		2件				
06 眼鏡〈4年〉						
07 補聴器〈5年〉	26件		2件			
08 車いす〈5年〉	43件	23件	5件	2件		
09 電動車いす〈6年〉	34件	20件	4件	3件		
10 座位保持いす（児のみ）〈3年〉						
11 起立保持具（児のみ）〈3年〉						
12 歩行器〈5年〉	32件	9件	9件	1件		
13 頭部保持具（児のみ）〈3年〉						
14 排便補助具（児のみ）〈2年〉						
15 歩行補助つえ〈2～4年〉	9件					
16 重度障害者用意思伝達装置〈5年〉	3件	4件	1件	1件	1件	
合 計	192件	88件	24件	11件	2件	0件

具体的な内容を、次頁にご記入ください。

記載例 ②

1. 2 耐用年数を待たずして行った再交付等の具体的な内容について記入してください。

種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理は、	障害者又は、障害児は、	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
16 重度障害者用意伝達装置〈5年〉	再交付	障害者	重複障害	1級	筋萎縮性側索硬化症	対象者の体調の変化(利用者の状態が急速に悪化し、使用中の入力装置では対応できなくなつたため)	入力装置の交換(接点式から光電式へ)、及びそれに付随する部品等の交換	120,000円
04 盲人安全つえ〈2~5年〉	再交付	障害者	視覚障害	1級	先天性両目無眼球症	自動車乗車時に、使用中のつえを狭み大きく破損したため	以前のものと同じ	4,600円

前頁の「耐用年数未満で再交付又は修理したもの(件数)」に記述した場合、その理由等をできるだけ具体的に記載して下さい。

この欄は、カーソルを置き、表示される選択リストから該当するものを選択して下さい。

* 記入用紙が不足する場合は、追加して下さい。

記 載 例 ③

2. 日常生活用具の給付状況について

2. 1 平成19年度における種目別の給付実績(件数)を記入してください。

種目、品目例等〈耐用年数〉 <small>〈耐用年数〉は目安を表示していますので、市町村によって異なることも想定されます。</small>		給付(件数)		耐用年数未滿で再給付したものの(件数)	
		障害者	障害児	障害者	障害児
① 介護用具・訓練支援	20 特殊寝台 〈8年〉	26件	8件		
	21 特殊マット 〈5年〉	24件	8件		
	22 特殊尿器 〈5年〉	3件	1件		
	23 入浴担架 〈5年〉				
	24 体位変換器 〈5年〉	18件	6件		
	25 移動用リフト 〈4年〉	8件	2件		
	26 訓練いす(児のみ) 〈5年〉				
	27 訓練用ベッド(児のみ) 〈8年〉				
	28 その他の介護・訓練支援用具				
② 自立生活支援用具	29 入浴補助用具 〈8年〉	8件	5件	1件	1件
	30 便器 〈8年〉	1件			
	31 頭部保護帽 〈3年〉				
	32 T字状・棒状のつえ 〈3年〉				
	33 移動・移乗支援用具 〈8年〉	2件			
	34 特殊便器 〈8年〉	9件			
	35 火災警報機 〈8年〉	2件			
	36 自動消火器 〈8年〉	2件			
	37 電磁調理器 〈6年〉				
	38 歩行時間延長信号機用小型送信機 〈10年〉				
	39 聴覚障害者用屋内信号装置 〈10年〉				
40 その他の自立生活支援用具					
③ 在宅療養等支援用具	41 透析液加温器 〈5年〉				
	42 ネブライザー(吸入器) 〈5年〉	6件	2件		
	43 電気式たん吸引器 〈5年〉				
	44 酸素ボンベ運搬車 〈10年〉				
	45 盲人用体温計(音声式) 〈5年〉	1件			
	46 盲人用体重計 〈5年〉				
	47 その他の在宅療養等支援用具				
④ 情報・意思疎通支援用具	48 携帯用会話補助装置 〈5年〉	3件	2件		
	49 情報・通信支援用具	2件			
	50 点字ディスプレイ 〈6年〉	2件			
	51 点字器 〈標準型7年/携帯型5年〉				
	52 点字タイプライター 〈5年〉				
	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー 〈6年〉				
	54 視覚障害者用活字文書読上げ装置 〈6年〉				
	55 視覚障害者用拡大読書器 〈8年〉	5件	2件		
	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉				
	57 聴覚障害者用通信装置 〈5年〉	1件			
	58 聴覚障害者用情報受信装置 〈6年〉	1件			
	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉				
	63 点字図書				
	64 その他の情報・意思疎通支援用具				
⑤ 排泄管理用具	65 ストーマ装具(ストーマ用品・洗腸用具)	10件	5件		
	66 紙おむつ等(紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品)				
	67 収尿器 〈1年〉				
	68 その他の排泄管理支援用具				
合 計		134件	41件	1件	1件

記載例④

2.2 耐用年数を待たずして再給付した用具の具体的な内容について記入してください。

上段：種 目	障害者又 は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付し た用具の相違点等	支給額
②自立生活支援用具 下段：品目例等 29 入浴補助用具（8年）	障害児	重複障害	1級	脳性麻痺	身体の成長により、既存のシャワー チェアが小さくなり座れなくなった ため。	成人用のシャワーチェア	25,000円
②自立生活支援用具 下段：品目例等 29 入浴補助用具（8年）	障害者	肢体不自由	3級	事故による一下肢の切断	入浴時、着座途中バランスを崩し転 倒し、シャワーチェアの脚部を破損し たため	以前より、重量や安定性があるもの にした	19,000円

この欄は、カーソルを置き、
表示される選択リストから該
当するものを選択して下さい。

前頁の「耐用年数未満で再給付したも
の（件数）」に記述した場合、その内
容をできるだけ具体的に記載して下さい。

* 記入用紙が不足する場合は、追加してください。

記載例⑤

3. 貸与方式導入に関する意見等

3.1 前記1又は2に関わらず、貸与方式の導入が望ましいと考えられる用具及びその理由を記入してください。

種目等	主な対象者	その理由
28 その他の介護・訓練支援用具 エアマット	床ずれのある方、床ずれの発生 の危険性のある方。	その時々 の体調の変化に合わせた商品が利用 できる。
<p><u>前頁までの給付実績にかかわらず、利用者からのニーズ等により、貸与方式を導入することが望ましいと考えられる事項について、具体的に記載して下さい。</u></p>		

* 記入用紙が不足する場合は、追加してください。

3.2 上記の種目等を仮に貸与方式も可能とした場合、想定される自治体における課題について記入してください。

3.3 その他、貸与方式導入に関する意見、要望等を記入してください。

ご協力ありがとうございました。

補装具費支給制度等における貸与方式導入に関する アンケート調査 記入要領

本アンケート調査は、財団法人テクノエイド協会において、平成 20 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業から研究補助を受けて実施するものです。

お忙しいところお手数をお掛けしますが、本調査の趣旨について、ご理解いただきご回答下さいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 調査票の取扱について

今回郵送している調査票は、当協会のホームページからダウンロードすることができます。ダウンロードしたファイルに直接入力してください。

また、調査票の提出は、下記の電子メールアドレスへ送信してください。

■ 調査票ダウンロード先 <http://www.techno-aids.or.jp/>

■ 提出先(電子メールアドレス) kikaku@techno-aids.or.jp

■ 提出期限 平成20年10月3日(金) 17時まで

2. 調査票の記入方法について

今回同封しております「記載例」を参考にしてください。

【1 頁目】

- 本調査票にご回答いただいた方の所属等を記入してください。
- 「回答番号」欄は、今回お送りしました封筒のダイレクトメールの右下に記載されている番号を記入してください。

【2 頁目】

- 平成 19 年度における補装具費の交付件数を実績ベースで記入してください。
- 耐用年数未満で再交付したものについては、3 頁で具体的な事由をうかがいます。該当のない場合には、記入不要です。

【3 頁目】

- 別添「記載例②」を参考にし、具体的な事由を記入してください。
- 今回の調査で最も重要な調査項目となります。できるだけ詳しく記入してください。

【4 頁目】

- 平成 19 年度における日常生活用具の給付件数を実績ベースで記入してください。
- 耐用年数未満で再給付したものについては、5 頁で具体的な事由をうかがいます。該当のない場合には、記入不要です。

【5 頁目】

- 別添「記載例④」を参考にして、具体的な事由を記入してください。
- 今回の調査で最も重要な調査項目となります。できるだけ詳しく記入してください。

【6 頁目】

- 3. 1
前頁までの交付実績等に関わらず、利用者からのニーズ等により貸与方式の導入が望ましいと考えられる種目や対象者、その理由を記入してください。
- 3. 2
前項の種目等を仮に貸与可能とした場合、自治体における課題や問題点等を記入してください。
- 3. 3
自由記述欄としています。

3. 本調査票に対する問い合わせ先

財団法人テクノエイド協会 企画部 よしおかそういちろう 吉岡聡一郎・ふるやくにあき 古谷邦晃・ごしまきよくに 五島清国
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
電話 03(3266)6883 F A X 03(3266)6885

資料2 「全国市(区)町村対象アンケート調査 集計結果」

(補装具費の支給実績)

1. 1 種目別 交付及び修理、再交付したものの件数（平成19年度実績）	4 7
1. 2 耐用年数を待たずして再交付等した主な理由（全体集計）	4 8
1. 3 耐用年数を待たずして再交付等した主な理由（種目別・理由（類型化））	5 3
1. 4 耐用年数を待たずして再交付等した主な理由〔障害者〕 （種目別・理由（類型化）・病名等）	5 5
1. 5 耐用年数を待たずして再交付等した主な理由〔障害児〕 （種目別・理由（類型化）・病名等）	5 6
1. 6 耐用年数を待たずして再交付等した理由（一部抽出）種目順	5 7

※1. 6については、膨大なデータ量であるため、一部の種目に限定して掲載している。

(日常生活用具の給付実績)

2. 1 種目別 給付及び再給付したものの件数（平成19年度実績）	1 7 6
2. 2 耐用年数を待たずして再給付した主な理由（全体集計）	1 7 7
2. 3 耐用年数を待たずして再給付した理由（全データ）種目順	1 8 1

(前記1及び2の給付実績にかかわらない自由回答)

3. 1 貸与方式の導入が望ましいと考えられる「種目」及び「その理由」（全体集計）	2 0 9
3. 2 貸与方式の導入が望ましいと考えられる「種目」及び「その理由」（全データ） 種目順	2 1 1
3. 3 3. 2の種目を仮に貸与方式も可能とした場合、想定される課題（全データ）	2 3 3
3. 4 その他、貸与方式導入に関する意見、要望等（全データ）	2 3 8

資料2「全国市(区)町村対象アンケート調査 集計結果」

1.1 種目別 交付及び修理、再交付したものの件数(平成19年度実績)

種目<耐用年数>	交付(件数)		修理(件数)		耐用年数未滿で再交付等したものの(件数)		耐用年数未滿で再交付等したものの(%)	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
01 義肢	3,389件	159件	3,481件	64件	80件	18件	6.7%	1.3%
02 装具	12,426件	7,892件	5,609件	1,162件	181件	474件	15.2%	34.3%
03 座位保持装置	1,232件	2,987件	989件	1,547件	36件	217件	3.0%	15.7%
04 盲人安全つえ〈2~5年〉	3,632件	93件	39件	6件	58件	6件	4.9%	0.4%
05 義眼〈2年〉	473件	68件	2件	4件	3件	2件	0.3%	0.1%
06 眼鏡〈4年〉	2,280件	152件	172件	21件	45件	16件	3.8%	1.2%
07 補聴器〈5年〉	16,435件	1,583件	9,000件	4,457件	433件	121件	36.3%	8.7%
08 車いす〈5年〉	8,602件	3,259件	14,619件	2,015件	246件	426件	20.6%	30.8%
09 電動車いす〈6年〉	1,118件	321件	5,657件	346件	77件	27件	6.5%	2.0%
10 座位保持いす(児のみ)〈3年〉		351件		95件		10件		0.7%
11 起立保持具(児のみ)〈3年〉		315件		74件		5件		0.4%
12 歩行器〈5年〉	547件	673件	90件	119件	2件	40件	0.2%	2.9%
13 頭部保持具(児のみ)〈3年〉		53件		3件		1件		0.1%
14 排便補助具(児のみ)〈2年〉		21件		3件		0件		0.0%
15 歩行補助つえ〈2~4年〉	1,969件	330件	47件	0件	28件	19件	2.3%	1.4%
16 重度障害者用意思伝達装置〈5年〉	263件	3件	88件	4件	3件	1件	0.3%	0.1%
合計	52,366件	18,260件	39,793件	9,920件	1,192件	1,383件	100.0%	100.0%

1.2 耐用年数を待たずして再交付等した主な理由(全体集計)

1. 貸与方式導入アンケートについて回答のあった市(区)町村 767 / 1,821 件
(アンケートを送付した全市区町村)

調査先	発送数	回収数	回収率
市	782	376	48.1%
特別区	23	11	47.8%
町	821	328	40.0%
村	195	52	26.7%
合計	1,821	767	42.1%

2. 補装具の再交付等の内容について回答のあった市(区)町村 310 / 767 件
(回答のあった市区町村)

3. 補装具の再交付等の全回答件数 2,384 件

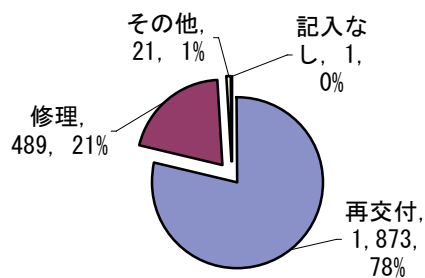
4. 耐用年数未満での再交付等の割合

耐用年数未満での再交付等の割合

再交付等	件数	比率
再交付	1,873	78.6%
修理	489	20.5%
その他	21	0.9%
記入なし	1	0.0%
総計	2,384	100.0%

耐用年数未満での再交付等の割合

再交付等の割合



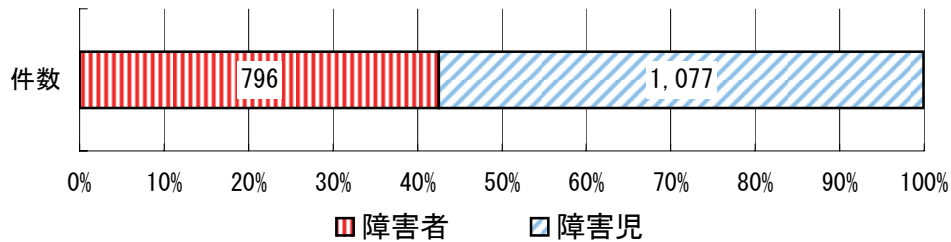
5. 耐用年数未満で再交付となった障害者と障害児の割合

耐用年数未満での再交付の対象者

対象者	件数	比率
障害者	796	42.5%
障害児	1,077	57.5%
総計	1,873	100.0%

耐用年数未満での再交付の対象者

再交付の対象者



6. 耐用年数未満で再交付となった種目

耐用年数未満での再交付の種目（総計）

〔総計〕

No.	種目	件数	比率
1	02 装具	510	27.2%
2	08 車いす	492	26.3%
3	07 補聴器	368	19.6%
4	03 座位保持装置	183	9.8%
5	04 盲人安全つえ	70	3.7%
6	01 義肢	59	3.2%
7	06 眼鏡	55	2.9%
8	15 歩行補助つえ	42	2.2%
9	12 歩行器	39	2.1%
10	09 電動車いす	38	2.0%
11	05 義眼	6	0.3%
12	10 座位保持いす	6	0.3%
13	11 起立保持具	4	0.2%
14	16 重度障害者用意思伝達装置	1	0.1%
15	13 頭部保持具	0	0.0%
16	14 排便補助具	0	0.0%
合計		1,873	100.0%

* 障害児のみ
10 座位保持いす
11 起立保持具

耐用年数未満での再交付の種目（障害者）

〔障害者〕

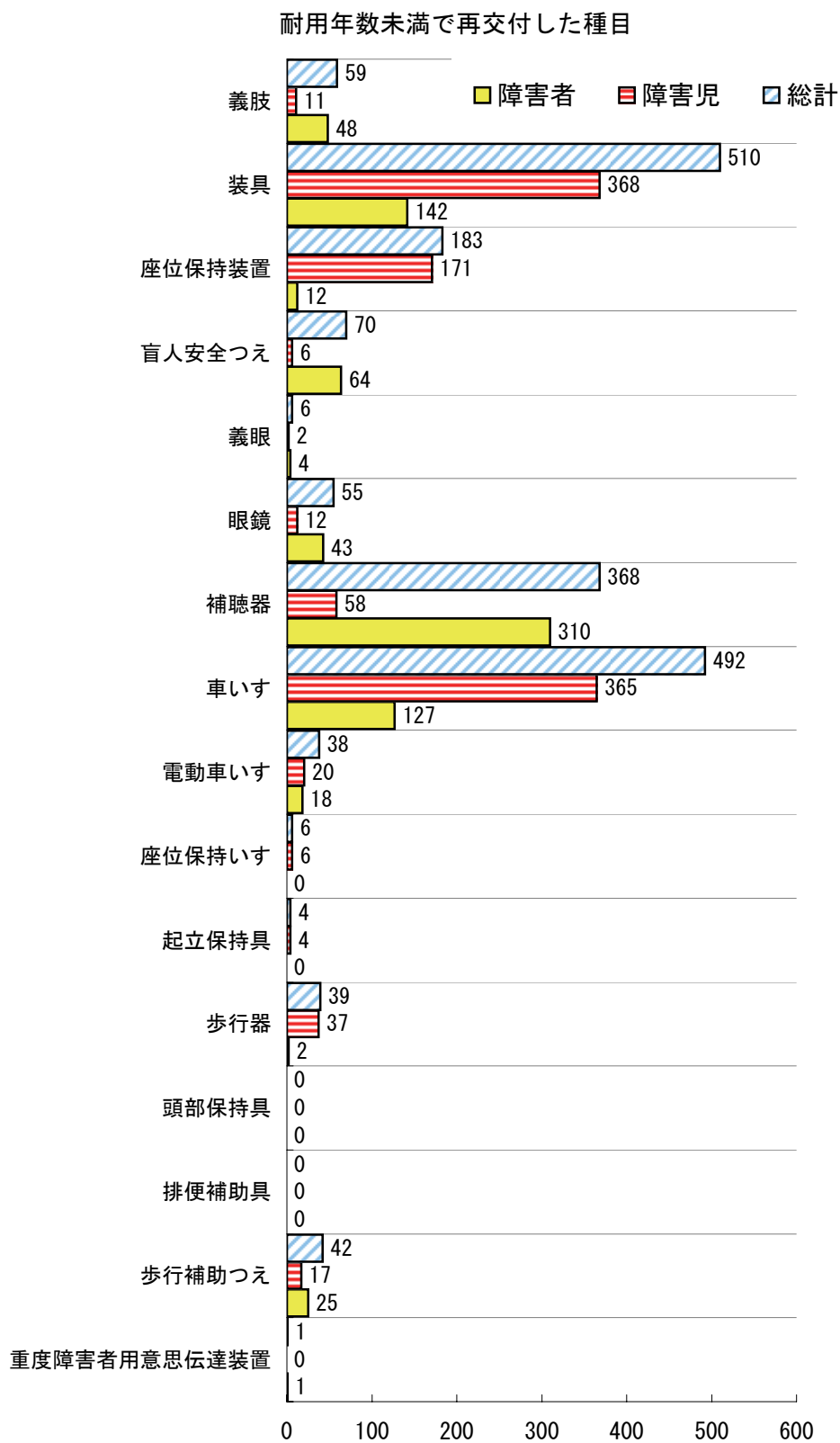
No.	種目	件数	比率
1	07 補聴器	310	38.9%
2	02 装具	142	17.8%
3	08 車いす	127	16.0%
4	04 盲人安全つえ	64	8.0%
5	01 義肢	48	6.0%
6	06 眼鏡	43	5.4%
7	15 歩行補助つえ	25	3.1%
8	09 電動車いす	18	2.3%
9	03 座位保持装置	12	1.5%
10	05 義眼	4	0.5%
11	12 歩行器	2	0.3%
12	16 重度障害者用意思伝達装置	1	0.1%
13	10 座位保持いす	0	0.0%
14	11 起立保持具	0	0.0%
15	13 頭部保持具	0	0.0%
16	14 排便補助具	0	0.0%
総計		796	100.0%

耐用年数未満での再交付の種目（障害児）

〔障害児〕

No.	種目	件数	比率
1	02 装具	368	34.2%
2	08 車いす	365	33.9%
3	03 座位保持装置	171	15.9%
4	07 補聴器	58	5.4%
5	12 歩行器	37	3.4%
6	09 電動車いす	20	1.9%
7	15 歩行補助つえ	17	1.6%
8	06 眼鏡	12	1.1%
9	01 義肢	11	1.0%
10	04 盲人安全つえ	6	0.6%
11	10 座位保持いす	6	0.6%
12	11 起立保持具	4	0.4%
13	05 義眼	2	0.2%
14	13 頭部保持具	0	0.0%
15	14 排便補助具	0	0.0%
16	16 重度障害者用意思伝達装置	0	0.0%
総計		1,077	100.0%

耐用年数未満での再交付の種目

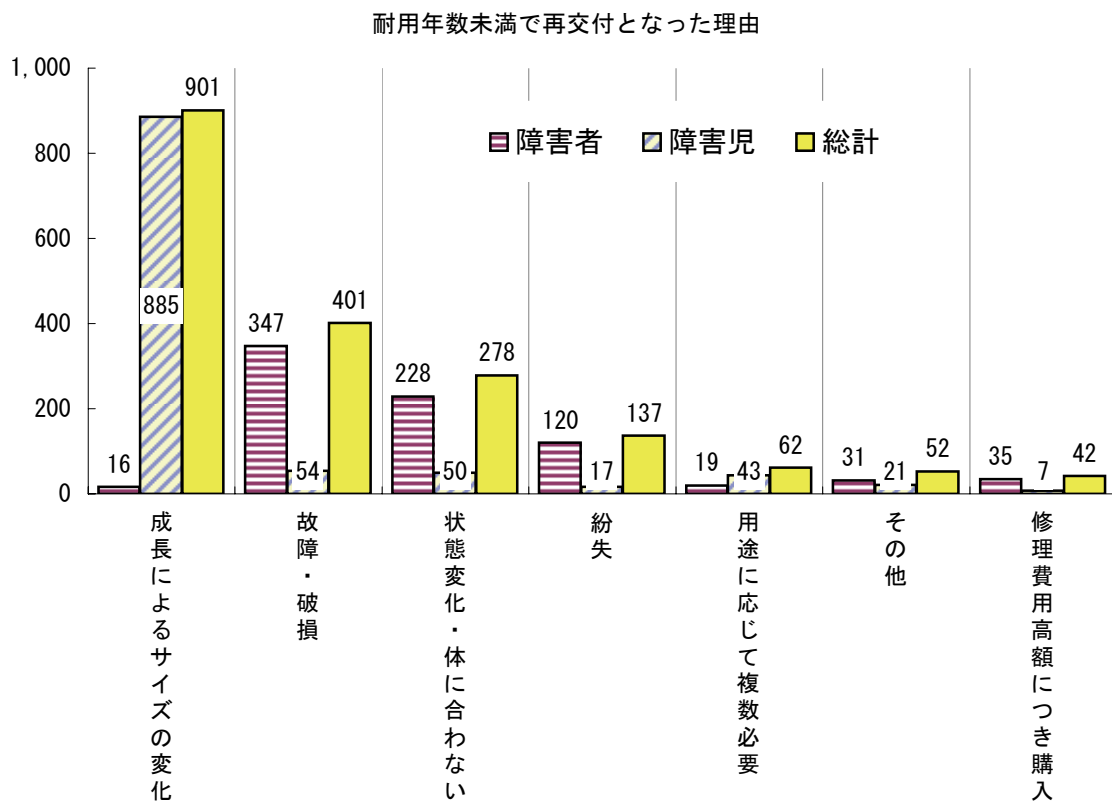


7. 耐用年数未満で再交付となった理由

耐用年数未満での再交付となった理由

No.	理由	障害者	障害児	総計
1	02 成長によるサイズの変化	16	885	901
2	03 故障・破損	347	54	401
3	01 状態変化・体に合わない	228	50	278
4	05 紛失	120	17	137
5	07 用途に応じて複数必要	19	43	62
6	08 その他	31	21	52
7	06 修理費用高額につき購入	35	7	42
総計		796	1,077	1,873

耐用年数未満での再交付となった理由



1.3 耐用年数を待たずして再交付等した主な理由(種目別・理由(類型化))

種目<耐用年数>	理由	障害者	障害児	総計	比率
1 02 装具	01 状態変化・体に合わない	56	8	64	12.5%
	02 成長によるサイズの変化	3	328	331	64.9%
	03 故障・破損	76	17	93	18.2%
	04 修理・(部品)交換				0.0%
	05 紛失	1		1	0.2%
	06 修理費用高額につき購入	4	4	8	1.6%
	07 用途に応じて複数必要	1	8	9	1.8%
	08 その他	1	3	4	0.8%
	合計		142	368	510
2 08 車いす (5年)	01 状態変化・体に合わない	57	12	69	14.0%
	02 成長によるサイズの変化	9	325	334	67.9%
	03 故障・破損	39	6	45	9.1%
	04 修理・(部品)交換				0.0%
	05 紛失	1		1	0.2%
	06 修理費用高額につき購入	7		7	1.4%
	07 用途に応じて複数必要	10	18	28	5.7%
	08 その他	4	4	8	1.6%
	合計		127	365	492
3 07 補聴器 (5年)	01 状態変化・体に合わない	49	9	58	15.8%
	02 成長によるサイズの変化		10	10	2.7%
	03 故障・破損	115	15	130	35.3%
	04 修理・(部品)交換				0.0%
	05 紛失	104	16	120	32.6%
	06 修理費用高額につき購入	22	1	23	6.3%
	07 用途に応じて複数必要	2		2	0.5%
	08 その他	18	7	25	6.8%
	合計		310	58	368
4 03 座位保持装置	01 状態変化・体に合わない	6	7	13	7.1%
	02 成長によるサイズの変化	2	141	143	78.1%
	03 故障・破損		5	5	2.7%
	04 修理・(部品)交換				0.0%
	05 紛失				0.0%
	06 修理費用高額につき購入	1		1	0.5%
	07 用途に応じて複数必要	3	13	16	8.7%
	08 その他		5	5	2.7%
	合計		12	171	183
5 04 盲人安全つえ (2~5年)	01 状態変化・体に合わない	1		1	1.4%
	02 成長によるサイズの変化		3	3	4.3%
	03 故障・破損	57	3	60	85.7%
	04 修理・(部品)交換				0.0%
	05 紛失	6		6	8.6%
	06 修理費用高額につき購入				0.0%
	07 用途に応じて複数必要				0.0%
	08 その他				0.0%
	合計		64	6	70
6 01 義肢	01 状態変化・体に合わない	23		23	39.0%
	02 成長によるサイズの変化	1	11	12	20.3%
	03 故障・破損	20		20	33.9%
	04 修理・(部品)交換				0.0%
	05 紛失				0.0%
	06 修理費用高額につき購入				0.0%
	07 用途に応じて複数必要	1		1	1.7%
	08 その他	3		3	5.1%
	合計		48	11	59

種目<耐用年数>	理由	障害者	障害児	総計	比率
7 06 眼鏡 <4年>	01 状態変化・体に合わない	24	7	31	56.4%
	02 成長によるサイズの変化		3	3	5.5%
	03 故障・破損	12		12	21.8%
	04 修理・(部品)交換				0.0%
	05 紛失	5	1	6	10.9%
	06 修理費用高額につき購入				0.0%
	07 用途に応じて複数必要				0.0%
	08 その他	2	1	3	5.5%
合計		43	12	55	100.0%
8 15 歩行補助つえ <2~4年>	01 状態変化・体に合わない	3	1	4	9.5%
	02 成長によるサイズの変化		8	8	19.0%
	03 故障・破損	20	8	28	66.7%
	04 修理・(部品)交換				0.0%
	05 紛失	2		2	4.8%
	06 修理費用高額につき購入				0.0%
	07 用途に応じて複数必要				0.0%
	08 その他				0.0%
合計		25	17	42	100.0%
9 12 歩行器 <5年>	01 状態変化・体に合わない		2	2	5.1%
	02 成長によるサイズの変化		30	30	76.9%
	03 故障・破損				0.0%
	04 修理・(部品)交換				0.0%
	05 紛失				0.0%
	06 修理費用高額につき購入	1	2	3	7.7%
	07 用途に応じて複数必要	1	3	4	10.3%
	08 その他				0.0%
合計		2	37	39	100.0%
10 09 電動車いす <6年>	01 状態変化・体に合わない	8	3	11	28.9%
	02 成長によるサイズの変化	1	16	17	44.7%
	03 故障・破損	6		6	15.8%
	04 修理・(部品)交換				0.0%
	05 紛失				0.0%
	06 修理費用高額につき購入				0.0%
	07 用途に応じて複数必要	1		1	2.6%
	08 その他	2	1	3	7.9%
合計		18	20	38	100.0%

1. 4 耐用年数を待たずして再交付等した主な理由〔種目別・理由(類型化)・病名等〕

耐用年数未満での再交付 障害者

種目(耐用年数)	理由	件数	比率	No.	種目別理由上位	No.	病名	件数	比率	病名・特記	障害名	
No.1 補聴器 (5年)	01.状態変化、体に合わない 02.成長によるサイズの変化 03.故障・破損 04.修理・(部品)交換 05.紛失 06.修理費用高額につき購入 07.用途に応じて複数必要 08.その他	49	15.3%	1	03 故障・破損	116件	1. 感音性難聴 2. 混合性難聴 3. 中耳炎	47件	40.9%	先天性1件、混合性難聴と併発2件を含む	聴覚障害、言語障害	
		115	0.0%	1				15件	13.0%		聴覚障害	
		3	37.1%					8件	7.0%		聴覚障害	
		104	0.0%	2	05 紛失	104件	1. 感音性難聴 2. 混合性難聴 3. 中耳炎	34件	32.7%	内耳性難聴と併発2件を含む	聴覚障害、言語障害	
		22	33.5%					9件	8.7%		聴覚障害	
		2	7.1%					6件	5.8%		聴覚障害	
		2	0.6%									
		18	5.8%									
		310	100.0%									
		合計										
No.2 02 器具	01.状態変化、体に合わない 02.成長によるサイズの変化 03.故障・破損 04.修理・(部品)交換 05.紛失 06.修理費用高額につき購入 07.用途に応じて複数必要 08.その他	56	39.4%	1	03 故障・破損	76件	1. 脳出血 2. 脳梗塞 3. 脊髄小脳萎縮	16件	21.1%	脳内血腫術後後遺症1件を含む	四肢機能障害(右、左半身不随等)、体幹機能障害	
		3	2.1%					8件	10.5%		四肢機能障害(右、左半身不随等)、体幹機能障害	
		76	53.5%					5件	6.6%		四肢機能障害、体幹機能障害	
		1	0.0%	2	01 状態変化、体に合わない	56件	1. 脳梗塞 2. 脳出血 3. 疾患	13件	23.2%		四肢機能障害(右、左半身不随等)、体幹機能障害	
		1	0.7%					12件	21.4%		四肢機能障害(右、左半身不随等)、体幹機能障害	
		4	2.6%					4件	7.1%		四肢機能障害(右、左半身不随等)	
		1	0.7%									
		142	100.0%									
		合計										
		No.3 08 車いす (5年)	01.状態変化、体に合わない 02.成長によるサイズの変化 03.故障・破損 04.修理・(部品)交換 05.紛失 06.修理費用高額につき購入 07.用途に応じて複数必要 08.その他	57	4.8%	1	01 状態変化、体に合わない	57件	1. 脳性麻痺 2. 疾患 3. 脳脊髄損傷(骨折)	15件	26.3%	頸椎症・骨髄症との併発1件を含む
9	7.1%							6件	10.5%		四肢機能障害(上肢、下肢)、体幹機能障害、呼吸機能障害	
39	30.7%							3件	5.3%		四肢機能障害(上肢、下肢)、体幹機能障害	
1	0.0%			2	03 故障・破損	38件	1. 脳性麻痺 2. 脊髄小脳萎縮 3. 脊髄炎	7件	17.9%		四肢機能障害(上肢、下肢)、体幹機能障害、移動機能障害	
1	0.8%							3件	7.7%		四肢機能障害	
7	5.5%							2件	5.1%		四肢機能障害	
10	7.9%							2件	5.1%		四肢機能障害、膀胱機能障害	
4	3.1%										四肢機能障害、体幹機能障害	
127	100.0%											
合計												
No.4 04 盲人安全つえ (2~5年)	01.状態変化、体に合わない 02.成長によるサイズの変化 03.故障・破損 04.修理・(部品)交換 05.紛失 06.修理費用高額につき購入 07.用途に応じて複数必要 08.その他	1	1.6%	1	03 故障・破損	57件	1. 網膜色素変性症 2. 糖尿病性網膜症 3. 緑内障	6件	10.5%	他の病気と併発を含む	視覚障害	
		57	89.1%					4件	7.0%		視覚障害、視野障害	
		6	9.4%	2	05 紛失	6件	1. 線内障 2. 視神経萎縮 3. 脳血管疾患	1件	16.7%	左眼近視性の高度近視を含む	視覚障害、視野障害	
		6	9.4%					1件	16.7%		視覚障害、視野障害	
		0	0.0%					1件	16.7%		視覚障害	
		0	0.0%					1件	16.7%		視覚障害	
		0	0.0%									
		64	100.0%									
		合計										
		No.5 01 義肢	01.状態変化、体に合わない 02.成長によるサイズの変化 03.故障・破損 04.修理・(部品)交換 05.紛失 06.修理費用高額につき購入 07.用途に応じて複数必要 08.その他	23	47.8%	1	01 状態変化、体に合わない	23件	1. 疾患 2. 細粒膜下出血 3. 骨髄炎 4. 変形関節症 5. 挫傷	4件	17.4%	左大腿1/2切断、右足関節切断
1	2.1%			1				1件	4.3%	右大腿1/2切断、右大腿機能(全廃)	右上下肢機能障害	
20	41.7%							1件	4.3%	両下腿シヨハ一関節切断	下肢機能障害	
0	0.0%							1件	4.3%	左大腿1/2切断、右関節機能(全廃)	四肢機能障害(上肢、下肢)	
0	0.0%							1件	4.3%	左大腿切断	四肢機能障害(上肢、下肢)	
0	0.0%							3件	15.0%	左リフトワン切断、右指切断、左前腕切断	四肢機能障害(上肢、下肢)	
1	2.1%			2	03 故障・破損	20件	1. 外傷・火傷 2. 疾患 3. 糖尿病・腎臓機能障害	2件	10.0%	両下腿1/2以上切断	四肢機能障害、直腸機能障害	
3	6.3%							1件	5.0%	両下腿1/2以上切断	四肢機能障害	
48	100.0%											
合計												

1.5 耐用年数を待たずして再交付等した主な理由〔障害児〕(種目別・理由(類型化)・病名等)

補装具 耐用年数未済での再交付 障害児

種目(耐用年数)	理由	件数	比率	No.	種目別理由上位	No.	病名	件数	比率	病名・特記	障害名	
No.02 装具	01. 状態変化・体に合わない	6	2.4%	1	02 成長によるサイズの変化	1	脳性麻痺	137件	41.0%	脳性小児麻痺7件、他の病気を併発を含む	四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害、移動機能障害	
	02. 成長によるサイズの変化	328	89.1%	1	02 成長によるサイズの変化	328件	疾患	56件	17.1%	先天性疾患を含む	四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害、移動機能障害	
	03. 故障・破損	17	4.6%	3	03 故障・破損	23件	二分骨椎症(脊髄腫瘍)	8件	7.0%		四肢機能障害(上肢・下肢)、移動機能障害、膀胱・直腸機能障害	
	04. 修理・(部品)交換	0	0.0%	1	03 故障・破損	17件	脳性麻痺	8件	47.1%		四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害	
	05. 紛失	4	0.0%	2	05 紛失	4件	疾患	5件	29.4%		四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害、移動機能障害	
	06. 修理費用高額につき購入	4	1.1%	3	06 修理費用高額につき購入	4件	下腿骨腫炎	1件	5.9%		四肢機能障害(上肢・下肢)	
	07. 用途に応じて複数必要	8	2.2%									
	08. その他	3	0.8%									
	合計		368	100.0%								
	No.03 車いす(5年)	01. 状態変化・体に合わない	12	3.3%	1	02 成長によるサイズの変化	1	脳性麻痺	129件	39.7%	脳性小児麻痺7件、他の病気を併発を含む	四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害、移動機能障害
02. 成長によるサイズの変化		325	89.0%	1	02 成長によるサイズの変化	325件	疾患	66件	20.3%	先天性疾患を含む	四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害、移動機能障害	
03. 故障・破損		6	1.6%	3	03 故障・破損	6件	二分骨椎症(脊髄腫瘍)	7件	2.2%		四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害、膀胱・直腸機能障害	
04. 修理・(部品)交換		0	0.0%	1	07 用途に応じて複数必要	18件	脳性麻痺	8件	44.4%		四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害	
05. 紛失		0	0.0%	2	07 用途に応じて複数必要	18件	虚血性脳症	1件	5.6%		移動機能障害	
06. 修理費用高額につき購入		0	0.0%									
07. 用途に応じて複数必要		18	4.9%									
08. その他		4	1.1%									
合計			365	100.0%								
No.03 座位保持装置		01. 状態変化・体に合わない	7	4.1%	1	02 成長によるサイズの変化	1	脳性麻痺	82件	44.0%	脳性小児麻痺7件、他の病気を併発を含む	四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害、移動機能障害
	02. 成長によるサイズの変化	141	82.5%	1	02 成長によるサイズの変化	141件	疾患	18件	12.8%	先天性疾患を含む	四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害、移動機能障害	
	03. 故障・破損	5	2.9%	3	03 故障・破損	5件	低酸素脳症	6件	4.3%		四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害	
	04. 修理・(部品)交換	0	0.0%	1	07 用途に応じて複数必要	13件	脳性麻痺	9件	69.2%	脳性小児麻痺を含む	四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害	
	05. 紛失	0	0.0%	2								
	06. 修理費用高額につき購入	0	0.0%									
	07. 用途に応じて複数必要	13	7.6%									
	08. その他	5	2.9%									
	合計		171	100.0%								
	No.04 補聴器(5年)	01. 状態変化・体に合わない	9	15.5%	1	05 紛失	1	感音性難聴	9件	56.3%	先天性1件を含む	聴覚障害
02. 成長によるサイズの変化		10	17.2%	1	05 紛失	16件	タナー症候群	1件	6.3%		聴覚障害	
03. 故障・破損		19	25.9%									
04. 修理・(部品)交換		0	0.0%	2	09 故障・破損	15件	感音性難聴	12件	80.0%	先天性1件を含む	聴覚障害	
05. 紛失		16	27.6%									
06. 修理費用高額につき購入		1	1.7%									
07. 用途に応じて複数必要		0	0.0%									
08. その他		7	12.1%									
合計			58	100.0%								
No.05 12歩行器(5年)		01. 状態変化・体に合わない	2	4.2%	1	02 成長によるサイズの変化	1	脳性麻痺	15件	60.0%	脳性小児麻痺4件を含む	四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害、移動機能障害
	02. 成長によるサイズの変化	30	62.5%	1	02 成長によるサイズの変化	30件	疾患	5件	16.7%	先天性3件を含む	四肢機能障害(上肢・下肢)、体幹機能障害	
	03. 故障・破損	0	0.0%									
	04. 修理・(部品)交換	0	0.0%	2	07 用途に応じて複数必要	3件	急性脳症	1件	3.3%		体幹機能障害	
	05. 紛失	0	0.0%									
	06. 修理費用高額につき購入	2	4.2%									
	07. 用途に応じて複数必要	3	6.3%									
	08. その他	0	0.0%									
	合計		37	100.0%								

1.6 耐用年数を待たずして再交付した理由(一部抽出) 種目順

ID	県名	市区町村	種目<耐用年数>	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と異なる補装具の相違点等	支給額
90	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	体幹機能障害(座位不能) (1級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなってきたため、再製作	特になし	126,813円
91	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	左上肢機能全廃(2級) 左下肢機能障害(4級) 右下肢機能障害(7級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなってきたため、再製作	特になし	190,776円
92	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	体幹機能障害(座位不能) (1級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなってきたため、再製作	特になし	124,310円
93	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性上肢障害(2級) 脳原性移動障害(2級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなってきたため、再製作	特になし	150,380円
94	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性上肢障害(2級) 脳原性移動障害(2級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなってきたため、再製作	特になし	150,380円
95	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	両上肢機能全廃(1級) 体幹機能障害(座位不能) (1級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなってきたため、再製作	特になし	283,940円
96	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害(起立困難) (2級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなってきたため、再製作	特になし	133,488円
98	北海道	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳障害による右上下肢機能の全廃	破損し修理対応が困難となったため。	以前支給した補装具と同じ	37,450円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
99	北海道	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	右脳出血	破損し修理対応が困難となったため。	以前支給した補装具と同じ	135,795円
100	北海道	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	5級	先天性両足関節機能障害	身体の成長により、以前に交付した装具が使用困難になったため。		123,455円
101	北海道	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	大脳形成不全	身体の成長により、以前に交付した装具が使用困難になったため。	2足交付	206,309円
102	北海道	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	4級	脳性麻痺	身体の成長により、以前に交付した装具が使用困難になったため。		95,574円
103	北海道	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	ルビンスタン症候群	身体の成長により、以前に交付した装具が使用困難になったため。	2足交付	167,139円
104	北海道	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	5級	先天性両足関節機能障害	身体の成長により、以前に交付した装具が使用困難になったため。		124,053円
105	北海道	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	5級	重症ミオクシア反脛平足	身体の成長により、以前に交付した装具が使用困難になったため。	2足交付	167,139円
106	北海道	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	両下肢の機能の著しい障害	体の成長で装具が合わなくなったため	同じもの	168,195円
107	北海道	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳出血後遺症による左半身麻痺、歩行時足指が支えられず立ち立って歩くことが困難	施設での歩行訓練以外に日に3kmほど歩いているため、通常より消耗が激しく、過去に本人から事情及び消費の度合いについて確認したため。	なし	120,685円
108	北海道	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脊髄性小児麻痺	対象者の身体状況の変化により装具が体に合わなくなった	対象者の体に合わせ微調整して作成	89,409円
109	北海道	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脊髄膜瘤	装具が小さくなり体に合わなくなったため	対象者の体に合わせ微調整して作成	90,198円
110	北海道	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳内血腫術後による右上下肢の機能全廃	劣化が激しく使用が困難なため	以前のものと同一	41,663円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
111	北海道	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	左上下肢機能全廃	破損し修理不能	以前の物と同じ	52,375円
112	北海道	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	4 級	左下肢機能の著しい障害 左上下肢機能の軽度の障害	破損し修理不能	以前の物と同じ	37,496円
113	北海道	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	骨髄髄膜瘤	成長が著しかった為	特に無	77,589円
114	北海道	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	骨髄髄膜瘤	成長が著しかった為	内張り（足部）を追加	79,722円
115	北海道	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脊髄髄膜瘤 (二分背椎)による弛緩性麻痺 により下肢機能の全廃	靴型装具のため、障害児の成長にあわせて、支給する必要がある。(学校用・家庭用)		320,389円
116	青森県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2 級	脳出血による左下肢機能の全廃 左下肢機能の著しい障害	修理不可能のため	以前のものと同じ	37,450円
117	岩手県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	脳出血による左下肢機能の著しい障害	体にあわなくなってきたためやむを得ず。	あり。	56,222円
118	岩手県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	脳梗塞による左下肢機能障害	体にあわなくなってきたためやむを得ず。	あり。	23,869円
119	岩手県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	脳梗塞による左下肢機能障害	体にあわなくなってきたためやむを得ず。	あり。	43,939円
120	岩手県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	3 級	脊髄性小児麻痺による左下肢機能障害	体にあわなくなってきたためやむを得ず。	あり。	99,745円
121	岩手県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	二分背椎による体幹屈曲による左下肢機能障害	体にあわなくなってきたためやむを得ず。	あり。	80,834円
122	岩手県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	4 級	脳梗塞による左下肢機能障害	体にあわなくなってきたためやむを得ず。	あり。	23,869円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
123	岩手県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	脳出血による右体幹上下肢機能障害	体にあわなくなつたためやむを得ず。	あり。	129,733円
124	岩手県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	高圧性脳出血による右体幹上下肢機能障害	体にあわなくなつたためやむを得ず。	あり。	39,861円
125	岩手県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	二分椎による両足関節機能障害	体にあわなくなつたためやむを得ず。	あり。	60,625円
126	岩手県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による上肢機能障害	体にあわなくなつたためやむを得ず。	あり。	25,631円
127	岩手県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	被殻出血による左上下肢機能障害	対象者の使用頻度が高くて部品が消耗したため	前回と同じ	54,322円
128	岩手県	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	ギランバレー症候群による両上肢・両下肢機能障害	プラスチック製で、破損の際に修理できなかったため	以前のものと同一	85,841円
129	岩手県	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	重複障害	2級	筋強直性ジストロフィーによる両上肢機能障害	障害が重くなり、装具が合わなくなつたため	前回交付のものよりも高度な補装具となっている	87,880円
130	岩手県	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳出血による右上下肢機能障害	プラスチック製で、破損の際に修理できなかったため	以前のものと同一	46,814円
131	宮城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性機能による両上肢・両下肢移動機能障害	身体状況の変化による再交付	特になし	105,121円
132	宮城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	機能全廃による両上下肢不自由	破損による再交付	特になし	109,664円
133	山形県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳梗塞による両上下肢機能障害	足が履かせて合わなくなった為	以前のものと同一	41,612円
134	山形県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性小児麻痺による移動機能障害	成長に伴い小さくなった為	以前のものと同一	120,613円
135	山形県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脊髄疾患による両下肢機能障害	成長に伴い小さくなった為	以前のものと同一	474,212円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
136	山形県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	2分背椎による両下肢機能障害	成長に伴い小さくなった為	以前のものと同じ	172,597円
137	山形県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性小児麻痺による上肢機能障害 脳性小児麻痺による運動機能障害	成長に伴い小さくなった為	以前のものと同じ	137,865円
138	山形県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	脳出血による上下肢機能障害	短下肢装具が身体に合わないことにより、転倒が相次いだ	以前のものと同じ	72,306円
139	山形県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による移動機能障害	成長に伴い小さくなった為	以前のものと同じ	137,865円
140	福島県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	左上肢機能全廃 左全廃左下肢機能全廃	磨耗が激しく修理困難のため、耐用年数満前の再交付。	以前のものと同じ	59,364円
141	福島県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	両手関節機能不全 両手指機能不全 両手（全指）関節機能不全 両肘関節機能不全 両腕機能不全 両足関節機能不全	成長に伴う不適合のため再交付。	以前のものと同じ	150,998円
142	福島県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	体幹機能不全 （座位）右下肢機能の軽度の障害 （座位）左下肢機能の軽度の障害	成長に伴う不適合のため再交付。	以前のものと同じ	212,695円
143	福島県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	不随意運動失調等による移動機能障害 両下肢機能の軽度の障害	成長に伴う不適合のため再交付。	以前のものと同じ	158,208円
144	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	脳性小児麻痺	身体の成長に伴い合わなくなっただため	身体状況に合ったもの	236,948円
145	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	脳性小児麻痺	身体の成長に伴い合わなくなっただため	身体状況に合ったもの	122,370円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
146	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	2級	脳形成異常	身体の成長に伴い合わなくなりましたため	身体状況に合ったもの	121,998円
147	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	4級	二分脊椎	身体の成長に伴い合わなくなりましたため	身体状況に合ったもの	120,510円
148	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	4級	脳性小児麻痺	身体の成長に伴い合わなくなりましたため	身体状況に合ったもの	144,620円
149	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	筋ジストロフィー	身体の成長に伴い合わなくなりましたため	身体状況に合ったもの	121,998円
150	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	2級	突然死症候群	身体の成長に伴い合わなくなりましたため	身体状況に合ったもの	117,916円
151	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	2級	突然死症候群	身体の成長に伴い合わなくなりましたため	身体状況に合ったもの	129,116円
152	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳血管障害による体幹機能障害、障害上肢機能障害	装具の損傷が激しく、修理が不可能であったため。	以前のもと同じ。	130,289円
153	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	左上肢機能障害、体幹機能障害	本人の身体状況が変化し、それまでのものが本人に合わなくなり、修理での対応が困難であったため。	補高等	48,117円
154	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	左上肢機能障害、体幹機能障害	本人の身体状況が変化し、それまでのものが本人に合わなくなり、修理での対応が困難であったため。	補高等	101,065円
155	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性小児麻痺による不随意運動等に伴う移動機能障害	成長に伴い、サイズが合わなくなりましたため	今回、足裏補高を両足1cmずつしていい	128,647円
156	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性小児麻痺による不随意運動等に伴う移動機能障害、両上肢機能障害	成長に伴い、サイズが合わなくなりましたため	以前のもと同じ	61,079円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
157	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性小児麻痺による不随意運動等に伴う移動機能障害 上肢機能障害	成長に伴い、サイズが合わなくなったため	半長整形靴から半長靴へ変更	152,543円
158	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2 級	脳血管障害による左上肢機能障害 左下肢機能障害	破損により修理不能のため	以前とものと同じ	109,283円
159	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による向上肢機能障害 両下肢機能障害	成長に伴い、サイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	141,728円
160	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性小児麻痺による体幹機能障害 2 級	成長に伴いサイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	15,202円
161	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性小児麻痺による不随意運動等に伴う移動機能障害 2 級	成長に伴いサイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	156,755円
162	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による体幹機能障害 2 級 先天性心臓病による先天性心臓病の他、その他の排せつ障害	成長に伴いサイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	326,581円
163	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	移動機能障害 2 級	成長に伴いサイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	96,778円
164	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による体幹機能障害 2 級	成長に伴いサイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	80,741円
165	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳血管障害による左上肢機能障害 左下肢機能障害 2 級 3 級	成長に伴いサイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	56,871円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
166	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	先天性による不随意運動等移動機能障害2級	成長に伴いサイズが合わなくなっただため	以前のものと同じ	182,433円
167	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	外傷による体幹機能障害2級	成長に伴いサイズが合わなくなっただため	以前のものと同じ	86,489円
168	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による心臓機能障害1級 先天性による不随意運動等移動機能障害1級 先天性による不随意運動等移動機能障害1級	成長に伴いサイズが合わなくなっただため	以前のものと同じ	114,762円
169	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	4級	両側足関節機能障害	体の成長に伴い装具が体に合わなくなっただため。	同タイプのもの。	88,435円
170	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性小児麻痺による両下肢機能障害1級	成長により、サイズが合わなくなっただため。	なし	242,874円
171	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	先天性による体幹機能障害3級 両上肢機能障害4級 右4級左4級	成長により、サイズが合わなくなっただため。	なし	45,732円
172	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性小児麻痺による移動機能障害1級	成長により、サイズが合わなくなっただため。	なし	44,187円
173	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両上肢機能障害1級 両下肢機能障害1級 体幹機能障害1級	成長により、サイズが合わなくなっただため。	なし	146,157円
174	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	疾病による左下肢機能障害2級 右下肢機能障害4級	成長により、サイズが合わなくなっただため。	なし	73,490円
175	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	疾病による両下肢機能障害2級	成長により、サイズが合わなくなっただため。	なし	148,629円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
176	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	先天性による左下肢機能障害3級	成長により、サイズが合わなくなっただめ。	なし	115,617円
177	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	疾病による不随意運動等を伴った上肢機能障害4級、不随意運動を伴った下肢機能障害2級	成長により、サイズが合わなくなっただめ。	なし	135,960円
178	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	疾病による不随意運動等を伴った上肢機能障害4級、不随意運動を伴った下肢機能障害2級	成長により、サイズが合わなくなっただめ。	なし	135,960円
179	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性小児麻痺による不随意運動を伴った移動機能障害2級	成長により、サイズが合わなくなっただめ。	なし	138,535円
180	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による上肢機能障害4級、下肢機能障害4級	児童の成長が著しく、前回支給したものが体に合わなくなっただめ		160,279円
181	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による上肢機能障害4級、下肢機能障害4級	児童の成長が著しく、前回支給したものが体に合わなくなっただめ		91,310円
182	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	4級	疾病による固定関節機能障害右5級	児童の成長が著しく、前回支給したものが体に合わなくなっただめ	仕様は、以前のものと同じ	111,333円
183	茨城県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	4級	疾病による固定関節機能障害右5級、左5級	児童の成長が著しく、前回支給したものが体に合わなくなっただめ	仕様は、以前のものと同じ	101,043円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
184	茨城県	〇〇村	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	4級	脊髄性小児麻痺による左下肢機能障害	日常生活の中で利用頻度が高いため破損部分が大きく、変形も修理より新調するほうが利用効果があるため。	以前と同じもの。	90,150円
185	栃木県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	1級	脳出血	装具の傷みが激しく、修理でも購入と同等の費用がかかり、修理よりも購入のほうが適切と判断したため。	以前と同じ	37,450円
186	栃木県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺	成長に伴い合わなくなりましたため。	以前と同じ	133,209円
187	栃木県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	4級	右下肢挫傷・創、下肢骨折	装具が合わず、足にかなりの痛みを生じ、歩行に制限がでているため。	以前と同じ	38,701円
188	栃木県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	一上肢の機能不全したものの(左)一下肢の機能の著しい障害(左)	短下肢装具の足部のプラスチック部分が割れてしまい、修理不可能。	特になし	52,004円
189	群馬県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	二分脊椎による両下肢機能障害2級(46)両右下肢(21)下肢(21)	成長により大きさが不適合となったため	大きさ	96,547円
190	群馬県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	3級	脊髄性小児麻痺による右下肢機能障害3級	装具の消耗が激しいため。本人がかやせてしまい、合わないため。		120,459円
191	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	クモ膜下出血による左(上)半身機能障害(上肢機能)	修理対応不可のため	なし	51,809円
192	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳出血による右半身不随	日常生活での使用により修理不能の状態となったため。	以前のもと同じ	55,929円
193	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	3級	脳性麻痺による両上肢機能障害・移動機能障害	現在使用の装具が体に合わずに負担がかかるため、判定による再交付	靴の補高など	109,283円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
194	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	3級	疾病による右半身不随	身体状況の変化により、今までの装具が体に合わなくなつたため。	前回と同様。	68,237円
195	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳出血による左半身不随	装具が破損し、修理では対応が難しかったため。	前回と同様。	41,612円
196	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	重複障害	1級	感音性難聴による聴力レベル右100dB左100dB 脳性麻痺による四肢機能障害	外反扁平足の矯正、歩行能力向上		181,074円
197	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢機能障害	成長に伴う再交付		51,500円
198	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	先天性疾患による四肢機能障害	成長に伴う身体状況の变化のため、今までの装具が体に合わなくなつたため。	前回と同様。	289,532円
199	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	先天性疾患による四肢機能障害	成長に伴う身体状況の变化のため、今までの装具が体に合わなくなつたため。	前回と同様。	132,768円
200	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	5級	脳性麻痺による四肢機能障害	成長により伴い身体に合わなくなつたため	以前と同じ	46,859円
201	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	脳性麻痺による四肢機能障害	成長により前回交付の靴型装具左・右室内・室外が合わなくなつたため	以前のもと同じ	82,728円
202	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による四肢機能障害	成長により前回交付の短下肢装具左・右室内・室外が合わなくなつたため	以前のもと同じ	64,918円
203	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	脳性麻痺による四肢機能障害	体の成長に伴い、装具の長さに対して足が長くなり、歩行に支障をきたすようになったため。	前回 短下肢装具 今回 長下肢装具	168,000円
204	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	脳性麻痺による四肢機能障害	成長に伴い身体に合わなくなつたため。	以前のもと同じ	85,799円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
205	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	2級	脳挫傷、左半身不随、左足関節機能障害	成長著しいため。	以前のものと同じ	62,570円
206	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	01 状態變化・体に合わない	肢体不自由	3級	疾病による四肢体幹機能障害	手術により足型が合わないため。	以前のものと同じ	129,501円
208	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	6級	筋ジストロフィーによる下肢機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった為		44,959円
209	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	3級	先天性疾病による四肢体幹機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった為 ※両短下肢装具の交付		105,770円
210	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった為		127,674円
211	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	3級	脳性麻痺による両上肢軽度・両下肢・体幹機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった為		199,026円
212	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	3級	疾病による四肢体幹機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった為		139,142円
213	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1級	疾病による四肢体幹機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった為 ※両短下肢装具の交付		76,848円
214	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1級	疾病による四肢体幹機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった為		68,876円
215	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態變化・体に合わない	肢体不自由	2級	脳出血による右半身不随	足の変形によりSHBが足に合わなくなり、探型からやりなおす必要があったため	処方は同様だが、足に合ったものとなる。	42,796円
216	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	主の成長により、使用中の装具が小さくなったため（3件）		265,399円
217	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	3級	疾病による四肢体幹機能障害	主の成長により、使用中の装具が小さくなったため（6件）		186,140円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
218	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	主の成長及び状態の變化により、使用中の装具が小さくなったため（4件）		110,312円
219	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	主の成長により、使用中の装具が小さくなったため（2件）		105,770円
220	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	2級	疾病による四肢体幹機能障害	主の成長により、使用中の装具が小さくなったため（2件）		91,309円
221	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	疾病による右半身不随	消耗が激しく修理不能	特になし	95,996円
222	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	重複障害	2級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	両足外偏平足に對するため使用し、今までのものが使用に耐えなくなったため	以前のものと同じ	30,220円
223	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	重複障害	3級	疾病による四肢体幹機能障害	体が成長したので作成し直す必要が生じたため	支持部がモールドに変わった	49,903円
224	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	4級	疾病による心臓機能障害による左下肢機能障害	体の成長により、足のサイズが大きくなったため作成し直す必要が生じたため	以前のものと同じ仕様でサイズが大きいもの	120,278円
228	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	毎日使用していることにより消耗が激しく修理対応できなかったため	同等品	177,057円
229	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	毎日使用していることにより消耗が激しく修理対応できなかったため	同等品	109,015円
230	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	重複障害	1級	疾病による左半身不随	本人の体格が大きくなり、体重があり、装具支柱に過度の負担がかかることによる破損のため。	同型の再交付	140,163円
231	埼玉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	重複障害	2級	疾病による体幹機能障害（坐立位保持困難）	成長に伴う、装具の不具合	右が短下肢装具から品型装具左が長下肢装具靴型付き	160,001円
232	埼玉県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1級	先天性疾患、右半身不随（上肢体幹機能障害）	対象者の成長に伴う体格の變化によるもの。	以前のものと同じ。	115,689円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
233	埼玉県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性疾患、右半身不随（上肢・体幹機能障害）	対象者の成長に伴う体格の変化によるもの。	以前のものと同じ。	133,330円
234	埼玉県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	二分脊椎による両下肢機能障害、両膝関節機能障害（社会生活制限）	対象者の成長に伴う体格の変化によるもの。	以前のものと同じ。	279,768円
235	埼玉県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	二分脊椎による両下肢機能障害、両膝関節機能障害（社会生活制限）	対象者の成長に伴う体格の変化によるもの。	以前のものと同じ。	159,716円
236	埼玉県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	対象者の成長に伴う体格の変化によるもの。	以前のものと同じ。	223,407円
237	埼玉県	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳出血	足の変形が著しく、四点杖との併用でも歩行に支障がでいたため。	厚リハビリテーシング・センタリーの判定を経て、短下肢装具から長下肢装具へと変更。	93,210円
238	埼玉県	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳梗塞による右半身不随	脳梗塞が再発し、使用していた補装具では効果が得られなくなったため。	同種の短下肢装具だが、足の角度等を変更	38,516円
239	埼玉県	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による四肢体幹機能の著しい障害	足の変形により、装具が合わなくなったり足を引きずりながら歩くため、つま先部分の破損が著しくなったため、修理できなくなったため、再交付。	以前のものと同じ	153,425円
240	埼玉県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	疾病による両下肢機能障害	身体の成長と、足の症状により、装具が合わなくなってきたため、再交付。	以前のものと同じ	125,883円
241	埼玉県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	成長に伴う不適合との医師意見書による	特に無し	176,130円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
242	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	08 その他	肢体不自由	4級	脊髄性小児麻痺による左下肢機能障害、右下肢軽度機能障害	靴ごと盗難にあり、警察にも届け出たが発見されなかったため再交付希望。	全く同等のものを交付	89,612円
243	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	5級	腰裏による左下肢の機能障害(6級)、左・右の肩・肘の機能の軽度の障害(7級×2)	2年半程度の使用で、老朽化し、足に力が弱まり、足に合わなくなつたため(痛みもある)	再判定を行い、同処方にて新調	134,930円
244	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	4級	産業災害による左下肢の機能の重い障害(4級)、左下肢5cm短縮及び左趾機能全廃(5級)	靴型装具の本底部が使用に耐えないほど破損しており、日常生活に支障が出るため。	以前のものと同じ	118,075円
245	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾患による両上肢機能障害(1級)移動機能障害(1級)	成長に伴い、体に合わせてなくなつたため	意見書により同処方にて新調	178,087円
246	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾患による両上肢機能障害(1級)移動機能障害(1級)	成長に伴い、体に合わせてなくなつたため	意見書により同処方にて新調	252,144円
247	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	先天性による右・左の機能の重い障害(3級)、両下肢の機能の重い障害(2級)	成長に伴い、体に合わせてなくなつたため	意見書により同処方にて新調	112,888円
248	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	先天性による両上肢機能障害(1級)移動機能障害(1級)	成長に伴い、体に合わせてなくなつたため	意見書により同処方にて新調	106,399円
249	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	両下肢機能の重い障害	足の変形の度合いが増悪し、現状の使用が困難なため。	形状	48,667円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
250	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上肢機能障害・移動機能障害	サイズが小さくなったため	サイズ	189,932円
251	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上肢機能障害・移動機能障害	サイズが小さくなったため	サイズ	54,600円
252	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上肢機能障害・移動機能障害	サイズが小さくなったため	サイズ	54,600円
253	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上肢機能障害・移動機能障害	サイズが小さくなったため	サイズ	125,325円
254	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上肢機能障害・移動機能障害	サイズが小さくなったため	サイズ	125,325円
255	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上肢機能障害・移動機能障害	サイズが小さくなったため	サイズ	185,194円
256	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	サイズが小さくなったため	サイズ	214,137円
257	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	重複障害	3 級	急性脳症	身体状況から装具(靴型)の消耗が激しく、修理が頻りに行われていたため。	基本構造は以前と同様。(材質等の変更のみ)	156,045円
258	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	2 級	疾病による両下肢の膝関節の著しい障害、両下肢の足関節の機能の全廃	修理が不可能なため		83,037円
259	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	2 級	疾病による両下肢の膝関節の著しい障害、両下肢の足関節の機能の全廃	修理が不可能なため		90,537円
260	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による両上肢機能障害・移動機能障害	成長に伴い体型が合わなくなったため		160,292円
261	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3 級	疾患による左下腿1/2以上右二指(含示指)	子供の成長が著しくサイズが合わない為	以前と同じもの	524,682円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
262	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性による体幹の機能障害による起立位を保持するものが困難なもの(両下肢著障害)	子供の成長が著しくサイズが合わない為	以前と同じもの	118,450円
263	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	弛緩性麻痺(二分背椎)	成長に伴うサイズ不適合。痛みも激しいため。	同じもの	210,635円
264	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性運動機能障害	成長に伴うサイズ不適合。	同じもの	110,519円
265	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	交通事故による両上肢・両下肢機能障害	出産により体型が変わってしまったため	以前の物と同じ	42,693円
266	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性による両上肢機能障害、移動機能障害	体型が大きくなり入らなくなってしまうため	以前の物と同じ	101,455円
267	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性による両上肢機能障害、移動機能障害	体型が大きくなり入らなくなってしまうため	以前の物と同じ	118,656円
268	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2 級	脊髄性小児麻痺による右下肢機能障害	破損の為	特になし	107,161円
269	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	疾病による両上肢機能障害、全廃二分背椎による日常生活制限(膀胱・直腸機能障害)	身体の成長により、装具が合わなくなってしまうため	以前より身体に適したものの	83,059円
270	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	先天性による両上肢機能障害、移動機能障害	身体の成長により、装具が合わなくなってしまうため	以前より身体に適したものの	129,640円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
271	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳梗塞（左半身不全麻痺、左足関節樹の全廃）	短下肢装具を毎日使用しており、自然と破損し修理不能のため。		61,697円
272	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳梗塞（右下肢麻痺、右下の著しい障害）	短下肢装具を毎日使用しており、自然と破損し修理不能のため。		60,203円
273	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	左視床出血（疾病による右全麻痺、右下肢機能不全）	短下肢装具を毎日使用しており、自然と破損し修理不能のため。		59,534円
274	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイスの変化	肢体不自由	1級	その他の原因による両上肢機能障害（移動機能障害）	成長により身体に適合しなくなったため。（両足）	なし	101,455円
275	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイスの変化	肢体不自由	3級	疾病による両上肢機能障害（移動機能障害）	成長により身体に適合しなくなったため。（両足）	なし	189,005円
276	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイスの変化	肢体不自由	2級	その他の原因による移動機能障害	成長により身体に適合しなくなったため。（両足）	なし	101,455円
277	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイスの変化	肢体不自由	2級	その他の原因による両上肢機能障害（移動機能障害）	成長により身体に適合しなくなったため。（両足）	なし	300,245円
278	千葉県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	1級	移動機能障害（1級） 疾病による両上肢機能障害（1級）	破損	足底挿盤交換、採寸	21,599円
279	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳出血による右半身不随（2）	前回支給してから2年が経っていないが、破損がひどく修理不能なため再支給した。	同じ補装具	46,674円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
280	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	1 級	脳血管の疾患による、右上下肢機能障害(2)、右上下肢機能障害(3)	短下肢装具としての耐用年数が、靴型で異なるが、靴型で装具付、靴型装具は過ぎた。このため再支給した。	同じ補装具	113,454円
281	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	1 級	脳血管の疾患による、右上下肢機能障害(2)、右上下肢機能障害(3)	短下肢装具としての耐用年数が、靴型で異なるが、靴型で装具付、靴型装具は過ぎた。このため再支給した。	同じ補装具	98,355円
282	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による右上肢機能障害(2)、体幹機能障害(2)	成長に伴い、以前交付した短下肢装具が身体に合わなくなった。医師の意見書にて確認をした。	同じ補装具で採寸を変更	118,450円
283	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3 級	脳性麻痺による左上肢機能障害(5)、体幹機能障害(3)	成長に伴い、以前交付した足袋装具が身体に合わなくなった。医師の意見書にて確認をした。	身体の成長に合わせて採寸の変更	81,206円
284	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害(1)	成長に伴い、以前交付した短下肢装具が身体に合わなくなった。医師の意見書にて確認をした。	身体の成長に合わせて採寸の変更	129,088円
285	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	疾患による右上下肢機能障害(3)	成長に伴い、以前交付した短下肢装具が身体に合わなくなった。医師の意見書にて確認をした。	身体の成長に合わせて採寸の変更	63,407円
286	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による右上肢機能障害(2)、右下肢機能障害(2)	成長に伴い、以前交付した短下肢装具が身体に合わなくなった。医師の意見書にて確認をした。	身体の成長に合わせて採寸の変更	129,428円
287	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	成長に伴い、以前交付した短下肢装具が身体に合わなくなった。医師の意見書にて確認をした。	下肢装具から靴型下肢装具へ	134,415円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
288	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	成長に伴い身体に合わなくなった	以前のものと同じ	109,695円
289	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	二分脊椎による両下肢機能障害	成長に伴い身体に合わなくなった	以前のものと同じ	97,129円
290	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性まひによる左上肢機能障害、左下肢機能障害	成長に合わせて	以前のものと同じ	52,705円
291	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	脳性まひによる体幹機能障害、両上肢機能障害	成長にともない、両短下肢装具から両靴型装具と歩行補助杖使用に変わったため	両下肢装具から両靴型装具	176,739円
292	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性まひによる両上肢機能障害、両下肢機能障害	成長によりサイズが合わなくなったため	以前のものと同じ	105,215円
293	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳性まひによる両下肢機能障害	修理不能	以前のものと同じ	194,103円
294	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	脳性まひによる右半身、左足関節機能障害	体の状態の変化により、今までの下肢装具では合わなくなった	S L B靴型装具からS H B短下肢装具への変更	103,309円
295	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	3級	脳内出血による左片麻痺	修理不能	以前のものと同じ	115,720円
296	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳性まひによる体幹機能障害、右上肢機能障害	傷みがはげしく修理不能	以前のものと同じ	198,007円
297	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性まひによる四肢体幹機能障害	成長によりサイズが合わなくなったため	以前のものと同じ	199,202円
298	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	先天性による、脳原の両上肢機能障害、移動機能障害	成長によりサイズが合わなくなったため	以前のものと同じ。 半長靴型形靴を追加	182,310円
299	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害者	05 紛失	聴覚・言語障害	4級	聴力障害	紛失	同じ	51,809円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
300	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	肢体不自由	成長に伴う再作成	成長に合わせて規格変更	112,353円
301	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳性麻痺による、疾患、体幹機能障害(2級)	消耗が著しい	同じ	34,299円
302	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	脳性麻痺による体幹機能障害	身体の成長により装具があわなくなつた	やや大きくなった	122,646円
303	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による体幹機能障害	身体の成長により装具があわなくなつた	やや大きくなった	91,309円
304	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳性まひによる四肢体幹機能障害	足を引きずるように歩行するため、靴が傷むのが早い。		196,266円
305	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	3級	*股関節脱臼による*変形性関節症による*両下肢機能障害(3級)	消耗による修理不能	同種靴型装具	13,235円
306	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	*脳性麻痺による*四肢体幹機能障害	成長による不適合	同種短下肢装具	131,789円
307	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	*脳性麻痺による*四肢体幹機能障害	成長による不適合	同種短下肢装具	81,936円
308	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	*脳性麻痺による*両上肢機能障害(3級)*体幹機能障害(3級)	成長による不適合	同種短下肢装具	20,085円
309	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による*体幹機能障害(1級)	成長による不適合	同種短下肢装具	155,787円
310	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	*先天性による*両下肢機能障害(1級)	成長による不適合	同種短下肢装具	50,728円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
311	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	*脳性麻痺による*四肢体幹機能障害(1級)	成長による不適合	同種短下肢装具	57,280円
312	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	*疾患による*脳出血による*四肢機能障害(1級) *脳厚移動による*脳機能障害(1級)	成長による不適合	同種短下肢装具	81,679円
313	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	6級	*先天性による*両下肢機能障害(6級)	成長による不適合	同種短下肢装具	75,602円
314	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	6級	*先天性による*両下肢機能障害(6級)	成長による不適合	同種装具 下肢	44,341円
315	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	*疾患による*四肢体幹機能障害	成長による不適合	同種短下肢装具	39,603円
316	東京都	〇〇区	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	*疾患による*四肢体幹機能障害(1級)	成長による不適合	同種足底装具	125,886円
318	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	2級	二分脊椎による*膀胱機能障害 *骨髄の疾患による*右下肢機能障害 *知的障害4度	身体の成長に伴いサイズが合わなくなった為	前回よりも支持部の部品数が増えた	301,893円
319	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	脳出血による*右下肢機能障害 *右下肢機能障害	本人の足と合わなくなってきた為、修理による補正も難しくなった為	基本的な処方に大きな変化は無い	49,903円
320	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳梗塞による*体幹機能障害(2級) *左下肢機能障害(2級)	活動量が増加し、内反足が著名になった。		50,161円
321	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳出血による*両上下肢機能障害	成長により身体に合わなくなった。		138,998円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
322	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	2級	先天性による体幹機能障害(2級)両下肢機能障害(2級)			67,568円
323	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	2級	疾患による体幹機能障害(2級)			206,824円
324	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による両上肢機能障害・体幹機能障害	成長により身体に合わなくなった。		98,880円
325	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	体幹機能障害・両上肢機能障害	成長により身体に合わなくなった。		75,365円
326	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	進行性筋ジストロフィーによる四肢体幹機能障害(1級)	成長により身体に合わなくなった。		180,965円
327	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	疾患による体幹機能障害(座位又は起立困難)	成長により身体に合わなくなった。		95,805円
328	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳梗塞による右上肢機能障害(2級)・右下肢機能障害(3級)	傳せて、短下肢装具が足に合わなくなりました。判定し直しました。	基本部材に違いなし。付属品の加算要素追加(補高/敷き草式)	51,551円
329	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	二分脊椎による両下肢機能障害(2級)	短下肢装具が足に合わず、しよくそつが直りました。	基本部材に違いなし。	42,075円
330	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳出血による右上肢機能障害(2級)・体幹機能障害(2級)	短下肢装具が足に合わなくなりました。判定し直しました。	短下肢装具(オールトップAFO)・採寸から短下肢装具(SHB)・採型に変更。フラスツツ(継手、内張り)追加。	42,796円
331	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害(1級)	身体の成長により、短下肢装具が合わなくなりました。医師の意見書を出してもらった。	基本部材に違いなし。(※両足装着)	231,379円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
332	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変 化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による 上肢機能障害(2 級)・体幹 機能障害(1 級)	身体の成長により、 短下肢装具が合わな くならため、医師 の意見書を出しても らう。	基本部材に違いな し。	89,713円
333	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変 化・体に合わ ない	肢体不自由	3 級	骨折による 神経麻痺 による左下 肢機能全廃 左下肢 3cm以上短 縮	障害状況が変化した ため	短下肢装具・硬性支 柱つき→PTB支持 つき	66,929円
334	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	07 用途に 応じて複数必要	重複障害	3 級	脳性麻痺	屋内と屋外で使用す るため	以前と同じもの	111,264円
335	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によ るサイズの変 化	重複障害	1 級	脳性麻痺	成長に伴い、以前の ものが使用できない ため	以前と同じもの	102,711円
336	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によ るサイズの変 化	重複障害	1 級	脳性麻痺	成長に伴い、以前の ものが使用できない ため	以前と同じもの	170,475円
337	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	07 用途に 応じて複数必要	重複障害	1 級	脳性麻痺	屋内と屋外で使用す るため	以前と同じもの	153,511円
338	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	07 用途に 応じて複数必要	重複障害	1 級	脳性麻痺	屋内と屋外で使用す るため	以前と同じもの	91,216円
339	東京都	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	07 用途に 応じて複数必要	重複障害	1 級	脳性麻痺	屋内と屋外で使用す るため	以前と同じもの	42,642円
340	東京都	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破 損	肢体不自由	6 級	疾患による 体幹機能障 害聴力障害	靴型装具。医師の診 療情報提供所より判 断した。	前回と同じ	121,175円
341	東京都	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破 損	肢体不自由	4 級	脊髄性小児 麻痺による 左下肢機能 障害	靴型装具。	前回と同じ	85,953円
342	東京都	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破 損	肢体不自由	1 級	脳出血によ る左上下肢 機能全廃	短下肢装具。	前回と同じ	48,770円
343	東京都	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破 損	肢体不自由	1 級	脳性麻痺に よる四肢体 幹機能障害	靴型装具。医師の診 療情報提供所より判 断した。	前回と同じ	114,124円
344	神奈川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によ るサイズの変 化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺に よる四肢体 幹機能障害	身体の成長による	靴型装具のサイズ等	122,364円
345	神奈川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によ るサイズの変 化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺に よる四肢体 幹機能障害	身体の成長による	靴型装具のサイズ等	122,364円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
346	神奈川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	二分脊椎による両下肢麻痺	身体の成長による	各部サイズ等	84,151円
347	神奈川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	身体の成長による	靴型装具のサイズ等	127,720円
348	神奈川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	身体の成長による	靴型装具のサイズ等	127,720円
349	神奈川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	5級	右下肢足関節機能全廃	体の大きな変化により装具のサイズが合わなくなったため。	サイズ	90,614円
350	神奈川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	4級	両下肢足指機能全廃	足の變形。		61,461円
351	神奈川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	四肢体幹機能障害	成長に伴うサイズの変更		161,020円
352	神奈川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	両下肢(体幹含む)機能障害	発育により、サイズが合わなくなったため	なし	110,724円
353	神奈川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	6級	両下肢機能障害	発育により、サイズが合わなくなったため	なし	168,405円
355	神奈川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳梗塞	患部の變形が進んだ為	補高の高さ、採型を採寸、チャック軌道加。	141,182円
356	神奈川県	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	左上肢機能全廃 左下肢著しい機能障害	屋内、屋外両方で使用しており使用頻度が多く、消耗が激しいため。	以前のものと同じ	38,517円
358	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	上肢不自由 体幹不自由 (脳性麻痺)	成長に伴い、既存のものが身体に合わなくなったため	成長に対応したもののもの	201,693円
359	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	3級	上肢不自由 体幹不自由 下肢不自由 (脳挫傷)	破損し、修理不能のため	以前のものと同程度のもの	53,354円
360	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	体幹不自由 (脳性麻痺)	破損が激しく、修理不能のため	以前のものと同程度のもの	184,102円
361	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	上下肢不自由	中越沖地震により破損したため		233,140円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
362	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	3級	下肢障害	身体状況の変化（体重増）による破損、修理可能であるが、大きさが合わなかったため再交付が必要	大きめ	52,514円
363	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	07 用途に際して複数必要	重複障害	1級	上肢障害 下肢障害 言語機能障害	交付済のものを屋外用として、新たに屋内用が必要となったため		37,450円
364	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	上下肢自由	痛みが激しく、修理での対応が困難であるため	なし	52,375円
365	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	関節リウマチ	以前交付した装具が破損したことで及び、変形が進んだことにより適合しなくなったため	以前のものと同じ	17,973円
366	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	脳性麻痺	成長に伴い、体に合った新しいものが必要になったため	以前のものと同じ	112,908円
367	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	進行性胝性筋萎縮症	成長に伴い、体に合った新しいものが必要になったため	以前のものと同じ	25,585円
368	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳出血後遺症	以前交付した装具が本人の体型に合わず、また修理も不可能であるため	金属製のものからプラスチック製のものに変更	52,606円
369	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	痙性対麻痺	成長に伴い、体に合った新しいものが必要になったため	以前のものと同じ	185,678円
370	新潟県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	5級	痙性対麻痺 両側尖足拘縮	成長に伴い、体に合った新しいものが必要になったため	以前のものと同じ	107,624円
371	山梨県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	上肢機能障害 2級 下肢機能障害 2級 両側尖足拘縮 2級	成長によりサイズが合わなくなった		96,130円
372	山梨県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	下肢機能障害	成長に伴い、靴型装具のサイズが合わなくなったため。	サイズの変更	39,397円
373	山梨県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	下肢機能障害	成長に伴い、靴型装具のサイズが合わなくなったため。	サイズの変更	39,397円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
374	山梨県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	6級	下肢機能障害	成長に伴い、靴型装具のサイズが合わなくなったため。	サイズの変更	71,564円
375	山梨県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害移動機1級	体の成長に伴い使用中の下肢装具が合わなくなったため。	サイズの変更	148,114円
376	山梨県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	下肢機能障害両下肢全廃1級	体の成長に伴い使用中の装具が合わなくなったため。	サイズの変更	147,908円
377	山梨県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害 3級 両下肢経度機能障害 6級	体の成長に伴い使用中の装具が合わなくなったため。	足底のアーチ形を変更	110,592円
378	長野県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	脳梗塞による右上下肢の機能障害	本人の状態に応じ形状を変え、より軽々なものを使用したため。	形状、材質が異なる。	86,436円
379	岐阜県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脊椎の疾患による両下肢機能障害	年齢による使用年数を超過しており、成長を促進しサイズ不適合であるとの医師の診断書があるため。	短下肢装具から長下肢装具へ変更成長に伴いサイズの変更	247,694円
380	岐阜県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳性麻痺による両下肢機能障害左手指(拇指を含む)の4指(含む)の機能障害の軽度の障害	アキレス腱延長術を行い足関節の変形が矯正され、以前の補装具が合わなくなり必要と認められたため。	手術前の足関節に合わせたものから術後の足関節にあわせたものに変更	71,842円
381	岐阜県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	2級	脊髄々腰痛	長下肢装具を支給しているが、足底装具を使用しての歩行訓練を実施することによる育成を考慮し支給。	長下肢装具⇒足底装具	45,793円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
382	岐阜県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	脳性麻痺による体幹の機能障害(歩行困難)	身体の成長により前回交付した装具が小さくなり合わなくなったため	以前より補強性に優れて、安定性があるものにした	156,200円
383	静岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	下肢機能障害(両下股)	成長の過程で、それまでの装具が合わなくなかったため		109,942円
384	静岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳血管障害 肢体不自由	肘・肘部分が割れて、下腿部、足部共一体型の為、修理不能なので。	なし	37,200円
385	静岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	脳原性移動運動機能障害	成長して合わなくなったので。	サイズ	117,543円
386	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳性麻痺	破損により修理不能		17,845円
387	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	筋ジストロフィーによる手指機能の障害、体幹機能障害 起立保持困難	成長が著しく、既存の装具ではサイズが合わず痛みを伴ったため。	サイズ	16,995円
388	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による体幹機能障害 歩行・起立不能	成長が著しく、既存の装具ではサイズが合わず痛みを伴ったため。	サイズ	179,522円
389	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による体幹機能障害	成長が著しく、既存の装具ではサイズが合わず痛みを伴ったため。	サイズ	143,273円
390	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	2級	細菌性髄膜炎後遺症による体幹機能障害 歩行困難 聴覚障害	成長が著しく、既存の装具ではサイズが合わず痛みを伴ったため。	サイズ	81,900円
391	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による体幹機能障害 起立保持困難	成長が著しく、既存の装具ではサイズが合わず痛みを伴ったため。	サイズ	156,013円
392	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	四肢・体幹機能障害	身体発育により、前回交付したものが適さないため		114,549円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
393	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による体幹機能障害・起立・座位不能	修理では対応しきれないくらい、著しく成長し、装具が合わなくなったため	サイズ以外特に変更無し	132,096円
394	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	先天性左下肢による股関節機能障害	修理では対応しきれないくらい、著しく成長し、装具が合わなくなったため	サイズ以外特に変更無し	801,786円
395	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による体幹機能障害・起立・座位保持困難(2)	体の成長に伴い、補装具が体に合わなくなったため。	同型。	121,437円
396	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による体幹機能障害・起立・座位保持困難(2)、右上半身機能障害(3)	体の成長に伴い、補装具が体に合わなくなったため。	同型。	101,877円
397	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による体幹機能障害・起立不能	身体の成長が著しく、既存のもので対応できない。	以前のものと同じ	268,401円
398	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による体幹機能障害(4×2) 体幹機能障害・起立困難	身体の成長が著しく、既存のもので対応できない。	以前のものと同じ	51,541円
399	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による体幹機能障害・起立・座位不能(1)	身体の成長が著しく、既存のもので対応できない。	以前のものと同じ	241,204円
400	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	4級	脳性麻痺による両下肢機能障害	成長に伴い装具が合わなくなったため	なし	97,644円
401	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による体幹機能障害	成長に伴い装具が合わなくなったため	なし	234,995円
402	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脊髄性筋萎縮症による体幹機能障害	成長に伴い装具が合わなくなったため	なし	133,282円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
403	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	ラールセンによる足関節機能障害(2)向上肢機能障害(2)	体型変化が著しいため		330,733円
404	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	脳性麻痺による体幹機能障害	成長に伴い装具が合わなくなっただため	なし	143,118円
405	愛知県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	二分脊椎(脊髄髄膜嚢)による足関節機能障害(4-1)4×2	成長に伴い装具が合わなくなっただため	なし	91,824円
406	愛知県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺・慢性呼吸器不全	児童のため、身体の成長が著しい。	以前の物と同じ	86,026円
407	愛知県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	児童のため、身体の成長が著しい。	以前の物と同じ	118,230円
408	愛知県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	脳性麻痺による体幹機能障害・歩行困難(3)	成長に伴うサイズの変化のため	サイズ	222,479円
409	愛知県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による体幹機能障害・起立位保持困難(2)	成長に伴うサイズの変化のため	サイズ	96,010円
410	三重県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	移動機能障害・四肢機能障害	児童の身体の成長により古いものがつかえなくなっただけで新しいものを交付する。※全10件。すべて同じ理由	身体の成長に合わせたつくり。	989,786円
411	三重県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	6級	骨折による足関節機能障害	歩行時の疼痛軽減及び変形予防のため。	左記理由に対応可能なもの。	30,405円
412	三重県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	疾患による足関節機能障害	筋萎縮及び低下が進んだため。	左記理由に対応可能なもの。	132,793円
413	三重県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	脳性運動障害による四肢機能障害	筋緊張亢進及び筋力低下のため。	左記理由に対応可能なもの。	64,148円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
414	三重県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	4級	腰部脊柱による足関節機能全廃	足に合わなくなってきた	足の型が変わったため。	74,778円
415	滋賀県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による移動機能障害	成長に伴うため	以前のものと同じ	168,714円
416	滋賀県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	2級	二分脊椎による水痘症による移動機能障害	成長に伴うため	以前のものと同じ	109,016円
417	京都府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	07 用途にに応じて複数必要	肢体不自由	2級	ぼうこう・直腸機能障害	夜間用	拘縮予防のウェア製品	161,112円
424	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	3級	両股関節機能全廃(3級)	毎日使用し、修理不可能になったため。	特になし。	24,977円
425	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	2級	体幹機能障害(起立困難)(2級)	毎日使用し、修理不可能になったため。	特になし。	129,017円
426	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性移動障害(1級) 右上下肢機能全廃(2級)	成長に伴い、足のサイズが合わなくなってきたため。	サイズ。	124,032円
427	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	右上下肢、下股機能全廃	足先に不具合が生じたため	足の變化に合わせるよう製作	41,000円
428	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	四肢機能障害	劣化	足の變化に合わせるよう製作	198,000円
429	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	両股関節機能全廃	体の成長に合わせるため	体型に合わせるよう製作	332,000円
430	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	四肢機能障害	体の成長に合わせるため	体型に合わせるよう製作	134,000円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
431	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	両下肢機能全廃	体の成長に合わせるため	体型に合わせるよう製作	334,000円
432	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	重複障害	2級	体幹機能障害(起立困難)	足の変形により合わなくなってきた為	サイズ、形状が若干異なる	35,844円
433	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	両下肢機能障害	足が細くなった。	同じ左短下肢装具だが、より細い足に対応する物。	43,157円
434	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	両上・下肢機能障害	成長に伴い作り直し	同じ両短下肢装具だが、成長に対応する物。	128,296円
435	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	両上・下肢機能障害	成長に伴い作り直し	同じ両短下肢装具だが、成長に対応する物。	132,468円
436	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害(起立困難)	成長に伴い作り直し	同じ両短下肢装具だが、成長に対応する物。	158,655円
437	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳原生上肢・移動障害	成長とともに、サイズが合わなくなってきたため。		220,729円
438	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原生上肢・移動障害	成長とともに、サイズが合わなくなってきたため。		132,252円
439	大阪府	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	3級	右上肢機能障害・体幹機能の著しい障害	よく動き回り、劣化が激しく、業者修理では対応困難といわれた。破損部位が固定具であったため、装具としての意味を果たさなくなってきたため。		13,287円
440	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳性麻痺 左上肢機能障害 視神経萎縮、手動弁 左-0.08	使用頻度たかく、消耗が激しいため。	以前のものと同一	58,813円
441	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	ポリオ後遺症 両下肢機能障害	前回交付のもの、痛みがきつかった。足底が平らなものを、本人希望していた。足底にふくまみ、足裏のものができてきた。とうしても合わなかったため。	交付品目は同じだが、作成段階で、足底の平らなものを作成した。	41,663円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
442	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	脳性まひ 体幹機能障害 により起立保持困難	成長による不適合著しいため	成長に合わせてサイズ変更	162,534円
443	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性まひ 小頭症の 上下肢機能障害	成長による不適合著しいため	成長に合わせてサイズ変更	105,420円
444	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺* 脳原性 腕上肢機能障害 (1級) 脳原性 移動機能障害 (1級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	217,124円
445	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺* 脳原性 腕上肢機能障害 (1級) 脳原性 移動機能障害 (1級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	150,998円
446	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性 上肢機能障害 (1級) 脳原性 移動機能障害 (2級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	226,806円
447	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性 上肢機能障害 (1級) 脳原性 移動機能障害 (2級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	226,806円
448	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺 腕上肢機能 全廃(1級) * 腕下 肢機能全廃 (1級) * 慢性 肺疾患 呼吸器機能 障害(1級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	88,580円
449	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	左脳出血 (中) * 右 手指機能の 著しい障害 (4級) * 右 下肢機能の 著しい障害 (4級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	14,280円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
450	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	左脳出血(もやもや病) * 右手の著しい障害(4級) * 右手の著しい障害(4級) * 右手の著しい障害(4級) * 右手の著しい障害(4級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	14,280円
451	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	左脳出血(もやもや病) * 右手の著しい障害(4級) * 右手の著しい障害(4級) * 右手の著しい障害(4級) * 右手の著しい障害(4級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	41,663円
452	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	著しい成長の為、修理対応不可	特に無し	344,947円
453	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	アンジェリマン症候群 * 不随意運動 * 歩行が不可能なもの(1級) * 不随意運動 * 歩行が不可能なもの(1級) * 不随意運動 * 歩行が不可能なもの(1級) * 不随意運動 * 歩行が不可能なもの(1級)	著しい成長の為、修理対応不可	特に無し	136,372円
454	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	6級	右下肢が健側の長さの20%以上の短縮 * 左膝関節の屈伸の障害	体の成長により、サイズが合わなくなった	以前のもと同じ	10,567円
455	兵庫県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害(上肢機能障害) * 脳原性運動機能障害(上肢機能障害)	体の成長により、サイズが合わなくなった	以前のもと同じ	178,262円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
456	兵庫県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	03 故障・破損	重複障害	1級	脳性麻痺による両上下肢の機能の著しい障害	前回交付の靴型装具の磨みが激しく、脚が固定されないため対応年数1年6ヶ月で再交付を行った。	前回と同じ	98,262円
457	兵庫県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	二分背椎症	本人の体の成長に伴い、サイズが不適合になるため	以前のものと同一	319,258円
458	兵庫県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	本人の体の成長に伴い、サイズが不適合になるため	同上	200,510円
459	奈良県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	左下肢機能障害、左上肢機能障害	転倒し、装具が修理不能となったため	以前のものと同一のもの	63,602円
460	和歌山県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	1級	両上肢運動機能障害両下肢運動機能障害	使用年数経過	大きさ	275,087円
461	和歌山県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	両上肢機能の著しい障害両上肢機能の著しい障害	体の成長	大きさ	297,283円
462	和歌山県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	2級	体幹機能障害	使用年数経過	大きさ	103,311円
463	和歌山県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	2級	体幹機能障害	使用年数経過	大きさ	171,701円
464	和歌山県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	06 修理費用高額につき購入	重複障害	2級	両下肢機能の著しい障害両上肢機能の著しい障害両聴力障害	使用年数経過	大きさ	356,792円
465	和歌山県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	両下肢機能の著しい障害	体の成長	大きさ	352,300円
466	和歌山県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	頭蓋内出血、脳梗塞による右上下肢機能の著しい障害、左上下肢機能の著しい障害体幹機能障害	右足の変形が強く装具に下肢が合わなくなりため	附属する部品の交換	197,657円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
467	和歌山県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳出血による左腕の機能の著しい障害	破損が著しいため	以前のものと同じ	43,105円
468	島根県	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	上肢下肢機能障害	人工透析の関係で毎日長い距離使用により早く破損したため。	相違なし	11,818円
469	広島県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	5級	脳性麻痺による体幹機能障害	成長のため、身体に合わなくなったため。	以前支給した補装具と同じであるが、部品に変更あり。	128,282円
470	山口県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	162,086円
471	山口県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	176,223円
472	山口県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	158,610円
473	山口県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。屋外用として利用するため。	サイズ	210,522円
474	山口県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	124,404円
475	山口県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	176,226円
476	山口県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。屋内用として。	サイズ	197,543円
477	山口県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	174,555円
478	山口県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	165,377円
479	山口県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	3級	下肢機能障害	修理をすることが困難なため。		80,001円
480	香川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	二分背椎	修理不能のため	以前のものと同じ	88,481円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
481	香川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	脳出血	身体状況が変化したため	小さいサイズのもの	61,954円
482	香川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺 両上肢機能障害 移動機能障害	体のサイズが合わなくなったため	以前のものとほぼ同じ	63,190円
483	香川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺 両上肢機能障害 移動機能障害	体のサイズが合わなくなったため	以前のものとほぼ同じ	63,190円
484	香川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	サイズの不適合	サイズを大きくした	63,808円
485	香川県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	サイズの不適合	サイズを大きくした	63,808円
486	香川県	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2 級	左片麻痺	短下肢装具に過度のひずみが生じてきたため、無理に使用していくと、疼痛の出現、転倒の危険性が考えられるため。	短下肢装具に常に外側方向に傾く力が加わってしまっただけ、それを考慮して製作した。	37,451円
487	愛媛県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	4 級	ゴリツ症候群	成長に伴いサイズが合わなくなったため	サイズ	165,830円
488	愛媛県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	急性脳症による片麻痺	成長に伴いサイズが合わなくなったため	サイズ	117,914円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	支給額
530	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳出血による右上下肢の機能全廃	短下肢装具を軟性から、面側支柱、靴付として、タイプ変更し、外での使用に耐えようとする。	104,010円
531	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	5級	腰椎症術後体幹機能障害	申請者の体型の変化により装具が合わなくなった為	21,088円
532	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長によりサイズが合わなくなったため	172,700円
533	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	弛緩性麻痺	活動性が高く、破損が早いため	229,810円
534	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳梗塞	障害の状態が変化しただため	57,612円
535	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による右上下肢の機能の著しい障害	前回交付からの成長が著しく、身体に合わなくなったため。	88,580円
536	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脊髄疾患による両下肢の機能の著しい障害、二分脊椎による二分腸機能障害	前回交付からの成長が著しく、身体に合わなくなったため。	201,983円
537	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脊髄疾患による両下肢の機能の著しい障害、二分脊椎による二分腸機能障害	前回交付からの成長が著しく、身体に合わなくなったため。	201,983円
538	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	4級	左上肢機能の著しい障害、右下肢機能の著しい障害	体型の変化により不適合となった	46,026円
539	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	3級	シヤルマーズ病による両側下肢の機能の著しい障害	病状の悪化に伴う体型の変化により不適合となった。	100,858円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
540	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	3級	交通事故による右下肢の著しい障害及び左下肢機能障害	新規に作った短下肢装具が足に合わないため	現在の足の状態に合ったもの	44,290円
541	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による両上肢の軽度の障害、両下肢の著しい障害(上下肢一級、二級)	対象者の身体の成長により、装具が適合しなくなっため。	以前のものと同じ。(適合サイズ等は異なる。)	83,569円
542	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による両上肢の軽度の障害、両下肢の著しい障害(上下肢一級、二級)	対象者の身体の成長により、装具が適合しなくなっため。	以前のものと同じ。(適合サイズ等は異なる。)	176,123円
543	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両上下肢の著しい障害(体幹機能障害を含む)(上下肢二級、下肢二級)	対象者の身体の成長により、装具が適合しなくなっため。	以前のものと同じ。(適合サイズ等は異なる。)	109,479円
544	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両上下肢の著しい障害(体幹機能障害を含む)(上下肢二級、下肢二級)	対象者の身体の成長により、装具が適合しなくなっため。	以前のものと同じ。(適合サイズ等は異なる。)	109,479円
545	福岡県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による両下肢の著しい障害	対象者の身体の成長により、装具が適合しなくなっため。	以前のものと同じ。(適合サイズ等は異なる。)	93,535円
546	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による両上肢の軽度の障害、両下肢の著しい障害(体幹機能障害を含む)(上下肢一級、二級)	成長によりサイズが合わなくなっため。		193,125円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
547	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢の機能障害(体幹機能を含む)(上肢二級、下肢二級)	成長によりサイズが合わなくなった		193,125円
548	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢の機能障害(体幹機能を含む)(上肢二級、下肢二級)	成長によりサイズが合わなくなった		403,142円
549	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢の機能障害(体幹機能を含む)(上肢二級、下肢二級)	成長によりサイズが合わなくなった		192,507円
550	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	脳性麻痺による両上肢の機能障害(体幹機能を含む)(上肢二級、下肢二級)	身体での成長により、現在使用している装具では小さくなったため	以前のもと同じ。	187,298円
551	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	4 級	脳性麻痺による脳原性運動機能障害	成長に伴う不適合のため	前回と同様	64,169円
552	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による体幹機能障害(起立困難)	常時使用し、破損が著しく、成長により合わなくなったため	同型再支給	175,117円
553	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による体幹機能障害(起立困難)	常時使用し、破損が著しく、成長により合わなくなったため	同型再支給	176,817円
554	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による脳原性運動機能障害	成長により合わなくなったため	特になし	161,207円
555	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による脳原性運動機能障害	成長により合わなくなったため	特になし	161,207円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
556	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による両上肢機能の軽度の障害、両下肢機能の著しい障害	成長により合わなくなったため	特になし	107,912円
557	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による両上肢機能の軽度の障害、両下肢機能の著しい障害	成長により合わなくなったため	特になし	161,765円
558	福岡県	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳出血による右全肢機能の著しい障害	以前支給したものは、使用しつらく、破損も著しいため	特になし	37,875円
561	佐賀県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	二分脊椎による両下肢機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった	サイズが大きくより強度の高いもの	318,757円
562	佐賀県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	痔瘻による体幹機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった	サイズが大ききなもの	208,806円
563	佐賀県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	先天性による両上下肢機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった	サイズが大ききなもの	94,229円
564	佐賀県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	事故による両上下肢機能の著しい障害	これまで使用のものが成長に伴い不適合であるため。	成長した身体に合うものにした。	184,408円
565	佐賀県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	先天性による両下肢機能の著しい障害	これまで使用のものが成長に伴い不適合であるため。	成長した身体に合うものにした。	124,012円
566	佐賀県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	左片麻痺	体型の変化による不適合	以前のもと同じもの	38,516円
567	佐賀県	〇〇町	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	3級	疾病により右下肢機能の全廃	通常の日常生活で、使用中の装具が破損したため。	以前のもと同じもの	122,178円
568	長崎県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳梗塞による左片麻痺	前回の短下肢装具が破損したため	以前のもと同じ	105,585円
569	熊本県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	3級	ポリオ	修理不能		109,061円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
570	熊本県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳出血	体型の変化に伴う不適合		28,782円
571	熊本県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	脳性麻痺	障害状態の変化に伴う不適合		109,386円
572	熊本県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	脳性麻痺	障害状態の変化に伴う不適合		71,564円
573	熊本県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	多発性関節炎 ポウエーリス チャーン病	体型の変化（肥満及び浮腫増強）に伴う不適合		99,467円
574	熊本県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	成長及び障害状態の変化に伴う不適合		88,168円
575	熊本県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	成長に伴う不適合		77,250円
576	熊本県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	4 級	先天性内反足による両足関節機能不全	破損により、修理不能のため	以前のものと同一	29,200円
577	熊本県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による両下肢機能障害	体が大さくなり、使用している装具が合わなくなっただため	以前のものと同一	303,500円
578	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	重複障害	1 級	両網膜色素変性症前駆症状群	使用頻度が高く消耗	以前のものと同一	79,629円
579	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳塞栓症	対象者の身体状況の変化（足部変形）	以前のものと同一	48,461円
580	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	重複障害	1 級	脳出血	使用頻度が高く消耗	以前のものと同一	55,527円
581	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺	成長に伴い合わなくなっただため	以前のものと同一	60,996円
582	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	成長に伴い合わなくなっただため	以前のものと同一	272,146円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
583	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	3級	右下肢弛緩性麻痺	耐用年数(3年)以内であるが、支柱が折れ、修理不能である。また、日常生活に必要不可欠である。	以前の物と同じ	93,951円
584	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	3級	右下肢機能障害	使用中の右足下装具(H18411)は使用頻度が高く、支柱部分が折れて修理不能である。	以前の物と同じ	109,948円
585	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	脳梗塞による左上下肢の著しい機能障害	耐用年数(15年)以内であるが、修理不能である。歩行に必要のため、再交付を認める。	以前の物と同じ	39,861円
586	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	腰椎椎間板ヘルニア 両膝内障害による体幹機能障害(歩行困難)	前回交付(平成18年6月12日)している際装具は耐用年数を経過しているが、常時使用しているため消耗がかかり激しく修理をしても本来の機能を果たせないと考えられており頻繁に歩くため必要不可欠。	以前の物と同じ	73,418円
587	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	脳出血による左上下肢移動機能障害	成長により体に合わない	以前の物と同じ	233,964円
588	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	1級	脳出血による右上下肢機能全廃(右下肢機能全廃(3級))	主要部分が損傷し、見積が購入に近い金額となったため、修理によりも再支給のほうが効果・効果的と判断した。	以前の物と同じ	63,453円
589	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	5級	両内転足関節(中等度動揺関節)	児童の成長によりサイズがあわなくなってきたため。	以前の物と同じ	90,476円
590	大分県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	5級	両内転足関節(中等度動揺関節)	児童の成長によりサイズがあわなくなってきたため。	以前の物と同じ	90,476円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
594	宮崎県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による脳原性運動機能障害	成長著しく修理では対応できないため	以前のものと同じ	114,391円
595	宮崎県	〇〇市	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	疾病による両下肢機能障害	成長著しく修理では対応できないため	以前のものと同じ	114,391円
596	鹿児島県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	疾病による両上肢の機能の著しい障害(2級)	障害程度の変化により、体に合わなくなった。	変更点は特に無い	223,081円
597	鹿児島県	〇〇市	02 装具	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	脳梗塞による右上下肢の機能全廃による脳梗塞による言語機能の喪失	前回支給された装具が破損し、修理ができなかったため。	前回と同様(金峰)	73,696円
598	鹿児島県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	4 級	脳性麻痺による右下肢の著しい障害(4級)	成長期でサイズが合わなくなったため	前回と同じ	53,487円
599	鹿児島県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	3 級	疾病による右下肢の著しい障害(4級)及び左下肢の著しい障害(4級)(合算3級) 疾病による体幹の著しい障害(5級)	使用していた装具は、屋外用で使用していたため、屋内用を交付(両足底装具)	屋内用	52,839円
600	鹿児島県	〇〇町	02 装具	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢の著しい障害(2級)及び両下肢の機能の著しい障害(2級)並びに体幹機能障害(坐位不穩)(1級)	成長期でサイズが合わなくなったため(両短下肢装具)	前回と同じ	96,037円
627	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	四肢機能障害(2級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	315,939円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
628	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上肢機能全廃（1 級） 体幹機能障害（座位不能）（1 級）	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	323,337円
629	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性上肢・移動障害（1 級）	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	204,078円
636	北海道	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	大脳形成不全	身体の成長により、以前に交付した装具が使用困難になったため。		157,239円
637	北海道	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	低酸素脳症	身体の成長により、以前に交付した装具が使用困難になったため。		274,706円
638	北海道	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	シット症候群	病状が変化し、約半年前に交付された座位保持装置だと足の内反等がひどくなるおそれがあるため。	体幹部平面形状型からクッション型へ	62,109円
639	北海道	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	周産期低酸素脳症による体幹機能障害（座位不能）、両下肢機能の全廃	成長により体に合わなくなったため	なし	468,186円
640	北海道	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	結節硬化症による体幹機能障害（座位不能） 右下肢機能の著しい障害 左下肢機能の著しい障害	成長により体に合わなくなったため	なし	306,177円
641	北海道	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	化膿性髄膜炎による日常生活動作が不能な歩行が不能な下肢障害	身体の成長により、座位保持装置が小さくなったため。	以前より、サイズが大きくなった。	316,745円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
642	北海道	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	低酸素脳症により上肢を使用する日常生活・歩行が不可なものを座っていることができない体幹機能障害	対象者の成長に伴い既存の補装具では小さくなってしまったため。	補装具全体の寸法が大きくなった。	322,836円
643	青森県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	ウエラスト症候群による歩行が極度に制限される移動機能障害	身体の成長のため、既存のものでは対応できなくなってきたため	体に合わせたサイズのものに変更	106,465円
644	青森県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による移動機能障害	身体の成長のため、既存のものでは対応できなくなってきたため	体に合わせたサイズのものに変更	78,795円
645	岩手県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による移動機能障害	体にあわなくなってきたためやむを得ず。	あり。	114,993円
646	岩手県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	低酸素性虚血性脳症による四肢麻痺	体にあわなくなってきたためやむを得ず。	あり。	216,565円
647	岩手県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	レット症候群による移動機能障害	体にあわなくなってきたためやむを得ず。	あり。	330,104円
648	岩手県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による移動機能障害	現在入院中で股関節の手術をした結果、脚が外側に開いてしまっただため体に合わなくなっている。	あり。	570,551円
649	宮城県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性機能障害による上肢移動機能障害	身体状況の変化による再交付	特になし	277,077円
650	宮城県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性機能障害による上肢移動機能障害	身体状況の変化による再交付	特になし	376,757円
651	宮城県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性機能障害による上肢移動機能障害	身体状況の変化による再交付	特になし	402,215円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
652	宮城県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性機能障害による四肢機能並びに移動機能障害	身体状況の変化による再交付	特になし	97,891円
653	茨城県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	脳性小児麻痺	身体の成長に伴い合わなくなったため	身体状況に合ったもの	146,118円
654	茨城県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	脳性小児麻痺	身体の成長に伴い合わなくなったため	身体状況に合ったもの	173,887円
655	茨城県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	脳性小児麻痺	身体の成長に伴い合わなくなったため	身体状況に合ったもの	363,933円
656	茨城県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による両上肢機能障害2級、両下肢機能障害2級、両手機能障害2級、両足機能障害2級、視力左0.25、右0.06	成長に伴いサイズが合わなくなったため	以前のものと同一	123,476円
657	茨城県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性による両上肢機能障害1級、両下肢機能障害1級	成長により、サイズが合わなくなったため。	なし	160,494円
658	茨城県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性小児麻痺による両上肢機能障害1級	成長により、サイズが合わなくなったため。	なし	222,943円
659	茨城県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	脳血管障害による両上肢機能障害1級、両下肢機能障害1級、両手機能障害1級、両足機能障害1級、聴覚性感性難聴による聴力右80dB、左80dB、6級	児童の成長が著しく、前回支給したものが体に合わなくなったため	支持部以上を支えを追加、平面形状をからシート張りの調整型へ変更、テイル機構追加	193,604円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
660	茨城県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	1級	脳性麻痺による不随意的両上肢機能障害1級、不随意的両下肢機能障害1級			135,110円
661	群馬県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	福山型先天性筋ジストロフィーによる体幹機能障害1級	前回交付の座位保持装置は、交差した状態で着用していたが、成長に伴って着用しづらくなったため、今回より、より使いやすい姿勢保持装置に変更した。	前回：車いす付き 今回：車いすなし	160,065円
662	埼玉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	二分脊椎による両下肢機能不全	成長・体幹変形の進行に伴って作り直し。	普通型からモールド型へ。	365,753円
663	埼玉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	疾病による四肢機能障害	成長に伴って身体状況の変化のため、今回より、より使いやすい姿勢保持装置に変更した。	前回と同様。	56,402円
664	埼玉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	筋ジストロフィーによる四肢機能障害	状況の悪化と体重増加により、使用中の座位保持装置が合わなくなったため。		311,234円
667	埼玉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による四肢機能障害	成長に伴って身体に合うよう変更した。	より本児の身体に合うように変更した。	526,340円
668	埼玉県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	二分脊椎による両下肢機能障害、腸管機能障害（社会生活制限）	対象者の成長に伴って、体の大きさが増えたため。	以前のものと同じ。	103,566円
669	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	ペリネウスメルツバットによる両上肢機能障害	障害の進行と成長に伴って、体に合わなくなったため。	作成時の体に合わせたものを作成	260,796円
670	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両上肢機能障害	成長に伴って、体に合うよう変更したため。	作成時の体に合わせたものを作成	164,800円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
671	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による上肢の機能の著しい障害(2級) 両下肢の機能の著しい障害(2級)	成長に伴い、体にながらなくなってきたため	意見書により同処方にて新調	277,894円
672	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による上肢の機能の著しい障害(1級) 移動機能障害(1級)	成長に伴い、体にながらなくなってきたため(体に全く合わず、常にきつい状態を強いられ、痛みがでる)	意見書により同処方にて新調	448,359円
673	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	重複障害	1 級	水頭症等	身体状況の悪化により、座位保持等が困難となったため。	車いすから座位保持装置へ変更。	434,268円
674	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による上肢の機能障害、移動機能障害	成長に伴い体型がある程度にながらなくなってきたため		216,362円
675	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による上肢の機能障害、移動機能障害	成長に伴い体型がある程度にながらなくなってきたため		235,363円
676	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性運動機能障害	成長に伴うサイズ不適合。	同じもの	283,610円
677	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	1 級	脳原性運動機能障害	保育所から小学校に上がるための移動機能付の座位保持装置が必要のため。	座位保持装置→座位保持装置(車椅子・7人式手押し型機能付)	388,083円
678	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による上肢の機能障害	身体の成長により、座位保持装置が合わなくなってきたため	以前より身体に適したものの	279,420円
679	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による上肢の機能障害、移動機能障害(障害)	耐用年数まであと3か月になり、修理金額が高いため再交付とした。		312,002円
680	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による上肢の機能障害、移動機能障害(障害)	児童であるため、成長が著しくサイズが合わなくなり再交付した。		442,230円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
681	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	事故による上半肢・体幹・全廃による機能喪失	児童であるため、成長が著しくサイズが合わなくなり再交付した。		332,561円
682	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	化膿性髄膜炎（疾病による上半肢・体幹・移動機能障害）	児童であるため、成長が著しくサイズが合わなくなり再交付した。		319,321円
683	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による四肢痙攣性麻痺	ADL 低下により身体状況が変化し、適合しなくなったため。	前回交付時は車いす	290,959円
684	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳内出血による四肢体幹機能障害	ADL 低下により身体状況が変化し、適合しなくなったため。	前回交付時は車いす	454,683円
685	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	聴覚・言語障害	1 級	疾病による上半肢・体幹・全廃による機能喪失	成長により身体に適合しなくなったため。		435,072円
686	千葉県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性による上半肢・移動機能障害	成長により身体に適合しなくなったため。	前回交付時は車いす	307,516円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
687	千葉県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	・先天性による両上肢全廃(1級) ・体幹の機能障害にてより座ることができない(両下肢全廃含む)(1級)	児童のため、成長による現在使用しているものが、体に合わなくなってきたため		170,763円
688	東京都	〇〇区	03 座位保持装置	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢機能障害(著しい困難)移動機(著しい困難)	平成16年4月支給のものが身体に合わなくなってきたため、判定を受けて再支給。	モールド型から平面形状型になった。	164,774円
689	東京都	〇〇区	03 座位保持装置	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢機能障害(著しい困難)移動機(困難)	障害状況の変化のため、判定を受けて座席保持装置を再支給した。	基本価格の体幹部、骨盤大腿部が採立から採型に変更した。その他にも変更多数あり	231,889円
690	東京都	〇〇区	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性による両上肢機能障害(2)、体幹機能障害	上記の対象者で、車いすの変更に伴い座席保持装置も再支給が必要となった。	テイルト式車いすに合うような座席保持装置に変更した。	68,931円
691	東京都	〇〇区	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	疾患による四肢体幹機能障害	成長に伴い身体に合わなくなった	以前のものと同じ	138,143円
692	東京都	〇〇区	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による脳原性障害・脳原性移動機機能障害	成長に伴い身体に合わなくなった	以前のものと同じ	373,344円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
693	東京都	〇〇区	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による脳原性障害・脳原性移動機能障害	成長に伴い身体に合わなくなった	以前のものと同一	382,974円
694	東京都	〇〇区	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による脳原性障害、能動性麻痺による上肢・下肢機能障害	成長によりサイズが合わなくなったため	以前のものと同一	226,085円
695	東京都	〇〇区	03 座位保持装置	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	四肢体幹機能障害	身体状況の変化により座位保持装置が合わなくなったため。		152,944円
696	東京都	〇〇区	03 座位保持装置	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による脳原性障害	体に合わなくなった	座位保持装置＋トイレ用トリアクワン車椅子	153,315円
697	東京都	〇〇区	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	体幹機能障害	モールド型座位保持装置。成長に伴い2年6ヶ月間交付の物が不適合のため、再交付。		201,131円
698	東京都	〇〇区	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	* 水頭症による* 体幹機能障害 (1 級) * 両上肢機能障害 (2 級)	成長による不適合	同種	467,208円
700	東京都	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による脳原性移動機能障害 2 級、脳原性麻痺による脳原性移動機能障害 4 級	成長、障害により交付されている補装具が体に合わなくなり、修理も不可能なため再交付した。	交付時の体格に適合し、かつ成長に合わせた調節ができていないに作り変えた。	236,024円
701	東京都	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	四肢体幹機能障害	身体の成長により、以前の補装具では支障をきたすようになつたため。(修理等での対応は不可能なもの)	装具の寸法の相違。	396,327円
702	東京都	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	重複障害	1 級	脳性麻痺	通所先で使用するため	以前と同じもの	354,066円
703	東京都	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	疾患による四肢体幹機能障害	医師の診療情報提供所より判断した。	前回と同じ	351,765円
704	神奈川県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	四肢体幹機能障害	成長に伴うサイズの変更		325,470円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額	
705	神奈川県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害者	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による四肢・体幹機能障害	成長により使用しているものが使えなくなったため。	特になし	133,179円	
707	新潟県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	脳病変による移動機能障害	身体の成長に伴い既存の座位保持装置では安定した座位の保持等が困難であったため		135,908円	
708	新潟県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳病変による移動機能障害	身体の成長に伴い既存の座位保持装置では安定した座位の保持等が困難であったため		242,122円	
709	新潟県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	保育園に入園するにあたり、保育園用の座位保持装置が必要となつたため（以前使用）	自宅に比べ保育園では動くことが多いと予想されるため、股関節の防止や足部の保持のための機能を付加した。		264,576円
710	新潟県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	保育園に入園するにあたり、保育園用の座位保持装置が必要となつたため（以前使用）	保育園用の座位保持装置であるため、構造フレームに車いすとしての機能を付加した		372,662円
711	新潟県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1 級	痙性麻痺	以前交付した座位保持装置は車載用のものであつたが、自宅用のものが必要であるため	車載用と比較し自宅での生活は動作が多いため、付属品（カットアウトテープ）や体幹保持部品）や調整が多い。		265,005円
712	新潟県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	1 級	痙性麻痺	以前交付した座位保持装置は車載用のものであつたが、今回交付した座位保持装置（構造フレーム車いす）の交差を身体・姿勢に合わせたため	構造フレームに車いすとしての機能を付加		346,296円
713	新潟県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	痙性麻痺	以前交付した座位保持装置は車載用のものであつたが、今回交付した座位保持装置として、下肢の交差を促すことのできるため	特別補装具（商品名：プロシスタン）本人の身体状況や生活状況に合わせて、ホータートプロットやヒザさかなどの付属品を付加		570,723円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
714	新潟県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	2級	脳性麻痺 MRでんかん	座位保持機能付の車いすを使用することにより、定した姿勢で学校生活を送ることが可能になり、身体・精神両面で発達を期待するため	構造フレームに車いすとしての機能を付加	297,418円
715	石川県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	01 状態変化・体に変化はない	肢体不自由	1級	両上下肢機能の全廃 体幹機能障害	胃腸造設等障害状況の悪化により、体に合わなくなったため。		248,617円
716	山梨県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	下肢機能障害 両下肢全廃1級 上肢機能障害 上肢 著しい障害2級 体幹機能障害2級	体の成長に伴い使用中の座位保持装置が合わなくなったため。	サイズの変更	227,042円
717	岐阜県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1級	脳性麻痺による体幹機能の著しい障害 (坐位不能)	前回交付した座位保持装置は、今回交付した座位保持装置より、今回交付した座位保持装置は通学に使用しているため、必要と認められたため。	今回は学校用の座位保持装置を支給、今回は通学用の車載用座位保持装置を追加交付	82,781円
718	岐阜県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による両上肢機能の著しい障害	成長に伴い前回作成の物が適しなくなり、医師の見解を踏まえ、必要と認められたため。	成長に伴いサイズの変更	101,682円
719	岐阜県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1級	痙直性麻痺による体幹機能の著しい障害	車椅子では座位がとれず、前回交付した座位保持装置は家庭で使用しているため、必要と認められたため。	今回は家庭用の座位保持装置を支給、今回は学校用の車載用座位保持装置を追加交付	143,777円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
720	岐阜県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に応じて複数必要	重複障害	1 級	脳性麻痺	特別支援学校への送迎(往復2時間)の際に車載用として使用。車内での安全面、通学点という教育上の観点、使用頻度を考慮し、二具目として支給。	車載用	100,950円
721	岐阜県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に応じて複数必要	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	学校用(小学校)として座位保持装置を使用。教育上の観点として考慮し二具目として支給。	以前のものと同一	354,509円
722	岐阜県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に応じて複数必要	肢体不自由	1 級	体幹の機能障害	学業上の理由で2台目が必要のため		521,884円
723	岐阜県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	体幹の機能障害	成長により前回支給したものが体に合わないため		84,780円
724	岐阜県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害者	07 用途に応じて複数必要	肢体不自由	1 級	体幹の機能障害	学業上の理由で2台目が必要のため		310,442円
725	岐阜県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による	身体の成長により、既存の座位保持装置が小さくなったため。	体に合う大きさへ変更	589,339円
726	岐阜県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	対象児の成長に伴い身体に合わなくなったため	大きさ等	397,224円
727	岐阜県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による体幹の機能障害	不慮により、座位保持装置が修理不能なほど損傷したため	無	51,975円
728	静岡県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性上肢運動機能障害(両上肢)、脳原性移動運動機能障害(両下肢)	前回作成した座位保持装置は老朽化し、成長により不適合となっており、判定の結果2台交付が認められたため	以前のものと同一	131,865円
729	静岡県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害者	07 用途に応じて複数必要	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による上下肢の機能障害	前回は車内に保管し通所時や通所時に使用する。新たに施設用としてもう1台必要になり、判定の結果2台交付が認められたため	以前のものと同一	297,052円
730	静岡県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	体幹・下肢の機能障害	成長に伴い、身体に合わなくなったため。	成長に伴い側弯が強くなったため、基準外の構造のものを取り付けたものに変更。	372,520円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
731	静岡県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	体幹・下肢・上肢機能障害	成長に伴い、従来使用していたものでは合わなくなったため。	以前のものと同じ	355,762円
732	静岡県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性マヒ	成長により規格が合わなくなった。	前回の物とは異なる。	252,329円
733	静岡県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	脳原性上肢運動機能障害(同上肢)2級、脳原性移動運動機能障害(同下肢)2級	破損し、修理対応では元の安全確保が難しいため。	相違なし	91,866円
734	静岡県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に際して積数必要	肢体不自由	1 級	脳原性上肢運動機能障害、脳原性移動運動機能障害、心臓機能障害	平成18年4月に、座位保持装置(自宅で使用)を交付したところであるが、今回申請で使用するのは、通所的なものであるため。		176,546円
735	愛知県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	体の成長に伴い、体に合わなくなったため	型式は変更なし、サイズのみの変更	393,563円
736	愛知県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	体の成長に伴い、体に合わなくなったため	型式は変更なし、サイズのみの変更	252,823円
737	愛知県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による体幹機能障害歩行・起立・座位不能	身長伸びが著しく、既存の補装具が小さくなったため。	サイズ	365,581円
738	愛知県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による体幹機能障害歩行・起立・座位不能(1)	体の成長に伴い、補装具が体に合わなくなったため。	同型。	464,049円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
739	愛知県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	先天性ミオパチーによる体幹機能障害・起立・座位不能(1)呼吸器機能障害(1)自身活動困難(1)両上肢機能の著しい障害	身体の成長が著しく、既存のもので対応できない。	以前のものと同じ	226,233円
740	愛知県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による体幹機能障害・起立・座位不能(1)	身体の成長が著しく、既存のもので対応できない。	以前のものと同じ	462,217円
741	愛知県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性運動障害による運動機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなったため	なし	255,955円
742	三重県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	移動機能障害・四肢体幹機能障害等	児童の身体の成長により古いものがつかえなくなつたので新しいものを交付する。※全3件。すべて同じ理由	身体の成長に合わせだつくり。	823,659円
743	滋賀県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	脳性麻痺による移動機能障害	成長に伴うため	以前のものと同じ	810,651円
744	滋賀県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による移動機能障害	成長に伴うため	以前のものと同じ	493,063円
747	京都府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	脳性小児麻痺	対象者の成長により体に合わなくなつたため。	特になし。	447,000円
748	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	聴力障害(3級)両上肢機能全麻(1級)体幹機能障害(3級)	成長が著しく、体に合わなくなつたため。	サイズ。	439,707円
749	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	四肢機能障害	体の成長に合わせるため	体型に合わせてるよう製作	154,000円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
750	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	心機能障害 体幹機能障害 両上肢機能障害	体の成長に合わせるため	体型に合わせるよう製作（学校用、家用）	350,000円
751	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	四肢機能障害	身体の成長により、座位保持装置のサイズが合わなくなったため	サイズの合った座位保持装置の交付	406,915円
752	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上肢機能全廃・両下肢機能全廃	身体の成長により、座位保持装置のサイズが合わなくなったため	サイズの合った座位保持装置の交付	494,733円
753	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上肢機能全廃・両下肢機能全廃	身体の成長により、座位保持装置のサイズが合わなくなったため	サイズの合った座位保持装置の交付	457,989円
754	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	2 級	脳原性移動障害	身体の成長により、座位保持装置のサイズが合わなくなったため	サイズの合った座位保持装置の交付	96,732円
755	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に応じて複数必要	重複障害	2 級	脳原性移動障害	小学校に進学にするについて学校に座位保持装置が必要のため	学校用の座位保持装置の交付	188,169円
756	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性まひ	身体の成長に伴い、合わなくなったため	同処方	453,251円
757	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性まひ	身体の成長に伴い、合わなくなったため	同処方	280,932円
758	大阪府	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上下肢機能全廃	側わんがひどくなくなり、身長が著しく伸びているため。		428,140円
759	大阪府	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	四肢機能障害	成長が著しく、使用している補装具が体に合わなくなったため。	特に無し	195,133円
760	兵庫県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	身体の成長により小さくなったため	以前より大きいもの	222,930円
761	兵庫県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	脳性麻痺	身体の成長により小さくなったため	以前より大きいもの	177,196円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
762	兵庫県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺、小頭症の機能的なものを全廃したものの（1級） 両上肢の機能を全廃したものの（1級） 両下肢の機能を全廃したものの（1級）	急激な身長伸びにより不適合	大きいサイズのものに変更	234,577円
763	兵庫県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	呼吸障害による無呼吸症候群の機能全廃	成長による不適合著しいため	成長に合わせてサイズ変更	89,404円
764	兵庫県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級		成長による不適合著しいため	成長に合わせてサイズ変更	193,176円
765	兵庫県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級		成長による不適合著しいため	成長に合わせてサイズ変更	281,663円
766	兵庫県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性まひ 脳原性運動機能障害（上肢機能障害・1級） *脳原性運動機能障害（移動機能障害・1級）	成長によりサイズが合わないため	特に無し	313,995円
767	兵庫県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳変性疾患 *両上肢の機能全廃 *呼吸器（3級）機能障害	成長によりサイズが合わないため	特に無し	320,072円
768	兵庫県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺 両上肢の機能全廃 両下肢の機能全廃 *脳原性運動機能障害（移動機能障害・1級） *脳原性運動機能障害（移動機能障害・1級）	著しい成長のため、修理対応不可	特に無し	443,621円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
769	兵庫県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両下肢の著しい機能障害、歩行不随意、日常生活動作が困難なもの(2級)	著しい成長の為、修理対応不可	特に無し	443,621円
770	和歌山県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	体幹機能障害	体の成長	大きさ	176,027円
771	和歌山県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	体幹機能障害	体の成長	大きさ	397,168円
772	和歌山県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	両上下肢機能全廃聴力障害	体の成長	大きさ	391,863円
773	広島県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢機能障害による脳性麻痺による移動機能障害	身体の成長による再交付。	リクライニング式普通型からモールド型に変更。	358,692円
774	山口県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢運動機能障害・脳性麻痺による移動機能障害	身体の成長により背中部分が合わなくなっただけ	身体の成長に合わせたモールド型からテイルト型に変更	345,328円
775	山口県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	2 級	体幹機能障害	施設用として重複給付		201,539円
776	山口県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1 級	脳原性運動機能障害	養護学校で使用するため。		31,930円
777	山口県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなっただけのため。家庭で使用するため。	サイズ	254,295円
778	山口県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなっただけのため。保育園で使用するため。	サイズ	92,467円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
779	山口県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。養護学校用として。	サイズ	190,777円
780	山口県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。自宅用として。	サイズ	267,782円
781	香川県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺 両上肢機能障害 移動機能障害	体のサイズが合わなくなったため	不明	276,647円
782	香川県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	脳性麻痺 両上肢機能障害 移動機能障害	現在使用中であるが不安定	以前のものと同じ	245,449円
783	香川県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺 両上肢機能障害 移動機能障害	体のサイズが合わなくなったため	以前のものと同じ	361,221円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
784	香川県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺 両上肢機能障害	体のサイズが合わなくなったため	「屋内用」から「屋外用」へ	324,604円
785	香川県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺 移動機能障害	サイズの不適合	サイズを大きくした	182,877円
786	愛媛県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	肢体不自由・体幹	成長に伴い身体に合わなくなったため	身体に合ったもの	712,166円
794	福岡県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	細菌性髄膜炎による両上肢の機能障害（体幹機能障害を含む）（上肢一級、下肢一級）	対象者の身体の成長により、義足が適合しなくなったため。	以前のものと同一。（適合サイズ等は異なる。）	214,054円
795	福岡県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	急性脳症による体幹機能障害	成長による体格の変化により調整不能で使用できなくなったため	車いすとの一体型	242,595円
796	福岡県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢の機能障害（上肢一級、下肢一級）	成長による体格の変化により調整不能で使用できなくなったため	施設での療育時と帰宅時の車載用の兼用	220,876円
797	福岡県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による脳性運動機能障害（上肢二級、下肢二級）	成長によりサイズが合わなくなった		267,903円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
798	福岡県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢の機能障害(体幹機能を含む)(上肢二級、下肢二級)	成長によりサイズが合わなくなった		125,618円
799	福岡県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	未熟児網膜症による視力障害、無力麻痺、脳性麻痺による両上肢の機能障害	身体の成長により、現在使用している剤保持装置では小さくなり座れなくなったため	以前のものと同一。	257,372円
800	福岡県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による両上肢の機能障害	前回支給したものは使用する場所がこたなるため	以前支給したものは異なり、チャイルドシートと一体になったものである	70,604円
801	佐賀県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	体の成長に伴う不適合		280,198円
802	長崎県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上肢の機能の著しい障害、両下肢の機能の著しい障害	前回交付分が、身長の伸びに対応出来ていないことにより、就学したときや排痰困難なとき等、安楽な姿勢をとれるようになるため。	大ききものにかわった点につき、座位保持機能が強化された。	179,560円
803	熊本県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	成長に伴う不適合		304,028円
804	熊本県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性運動障害	成長に伴う不適合		453,935円
805	熊本県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	成長に伴う不適合		206,257円
806	熊本県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	てんかん性脳症(Weiss 症候群後)	成長に伴う不適合		357,911円
807	熊本県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	てんかん性脳症(Weiss 症候群後)	成長に伴う不適合		372,911円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
808	熊本県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害者	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上下肢の全廃	通所用として2台目を申請		219,194円
809	熊本県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢の著しい機能の著しい障害による両下肢の著しい障害	成長により現在使用のものが不適合となり作り換えが必要。	以前のものと同一	315,550円
810	大分県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	低酸素性脳症による両上肢機能全廃障害（座位不能）	成長により体に合わない	以前のものと同一	175,625円
811	宮崎県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による脳原性運動機能障害	成長著しく修理では対応できないため	以前のものと同一	342,994円
812	鹿児島県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上下肢機能全廃	成長によるため	なし	279,387円
813	鹿児島県	〇〇市	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上下肢機能全廃	成長によるため	なし	278,573円
814	鹿児島県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	水頭症による両上肢の機能全廃（1級）水頭症による両下肢の機能全廃（1級）水頭症による体幹の機能の著しい障害（5級）	成長期でサイズが合わなくなっただため	前回と同じ	248,212円
815	鹿児島県	〇〇町	03 座位保持装置	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	水頭症による両上肢の機能全廃（1級）水頭症による両下肢の機能全廃（1級）水頭症による体幹の機能の著しい障害（5級）	成長期でサイズが合わなくなっただため	前回と同じ	154,520円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1266	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾患による四肢機能障害(座位不能)	成長により身体に合わなくなった。	クッションキャスター追加	184,565円
1268	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	四肢体幹機能障害	身体の成長により、以前の補装具では支障をきたすようになったため。(修理等での対応は不可能なもの)	装具の寸法の相違。	302,293円
1269	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	四肢体幹機能障害	身体の成長により、以前の補装具では支障をきたすようになったため。(修理等での対応は不可能なもの)	装具の寸法の相違。	125,557円
1270	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	四肢体幹機能障害	身体の成長により、以前の補装具では支障をきたすようになったため。(修理等での対応は不可能なもの)	装具の寸法の相違。	292,651円
1271	神奈川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	右上下肢(体幹を含む)経性マヒ	修理不能の破損のため		150,637円
1272	神奈川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	面上下肢筋萎縮	修理不能の破損のため		125,608円
1273	神奈川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	四肢体幹機能障害	身体状況の変化のため	前回：手押し型車椅子 今回：デイルト式手押し型座位保持装置付	449,612円
1274	神奈川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	四肢体幹機能障害	身体状況の変化のため	前回：簡易電動車椅子 今回：普通型電動車椅子	434,522円
1275	神奈川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	身体の成長による	各部サイズ等	230,514円
1276	神奈川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	身体の成長による	各部サイズ等	236,694円
1277	神奈川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	四肢体幹機能障害	消耗が著しく、また訓練に伴う身体状況の変化による。		190,962円
1278	神奈川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	四肢体幹機能障害	成長に伴うサイズの変更		218,494円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	支給額
1279	神奈川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	四肢体幹機能障害	成長に伴うサイズの変更	254,925円
1280	神奈川県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	肢体不自由四肢体幹機能障害	フレーム等がゆがんでしまい、修理対応ができませんでした	138,470円
1282	新潟県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	上肢不自由下肢不自由(痙攣性四肢麻痺、皮膚形成異常症)	成長に伴い、既存のものが使用困難となったため	215,446円
1283	新潟県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性上肢機能障害(痙攣性四肢麻痺、固産期低酸素性脳症)	身体状況の変化と成長が著しく不適合が生じているため	197,715円
1284	新潟県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳原性移動機能障害(脳性麻痺)	成長に伴い、既存のものが使用困難となったため	239,554円
1285	新潟県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳病変による移動機能障害(脳病変による上肢機能障害)	身体の成長に伴い既存の車いすでは安定した座位の保持等が困難であったため	259,543円
1286	新潟県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳病変による移動機能障害(脳病変による上肢機能障害)	身体の成長に伴い既存の車いすでは安定した座位の保持等が困難であったため	213,885円
1287	新潟県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	アイ・サックウス病	成長に伴い、体に合った新しいものが必要になったため	242,357円
1288	新潟県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	心室中隔欠損症(アイゼンメンジャー症候群)多血症	成長に伴い、体に合った新しいものが必要になったため	151,210円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1289	石川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上肢機能障害 両下肢機能障害 両上肢の著しい機能障害 両下肢の著しい機能障害	成長により、従来のものが体に合わなくなり、腰痛など長時間座っていただけのため。	リクライニング、テイルルト機構を追加した。	283,291円
1290	石川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両上肢機能障害 両下肢機能障害 両上肢の著しい機能障害 両下肢の著しい機能障害	成長により、体に合わなくなり、体に合わなくなったため。		160,165円
1291	山梨県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	両下肢機能障害1級	椅子の支柱の金属パイプが折れかかっていた。修理不可能		166,768円
1292	山梨県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	08 その他	肢体不自由	2 級	下肢機能障害	火災により、家屋が損傷を受け交付した装具が焼失したため	以前と同じもの	148,320円
1293	山梨県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	下肢機能障害 両下肢 著しい障害2級	体の成長に伴い使用中の車いすが合わなくなったため。	サイズの変更	84,176円
1294	山梨県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	下肢機能障害 両下肢 全廃1級 両上肢機能障害 両上肢 著しい障害2級 両上肢の著しい機能障害 両下肢の著しい機能障害 両上肢の著しい機能障害 両下肢の著しい機能障害	体の成長に伴い使用中の車いすが合わなくなったため。	サイズの変更	397,995円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1295	山梨県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	下肢機能障害 両下肢全廃1級	体幹変形により使用中の車いすが合わなくなっただため。	サイズの変更	229,116円
1296	長野県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	07 用途に際して複数必要	重複障害	1 級	体幹機能障害 3級 多発性関節拘縮による両下肢の機能障害(1) 両上肢の機能障害(2)	対象者の職業が変わり、自宅と職場用に一台ずつ必要となっただため。	車椅子の重量	187,254円
1297	長野県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による体幹の機能障害(1)	対象者の体の変形が激しくなったため		207,369円
1300	長野県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	その他特殊疾患による体幹の機能障害	体の成長に伴い合わなくなっただため。		105,678円
1301	長野県	〇〇村	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3 級	脳性麻痺による体幹機能障害	身体の成長により、車いすのサイズが合わなくなっただため。	サイズ以外は以前のものと同じ。	243,000円
1302	岐阜県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1 級	体幹の機能障害	学業上の理由で2台目が必要なため		220,996円
1303	岐阜県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	体幹の機能障害	成長により前回支給したものが体に合わないため		144,519円
1304	岐阜県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	体幹の機能障害	成長により前回支給したものが体に合わないため		224,580円
1305	岐阜県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1 級	不随意運動等で歩行が不可能	学業上の理由で2台目が必要なため		141,089円
1306	岐阜県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	身体の成長により、既存の車いすが小さくなっただため。	体に合う大きさへ変更	192,445円
1307	岐阜県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	肢体等の湾曲	身体の成長により、既存の車いすが小さくなっただため。	体に合う大きさへ変更	176,593円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	支給額
1308	岐阜県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による	身体が成長により、既存の車いすが小さくなったため。	235,828円
1309	岐阜県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳出血	既存の車いすでは、座位を保持できなくなってきたため。	183,916円
1310	岐阜県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	進行性筋萎縮症	体が大きくなり既存の車いすが体型に合わなくなった	165,006円
1311	岐阜県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	脳性麻痺	体が大きくなり既存の車いすが体型に合わなくなった	249,672円
1312	岐阜県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	二分脊椎による体幹の機能障害(起立位困難)・二分脊椎による体幹の機能障害(起立位困難)・二分脊椎による体幹の機能障害(起立位困難)	室内はベビーカーで対応していたが、成長により使用が困難となる。また、今後活動範囲が広がるため、室外用の車いすの必要性を認める。	127,091円
1313	岐阜県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途にに応じて複数必要	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢の機能障害(2級)・脳性麻痺による両上肢の機能障害(2級)	施設から在宅に戻ることに伴い、小学校通学のため、室外用の車いすが必要となる。	182,155円
1314	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	左上肢機能障害(2級)・左下肢機能障害	片マヒのため、片手駆動型の車いすでは、片足の軽減により、両手駆動の普通型車いすを交付。	155,273円
1315	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	頸髄障害による下肢機能障害	仕事用に使用している車いすにて、移動の際に、自動車への積み下ろしや、仕事中心に、フラッシュアップ品での劣化が激しい。	132,561円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1316	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性上肢運動機能障害 脳原性移動運動機能障害	成長により、合わなくなった為。	車いす普通オーダーメイドで、座幅等全体的に大きいサイズ。	156,385円
1317	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	脊髄障害による下肢機能障害	病状や体に合わなくなり、シヨクソウができてしまう為。	車いす普通オーダーメイドで、座幅等全体的に小さいサイズ。	169,456円
1318	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性上肢運動機能障害 脳原性移動運動機能障害	成長により、合わなくなった為。	車いす普通オーダーメイドで、座幅等全体的に大きいサイズ。	138,722円
1319	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による上下肢機能障害	成長により、合わなくなった為。	車いす普通オーダーメイドで、座幅等全体的に大きいサイズ。	140,163円
1320	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	移動運動機能障害 上肢運動機能障害	成長により、合わなくなった為。	車いす普通オーダーメイドで、座幅等全体的に大きいサイズ。	164,543円
1321	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による上下肢機能障害	身体状況の変化により合わせることが出来なくなった。	車いす手押し型 ↓ 車いす 普通オーダーメイド。以前の車いすでの調整や修理では対応できない為。	170,105円
1322	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	上肢・下肢・体幹機能障害	成長による不適合	再交付器は基準外申請	305,292円
1323	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	体幹機能障害	前回交付から、4年1ヶ月経過していた。作成当時と比べ、体事が増え合わなくなったので再交付となった。	サイズ	151,101円
1324	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	交通事故に遭い、身体状況が変わってしまった。確認したところ、相手の保険でも補償されなかったため、再交付となった。	腕力の無くなったので、軽量タイプとなった。	180,301円
1325	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性移動運動機能障害	成長して合わなくなり、また自走ができなくなった為。	サイズ。自走型⇒手押し型	183,240円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1326	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による移動運動機能障害	前回作成した車椅子は、成長により不適合となったため。	以前のものと同じ	134,415円
1327	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	体幹・下肢機能障害	成長に伴い、従来使用していた車椅子では合わなくなったため。	以前のものと同じ	170,980円
1328	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	体幹・下肢機能障害	成長に伴い、身体に合わなくなったため。	成長に伴い側登が強くなくなったため、ハンドル・リクライニング機能がついていないものに変更。	211,139円
1329	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	体幹・下肢機能障害	成長に伴い、従来使用していたものでは合わなくなったため。	成長に伴う変形に对应したものの、基準外の車椅子に変更。	170,980円
1330	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	先天性大脳形成不全による上肢機能障害	成長により体型に合わなくなった。	サイズ、座位保持装置の機能を追加	200,325円
1331	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	03 故障・破損	重複障害	1級	脳原性上肢運動機能障害 脳原性移動運動障害 両下肢両眼視力障害	修理不能部位の破損	日よけ追加	162,225円
1332	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性上肢運動機能障害 脳原性移動運動機能障害	体格の変化により狭くて身体に合わなくなり、移乗介助も困難になったため。	サイズ	155,922円
1333	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に応じて複数必要	肢体不自由	1級	脳性マヒ	学校用として2台目を申請	同型	142,140円
1334	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に応じて複数必要	肢体不自由	1級	筋ジストロフィー	学校用として2台目を申請	普通型→手押し型A	142,140円
1335	静岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脊髄障害	仕事の移動時に使用するため、消耗が激しくフレームが変形し、修理不能であったため	座席幅の変更	177,984円
1336	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長・症状の進行により、体型等に合わなくなったため		157,961円
1337	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長・症状の進行により、体型等に合わなくなったため	手押し型→リクライニング式手押し型	157,961円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1338	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳性麻痺	破損により修理不能		145,697円
1339	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長・症状の進行により、体型等に合わなくなってきたため		157,961円
1340	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	関節リウマチ	症状の進行により、身体に合わなくなってきたため	手押し型→リフトにガシ式手押し型	171,403円
1341	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	脳性麻痺	体の成長に伴い、体に合わなくなってきたため	型式は変更なし、サイズのみの変更	167,272円
1342	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脊柱側弯症	体の成長に伴い、体に合わなくなってきたため	型式は変更なし、サイズのみの変更	155,087円
1343	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺	体の成長に伴い、体に合わなくなってきたため	型式は変更なし、サイズのみの変更	231,750円
1344	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺	体の成長に伴い、体に合わなくなってきたため	型式は変更なし、サイズのみの変更	105,930円
1345	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳器質障害による体幹機能障害起立位保持困難	成長が著しく、既存の車いすではサイズが合わないため。	サイズ	173,812円
1346	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による体幹機能障害歩行・起立・座位不能	身長伸びが著しく、既存の補装具が小さくなったため。	サイズ	271,817円
1347	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脊髄性小児麻痺による両下肢機能の全廃	車いすを自動車の乗せようとした際、手を滑らせて落下させてしまい、フレーム等が修理不能なほど破損したため	以前のものと同じ	144,381円
1348	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による体幹機能障害起立位保持(2)、右上半肢機能の著しい障害(3)	体の成長に伴い、補装具が体に合わなくなってきたため。	同型。	177,947円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1349	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	器質性脳脊髄性障害による体位保持困難(2)	体の成長に伴い、補装具が体に合わなくなったため。	同型。	262,980円
1350	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による体幹機能障害・起立・座位不能(1)	体の成長に伴い、補装具が体に合わなくなったため。	同型。	208,812円
1351	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	結節性硬化症による体幹機能障害・起立・歩行起立不能(2)	体の成長に伴い、補装具が体に合わなくなったため。	同型。	210,059円
1352	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳形成障害による体幹機能障害・起立・座位保持困難	身体の成長が著しく、座幅、シックレストまでの長さが不足。	以前のものと同じ	161,946円
1353	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による体幹機能障害・起立・歩行不能	身体の成長が著しく、既存のものでは対応できない。	以前のものと同じ	159,444円
1354	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	ラールゼン症候群による両下肢機能の著しい障害(2) 両上肢機能の著しい障害(2)	体型変化が著しいため		230,826円
1355	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による体幹機能障害	成長に伴い装具が合わなくなったため	なし	722,167円
1630	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	体幹機能障害(座位不能)(1)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	122,093円
1631	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	体幹機能障害(座位不能)(1)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	214,137円
1632	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	体幹機能障害(座位不能)(1)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	209,498円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1633	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	体幹機能障害(座位不能) (1級)	腰の姿勢保持が困難になることのため、リクライニング機能の車いすを希望	普通型からリクライニング式へ変更	172,004円
1634	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	体幹機能障害(座位不能) (1級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	145,817円
1635	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害(起立困難) (2級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	141,831円
1636	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害(起立困難) (2級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	141,831円
1637	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性上肢障害(2級) 脳原性移動障害(2級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	200,438円
1638	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害(起立困難) (2級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	165,840円
1639	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害(起立困難) (2級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	192,789円
1640	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害(起立困難) (2級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	178,169円
1641	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	四肢機能障害(2級)	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなったため、再製作	特になし	190,447円
1649	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脚踵硬膜外腫症	破損し修理対応が困難になったため。	以前支給した補装具と同じ	179,735円
1650	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	頸椎損傷	体型が変化しただため。	体型の変化に合わせて寸法を変更	186,697円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1651	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長に伴い、体のサイズに合わなくなったため。	体型の変化に合わせて寸法を変更	360,225円
1652	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長に伴い、体のサイズに合わなくなったため。	体型の変化に合わせて寸法を変更	157,562円
1653	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	疾病	成長に伴い、体のサイズに合わなくなったため。	体型の変化に合わせて寸法を変更	215,140円
1654	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長に伴い、体のサイズに合わなくなったため。	体型の変化に合わせて寸法を変更	177,095円
1655	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長に伴い、体のサイズに合わなくなったため。	体型の変化に合わせて寸法を変更	192,095円
1656	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳質周囲白質軟化症	成長に伴い、体のサイズに合わなくなったため。	体型の変化に合わせて寸法を変更	210,058円
1657	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長に伴い、体のサイズに合わなくなったため。	体型の変化に合わせて寸法を変更	119,490円
1658	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	低酸素脳症	成長に伴い、体のサイズに合わなくなったため。	体型の変化に合わせて寸法を変更	181,261円
1659	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	低酸素脳症	成長に伴い、体のサイズに合わなくなったため。	体型の変化に合わせて寸法を変更	183,855円
1660	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	脳性麻痺および先天性の心臓障害	身体の成長により、以前に交付した装具が使用困難になったため。		183,855円
1661	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	身体の成長により、以前に交付した装具が使用困難になったため。		168,666円
1662	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	進行性筋ジストロフィー	身体の成長により、以前に交付した装具が使用困難になったため。		196,678円
1663	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	同上	身体の成長により、以前に交付した装具が使用困難になったため。		178,911円
1664	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	水頭症、二分脊椎	身体の成長により合わなくなった	以前のものと同じ	220,626円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	支給額
1665	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性障害	身体の成長により合わなくなかった	220,626円
1666	北海道	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	嚔嚔性小児麻痺	転倒した際に大きく破損したため	97,335円
1667	北海道	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	低酸素脳症により上肢を使用する日常生活・歩行が可能なもの	対象者の成長に伴い既存の補装具では小さくなってしまったため。	215,991円
1668	青森県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性まひによる移動機能障害	身体の高成長のため、既存のもので対応できなくなかったため	80,556円
1669	青森県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性まひによる歩行が極度に制限される移動機能障害	身体の高成長のため、既存のもので対応できなくなかったため	196,199円
1670	青森県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	染色体異常・内反足による両上肢の著しい障害	修理不能の状態に破損したため	243,579円
1671	青森県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	筋緊張性ジストロニーによる歩行が困難な体幹機能障害	障害の進行により、普通型の車いすの利活用ができなくなかったため。	242,359円
1672	青森県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	3級	脳性麻痺による不随意運動・失調等により歩行が日常生活活動に制限される移動機能障害	修理不可能のため	123,012円
1673	岩手県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	髄膜炎による両上肢の機能障害	体にあわなくなかったためやむを得ず。	165,006円
1674	岩手県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	疾病による両上肢の機能障害	体にあわなくなかったためやむを得ず。	120,324円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1675	岩手県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	ちやちや病による体幹向上下肢機能障害	体にあわなくなったりめやむを得ず。	あり。	241,483円
1676	岩手県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳梗塞による体幹左上下肢機能障害	足が痙性で、突っ張ってしまつたため、フットプレートが壊れて修理を繰り返す。溶接を折れて足に怪我をするため現在は使えない。施設のものを利用している状況であり、止むを得ないと判断。	あり。	482,147円
1677	岩手県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による移動機能障害	体にあわなくなったりめやむを得ず。	あり。	224,982円
1678	岩手県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	急性脳症による移動機能障害	体にあわなくなったりめやむを得ず。	あり。	236,663円
1679	岩手県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による上肢機能障害	体にあわなくなったりめやむを得ず。	あり。	205,608円
1680	岩手県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	低酸素性虚血性脳症による四肢麻痺	体にあわなくなったりめやむを得ず。	あり。	186,253円
1681	岩手県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による移動機能障害	体にあわなくなったりめやむを得ず。	あり。	189,246円
1682	岩手県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による移動機能障害	体にあわなくなったりめやむを得ず。	あり。	194,548円
1683	岩手県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による向上下肢機能障害	体にあわなくなったりめやむを得ず。	あり。	278,563円
1684	岩手県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1級	虚血性脳症による移動機能障害	通院用として特にひつようであるため。	あり。	185,770円
1685	岩手県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	3級	小脳疾患による上下肢機能障害	身体状況に合わなくなったりめやむを得ず。	以前のものと同じ	142,752円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1686	岩手県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1 級	胸椎骨折、腰椎損傷による両下肢機能障害	屋外用の車いす購入のため	屋外用の部品が取り付けられている	183,790円
1687	宮城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1 級	脳原性機能障害による両上肢機能並びに移動運動機能障害	身体状況の變化による再交付	フットプレキ、屋外用キヤスタナー、乗替ハッチ取り付け用カートル架	187,346円
1688	宮城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1 級	てんかん後遺症による両上肢機能の著しい障害	身体状況の變化による再交付	足踏み式ブレーキ、転倒防止装置、テーブル（特例）	302,711円
1689	宮城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1 級	脳原性機能障害による両上肢機能並びに移動運動機能障害	身体状況の變化による再交付	特になし	138,676円
1690	秋田県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	2 級	両上下肢機能の著しい障害	成長に伴い車いすのサイズが身体に合わなくなってきたため再交付対応	サイズ変更	231,029円
1691	秋田県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	2 級	両上下肢機能の著しい障害	成長に伴い車いすのサイズが身体に合わなくなってきたため再交付対応	サイズ変更	204,665円
1692	秋田県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態變化・体に合わない	肢体不自由	3 級	脳梗塞による体幹機能障害（歩行困難）	以前は自力で車いすの操作が可能であったが、多発性脳梗塞により痺ださりの状態となったため	普通型車いすからリクアイニング式手押し型車いすの交付	127,181円
1693	山形県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1 級	脊髄疾患による両下肢機能障害	成長に伴い小さくなった為	以前のものと同じ	166,551円
1694	山形県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	2 級	脳性小児麻痺による移動運動機能障害	成長に伴い小さくなった為	以前のものと同じ	176,130円
1695	山形県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1 級	脳性小児麻痺による移動運動機能障害	成長に伴い小さくなった為	以前のものと同じ	178,087円
1697	福島県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1 級	体幹機能障害（座位・上肢機能の障害）左下肢機能の軽度の障害	成長に伴う不適合のため再交付。	以前のものと同じ	207,236円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1698	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	脳性小児麻痺	身体の成長に伴い合わなくなりましたため	身体状況に合ったもの	398,799円
1699	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1 級	脳性小児麻痺	身体の成長に伴い合わなくなりましたため	身体状況に合ったもの	204,591円
1700	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	筋ジストロフィー	病気の進行に伴い合わなくなりましたため	身体状況に合ったもの	174,726円
1701	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	Prader-Wili syndrome 候群（両下肢機能障害 2 級）	以前使用していた車いす（オーダーメイド）が、成長により身体に合わなくなりましたため、再交付。	特になし	150,544円
1702	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺（体幹機能障害 2 級）	以前使用していた車いす（オーダーメイド）が、成長により身体に合わなくなりましたため、再交付。	特になし	151,286円
1703	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺（両下肢機能障害 2 級）	以前使用していた車いす（オーダーメイド）が、成長により身体に合わなくなりましたため、再交付。	特になし	186,048円
1704	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性小児麻痺による不随意運動等を伴なう移動機能障害	成長に伴い、サイズが合わなくなりましたため	サイズ変更	160,093円
1705	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による視力右0.00左0.00 1 級 ・疾病による両上肢機能障害4級 ・両下肢機能障害4級 ・体幹機能障害3級	成長に伴い、サイズが合わなくなりましたため	サイズ変更	237,591円
1706	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	水頭症による体幹機能障害	本人の身体状況が変化し、それまでのものが本人に合わなくなりましたため、修理での対応が困難であったため。なお、前回の交付から4年6月経過。	以前のものと基本の型は同じ	104,543円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1707	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性による両上肢の機能障害 両下肢の機能障害 呼吸器障害	成長、発達に伴い、本人の身体状況が変化したため。	リクライニング手押し型から普通型（自操式）に	183,271円
1708	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性による両上肢の機能障害	成長に伴い、サイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	217,845円
1709	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢の機能障害 両下肢の機能障害	自宅と学校用	以前交付した車椅子はリクライニング手押し型で、今回は普通型。	222,950円
1710	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による両上肢の機能障害 両下肢の機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	191,889円
1711	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による両上肢の機能障害 両下肢の機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	121,668円
1712	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による両上肢の機能障害 両下肢の機能障害 両手幹機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	122,850円
1713	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	先天性による両上肢の機能障害 両下肢の機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	226,188円
1714	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による両上肢の機能障害 先天性による両上肢の機能障害 両手幹機能障害 両下肢の機能障害 移動機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなったため	以前とものと同じ	163,402円
1715	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性による両上肢の機能障害 両下肢の機能障害	成長により、サイズが合わなくなったため。	なし	339,531円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1716	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性小児麻痺による異動機能障害1級	成長により、サイズが合わなくなりました。	なし	257,809円
1717	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性小児麻痺による不随意運動等に伴う両上肢機能障害1級、不随意運動等に伴う両下肢機能障害1級	成長により、サイズが合わなくなりました。	なし	222,480円
1718	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	先天性による体幹機能障害3級、両上肢機能障害4級、左4級	成長により、サイズが合わなくなりました。	なし	218,741円
1719	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	08 その他	肢体不自由	1級	第9胸椎脱臼骨折による両上肢機能障害全廃	以前のものと同じ	以前のものと同じ	152,890円
1720	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	1級	疾患による不随意運動等に伴う両上肢機能障害1級、不随意運動等に伴う移動機能障害1級			186,300円
1721	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	1級	脳性麻痺による不随意運動等に伴う両上肢機能障害1級、不随意運動等に伴う移動機能障害1級		リライティング 式手押し型からアット式へ変更	234,531円
1722	茨城県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	1級	四肢体幹機能障害		仕様は以前のものと 同じ	202,522円
1723	栃木県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長に伴い合わなくなりました。	以前と同じ	154,530円
1724	栃木県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	二分脊椎	対象者の脊髄により、身体寸法が合わなくなりました。	対象者の現在の状態に合わせて、寸法を取り直した。	138,309円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1725	群馬県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	四肢機能障害	著しい成長(体型の著しい変化)により使用不能となったため	普通型からモジューラ型のものへ変わった。	189,756円
1726	群馬県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	四肢機能障害	著しい成長(体型の著しい変化)により使用不能となったため	普通型からモジューラ型のものへ変わった。	160,530円
1727	群馬県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	両下肢機能障害	著しい成長(体型の著しい変化)により使用不能となったため	普通型からモジューラ型のものへ変わった。	213,931円
1728	群馬県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	多発性筋炎による両上肢1級 両下肢(21) 両下肢(21) 多発性筋炎による体幹機能障害1級	座面、背もたれの布のたるみ、タイヤのゆがみ、座面の角度の変更が修理では解消されないので、耐用年数内であるが、心身障害者福祉センターの判定を受けたため。	座面、背もたれの布の材質強度が弱くなった。タイヤの強度のあるポリエステル製にした(フレームは軽合金)。縮み止めハーを取り付けた。	101,970円
1729	群馬県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	先天性による体幹機能障害1級 先天性による両上下肢機能障害1級 両上肢(21) 両下肢(21)	障害児が成長し、足が長くなり、足台の高さが合わなくなったため。座面の幅が狭いため。手が長くなり、自走の際今までのように曲げなければならないため。		151,564円
1730	群馬県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による両上下肢機能障害2級 右(48) 左上肢(48) 右下肢(44) 左下肢(44)	障害児の成長による。		157,590円
1732	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	脳性マヒ	本人の体が著しく成長し車イスが不適切となったため。	成長に対応できるようにした。	201,025円
1733	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による四肢体幹機能障害	成長に伴う身体状況の変化のため、これまでの車いすが体に合わなくなったため。	前回と同様。	109,283円
1734	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	1級	疾病による四肢体幹機能障害	車いすが磨耗し、修理では対応が難しくなったため。	チルトリクライニングからリクライニングに変更。	212,180円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1735	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	成長に伴う身体状況の変化のため、今まで車いすが体に合わなくなってきたため。	手押しBからダブルリクライニング手押し型に変更。	259,972円
1736	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による四肢体幹機能障害	成長著しいため。	以前のものと同じ	187,439円
1737	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	先天性疾患による四肢体幹機能障害	成長著しいため。	以前のものと同じ	367,044円
1738	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	疾病による四肢体幹機能障害	成長著しいため。	以前のものと同じ	187,439円
1739	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	筋ジストロフィーによる四肢体幹機能障害	病状が変化してきたため。	以前のものと同じ	844,890円
1740	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による四肢体幹機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった為		165,469円
1741	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった為		523,363円
1742	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった為		894,074円
1743	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	疾病による四肢体幹機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった為		194,021円
1744	埼玉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害(日常生活動作困難)、移動機能障害(著しい制約)	使用頻度が高いため全体的に疲労が激しく全体的な修理するのと購入の費用とほぼ同額であるため再交付とした。	特になし。	111,240円
1746	埼玉県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による四肢体幹機能障害(日常生活動作不能)、障害機能(歩行不能)	車いすが小さく、足が地に付いてしまっ	リクライニング式からチルト式に変更	320,433円
1748	埼玉県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による四肢体幹機能障害	本人の成長が著しく、車いすが身体に合わなくなってきたため。	なし	214,137円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1749	埼玉県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による四肢体幹機能障害	本人の成長が著しく、車いすが身体に合わなくなってきたため。	なし	214,137円
1750	埼玉県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	1級	脳腫瘍による左半身不随	県、業者と話し合った結果、耐用年数の経過が間近であり、全身的に老朽化が進み、修理が再交付を受けただけでも良いと判断したため。	なし	134,878円
1751	埼玉県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	疾病による両下肢機能障害	対象者の成長に伴う体格の変化によるもの。	以前のものと同じ。	176,315円
1752	埼玉県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両下肢機能全廃	対象者の成長に伴う体格の変化によるもの。	以前のものと同じ。	202,601円
1753	埼玉県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	成長に伴う不適合との医師意見書による	特に無し	362,821円
1754	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	コスト口症候群による四肢体幹機能障害	成長に伴い、体に合わなくなってきたため。	作成時の体に合わせたものを作成	98,159円
1755	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による両上肢機能障害	成長に伴い、体に合わなくなってきたため。	作成時の体に合わせたものを作成	311,781円
1756	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両下肢機能障害	成長に伴い、体に合わなくなってきたため。	作成時の体に合わせたものを作成	135,136円
1757	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による両上肢機能障害	成長に伴い、体に合わなくなってきたため。	作成時の体に合わせたものを作成	143,376円
1758	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両下肢機能障害	成長に伴い、体に合わなくなってきたため。	作成時の体に合わせたものを作成	304,313円
1759	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両下肢機能障害	成長に伴い、体に合わなくなってきたため。	作成時の体に合わせたものを作成	158,620円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1760	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	急性脳症による四肢体幹機能障害	成長に伴い、体に合わなくなっただため。	作成時の体に合わせたものを作成	192,816円
1761	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両上肢機能障害(1級)移動機能障害(1級)	成長に伴い、体に合わなくなっただため	意見書により同処方にて新調	210,429円
1762	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	疾病による両下肢の機能の著しい障害	成長に伴い、体に合わなくなっただため(身長が15cm以上伸び、足がつかえてしまい、苦痛)	意見書により同処方にて新調	151,616円
1763	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両上肢の機能の著しい障害(2級)両下肢の著しい障害(2級)	成長に伴い、体に合わなくなっただため	意見書により同処方にて新調	118,965円
1764	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	新生児頭蓋内出血による両上肢機能障害(1級)移動機能障害(1級)	成長に伴い、体に合わなくなっただため	意見書により同処方にて新調	202,395円
1765	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両上肢機能障害(1級)移動機能障害(1級)	成長に伴い、体に合わなくなっただため	意見書により同処方にて新調	196,215円
1766	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	両上肢機能障害・移動機能障害	サイズが小さくなっただため	サイズ	217,021円
1767	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳血管障害	身体状況の悪化により、座位保持等が困難となっただため。	普通型からライルトリクライニング式普通型へ変更。	312,914円
1768	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両上肢機能障害・移動機能障害	成長に伴い体型が合わなくなっただため		294,116円
1769	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両上肢機能障害・移動機能障害	成長に伴い体型が合わなくなっただため		143,067円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1770	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	疾病による両上肢機能障害、移動機能障害	障害の進行に伴い体型が合わなくなったため		98,392円
1771	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両上肢機能障害、移動機能障害	成長に伴い体型が合わなくなったため		160,031円
1772	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による両上肢機能障害(1級)移動機能障害(1級)	子供の成長が著しくサイズが合わない為	以前と同じもの	208,987円
1773	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による右上下肢機能障害(2級)移動機能障害(4級)	子供の成長が著しくサイズが合わない為	以前と同じもの	135,342円
1774	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両上肢機能障害、移動機能障害	子供の成長が著しくサイズが合わない為	以前と同じもの	118,625円
1775	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	08 その他	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	就労中、長時間の座位が困難なため、リハビリを希望。	車椅子・普通型→車椅子・リクライニング式普通型	175,100円
1776	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1級	両片麻痺	リハビリや訓練の際、外出時に電動車椅子が必要。	車椅子・普通型→車椅子・普通型(電動車ユニット付)	378,010円
1777	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	成長に伴うサイズ不適合。	同じもの	160,474円
1778	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長に伴うサイズ不適合。	同じもの	440,840円
1779	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	精神運動発達遅滞	成長に伴うサイズ不適合。	手押し型→普通型	219,699円
1780	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	第一腰椎以下完全麻痺	老朽化	同じもの	157,590円
1781	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	四肢体幹の弛緩性麻痺	成長に伴うサイズ不適合。	手押し型→普通型	177,881円
1782	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	疾病による両下肢機能障害	破損の為	特になし	130,810円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1783	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	脳性麻痺	電動車いすを使用していたが、利用者の身体機能低下が顕著で、操作が難しくなったため	電動車いすからリクライニング式手押し型へ	161,205円
1784	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳性麻痺	利用者の体調の変化により、頭部の安定保持、体姿勢の保持が必要となったため	普通型からリクライニング式普通型へ	148,505円
1785	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長に伴い、身体に合わなくなったため	以前よりも大きいサイズのものへ	188,226円
1786	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長に伴い、身体に合わなくなったため	以前よりも大きいサイズのものへ	164,635円
1787	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	弛緩性四肢麻痺（疾病による両上肢機能の著しい障害、両下肢機能の著しい障害）	使用年数が4年以上経過していた。児童のため成長が著しくサイズが合わなくなり再交付した。	普通型から手押し型Aに変更した。	186,399円
1788	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	弛緩性四肢麻痺（疾病による両上肢機能の著しい障害、両下肢機能の著しい障害）	使用年数が4年以上経過していた。児童のため成長が著しくサイズが合わなくなり再交付した。	普通型から手押し型Bに変更した。	112,888円
1789	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脊髄性小児麻痺による両上肢機能障害	ADL低下により身体に適合しなくなり修理での対応が困難なため再交付となった。	なし	133,900円
1790	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による両上肢機能障害	成長により身体に適合しなくなったため。	なし	167,581円
1791	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による移動機能障害	成長期により車いすが体に合わなくなったため。	車いすの寸法を現在の体格に合わせて作成した。	148,941円
1792	千葉県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による移動機能障害	成長期により車いすが体に合わなくなったため。	車いすの寸法を現在の体格に合わせて作成した。	133,923円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1793	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳性麻痺による両上肢機能障害(著しい困難)移動機能障害(困難)	上記の座位保持装置の再支給に合わせ、車いすも作りなおすが必要となった。	転倒防止用装置が加えられた。座位保持装置に合わせて採寸変更。	237,969円
1794	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	クモ膜下出血による左半身麻痺	普通型車いすを使用するのが困難になったため、判定を受けて手動兼用型電動車いすが支給された。	普通型電動車いすから手動兼用型電動車いすへ	435,410円
1795	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による両上肢機能障害(2)体幹機能障害(2)	成長に伴い、以前交付した車いす(普通型)が身体に合わなくなったことによる再交付。医師の意見書にて確認をした。	同じ補装具で採寸を 変更	179,190円
1796	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	先天性による両上肢機能障害(2)体幹機能障害(1)	リクライニング式車いすでは対応が困難になり、リクライニング式車いすに必要となる再交付。医師の意見書にて確認をした。	リクライニング式からリクライニング式に変更	425,860円
1797	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾患による四肢体幹機能障害	成長に伴い、以前交付した車いす(普通型)が身体に合わなくなったことによる再交付。医師の意見書にて確認をした。	同じ補装具で採寸を 変更	154,201円
1798	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾患による四肢体幹機能障害	成長に伴い、以前交付した車いす(普通型)が身体に合わなくなったことによる再交付。医師の意見書にて確認をした。	同じ補装具で採寸を 変更	166,230円
1799	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	先天性による両上肢機能障害(2)体幹機能障害(2)	前回出した車いすでは大き過ぎて学校に持っていけない状態にも関わっていることによる再交付。医師の意見書にて確認をし、再支給をした。	リクライニング式からリクライニング式に変更	225,910円
1800	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	先天性による四肢体幹機能障害(2)両上肢機能障害(2)	身体の成長、障害状況の変化により再交付。医師の意見書にて確認をした。	手押し型車いすからリクライニング式手押し型車いすに変更	179,941円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1801	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体にかわらない	重複障害	1級	肢体不自由	心臓病の悪化により型変更	普通型からリクライニング式手押し型	148,732円
1802	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	心屋中隔穴損による心室弁閉鎖不全による閉鎖不全による心臓病による脳性麻痺による四肢機能障害	成長に伴い身体に合わなくなった	以前のものと同じ	574,703円
1803	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体にかわらない	重複障害	1級	脳性麻痺による四肢機能障害	側わんがひどくなった	以前のものと同じ	359,068円
1804	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体にかわらない	肢体不自由	1級	疾患による脳性麻痺による四肢機能障害	前回交付後、太った横幅がきつくなった	以前のものと同じ	101,970円
1805	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	疾患による四肢機能障害	成長に伴い身体に合わなくなった	以前のものと同じ	242,668円
1806	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体にかわらない	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢機能障害	太った	以前のものと同じ	182,825円
1807	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体にかわらない	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢機能障害	太った	以前のものと同じ	188,690円
1808	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体にかわらない	肢体不自由	1級	多発性硬化症による脳性麻痺による四肢機能障害	下肢の麻痺がすすみアームレストのとりはすしが必要となった	以前のものと同じ	93,000円
1809	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳性まひ	修理不能	以前のものと同じ	158,082円
1810	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	筋ジス	修理不能	以前のものと同じ	144,527円
1811	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性まひ	成長に合わせて	以前のものと同じ	229,562円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1812	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	脳性まひによる四肢体幹機能障害、聴覚障害、視力障害	成長によりサイズが合わなくなったため	以前のものと同じ	149,436円
1813	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性まひによる面上肢・向下肢機能障害	成長によりサイズが合わなくなったため	以前のものと同じ	157,040円
1814	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脊椎の疾患による、背椎損傷による、体幹機能障害(座位不能)	成長によりサイズが合わなくなったため	以前のものと同じ。半長靴整形靴を追加オーダーメイドで作成。	157,590円
1815	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害	成長によりサイズが合わなくなったため	以前のものと同じ	186,636円
1816	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	先天性による、同上肢機能・脳原移動機能障害	成長によりサイズが合わなくなったため	以前のものと同じ	372,448円
1817	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性まひによる四肢体幹機能障害	成長によりサイズが合わなくなったため	手押し型Bから手押し型Aへ変更	147,187円
1818	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	四肢体幹機能障害	身体状況の変化により車いすが合わなくなったため。		250,702円
1819	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	四肢体幹機能障害	身体状況の変化により車いすが合わなくなったため。		213,663円
1820	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	07 用途に際して複数必要	聴覚・言語障害	1級	脳性麻痺による移動機能障害	複数交付(職業上の理由)	同じ	155,936円
1821	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	07 用途に際して複数必要	聴覚・言語障害	1級	重症筋無力症	複数交付	以前支給した補装具～手押し(外出用)今回～普通(室内用)	93,164円
1822	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	肢体不自由	成長に伴う再作成	成長に合わせた規格変更	176,501円
1823	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	四肢体幹機能障害	3.5年前作成の車椅子が成長により小さくなったため		159,444円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1824	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイスの変化	肢体不自由	1 級	四肢体幹機能障害	2年前交付の車いす(座位保持装置)が成長に伴い、身体状況に合わなくなったため	以上支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	526,313円
1825	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイスの変化	肢体不自由	2 級	疾患による四肢体幹機能障害	本人の成長により著しく体に合わなくなった。	同じ	196,223円
1826	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	髄膜炎による両下肢機能障害 尿路感染による両下肢機能障害	耐用年数内に修理では対応できず、再交付を決定	特になし	116,390円
1827	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイスの変化	肢体不自由	1 級	頭部外傷による右上下肢機能障害3級 左上下肢機能障害2級	体重の増加など成長に合わせるべく使用していたものがなくなりました	駆動型を医師の意見書により支給	113,721円
1828	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化、体に合わない	肢体不自由	1 級	疾患による両下肢機能障害(1級) *脳性麻痺による*四肢体幹機能障害	肥満により車椅子に体が入らなくなりました。		119,480円
1829	東京都	〇〇区	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	02 成長によるサイスの変化	肢体不自由	1 級		成長による不適合	手押し型	136,372円
1831	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイスの変化	肢体不自由	2 級	両下肢機能障害	身体の成長に伴いサイスが合わなくなりました。	手押しA型から普通型へ	242,050円
1832	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイスの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	成長、障害により交付されている車いすが体に合わなくなり、修理も不可能なため再交付した。	交付時の体格に適合し、かつ成長に合わせた調節ができる車いすに作り変えた。	213,519円
1833	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイスの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による脳原性運動障害 両上肢機能障害4級	成長、障害により交付されている補装具が体に合わなくなり、修理も不可能なため再交付した。	交付時の体格に適合し、かつ成長に合わせた調節ができる物に作り変えた。	323,111円
1834	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイスの変化	肢体不自由	2 級	疾患による四肢体幹機能障害1級	成長、障害により交付されている補装具が体に合わなくなり、修理も不可能なため再交付した。	交付時の体格に適合し、かつ成長に合わせた調節ができる物に作り変えた。	294,889円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1835	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	05 紛失	肢体不自由	1級	二分脊椎による体幹機能障害、右下肢切断	紛失		113,300円
1836	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	1級	形成不全による四肢体幹機能障害	修理よりも作りの直しの方が経済的		103,000円
1837	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原移動機能障害	成長により身体に合わなくなった。		256,470円
1838	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原移動機能障害	成長により身体に合わなくなった。		186,430円
1839	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	3級	疾患による脳障害による右上肢機能障害(3級) 両下肢機能障害(3級)			205,897円
1840	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脊髄損傷による体幹機能障害	体型に合わなくなった。		153,882円
1841	東京都	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	1級	頸椎損傷による四肢体幹機能障害	修理が高額により再交付が合理的		156,014円
1842	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	急性脳炎による起立位保持困難な体幹機能障害	成長期のため、体型に合わなくなり危険であるため	大きさの変化	202,292円
1843	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2級	脳性麻痺による体幹機能起立位保持困難(2)	体型に合わないため	大きさの変化	214,209円
1844	愛知県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	3級	脳性小児麻痺による体幹機能障害歩行困難(3)	サイズ的に合わなく、今までこの操作が主となる前提だったものを自らの操作がきくような小回りのものが必要として以前購入のものに異なるため		136,939円
1845	愛知県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1級	脳炎による両下肢機能全廃	就職により職場で使用可能な幅の狭い車椅子を希望されたため	同型だが、車椅子の幅が狭くなった。	158,054円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1846	愛知県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による面上肢機能障害、起立・座位保持困難	体が大きくなり以前のもので使用することが困難になったため	前回は手押し型であったが、本人も操作できるように普通型を交付。	209,966円
1847	愛知県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	先天性筋ジストロフィーによる体幹機能障害・起立・座位不能	体が大きくなり以前のもので使用することが困難になったため	前回と同型で体にあつたもの。	176,501円
1848	愛知県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	脳性麻痺による体幹機能障害、起立・座位不能	主に学校での使用。以前リクライニング式の車椅子が交付されているが、体に合っていないため。	座位保持装置付の普通型車椅子。	585,503円
1849	三重県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	移動機能障害、四肢機能障害等	児童の身体の成長により古いものがつかえなくなつたので新しいものを交付する。※全3件。すべて同じ理由	身体の成長に合わせだつくり。	509,107円
1850	三重県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脊髄動静脈畸形による両下肢機能不全	部品の破損が原因で走行すると、クッションが破れてしまつたため。	左記理由に対応可能なもの。	234,325円
1851	京都府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長対応		166,654円
1862	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	両下肢機能障害(2級) 右下肢機能障害(3級)	車椅子を頻繁に利用し、耐用年数内で修理不可能になったため。	特になし。	156,292円
1863	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	両上肢機能全廃(1級) 両下肢機能障害(2級)	難病が進行し、車椅子が体に合わなくなつたため。	既製品からオーダーメイド	360,736円
1864	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	脳原性上肢・移動機能障害(1級)	難病が進行し、車椅子が体に合わなくなつたため。	特例補装具	489,510円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1865	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	両上肢機能障害(2級)・両下肢機能障害(2級)	成長が著しく、体に合わなくなったため。	特例補装具	310,648円
1866	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	四肢機能障害	劣化	体の姿勢に合わせるよう製作	163,000円
1867	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	四肢機能障害	体の成長に合わせるため	体型に合わせるよう製作	178,000円
1868	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	体幹機能障害・両上肢機能全廃	対象者の体が大きくなり座幅が前回交付したものではきつくなってきたため	座幅の大きい車いすの交付	140,319円
1869	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	重複障害	2級	直腸機能障害・小腸機能障害・両股関節機能障害	対象者の体の状態が変化し前回交付した普通型車いすでは体に合わなくなったため	リクライニング式手押し型車いすの交付	143,633円
1870	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	脳原性上肢・移動障害	身体の成長により、車いすのサイズが合わなくなったため	サイズの合った車いすの交付	202,271円
1871	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害	身体の成長により、車いすのサイズが合わなくなったため	サイズの合った車いすの交付	122,409円
1872	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	2級	体幹機能障害	小学校に進学に際して学校に車いすが必要のため	学校用の車いすの交付	215,537円
1873	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	2級	体幹機能障害	小学校に進学に際して学校に車いすが必要のため	学校用の車いすの交付	176,439円
1874	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	体幹機能障害(座位不能)	体の成長に伴い体に合わなくなったため	座幅等の変更によりサイズが変更となる	226,394円
1875	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	脳原性移動障害	成長に伴い作り直し	同じ普通型オーダーメイドだが、成長に対応する物。	204,125円
1876	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	四肢機能障害	成長に伴い作り直し	同じ普通型オーダーメイドだが、成長に対応する物。	160,092円
1877	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	四肢麻痺	手術から3年経過し、リハビリによる状態変化、身体変化	座幅背はり調整	192,095円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1878	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	両上肢軽度・機能障害・身体機能障害	身体状況が変わり、成長とともに、サイズが合わなくなったため。	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	435,587円
1879	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	両上肢軽度・機能障害・身体機能障害による言語機能の喪失	H17交付手押し型オートモーダーメードの車いすが体に合わず、生活する上で必要であるため、交付を急いでいる。	手押し型オートモーダーメード 手押し型オートモーダーメード	174,668円
1880	大阪府	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	四肢機能障害	体に合わなくなってきたこと、劣化が激しく、使い続けるには危険が及ぶため。	普通型オートモーダーメードにシートベルト（腰）、フットプレート、滑り止めハンドリムをつけている。背もたれは折りたたみ式に、肘掛けは着脱式にした。	152,890円
1881	大阪府	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	四肢機能障害	成長が著しく、使用している補装具が体に合わなくなってきたため。	特に無し	171,224円
1882	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	肢体不自由	身体の成長により小さくなったため	以前より大きいもの	158,517円
1883	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳性まひによる身体機能障害	消耗著しいため。	強度を重視して、以前はオートモーダーメードの車いすだったが、既成品車いすでは対応。	148,114円
1884	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳性まひによる身体機能障害 座位不能	使用頻度高く、消耗著しい	同じものを交付	121,025円
1885	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	呼吸障害による無呼吸発作の機能不全	成長による不適合著しいため	成長に合わせてサイズ変更	330,012円
1886	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	先天性筋疾患による脳性運動機能障害（上肢機能障害1級、移動機能障害1級）	成長による不適合著しいため	成長に合わせてサイズ変更	446,886円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1887	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性まひ 体幹機能障害により起立保持困難	成長による不適合著しいため	リクライニング機能を追加	202,601円
1888	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級		成長による不適合著しいため	成長に合わせてサイズ変更	190,241円
1889	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級		成長による不適合著しいため	成長に合わせてサイズ変更	266,049円
1890	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級		成長による不適合著しいため	リクライニング機能を追加	215,064円
1891	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級		成長による不適合著しいため	成長に合わせてサイズ変更	232,780円
1894	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	二分脊椎*及び ぼうこう及び ひも腸機能 障害(4級) *体幹機能 障害により 起立保持 困難	成長によりサイズが合わないため	特に無し	212,901円
1895	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性筋 患(ミオ チユ・ミ オパチー) *両上肢の 著しい機能	成長によりサイズが合わないため	特に無し	187,429円
1896	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	二分脊椎* 体幹の機能 障害により 座位保持困難 *ぼうひ酒 陽機能障害(4 級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	196,936円
1897	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	二分脊椎* 体幹の機能 障害により 座位保持困難 *ぼうひ酒 陽機能障害(4 級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	196,936円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1898	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	筋緊張性ジストロフィーの著しい機能障害	成長によりサイズが合わないため	特に無し	202,086円
1899	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺 面上肢機能全廃(1 級) * 両下肢機能全廃(1 級) * 慢性呼吸器機能障害(1 級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	212,180円
1900	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	両下肢機能の著しい障害(2 級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	133,869円
1901	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性筋ジストロフィー(福山型) * 両上下肢の著しい機能障害	成長によりサイズが合わないため	特に無し	227,321円
1902	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺 面上肢機能全廃(1 級) * 両下肢機能全廃(1 級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	219,905円
1903	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺 左上肢機能の著しい障害(3 級) * 左下肢機能全廃(3 級)	成長によりサイズが合わないため	特に無し	119,583円
1904	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺 面上肢機能の著しい機能障害	対象者は成長による身長・体型等の変化がみられ、以前のものでは対応できなくなっただため。	以前のものと同一(特別調整・付属品あり)	184,692円
1905	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性運動機能障害	著しい成長の為、修理対応不可	特に無し	170,465円
1906	兵庫県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	急性脳症(ライ症候群) 面上肢の機能全廃	著しい成長の為、修理対応不可	特に無し	272,744円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1907	兵庫県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	体幹機能障害により生じていることのないもの	身体の成長(4歳→6歳)医師の判断	リクライニング式手押し型→普通型オートマメイト	168,158円
1908	兵庫県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	2級	脳性麻痺	身体の成長により、体に合わなくなったため	以前のものと同一(普通型)	159,856円
1909	兵庫県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	2級	脳性麻痺	身体の成長により、体に合わなくなったため	以前のものと同一(普通型)	159,856円
1910	奈良県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	両下肢機能障害	修理不能のため	前回と同じ	165,192円
1911	和歌山県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	両上肢機能障害両下肢機能障害	修理不可能	同じ	135,136円
1912	鳥取県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	2級	両上下肢、体幹、聴覚	県の身体障害者更生相談所に判定依頼したところ、耐用年数まで近かったためと思われる。		188,552円
1913	広島県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3級	疾患による体幹機能障害	対象者の成長により、体に合わなくなったため	テニブル、キャリハートブレーキ、クックションキヤスタ、転倒防止装置等付属品の追加	193,452円
1914	広島県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺による移動機能障害2級	平成16年に交付を受けた、車いすが本人が身長が伸びたため、小さくなり修理での対応が困難となったため	同等	242,140円
1915	広島県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による両上肢機能障害による脳性麻痺による移動機能障害	身体の成長による再交付。	リクライニング式手押し型のレディメイドからオートマメイトに変更。エアード・フローテラ・シヨパン追加。	225,027円
1916	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脊髄炎による両下肢機能不全	修理不能の為	以前のものと同一	157,590円
1917	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	身体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	175,296円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1918	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	235,071円
1919	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	家庭用として重複給付		263,512円
1920	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	184,482円
1921	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	198,063円
1922	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	45,887円
1923	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	養護学校で使用するため。		220,010円
1924	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	体幹機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	190,777円
1925	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	206,174円
1926	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	養護学校で使用するため。		229,535円
1927	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	260,703円
1928	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	125,145円
1929	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳原性運動機能障害	体の成長により体に適合しなくなったため。	サイズ	160,093円
1930	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2級	下肢機能障害	修理をすることが困難なため。		211,171円
1931	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	下肢機能障害	病状の進行により、使用中の車椅子では対応が出来ないため。		141,831円
1932	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1級	下肢機能障害	屋内用として。		145,076円
1933	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1級	体幹機能障害	屋内用として。		154,809円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1934	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	重複障害	1級	下肢機能障害	耐用年数間近であり全体的に磨んでいるため、修理よりも再交付のほうが合理的なため。		162,740円
1935	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	1級	体幹機能障害	耐用年数間近であり全体的に磨んでいるため、修理よりも再交付のほうが合理的なため。		110,776円
1936	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	移動機能障害	成長によりサイズが合わなくなったため		272,390円
1937	山口県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	1級	移動機能障害	成長によりサイズが合わなくなったため		169,229円
1938	徳島県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢機能障害	型が異なり、修理での対応が不可能なため	リクライニング（ティルト）機構の有無	151,804円
1939	香川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	分娩麻痺 背骨損傷	体調が悪化したため	背角調整機能、背張調整機能がついたもの	148,320円
1940	香川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病 両上肢機能障害 移動機能障害	体のサイズが合わなくなったため	以前のものとほぼ同じ	153,985円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1941	香川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	髄膜炎 面上 肢機能障害 移動 動機能障害	体のサイズが合わなくなったため	以前のものとほぼ同じ	179,137円
1942	香川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	ジストニア 体幹機能障害(起立位保持困難)	体のサイズが合わなくなったため	以前のものとほぼ同じ	133,024円
1943	香川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	サイズの不適合	サイズを大きくした	80,000円
1944	香川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺	サイズの不適合	サイズを大きくした	138,020円
1945	香川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺	サイズの不適合	サイズを大きくした	138,020円
1946	香川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	重複障害	1 級	面下肢機能不全膀胱機能障害	軽いフレームを使用していたが、転倒が増えたため、構造の安定をよくするため に新規作製。	フレーム等構造の変更	169,950円
1947	香川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺	サイズの不適合	サイズを大きくした	184,452円
1948	香川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性移動機能障害	前回交付のものサイズが小さくなった	主に寸法	139,018円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1949	香川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性移動機能障害	前回交付のものサイズが小さくなった	主に寸法	136,544円
1950	香川県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳原性移動機能障害	前回交付のものサイズが小さくなった	主に寸法	152,584円
1951	愛媛県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	重複障害	1級	脳性麻痺	人工呼吸器を載せても安全に使用できる構造が必要のため。	人工呼吸器を載せても安全に使用できる構造。	195,968円
1952	愛媛県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳性麻痺	成長により適合しなくなったため。	身体に適合したものの。	228,866円
1953	愛媛県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	先天性異常	成長により適合しなくなったため。	身体に適合したものの。	220,163円
1954	愛媛県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	ウエラスト症候群	成長に伴いサイズが合わなくなったため	坐位保持装置から車いすに変更	256,161円
1955	愛媛県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	ウエラスト症候群	成長に伴いサイズが合わなくなったため	坐位保持装置から車いすに変更	238,960円
1956	愛媛県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	先天性異常による不随意運動、失歩調により歩行が困難なもの	成長により、サイズが不適合となっていくため。	成長に伴い、シートサイズを変更	216,197円
1957	愛媛県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	肢体不自由・下肢	成長に伴い身体に合わなくなったため	身体に合ったもの	194,670円
1958	愛媛県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	肢体不自由・体幹	成長に伴い身体に合わなくなったため	身体に合ったもの(リクライニング式)	236,732円
1980	福岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	左上肢機能の全廃	対象者の病状の変化(利用者の病状の悪化により使用中の車いすでは使用できなくなったため)	レディメイトよりオナーメイトへの変更	209,811円
1981	福岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	両上下肢の機能の著しい障害(体幹機能障害(坐位不能))	対象者の体の成長による体格の変化(利用者の成長によって体格が大きくなって使用中の車いすでは使用できなくなったため)	車いすサイズの変更	209,223円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1982	福岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	滑脳症による両上下肢の機能不全障害(体幹機能を含む)	成長により、サイズが合わなくなっただけ	車いすサイズ	171,186円
1983	福岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	低酸素脳症等による両上下肢の機能不全障害	成長により、サイズが合わなくなっただけ	車いすサイズ	134,757円
1984	福岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性マヒによる両上下肢の機能の著しい障害	成長によりサイズが合わなくなっただけ	同一	135,990円
1985	福岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	急性脳炎	成長によりサイズが合わなくなっただけ	体のサイズにあったものになった	155,980円
1986	福岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	ミオパチー	障害の状態が変化しただけ	今の体の状態にあったものになった	186,234円
1987	福岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2級	脳裂症、脳性麻痺による両上下肢の機能障害(両下肢の機能の著しい障害)	前回交付からの成長が著しく、身体に合わなくなっただけ	身体の成長に合ったもの	203,425円
1988	福岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	シット症候群による両上下肢の機能障害	成長により、現在使用している車いすが体に合わなくなっただけ	現在の体に合った大きさのもの	207,957円
1989	福岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	重複障害	2級	二分脊椎症による両下肢機能の著しい障害(二級)、ぼうこう直腸機能障害(四級)	対象者の身体の成長により、身長が適合しなくなっただけ	以前のものと同一。(適合サイズ等は異なる。)	211,356円
1990	福岡県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による両上下肢の機能の著しい障害	成長による体格の変化により調整不能で使用できなくなっただけ	リクライニング式	196,432円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
1991	福岡県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢の著しい機能障害(体幹を含む) (上肢二級、下肢二級)	成長によりサイズが合わなくなった		194,670円
1992	福岡県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢の著しい機能障害(体幹を含む) (上肢二級、下肢二級)	成長によりサイズが合わなくなった		187,666円
1993	福岡県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	2 級	多発性硬化症による両上肢の軽度の著しい機能障害(体幹を含む) (上肢六級、下肢二級)	四肢の機能低下が著しく、体幹の保持も困難となり、従来の車椅子(手押し型)では、安全性が確保できなくなった。	以前は手押し型(シートメイイト)を支給。今回はリクライニング式手押し型(オーダニーメイイト)を支給。	203,116円
1994	福岡県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性マヒによる両上肢の著しい機能障害(体幹を含む) (上肢四級相当、下肢二級)	身体の成長により、児の既存の車いすでは、児に合わせず、生活に障りがあったため。	児の体格等に合わせた重いつを支給。	201,262円
1995	福岡県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性マヒによる両上肢の著しい機能障害(体幹を含む) (上肢四級相当、下肢二級)	身体の成長により、児の既存の車いすでは、児に合わせず、生活に障りがあったため。	児の体格等に合わせた重いつを支給。	201,262円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
1996	福岡県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化する	重複障害	1級	疾病による体幹機能障害(座位保持不能)、障害性心臓機能障害、難聴	身体の成長により、現在使用している車いすでは小さくなり座れなくなったため	以前のものと同一。	262,620円
1997	福岡県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化する	重複障害	1級	脳性麻痺による両上下肢機能の著しい障害	身体の成長により、現在使用している車いすでは小さくなり座れなくなったため	以前のものと同一。	178,170円
1998	福岡県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	重複障害	1級	疾病による両上肢の機能障害 体幹機能障害(座位保持困難) 下肢機能障害(両下肢機能障害を含む)	体の状態悪化、接触部の痛み改善のため	前回はレディースメイトはオーダーメイド 今回はオーダーメイド	216,506円
1999	福岡県	〇〇町	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化する	肢体不自由	1級	疾病による両上下肢機能障害 移動機能障害	成長に伴う不適合による修理にての調整が不可能であるため	前回と同様	181,867円
2000	佐賀県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化する	肢体不自由	2級	先天性による体幹機能障害、両上肢機能障害	成長に伴いサイズが合わなくなった	サイズが大ききもの	180,857円
2001	佐賀県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	03 故障・破損	重複障害	1級	事故による両上下肢機能の著しい障害	これまで使用のものが陳旧化したため。	成長した身体に合うものにした。	197,026円
2002	長崎県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化する	肢体不自由	1級	脳性麻痺	成長に伴う耐用年数内の再交付	以前のものと同一	146,836円
2003	長崎県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	02 成長によるサイズの変化する	肢体不自由	1級	脳出血	成長に伴う耐用年数内の再交付	以前のものと同一	113,061円
2004	長崎県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1級	切断による両下肢大腿を2分の1以上で欠く者	修理不能	同一のもの	113,094円
2005	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	疾病(先天性・遺伝性)	体型の変化(体重増加・変形増悪)に伴う不適合		186,419円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
2006	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳形成不全水頭症	成長に伴う不適合		277,005円
2007	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	ウイルス性脳炎	成長に伴う不適合		177,984円
2008	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脊髄症 (H1LV-I 関連)	体型の変化に伴う不適合		173,534円
2009	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	成長に伴う不適合		218,669円
2010	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	奇形症候群	成長に伴う不適合		168,412円
2011	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病 (先天性・遺伝性)	成長に伴う不適合		266,386円
2012	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	成長に伴う不適合		173,070円
2013	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	ウールリッチ型筋ジストロフィーによる両上肢機能の著しい障害	対象者の体の成長が著しく、使用中の車いすでは対応できなくなっただため	以前のものと同じ	208,111円
2014	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による両下肢機能の著しい障害	対象者の体の成長が著しく、使用中の車いすでは対応できなくなっただため	以前はリクライニング式手押し型今回は普通型	202,845円
2015	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による両上肢の軽度の障害、脳性麻痺による両下肢の著しい障害	保管園用として2台目を申請		217,845円
2016	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢の著しい障害、脳性麻痺による両下肢機能不全	保管園用として2台目を申請	前回はハギー車、今回はリクライニング式普通型	245,758円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
2017	熊本県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	07 用途に応じて複数必要	肢体不自由	1 級	脊髄損傷による両下肢機能全廃	仕事を開業し仕事用として申請	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	162,740円
2019	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	胸椎第7骨折 胸腕損傷完全麻痺	対象者の身体状況の変化（体重増加）	サイズの大きいもの	153,470円
2020	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2 級	脳性麻痺	使用頻度が高く消耗	以前のものと同じ	160,686円
2021	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	脳梗塞	使用頻度が高く消耗	以前のものと同じ	110,776円
2022	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	骨折	使用頻度が高く消耗	以前のものと同じ	182,804円
2023	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	脊髄性小児麻痺	使用頻度が高く消耗	以前のものと同じ	152,955円
2024	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	2 級	フォン・レックリンシグ・ハウゼンム病	使用頻度が高く消耗	以前のものと同じ	146,260円
2025	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	3 級	脳性麻痺	成長に伴い合わなくなったため	以前のものと同じ	211,600円
2026	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	胸椎損傷による体幹機能障害（座位不能）	背もたれ等の角度が体の状態に合っていないため、医師より背もたれ・座面の角度をかえた車いすの使用を勧められている。耐用年数（5年）以内であるが、必要性があることから交付認める。	以前の物と同じ	174,739円
2027	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	てんかん性脳症後の両上肢機能著しい低下による両下肢機能著しい低下	平成17年6月24日交付の車いすは、体型に合わなくなっている。医師の意見書により、再交付を認める。	以前の物と同じ	181,506円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
2028	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	胸髄損傷による体幹機能障害(座位不能)	背もたれ等の角度が体の状態に合っていないため、じょくそつがひどい。医師より背もたれ・座面の角度をかえた車いすの使用を勧められている。	背もたれ・座面の角度をかえた。	174,739円
2029	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による上肢移動機能障害	成長により体に合っていない	以前のものと同一	205,691円
2030	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	03 故障・破損	肢体不自由	1級	奇形症候群による上肢移動機能障害	損傷が激しく修理では対応できない	以前のものと同一	204,970円
2031	大分県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	先天性心臓病による心機能障害	児童の成長によりサイズが合わなくなったため。		208,946円
2033	宮崎県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による脳原性運動機能障害	成長著しく修理では対応できないため	以前のものと同一	141,634円
2034	鹿児島県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	疾病による上下肢の機能の著しい障害(1級)	本人の成長に伴い、体に合わなくなったため	転倒防止装置、泥除け	148,598円
2035	鹿児島県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1級	脳性麻痺による上肢を常用する動作が不可能なものの及ひ可能なもの	本人の成長に伴い、体に合わなくなったため	エアキャスター・キャリバーブレーキ、点滴ポール	221,676円
2036	鹿児島県	〇〇市	08 車いす〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1級	疾病による上下肢の機能の著しい障害(1級)	疾病の進行により気管切開を行い、呼吸器の搭載が必要になったため	呼吸器搭載機能・リクライニング機能の拡大	260,509円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
2188	北海道	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	03 故障・破 損	肢体不自由	2 級	事故による 右手指機能 の軽度の障 害、右膝関 節機能の軽 度の障害等 による左腕 の著しい障 害	事故等により破損し 修理対応が困難と なったため。	以前支給した補装具 と同じ	392,590円
2189	北海道	〇〇町	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	03 故障・破 損	肢体不自由	1 級	両下肢機能 の全廃上肢 の指の欠損 など	手動切りの替え式を使 用していたが、体重 が重いため、フレッ ムが歪んだ。フレッ ム交換を行ったもの のため、状況は変わらな いため再交付に至っ た。	手動切りの替え型 ⇒ 普通型	388,602円
2190	宮城県	〇〇町	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	07 用途に匹 合っていない 必要	聴覚・言語 障害	3 級	進行性筋萎 縮症による 両上下肢機 能障害	会社用として支給。	なし	806,308円
2191	山形県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	03 故障・破 損	重複障害	1 級	痙性小児麻 痺による上 肢・移動機 能障害	日常生活での使用及 び自動車乗降等の使 用により、修理が困 難なほど破損したた め	以前のものと同じ	380,005円
2192	千葉県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によ るサイズの変 化	肢体不自由	1 級	進行性筋ジ ストロニー による両上 肢機能(1 級)両下 肢機能(1 級)全廃 (体幹含 む1級)	成長に伴い、体に合 わなくなっただため にて新調	意見書により同処方 にて新調	482,040円
2193	千葉県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	01 状態変 化・体に合わ ない	肢体不自由	2 級	筋強直性ジ ストロー ニー	身体状況の悪化によ り、座位保持等が困 難となったため。	電動リフト式から電 動リクライニング式 へ変更。	603,065円
2194	千葉県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	01 状態変 化・体に合わ ない	肢体不自由	1 級	ラムスアダ ムス症候群	身体状況及び生活環 境の変化のため。	普通型からリフト式 普通型へ変更。	832,796円
2195	千葉県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によ るサイズの変 化	肢体不自由	1 級	疾病による 上肢機能障 害・移動機 能障害	成長に伴い体型があ わなくなっただため		411,485円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
2196	千葉県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	08 その他	肢体不自由	1 級	先天性脳性小児マヒによる両上肢不随意運動	施設において判定を行なった結果、基準の電動リフト式では移乗がうまく出来ず、「アロート」の製作する「アロートX」ではないと車椅子への移乗が二人で出来ない事が判明したため。	座面が床まで下降する。	2,613,522円
2197	千葉県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1 級	疾病による両上肢機能障害(体幹機能障害を含む)	対象者の体調の變化(利用者の状態が惡化したため)	電動車いすの簡易型を電動リクライニング式普通型へ変更	586,671円
2198	東京都	〇〇区	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	01 状態變化・体に合わない	肢体不自由	1 級	進行性筋萎縮症による両上肢機能障害(体幹機能障害を含む)	通勤等に使用し修理不能になった	以前のものと同じ	284,150円
2199	東京都	〇〇区	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	08 その他	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢機能障害(3級)両下肢機能障害(1級)	一人で高校に通学するようになったが、坂が多いため手動では自走ができなくなったため	手動兼用型電動装置をつけた	361,788円
2200	東京都	〇〇区	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	重複障害	1 級	外傷による四肢機能障害、両上肢機能障害、両下肢機能障害、言語機能障害	成長に合わせて	以前のものと同じ	1,143,674円
2202	新潟県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	01 状態變化・体に合わない	肢体不自由	1 級	上肢不自由、両上肢不自由、両下肢不自由(デュオ型アシストロースト)	身体に合わなくなっただめ	リクライニング機能、人工呼吸器が搭載できるもの	476,740円
2203	山梨県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	01 状態變化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による四肢機能障害(1級)	筋力低下により自走が困難となったため。	車いす普通型から電動車いす手動兼用型へ変更	434,437円
2204	長野県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	03 故障・破損	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢機能障害(1級)両下肢機能障害(1級)	使用頻度が高く、消耗状態、修理が不能となったため。		894,201円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
2205	岐阜県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	体幹の機能障害	障害の変化により手動での対応が困難な状況となったため		372,946円
2206	愛知県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	ラールセン症候群による両下肢機能障害(2) 両上肢機能障害(2)	体型変化が著しいため		318,147円
2207	愛知県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	未熟児後遺症による体幹機能障害	成長に伴い着身が合わなくなっただため	なし	846,677円
2208	京都府	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	内部障害	1 級	脊柱側弯症・フオロ・四徴	成長対応		430,971円
2209	兵庫県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	身体の成長により小さくなったため	以前より大きいもの	355,951円
2210	兵庫県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	肢体不自由	身体の成長により小さくなったため	以前より大きいもの	409,820円
2211	兵庫県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺* 両上下肢の著しい機能障害	成長によりサイズが合わないため。障害程度の変更にによる機能の追加	電動リクライニング機能の付加	687,834円
2212	兵庫県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性筋ジストロフィー症(福山型)* 両上下肢の著しい機能障害	成長によりサイズが合わないため	特に無し	477,920円
2213	奈良県	〇〇町	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性運動機能障害 1 級 上肢機能障害 2 級	身体の成長により、使用していたものが適しなくなっただため。		460,599円
2214	山口県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	上肢機能障害 下肢機能障害	筋ジストロフィーのため体の変形が進み、シート機構が無いと座位が保てないため。	シート機構を付属させる。	1,706,200円
2215	山口県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性運動機能障害	児のときの交付であり体が大きくなったため。		582,200円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
2216	香川県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長による サイズの 変化	肢体不自由	1 級	進行性筋ジ ストロ フィー 両 上肢機能全 廃	体のサイズが合わな くなったため (1年間 で極端な体重の増加 があった)	「簡易型」から「手 動兼用型」へ	427,845円
2217	愛媛県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	01 状態変 化・体に合わ ない	肢体不自由	1 級	両下肢 機能全廃	訓練による姿勢の変 化で、適合しなくな ったため。	身体に適合したも の。	377,904円
2218	佐賀県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	01 状態変 化・体に合わ ない	肢体不自由	1 級	進行性筋ジ ストロ フィーによ る両上下肢 機能障害	身体状況の変化及び 使用状況の変化(使 用状況の変化→施設 入所から在宅での大 学通学へ)	テイルト機能及びリ クライニンング機能の 付加	1,032,249円
2219	熊本県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	01 状態変 化・体に合わ ない	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	障害状態の変化に伴 う不適合		658,273円
2220	熊本県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によ るサイズの 変化	肢体不自由	1 級	脳炎による 座位不能の 体幹機能障 害	現在使用している車 いすのサイズが合わ なくなった	以前のもと同じ	211,727円
2221	熊本県	〇〇町	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	01 状態変 化・体に合わ ない	肢体不自由	1 級	小脳失調症 による 両上肢機能 障害 の著しい 症候群による 両下肢機能 障害	前回は普通型の交付 があったが、携 帯ができて大きく 必要があるため、 電動リクライニ ング式普通型電動車 いすが必要となっ た。	前回は普通型今回 は電動リクライニ ング式普通 型	605,949円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
2222	大分県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による移動機能障害（下肢機能障害（1級））、両上肢機能障害（1級）	平成15年6月18日に交付した電動車いすは、簡易型は、成長に伴って合わなくなっている医師の意見書	以前の物と同じ	428,360円
2223	大分県	〇〇市	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による両上肢機能障害（起立困難）	成長により体に合わない	以前のものと同じ	523,858円
2224	沖縄県	〇〇町	09 電動車 〈6 いす 年〉	再交付	障害者	08 その他	肢体不自由	1 級	脳性麻痺及び頸椎損傷による四肢機能障害	身体障害者更生相談所において支給が適当と認められたため。（耐用年数6年のところ5年目で再交付）	特になし	424,772円
2297	大阪府	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1 級	脳原性上肢障害（2級） 脳原性移動障害（2級）	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなってきたため、再製作	特になし	51,975円
2298	大阪府	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1 級	脳原性上肢障害（2級） 脳原性移動障害（2級）	発育による身体の状態に変化が生じ、補装具が合わなくなってきたため、再製作	特になし	51,975円
2299	岩手県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害者	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	3 級	脳性麻痺による両上肢及び移動機能障害	外用が必要になったため。	なし。	28,737円
2300	宮城県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	1 級	脳原性機能障害による両上肢及び移動機能障害	身体状況の変化による再交付	特になし	260,092円
2301	茨城県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの變化	肢体不自由	2 級	脳性小児麻痺	身体の成長に伴い合わなくなってきたため	身体状況に合ったもの	28,740円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
2302	茨城県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性小児麻痺による両下肢機能障害2級	成長に伴い、サイズが合わなくなっただけ	サイズ変更	27,900円
2303	茨城県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性小児麻痺による不随意運動等に伴う移動機能障害併つ両上肢機能障害	成長に伴い、サイズが合わなくなっただけ	以前とものと同じ	31,000円
2304	茨城県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	疾病による両下肢機能障害2級	成長により、サイズが合わなくなっただけ	なし	37,080円
2305	茨城県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性による脳力石100dB左100dB右2級体幹機能障害1級	成長により、サイズが合わなくなっただけ	なし	31,930円
2306	群馬県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	疾病による両上下肢機能障害1級 両上肢(21)両下肢(21)疾病による体幹機能障害2級	障害児の成長による		28,737円
2307	埼玉県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	先天性疾患による四肢体幹機能障害	成長に伴い再交付	なし	31,930円
2308	千葉県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳原性運動機能障害	成長に伴うサイズ不適合	同じもの	37,080円
2309	千葉県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害者	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	2 級	体幹の機能障害による起立位を保持するものが困難なものを(両下肢含む)	修理不可能(再交付したほうが経済的に安価なため)		37,080円
2310	千葉県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	06 修理費用高額につき購入	重複障害	1 級	コルネリア症候群(疾病による両上肢の機能障害、移動機能障害、聴覚障害、聴覚性難聴)	使用年数が4年半以上経過していた。一部破損しており耐用年数が近いので再交付とした。		37,080円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
2311	千葉県	〇〇市	12 歩行器 (5年)	再交付	障害児	06 修理費用高額につき購入	肢体不自由	1 級	弛緩性四肢麻痺(疾病による)の重しい障害(重)	使用年数が4年半以上経過していた。一部破損しており耐用年数が近いので再交付とした。		37,080円
2312	千葉県	〇〇市	12 歩行器 (5年)	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	弛緩性四肢麻痺(疾病による)の重しい障害(重)	四輪を使用していたが、歩行器の特例補装具を使用した方がよいと医師の意見書のもと再交付した。	四輪から特例補装具に変更。	98,000円
2313	千葉県	〇〇町	12 歩行器 (5年)	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	先天性による両手全指機能の重しい障害(3級)	児童のため、成長による現在使用しているものが、体に合わなくばったため	四輪型(腰掛けなし)と同じだが、着料等からは、大きさなどはわからなかった。	28,737円
2314	東京都	〇〇区	12 歩行器 (5年)	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	・体幹の機能障害により立ちが難いもの(2級) 脳性麻痺による両上肢機能障害(2)体幹機能障害(2)	成長に伴い、以前交付した基準外歩行器が身体に合わなくなったことによる再交付。医師の意見書にて確認をした。	同じ補装具でサイズを変更	66,744円
2315	東京都	〇〇区	12 歩行器 (5年)	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	肢体不自由	成長に伴う再作成	成長に合わせた規格変更	283,853円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額
2316	東京都	〇〇区	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	内部障害	1 級	心臓機能障害(1級) 呼吸器機能障害(4級) 聴力障害(4級) 膀胱機能障害(4級) 両上肢機能障害(2級) 両下肢機能障害(1級)	発育及び就学による以前支給した歩行器では、歩行訓練に適さなくなっている。	今回支給の歩行器(特例)を利用することにより、立位姿勢を保持して歩行できるようになる。	161,298円
2317	石川県	〇〇町	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	01 状態変化・体に合わない	肢体不自由	1 級	脳性麻痺による体幹機能障害(1級) 両下肢機能障害(1級) 両上肢機能障害(1級)	本人の身体機能が向上し、以前から使用している歩行器では、機能向上のための訓練効果がなくなってきたため。	以前は腰掛けつき(SRC歩行器)であったが今回は字車型腰掛けなし、テールつき。	35,040円
2318	長野県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による体幹の機能障害(2)	対象者は普通学級に在籍しており、学校でそれ以外で複数の歩行器を使用することとは適当でないと判断されたため(複数交付)	46,535円	
2319	岐阜県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	学校用(小学校)として歩行器を使用。教員の上の観点を考慮し二具目として支給。	以前のものと同じ	37,080円
2320	岐阜県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	脳性麻痺	身体の成長により、既存の歩行器が小さくなってしまったため。	体に合う大きさをへ変更	33,372円
2321	静岡県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	上肢機能障害 両下肢機能障害	身長が急激に伸び合わなくなった為。	前輪スイング四輪タイプ(基準外)で身体状況に合わせたもの。	49,131円
2322	静岡県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	下肢機能障害(両下肢)	成長の過程で、それまでの服装が合わなくなった為	基準外のものから四輪型腰掛けの基準内のものになった。	33,372円
2323	愛知県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による体幹機能障害起立位保持困難	成長が著しく、既存の歩行器ではサイズが合わなくなったため。	サイズ	33,372円
2324	愛知県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による体幹機能障害	成長が著しく、既存の歩行器ではサイズが合わなくなったため。	サイズ	37,080円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付する補装具の相違点等	支給額	
2325	愛知県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	四肢・体幹機能障害 起立位保持困難	身体発育により、前回交付したものが適台不良となったため		33,372円	
2326	愛知県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	急性脳症による体幹機能障害	サイズが合わなくなつたため	基準外から四輪型(腰掛つき)へ変更	82,000円	
2327	三重県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	移動機能障害 四肢体幹機能障害等	児童の身体の成長により古いものがつかえなくなつたので新しいものを交付する。※全1件	身体の成長に合わせたくり。	33,372円	
2328	大阪府	〇〇町	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	四肢機能障害	成長が著しく、使用している補装具が体に合わなくなつたため。	特に無し	51,975円	
2329	大阪府	〇〇町	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	四肢機能障害	成長が著しく、使用している補装具が体に合わなくなつたため。	特に無し	51,975円	
2330	徳島県	〇〇町	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	07 用途に際して複数必要	肢体不自由	1 級	移動機能障害 両上肢機能障害	前回のものを学校用今回のもを家庭用とする。	前回は腰掛け付きだったが、今回は腰掛けのないものになった。	28,737円	
2331	福岡県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	両感音性難聴による両上肢の機能の著しい障害(体幹機能障害を含む)	前回交付からの成長が著しく、身体に合わなくなつたため。	身体の成長に合ったもの	69,010円	
2332	福岡県	〇〇市	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による両上下肢機能障害	前回交付からの成長が著しく、身体に合わなくなつたため。	身体の成長に合ったもの	50,985円	
2333	長崎県	〇〇町	12 歩行器〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	両下肢の機能の著しい障害	前回交付分が、身長伸びに反応出来ず、転倒の危険を減らすこと。就学時、移動手段として必要であるため。また、歩行が以前より安定したため。	大きさが大きくなくなった点と、支持バーが前方にあるものか、後方になった点。股関節の加重が調節可能なものか、調節機能がないものへのへかわつた点。		44,496円

ID	県名	市区町村	種目〈耐用年数〉	再交付又は、修理	障害者又は、障害児	理由	障害種別	障害等級	障害名	再交付等の理由	以前支給した補装具と、今回再交付等する補装具の相違点等	支給額
2334	熊本県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	2 級	脳性麻痺による両上肢の機能の軽度の障害、脳性麻痺による両下肢の著しい障害	身体が大きくなりサイズが合わなくなった。	前回は腰掛あり、今回は腰掛なし	31,930円
2335	大分県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉	再交付	障害児	02 成長によるサイズの変化	肢体不自由	1 級	極低出生体重児による移動機能障害	成長により体に合わない	以前のもと同じ	221,099円
2382	福岡県	〇〇市	16 重度障害者用意識伝達装置 〈5年〉	再交付	障害者	01 状態変化・体に合わない	重複障害	1 級	音声機能の喪失（三級）、筋萎縮性側索硬化症による両上下肢の機能全廃（上肢一級、下肢一級）	対象者の状態が悪化し、利用中の入力装置では対応できなくなつたため。	入力方法の異なる補装具へ変更。（接点式から脳波感知式へ）	412,800円
1146												

2.1 種目別 給付及び再給付したものの件数(平成19年度実績)

種目、品目例等(耐用年数)		給付(件数)		耐用年数未滿で再給付したものの(件数)		耐用年数未滿で再給付したものの(%)	
		障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
<small>〈耐用年数〉は目安を表示していますので、市町村によって異なることも想定されます。</small>							
① 介護用具・訓練支援	20 特殊寝台〈8年〉	1,351件	90件	5件	1件	2.3%	1.5%
	21 特殊マット〈5年〉	825件	208件	2件	1件	0.9%	1.5%
	22 特殊尿器〈5年〉	45件	3件	1件		0.5%	0.0%
	23 入浴担架〈5年〉	82件	21件	1件		0.5%	0.0%
	24 体位変換器〈5年〉	164件	42件			0.0%	0.0%
	25 移動用リフト〈4年〉	295件	24件			0.0%	0.0%
	26 訓練いす(児のみ)〈5年〉		143件		4件		6.2%
	27 訓練用ベッド(児のみ)〈8年〉		74件				0.0%
	28 その他の介護・訓練支援用具	143件	27件			0.0%	0.0%
② 自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	2,774件	417件	27件	9件	12.3%	13.8%
	30 便器〈8年〉	227件	19件			0.0%	0.0%
	31 頭部保護帽〈3年〉	880件	616件	10件	19件	4.5%	29.2%
	32 T字状・棒状のつえ〈3年〉	1,573件	17件	7件		3.2%	0.0%
	33 移動・移乗支援用具〈8年〉	1,437件	140件	6件		2.7%	0.0%
	34 特殊便器〈8年〉	488件	50件	1件		0.5%	0.0%
	35 火災警報機〈8年〉	560件	9件			0.0%	0.0%
	36 自動消火器〈8年〉	196件	4件		1件	0.0%	1.5%
	37 電磁調理器〈6年〉	364件	10件	1件		0.5%	0.0%
	38 歩行時間延長信号機用小型送信機〈10年〉	57件				0.0%	0.0%
	39 聴覚障害者用屋内信号装置〈10年〉	977件	15件	17件	1件	7.7%	1.5%
40 その他の自立生活支援用具	538件	53件	1件		0.5%	0.0%	
③ 在宅療養等支援用具	41 透析液加温器〈5年〉	834件	15件	1件		0.5%	0.0%
	42 ネブライザー(吸入器)〈5年〉	1,135件	385件	6件	7件	2.7%	10.8%
	43 電気式たん吸引器〈5年〉	3,354件	681件	16件	16件	7.3%	24.6%
	44 酸素ボンベ運搬車〈10年〉	22件	1件			0.0%	0.0%
	45 盲人用体温計(音声式)〈5年〉	491件	2件			0.0%	0.0%
	46 盲人用体重計〈5年〉	624件	2件	3件		1.4%	0.0%
	47 その他の在宅療養等支援用具	545件	10件			0.0%	0.0%
④ 情報・意思疎通支援用具	48 携帯用会話補助装置〈5年〉	395件	65件	2件		0.9%	0.0%
	49 情報・通信支援用具	817件	25件	2件		0.9%	0.0%
	50 点字ディスプレイ〈6年〉	153件	6件			0.0%	0.0%
	51 点字器〈標準型7年/携帯型5年〉	295件	25件		1件	0.0%	1.5%
	52 点字タイプライター〈5年〉	88件	21件			0.0%	0.0%
	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー〈6年〉	1,677件	22件	11件		5.0%	0.0%
	54 視覚障害者用活字文書読上げ装置〈6年〉	800件	3件	1件		0.5%	0.0%
	55 視覚障害者用拡大読書器〈8年〉	1,406件	28件	11件		5.0%	0.0%
	56 盲人用時計〈解読式10年/音声式5年〉	1,556件	17件	44件	1件	20.0%	1.5%
	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉	1,699件	93件	14件	1件	6.4%	1.5%
	58 聴覚障害者用情報受信装置〈6年〉	377件	33件	3件	2件	1.4%	3.1%
	59 人工喉頭〈笛式4年/電動式5年〉	978件	5件	14件		6.4%	0.0%
	60 福祉電話(貸与)	247件	2件			0.0%	0.0%
	61 ファックス(貸与)	15件	3件		1件	0.0%	1.5%
62 視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	8件				0.0%	0.0%	
63 点字図書	991件	34件			0.0%	0.0%	
64 その他の情報・意思疎通支援用具	590件	12件	1件		0.5%	0.0%	
⑤ 排泄管理支援用具	65 ストーマ器具(ストーマ用品・洗腸用具)	532,695件	8,775件			0.0%	0.0%
	66 紙おむつ等(紙おむつ・サラン・ガーゼ等衛生用品)	50,562件	50,696件			0.0%	0.0%
	67 収尿器〈1年〉	869件	2件	12件		5.5%	0.0%
	68 その他の排泄管理支援用具	748件	9件			0.0%	0.0%
合計		616,947件	62,954件	220件	65件	100.0%	100.0%

2. 2 耐用年数を待たずして再給付した主な理由(全体集計)

1. 貸与方式導入アンケート送付について回答のあった市(区)町村

767 / 1,821 件
(アンケートを送付した全市区町村)

調査先	発送数	回収数	回収率
市	782	376	48.1%
特別区	23	11	47.8%
町	821	328	40.0%
村	195	52	26.7%
合計	1,821	767	42.1%

2. 日常生活用具再給付等の内容について回答のあった市(区)町村

105 / 767 件
(回答のあった市区町村)

3. 全回答件数

285 件

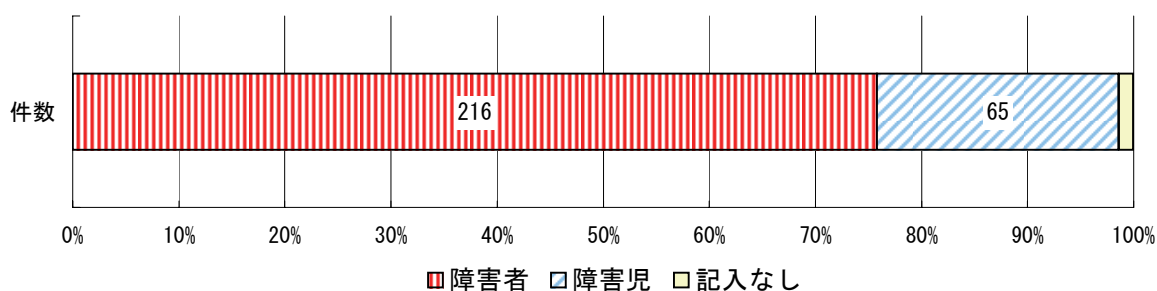
4. 耐用年数未満での再給付となった障害者と障害児の割合

耐用年数未満での再給付の対象者

対象者	件数	比率
障害者	216	75.8%
障害児	65	22.8%
記入なし	4	1.4%
総計	285	100.0%

耐用年数未満での再給付の対象者

耐用年数未満での再給付の対象者



5. 耐用年数未満で再給付となった種目

耐用年数未満での再給付の種目（総数）

No.	種目	件数	比率
1	56 盲人用時計	40	14.0%
2	29 入浴補助用具	35	12.3%
3	43 電気式たん吸引器	34	11.9%
4	31 頭部保護帽	27	9.5%
5	39 聴覚障害者用屋内信号装置	17	6.0%
6	42 ネブライザー・吸入器	16	5.6%
7	59 人工喉頭	16	5.6%
8	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー	13	4.6%
9	55 視覚障害者用拡大読書器	13	4.6%
10	57 聴覚障害者用通信装置	13	4.6%
11	67 収尿器	11	3.9%
12	20 特殊寝台	7	2.5%
13	32 T字状・棒状のつえ	7	2.5%
14	33 移動・移乗支援用具	6	2.1%
15	58 聴覚障害者用情報受信装置	5	1.8%
16	26 訓練いす(児のみ)	4	1.4%
17	48 携帯用会話補助装置	3	1.1%
18	64 その他の情報・意思疎通支援用具	3	1.1%
19	23 入浴担架	2	0.7%
20	46 盲人用体重計	2	0.7%
21	61 ファックス(貸与)	2	0.7%
22	21 特殊マット	1	0.4%
23	28 その他の介護・訓練支援用具	1	0.4%
24	34 特殊便器	1	0.4%
25	36 自動消火器	1	0.4%
26	37 電磁調理器	1	0.4%
27	38 歩行時間延長信号機用小型送信機	1	0.4%
28	40 その他の自立生活支援用具	1	0.4%
29	49 情報・通信支援用具	1	0.4%
30	51 点字器	1	0.4%
総計		285	100.0%

耐用年数未満での再給付の種目（障害者）

〔障害者〕

No.	種目	件数	比率
1	56 盲人用時計	39	18.1%
2	29 入浴補助用具	26	12.0%
3	43 電気式たん吸引器	17	7.9%
4	39 聴覚障害者用屋内信号装置	16	7.4%
5	59 人工喉頭	15	6.9%
6	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー	13	6.0%
7	55 視覚障害者用拡大読書器	13	6.0%
8	57 聴覚障害者用通信装置	12	5.6%
9	67 収尿器	11	5.1%
10	31 頭部保護帽	8	3.7%
11	32 T字状・棒状のつえ	7	3.2%
12	42 ネブライザー・吸入器	7	3.2%
13	20 特殊寝台	6	2.8%
14	33 移動・移乗支援用具	6	2.8%
15	48 携帯用会話補助装置	3	1.4%
16	58 聴覚障害者用情報受信装置	3	1.4%
17	64 その他の情報・意思疎通支援用具	3	1.4%
18	23 入浴担架	2	0.9%
19	46 盲人用体重計	2	0.9%
20	28 その他の介護・訓練支援用具	1	0.5%
21	34 特殊便器	1	0.5%
22	37 電磁調理器	1	0.5%
23	38 歩行時間延長信号機用小型送信機	1	0.5%
24	40 その他の自立生活支援用具	1	0.5%
25	49 情報・通信支援用具	1	0.5%
26	61 ファックス	1	0.5%
総計		216	100.0%

耐用年数未満での再給付の種目（障害児）

〔障害児〕

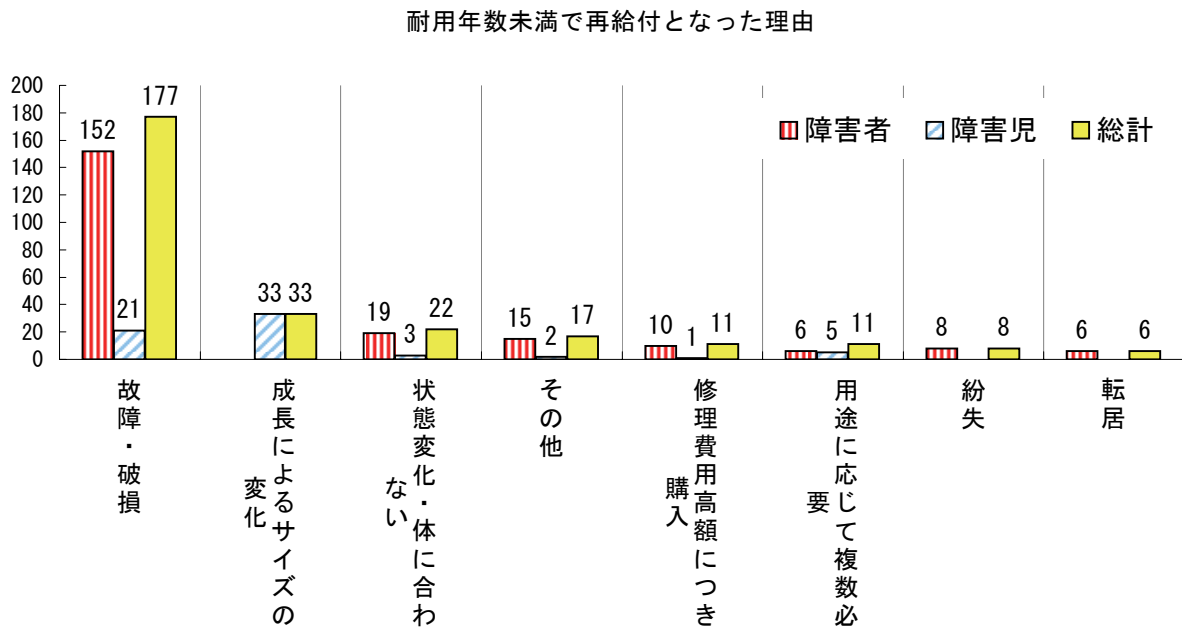
No.	種目	件数	比率
1	31 頭部保護帽	19	29.2%
2	43 電気式たん吸引器	15	23.1%
3	29 入浴補助用具	9	13.8%
4	42 ネブライザー・吸入器	8	12.3%
5	26 訓練いす(児のみ)	4	6.2%
6	58 聴覚障害者用情報受信装置	2	3.1%
7	20 特殊寝台	1	1.5%
8	21 特殊マット	1	1.5%
9	36 自動消火器	1	1.5%
10	39 聴覚障害者用屋内信号装置	1	1.5%
11	51 点字器	1	1.5%
12	56 盲人用時計	1	1.5%
13	57 聴覚障害者用通信装置	1	1.5%
14	61 ファックス	1	1.5%
総計		65	100.0%

6. 耐用年数未満で再給付となった理由

耐用年数未満での再給付となった理由

No.	理由	障害者	障害児	総計
1	03 故障・破損	152	21	177
2	02 成長によるサイズの変化		33	33
3	01 状態変化・体に合わない	19	3	22
4	08 その他	15	2	17
5	06 修理費用高額につき購入	10	1	11
6	07 用途に応じて複数必要	6	5	11
7	05 紛失	8		8
8	04 転居	6		6
総計		216	65	285

耐用年数未満での再給付となった理由



2.3 耐用年数を待たずして再給付した理由(全データ) 種目順

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
1	北海道	〇〇市	①介護・訓練支援用具	20 特殊寝台 (8年)	障害者	肢体不自由	1級	脊髄性筋萎縮症	O1 状態変化・体に合わない	疾病の進行により、2モーターのベッドでは、一人で移乗できなくなつたため。(同居)	2モーターから3モーターに変更	154,000円
2	東京都	〇〇区	①介護・訓練支援用具	20 特殊寝台 (8年)	障害者	肢体不自由	1級	脊髄の疾患による両下肢機能不全(1)	O6 修理費用高額につき購入	平成12年7月に給付したが、故障して修理には高額がかかるとのことであったので、耐用年数も近いことから再給付を決定した。	同等のものを給付した。	162,250円
3	東京都	〇〇市	①介護・訓練支援用具	20 特殊寝台 (8年)	障害者	肢体不自由			O6 修理費用高額につき購入	・ギャジニアップする際のモーター等の故障で、修理費用が高額になる場合にと再給付を認めたこと ・ギャジニアップする際、再度見積書を提出していただいた物品と従前給付した物品と商品が変わる場合がある	規則で定める額の範囲内	
4	山梨県	〇〇市	①介護・訓練支援用具	20 特殊寝台 (8年)	障害者	肢体不自由	1級	両下肢全廃	O6 修理費用高額につき購入	耐用年数経過まで数週間であったが、使用頻度が多いため、修理費用より合理的・効果的であるため。	特になし	自己負担 15,400円 公費負担 138,600円
5	福岡県	〇〇市	①介護・訓練支援用具	20 特殊寝台 (8年)	障害者	肢体不自由	1級	脊髄性小児麻痺による四肢体幹機能障害	O8 その他	火事による焼失のため		154,000円
6	福岡県	〇〇町	①介護・訓練支援用具	20 特殊寝台 (8年)	障害者	重複障害	1級	両眼による視野の2分の1以上喪失が欠損後、上肢の機能障害(体幹を含む)左下肢の機能の著しい障害、左股関節の機能の軽度の障害	O1 状態変化・体に合わない	障害状況の変更のため	部品の追加	65,000円
7	佐賀県	〇〇市	①介護・訓練支援用具	20 特殊寝台 (8年)	障害児	肢体不自由	1級	事故による両上肢の機能の全廃事故による両下肢の機能の全廃	O7 用途に応じた複数必要	県外の大学に進学し一人暮らしをするこゝたになつたが、家族との行き来もあつた使用上の用具を移すことは難しいため	同型	138,600円
8	千葉県	〇〇市	21 特殊マット (5年)		障害児	肢体不自由	1級	先天性による両上肢機能障害移動機能障害	O3 故障・破損	故障による修理不能のため。	無し	19,600円

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
9	宮城県	〇〇市	①介護・訓練支援用具	23 入浴担架 <5年>	障害者	重複障害	1級	機能障害（脳性麻痺）による両上肢・構音障害による言語機能障害	07 用途に応じて複数必要	自宅外にて温泉療法に通っており、温泉に入浴する際に、移動・入浴をスムーズに行えるようにするため。	74,160円	
10	千葉県	〇〇市	②自立生活支援用具	23 入浴担架 <5年>	障害者	肢体不自由	1級	脳性麻痺（疾病による両上肢・構音障害、移動機能障害）	03 故障・破損	浴室の手すりなどが破損したため修理できなかった。修理できないため再給付した。	84,210円	
11	香川県	〇〇市	①介護・訓練支援用具	26 訓練いす (児のみ) <5年>	障害児	肢体不自由	1級	疾病	02 成長によるサイズの変化	身体の成長により、以前給付したものが合わなくなったため。	29,790円	
12	福岡県	〇〇市	①介護・訓練支援用具	26 訓練いす (児のみ) <5年>	障害児	肢体不自由	1級	脳性マヒによる両上下肢機能障害	02 成長によるサイズの変化	成長に伴いサイズが合わなくなった	55,000円	
13	福岡県	〇〇市	①介護・訓練支援用具	26 訓練いす (児のみ) <5年>	障害児	肢体不自由	1級	低酸素脳症による両上下肢機能障害	02 成長によるサイズの変化	成長に伴いサイズが合わなくなった	49,500円	
14	福岡県	〇〇市	①介護・訓練支援用具	26 訓練いす (児のみ) <5年>	障害児	肢体不自由	2級	脳性マヒ	07 用途に応じて複数必要	自宅用の訓練いすとして給付	38,100円	
15	東京都	〇〇市	入浴補助用具	28 その他の介護・訓練支援用具	障害者	肢体不自由	1級	脳出血による右（2級）右（3級）肢機能障害	03 故障・破損	当初手作りのものを使用していたが、腐敗して使えなくなったため、すのこマットと入浴介助もスムーズに行えないため給付した。	66,885円	
16	宮城県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具 <8年>	障害者	重複障害	1級	機能障害（脳性麻痺）による両上肢・構音障害による言語機能障害	07 用途に応じて複数必要	自宅外にて温泉療法に通っており、温泉に入浴する際に、移動・入浴をスムーズに行えるようにするため。	81,000円	
17	茨城県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具 <8年>	障害者	重複障害	1級	悪性関節リウマチ	01 状態変化・体に合わない	身体状況により新たな用具が必要となったため。	46,284円	
18	埼玉県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具 <8年>	障害者	重複障害	1級	疾病・骨折による四肢機能障害、腎臓機能障害	01 状態変化・体に合わない	障害程度変更により、以前給付したものの対応ができていないため。	64,680円	
19	埼玉県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具 <8年>	障害者	肢体不自由	1級	筋疾患による四肢機能障害	03 故障・破損	破損により、修理による対応ができないため。	60,000円	

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
20	埼玉県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	両下肢の機能を失ったもの	O3 故障・破損	転入に伴う再交付修理不能のため	以前と同じ	90,000円
21	埼玉県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	背髄損傷による両下肢機能障害	O3 故障・破損	破損により、修理による対応ができないため。		16,480円
22	埼玉県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	4級	切断による右下腿1/2以上欠損	O3 故障・破損	破損	イス	29,925円
23	埼玉県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害児	重複障害	1級	脳性マヒ	O2 成長によるサイズの変化	本人の成長が著しく、用具が使用できなくなっただため。	現在の体型にあったものを交付した。	90,000円
24	埼玉県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害児	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	O2 成長によるサイズの変化	成長に伴いサイズなどがつかえなくなっただため。	サイズの合ったイスなど。	90,000円
25	千葉県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	肢体不自由1級 両上下肢麻痺	O1 状態変化・体に合わない	以前に交付した物が、本当に必要なものとは形式が異なっていたため。(リクライニング機能が無かった。)	リクライニング機能が付与。	81,000円
26	千葉県	〇〇町	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害児	肢体不自由	1級	先天性による両上肢全廃(1級)・体幹の機能障害により、座つていないことができないもの(両下肢全廃含む)(1級)	O2 成長によるサイズの変化	児童のため、成長により現在使用しているものが、体に合わなくなっただため		90,000円
27	東京都	〇〇区	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	脳性麻痺による両上肢機能障害(1)体幹機能障害(1)	O3 故障・破損	平成12年3月に浴室内のものを給付したが、痛みが激しく危険な状態であったため、前用年数内であるが、19年8月に再給付した。(現地調査済)	同等のものを給付した。	72,500円
28	東京都	〇〇区	①介護・訓練支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	肢体不自由	O3 故障・破損	経年劣化		90,000円
29	東京都	〇〇区	①介護・訓練支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	肢体不自由	O3 故障・破損	経年劣化		27,815円
30	東京都	〇〇区	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	右上肢機能障害(2級)体幹機能障害(1級)	O3 故障・破損	平成13年4月交付のシャワーチェア等の劣化進み、キヤスターの交換ができない		80,325円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
31	東京都	〇〇区	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	両上肢機能障害(制約)移動機能障害(著しい困難)	03 故障・破損	平成15年8月給付のシャワーチェアが破損し修理不可のため		11,670円
32	新潟県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	肢体不自由	07 用途に応じて複数必要	中越沖地震により避難先の浴室で必用なため		10,260円
33	石川県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	両下肢機能の著しい障害(右下肢機能の著しい障害)	03 故障・破損	修理不能なため(硬化し滑り止め効果がなくなっただため)		90,000円
34	三重県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	脳神経による四肢機能全廃	03 故障・破損	何度も自費で修理をしようとしたが修理不能になっただため		75,000円
35	京都府	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	3級	下肢・体幹機能障害	01 状態変化・体に合わない	障害状況が悪化したため、前回使用の用具では利用者の日常生活の向上につながらなくなってきたため。(障害状況の悪化に伴う再交付)	以前のものとは違う製品。	最大で90,000円
36	大阪府	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	重複障害	1級	体幹機能障害・両上肢機能全廃	03 故障・破損	破損し無いと入浴に支障がきたすため	前回より、丈夫なもの	11,520円
37	大阪府	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	2級	体幹機能障害	03 故障・破損	破損し無いと入浴に支障がきたすため	前回より、丈夫なもの	58,800円
38	大阪府	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害児	重複障害	1級	心臓機能障害・右下肢機能全廃・体幹機能障害	02 成長によるサイズの変化	身体の成長により、既存のシャワーチェア等が小さくなり体に合わなくなったため	体に合ったシャワーチェア二等	90,000円
39	大阪府	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	右下肢機能全廃(2級) 右下肢機能全廃(3級)	08 その他	洗い場で使用していた浴室用マットが汚損して、使いものにならなくなっただため、再給付した	特になし	18,370円
40	大阪府	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	両上肢機能全廃(1級) 体幹機能障害(座位不能)(1級)	08 その他	浴室に敷いていた滑り止めマットが汚損して、使いものにならなくなっただため、再給付した	特になし	7,560円
41	奈良県	〇〇町	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	両下肢機能障害	03 故障・破損	修理不能のため	前回と同じ	81,000円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
42	山口県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害児	肢体不自由	1級	脳性麻痺による向上肢運動機能障害・脳性麻痺による移動機能障害	02 成長によるサイズの変化	身体の成長に伴い合わなくなった為	シャワーバスからシャワーキャリーに変更	68,250円
43	徳島県	〇〇町	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	2級	両下肢機能障害	03 故障・破損	修理不能	同じもの	31,860円
44	香川県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害児	肢体不自由	1級	疾病	02 成長によるサイズの変化	身体の成長により、以前給付したものが合わなくなったので	以前より大きいサイズ	90,000円
45	香川県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	疾病	03 故障・破損	修理不能（部品の製造中止）	故障時、修理対応できずのもの	81,000円
46	香川県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害児	重複障害	1級	脳性麻痺視神経萎縮	02 成長によるサイズの変化	体の成長によりサイズが不適になったため	今回はセミオーダーにより、今後の成長にあわせる程度可能にした。	90,000円
47	福岡県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	1級	筋ジストロフィー症による両上下肢体幹機能障害	04 転居	転居に伴い他の用具が必要となった。また前回交付分の商品が劣化していたが、仕様変更により修理不可のため	浴室の形状により、2枚目の滑り止めマットを給付。	45,077円
48	福岡県	〇〇市	②自立生活支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害者	肢体不自由	2級	慢性関節リウマチによる両下肢機能の著しい障害	04 転居	転居のため	なし	86,228円
49	佐賀県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害児	肢体不自由	1級	事故による両上肢の機能の全廃・事故による両下肢の機能の全廃	07 用途に際して複数必要	県外の大学に進学し一人暮らしをする事象となつたが、事故中の行き来もあり使用中の用具を移すことは難しいため	同型	81,000円
50	佐賀県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	29 入浴補助用具〈8年〉	障害児	肢体不自由	2級	体幹機能障害	02 成長によるサイズの変化	前回交付時は小学校中学年で本人の体型の変化に対応。（介護者の入浴介助（介護負担増加）・同時申請の天井走行型リフトとこの一体型の利用で介護負担減の効果が期待。耐り用年数経過後まで残り約3ヶ月と期間が短かった。	（前回）・浴室内手すり・シャワーチェアなど（今回）・バスキャリー	90,000円
51	青森県	〇〇町	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽〈3年〉	障害児	肢体不自由	2級	肢体不自由 上肢6級 肢体不自由 下肢2級	02 成長によるサイズの変化	障害児の成長に伴い頭部保護帽が合わなくなったため。	障害児の成長によりサイズが大ききものを給付	14,090円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
52	岩手県	〇〇村	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 (3年)	障害者	肢体不自由	2級	右上下肢機能障害	O1 状態変化・体に合わない	対象者の体調の悪化により、型式の異なる用具が必要となったため	以前よりガード部分が広く、丈夫なものにした	10,944円
53	茨城県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 (3年)	障害者	重複障害	2級	脳性小児麻痺	O3 故障・破損	修理不能のため。	特になし。	12,160円
54	茨城県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 (3年)	障害者	肢体不自由	2級	脳性麻痺による体幹機能障害2級	O1 状態変化・体に合わない	サイズが合わなくなったため	サイズ変更	37,900円
55	茨城県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 (3年)	障害児	肢体不自由	1級	疾病による視力右0.00左0.001級疾病による面上肢機能障害4級面上肢機能障害4級体幹機能障害3級	O2 成長によるサイズの変化	成長に伴い、サイズが合わなくなったため	サイズ変更	34,110円
56	茨城県	〇〇町	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 (3年)	障害者	肢体不自由	2級	脳性小児麻痺による上下肢機能障害	O3 故障・破損	日々の使用により摩耗し、装着が困難な状態になったため。	変更なし	11,897円
57	埼玉県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 (3年)	障害者	重複障害	2級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	O1 状態変化・体に合わない	ストラップがなくなると、髪作が何度も起きるため、身体が傾くことにより、保護できないため。	頭のあたりでとめるストラップ付きのタイプに変更した。	14,091円
58	千葉県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 (3年)	障害児			療育手帳OA	O2 成長によるサイズの変化	成長に伴い、体にあわなくなりました。	以前のもと同じ	12,160円
59	千葉県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 (3年)	障害児			療育手帳OA	O2 成長によるサイズの変化	成長に伴い、体にあわなくなりました。	以前のもと同じ	12,160円
60	神奈川県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 (3年)	障害児	肢体不自由	2級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	O2 成長によるサイズの変化	身体の成長による	サイズ	18,746円
61	神奈川県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 (3年)	障害児	肢体不自由	2級	脳性麻痺による四肢体幹機能障害	O2 成長によるサイズの変化	身体の成長による	サイズ	18,746円
62	神奈川県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 (3年)	障害児				O3 故障・破損	障害の特性により、噛む、引っ張るなどにより破損が激しいため	なし	12,160円
63	新潟県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 (3年)	障害児			知的障害（療育A）	O3 故障・破損	表面の皮のひび割れ、破損が全体的にあるため、修理が不可能な状態である。また成長に伴うサイズの不適合があるため。	以前のもと同じ	14,090円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
64	新潟県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害者	肢体不自由	1級	ハンチントン病 踏病	03 故障・破損	転倒及び全身の不随意運動が著しく、頭部を打ち付けることが多いことから、前回給付したものが修理が不可能な状態であるため。	以前のものと同じ	34,066円
65	新潟県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害者			知的障害（療育A）	01 状態変化・体に合わない	前回給付したものは、頭部と保護帽の間にすき間が多く、危険回避が困難であるため。	皮及びスポンジを主素材としたレディメイドのものから、プラスチック製のオーダーメイドのものに変更した	34,066円
66	富山県	〇〇町	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害児	肢体不自由	1級	疾病による移動機能障害	02 成長によるサイズの変化	身体の成長でサイズが合わなくなったこと、毎日の使用による汗などで、汚れがひどくなったり、耐えられなくなったりしたため。	オーダーメイドによる作成のため、大きさ等の変更。	33,075円
67	愛知県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害児	肢体不自由	2級	脳性小児麻痺による両上肢軽度機能障害・体幹機能障害、起立位保持困難	02 成長によるサイズの変化	成長により被ることのできないため。	サイズ変更のみ	27,253円
68	京都府	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害児	肢体不自由		平衡機能障害等	02 成長によるサイズの変化	児童の身体の成長に伴い、体に合わなくなったため。（児童の耐用年数内再交付の多くを占めると思われる。）	同種だが、サイズは前回のものより大きめ。	15,656円
69	大阪府	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害児	肢体不自由	2級	体幹機能障害（2級）	02 成長によるサイズの変化	サイズが合わなくなったため。	サイズ	14,090円
70	大阪府	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害者	肢体不自由	2級	体幹機能障害	01 状態変化・体に合わない	以前使っていた頭部保護帽は既製品で、あまり頭にあっていかなかった。そのために、転倒してしまったり、頭部保護帽の役目を果たしていただけないので不安を感じ、再申請に至る。	今回給付分はオーダーメイド	10,350円
71	大阪府	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害児	肢体不自由	1級	脳原性上肢・移動障害（1級）	02 成長によるサイズの変化	発育による身体状況の変化により、前回給付した頭部保護帽が頭に合わなくなってきたため、大きめのサイズのものをご給付	特になし	10,944円

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具との相違点等	支給額
72	大阪府	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害児	重複障害	1級	脳原性上肢機能障害・移動障害(重度)	02 成長によるサイズの変化	成長に伴い作り直し	同じオーダーメイドだが、成長に対応する物。	13,680円
73	兵庫県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害児	重複障害	1級	両未熟児網膜症 脳治性麻痺	02 成長によるサイズの変化	成長によりサイズが合わないため	特に無し	13,680円
74	兵庫県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害児	重複障害	1級	全前脳症 脳原性上肢機能障害	02 成長によるサイズの変化	成長によりサイズが合わないため	特に無し	33,075円
75	香川県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害児	肢体不自由	1級	脳性麻痺	02 成長によるサイズの変化	身体の成長により、以前給付したものが合わなくなったので	以前より大きいサイズ	12,160円
76	香川県	〇〇市	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害児	肢体不自由	1級	脳性麻痺	02 成長によるサイズの変化	身体の成長により、以前給付したものが合わなくなったので	以前より大きいサイズ	10,944円
77	福岡県	〇〇町	②自立生活支援用具	31 頭部保護帽 <3年>	障害児	肢体不自由	2級	巨脳症による両下肢機能の著しい障害	02 成長によるサイズの変化	成長によりサイズが合わないため	頭部全体を保護でき、強固な素材でできているもの	34,073円
78	埼玉県	〇〇市	②自立生活支援用具	32 T字状・棒状のつえ <3年>	障害者	肢体不自由			03 故障・破損	杖についている紐がはずれてしまったため、利用に支障が生じるため	業者に依頼して紐がはずれにくいよう加工してもらった。	
79	埼玉県	〇〇市	②自立生活支援用具	32 T字状・棒状のつえ <3年>	障害者	肢体不自由	2級	脳性麻痺による両下肢機能障害	03 故障・破損	杖の先が破損し修理不能	特になし	6,180円
80	千葉県	〇〇市	②自立生活支援用具	32 T字状・棒状のつえ <3年>	障害者	肢体不自由	5級	交通事故による左下肢の足関節の機能の全廃	03 故障・破損	階段で転倒し、修理不可能なほど破損した。日常生活上不可欠のため再交付希望。	全く同等のものを交付	4,600円
81	千葉県	〇〇市	②自立生活支援用具	32 T字状・棒状のつえ <3年>	障害者	肢体不自由	1級	脳血管障害による右片麻痺	03 故障・破損	破損により、修理不能のため	以前と同じもの	2,700円
82	東京都	〇〇区	②自立生活支援用具	32 T字状・棒状のつえ <3年>	障害者	肢体不自由	1級	脳性麻痺による右上肢機能障害(5) 両下肢機能障害(4)	05 紛失	耐用年数内であったが、紛失したため一回戻りとして再給付した。	同等のものを給付した。	2,000円
83	東京都	〇〇区	②自立生活支援用具	32 T字状・棒状のつえ <3年>	障害者	肢体不自由	3級	疾患による切断左大腿1/2以上欠損	03 故障・破損	破損	同じ	2,992円
84	福岡県	〇〇市	②自立生活支援用具	32 T字状・棒状のつえ <3年>	障害者	肢体不自由	2級	体幹機能障害(歩行困難) 両上肢機能障害	08 その他	自宅火災のため破損	なし	3,000円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
85	千葉県	〇〇市		33 移動・移乗支援用具 <8年>	障害者	肢体不自由	4級	疾病による右股関節機能全廃。右下肢が健側に比して5cm以上短いもの	01 状態変化・体に合わない	ADL低下に伴い障害程度が前回給付時と比べて進行したため。	無し	19,845円
86	富山県	〇〇市	②自立生活支援用具	33 移動・移乗支援用具 <8年>	障害者	肢体不自由	1級	頸部損傷による四肢体幹機能障害	08 その他	ベッド、車いす間の移乗用ポードは落下の危険性を伴うため	介助なしで自分で移乗可能となり、安全性も高い	44,820円
87	三重県	〇〇市	②自立生活支援用具	33 移動・移乗支援用具 <8年>	障害者	肢体不自由	1級	ベーチエット病による四肢体幹機能障害	01 状態変化・体に合わない	前回申請時には歩行可能であったが、重たいすでの移動が必要となったため。	左記理由に対応可能なもの。	54,000円
88	大阪府	〇〇市	②自立生活支援用具	33 移動・移乗支援用具 <8年>	障害者	肢体不自由	1級	体幹機能障害 (1級)	04 転居	手すりを給付していたが、市内転居で手すりの持ち運びが不可能なため。	なし	51,801円
89	福岡県	〇〇市	②自立生活支援用具	33 移動・移乗支援用具 <8年>	障害者	肢体不自由	1級	脊髄性小児麻痺による四肢体幹機能障害	08 その他	火事による焼失のため		46,000円
90	福岡県	〇〇市	②自立生活支援用具	33 移動・移乗支援用具 <8年>	障害者	肢体不自由	2級	慢性関節リウマチによる両下肢機能の著しい障害	04 転居	転居のため	なし	59,679円
91	大阪府	〇〇市	②自立生活支援用具	34 特殊便器 <8年>	障害者	肢体不自由	2級	左上肢機能全廃 (2級)	03 故障・破損	壊れて修理不可能なため	なし	147,520円
92	静岡県	〇〇市	②自立生活支援用具	36 自動消火器 <8年>	障害児			療育 A1	03 故障・破損	給付してから4年経過後時点で、故障して修理を検討したが、すでに製造中止となっており、部品も無く修理ができない為。	同様の仕様のもので、別な商品。	20,790円
93	香川県	〇〇市	②自立生活支援用具	37 電磁調理器 <6年>	障害者	視覚障害	1級	角膜白斑	03 故障・破損	機器の故障	同じ	16,500円
94	長野県	〇〇市	②自立生活支援用具	38 歩行時間延長信号機用小型送信機 <10年>	障害者	視覚障害	1級	ベーチエット病による視力右眼手動 左眼0.01 (1)	03 故障・破損	本装具を使用した際、誤って落ちてしまったため。		6,300円
95	北海道	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	1級	疾病による全ろう	03 故障・破損	壊れて修理対応が困難となったため。	以前支給した用具と同じ	87,400円
96	北海道	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	1級	両感音性難聴	08 その他	以前給付したものが火災警報機と連動しないため。	回転灯から専用受信器に変更	26,250円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
97	青森県	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	1級	両眼の視力之和が0.02以上0.04以下両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ視能率が95%以上	03 故障・破損	修理不能の状態に破損したため	以前のものと同じ	78,800円
98	埼玉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	2級	感音性難聴による聴力レベル右103dB左104dB	03 故障・破損	修理不能による。		17,850円
99	埼玉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	2級	感音性難聴による聴力レベル右100dB左100dB	03 故障・破損	修理不能による。		18,500円
100	埼玉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	2級	感音性難聴による聴覚障害	03 故障・破損	修理不可のため	なし	29,800円
101	千葉県	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	1級	混合性難聴による聴力レベル右105dB左105dB言語機能喪失	05 紛失	前住所地で利用していたが、引越して行く方が分からなくなった。日常生活不可のため再交付希望。	全く同等のものを交付	87,400円
102	千葉県	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	1級	先天性難聴（感音性難聴による聴力機能喪失）	03 故障・破損	故障のため	前回給付がk-x-p.w 5.0に今回給付がアラートマスター	87,400円
103	千葉県	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	1級	感音性難聴による聴力レベル右105db、言語機能喪失	03 故障・破損	前回給付したものが故障多く、本人の判断で捨てしまったため。	据え置き型→腕時計型	87,400円
104	石川県	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	1級	聴力障害	03 故障・破損	修理不能のため		87,400円
105	長野県	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	2級	感音性難聴による聴力レベル右100db左100db以上	04 転居	自宅の購入に際して、取り外しての再取り付けができないと認められたため	ウォッチ式となった	78,660円
106	大阪府	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	2級	聴力障害	04 転居	転居を余儀なくされて以前に交付したものは規格が合わないため	住居にあったもの	78,660円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
107	兵庫県	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	1級	両側高度感音雑聴覚力障害聴力レベル右110dB左103dB	08 その他	自宅が火災で破損。転居。	新居に即したタイプ。基本的には同じ。	81,570円
108	鳥取県	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	2級	聴覚障害・言語機能障害	06 修理費用高額につき購入	痛みがひどく修理よりも再交付の方が適していたため		
109	香川県	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	1級	聾啞	03 故障・破損	以前給付したものは壊れてしまい、捨ててしまった	目覚まし時計、ドアホン	78,660円
110	福岡県	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害者	聴覚・言語障害	1級	聴覚・言語障害(先天性ろうあ)	05 紛失	受信機をトイレに落とし、紛失したため	以前と同じものの受信機のみを給付	40,500円
111	福岡県	〇〇市	②自立生活支援用具	39 聴覚障害者用屋内信号装置 <10年>	障害児	聴覚・言語障害	2級	両感音性難聴	03 故障・破損	修理が不可能なため	以前給付したものと同一	78,660円
112	東京都	〇〇区	②自立生活支援用具	40 その他の自立生活支援用具	障害者	聴覚・言語障害	3級	喉頭挿出による音声機能障害	08 その他	ガス漏れ警報器の交換期限が5年ととなっているため、8年の耐用年数を待たずに給付可とした。		14,175円
113	岩手県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	42 ネブライザー(吸入器) <5年>	障害者	内部障害	3級	喉頭挿出による音声機能の喪失	03 故障・破損	不可抗力による故障等によるもの	なし。	32,400円
114	栃木県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	42 ネブライザー(吸入器) <5年>	障害者	肢体不自由	1級	進行性筋萎縮症	03 故障・破損	気管切開を行った為、給付していた物が利用できなくなつた。	気管切開に対応した物	32,400円
115	栃木県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	42 ネブライザー(吸入器) <5年>	障害者	肢体不自由	1級	脳性麻痺	01 状態変化・体に合わない	ぜんそくになつたため、給付していた物が利用できなくなつた。	ぜんそくでも利用可能	32,400円
116	栃木県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	42 ネブライザー(吸入器) <5年>	障害者	視覚障害	1級	先天性	03 故障・破損	破損し修理不可能なため	なし	16,200円
117	東京都	〇〇区	③在宅療養等支援用具	42 ネブライザー(吸入器) <5年>	障害児	重複障害	1級	疾患による四肢体幹機能障害、呼吸器機能障害	01 状態変化・体に合わない	使用薬剤が変更し、このままでは効薬が不十分なため、医師により変更するよう指示を受けたため	超音波式からシエット式に変更	29,490円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
118	三重県	〇〇市	②自立生活支援用具	42 ネブライザー(吸入器)〈5年〉	障害児	内部障害	1級	気管支の疾患による呼吸機能障害	03 故障・破損	24時間体制で使用しているためいつ壊れてもおかしくない状態での用具を使用している。メーカーに問い合わせたところ保証期間も2年(ネブライザー)1年(吸引器)と短く、使用頻度により1年で使用不可になること。修理に出す品物であること。修理に代わる必要がなく、常時使用するものとして家族全員が必要であり、必要性と頻度により給付	特になし	28,080円
119	三重県	〇〇市	②自立生活支援用具	42 ネブライザー(吸入器)〈5年〉	障害児	内部障害	1級	気管支の疾患による呼吸機能障害	08 その他		特になし	45,900円
120	三重県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	42 ネブライザー(吸入器)〈5年〉	障害児	肢体不自由	1級	脳性麻痺による運動機能障害	01 状態変化・体に合わない	機齢が悪くなり、外出先での使用が必要になったため。	据置型から携帯型へ変更。	32,400円
121	大阪府	〇〇市		42 ネブライザー(吸入器)〈5年〉	障害者	重複障害	1級	両上肢1・両下肢1多系統萎縮症	01 状態変化・体に合わない	H19年10月7日喉頭分離術を受けられ現在永久気管切開による呼吸となっている。ワイカーミラストは構造上ずっと息の危険があるため。	コンプレッサー式ネブライザーワイカーミラスト ↓ 超音波ネブライザー	32,400円
122	大阪府	〇〇市		42 ネブライザー(吸入器)〈5年〉	障害者	肢体不自由	1級	四肢1 脳挫傷後四肢麻痺呼吸不全	03 故障・破損	修理不能?	前回、ワイカーミラスト(19,740円) 今回、ワイカーミラスト ↓ ライト	15,540円
123	大阪府	〇〇市	③在宅療養等支援用具	42 ネブライザー(吸入器)〈5年〉	障害児	肢体不自由	1級	体幹機能障害	03 故障・破損	使用頻度が高いため壊れてしまい吸入器がでないため	前回より丈夫なもの	21,600円
124	大阪府	〇〇市	③在宅療養等支援用具	42 ネブライザー(吸入器)〈5年〉	障害児	肢体不自由	1級	脳原性上肢・移動障害(1級)	02 成長によるサイズの変化	発育による身体状況の変化により、前回の給付した吸入器の使用が困難になったため、仕様を変更したものを給付	毎日の吸入ができるように、専用の充電器を備えたものに変更した	32,400円

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
125	大阪府	〇〇市	③在宅療養等支援用具	42 ネプライザー(吸入器)〈5年〉	障害児	肢体不自由	1級	脳原性上肢・移動障害(1級)	O2 成長によるサイズの變化	発育による身体状況の變化により、前回給付した吸入器の使用が困難になったため、仕様を変更したものを給付	毎日の吸入ができるように、専用の充電器を備えたものに変更した	32,400円
126	奈良県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	42 ネプライザー(吸入器)〈5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	無喉頭	O3 故障・破損	器具が破損したため	以前のものと同じもの	21,000円
127	広島県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	42 ネプライザー(吸入器)〈5年〉				ネプライザー電気式たん吸引器など	O3 故障・破損	・修理価格が新規交付価格を上回る・修理不能		
128	福岡県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	42 ネプライザー(吸入器)〈5年〉	障害児	肢体不自由	1級	疾病による両上肢・両下肢機能障害	O3 故障・破損	吸引力が弱まり、修理等での対応ができません、また生命維持のために必要と認められたため。	以前支給したのと同じ	28,350円
129	北海道	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	重複障害	1級	交通事故による頸髄損傷	O3 故障・破損	使用頻度が高く、破損したため。		56,400円
130	北海道	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	重複障害	1級	先天性喉頭軟化症低酸素脳症洞不全症候群	O3 故障・破損	使用頻度が高く、破損したため。		32,130円
131	北海道	〇〇町	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	肢体不自由	1級	水頭症による両上下肢機能の全廃	O7 用途に依りて複数必要	障害の程度を考慮し、居室において使用する吸引器と、通気管を外出時や、故障等にきよなく使用できる吸引器を給付した	携帯用の吸引器と、居室において使用する吸引器を置き替えるタイプの吸引器	42,650円
132	岩手県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	肢体不自由	1級	脳性麻痺	O3 故障・破損	故障したこと及び新たな機器のほつが探作機能の向上により使用効果が上がると認められたため	携帯用のものとなったこと、中アタ方式により洗浄消毒がより簡単になったこと	48,720円
133	群馬県	〇〇町	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	肢体不自由	2級	進行性筋ジストロフィー	O1 状態変化・体に合わない	本人の呼吸状況悪化により、医師意見書(なお、呼吸機能障害ではないが、筋力の低下による呼吸困難なため、前回も医師意見書を添付している。)を添付したため	低圧の吸引器	45,120円

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具との相違点等	支給額
134	埼玉県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	重複障害	1級	脊髄小脳変性症による音声・言語・そしゃく機能喪失・四肢体幹機能障害	01 状態変化・体に合わない	病状の変化により、通院等の外出時に頻繁に吸入が必要となったため。	以前のものは、屋内で使用できなくなったが、新しいものは携帯可能で屋外に持ち運びが可能となったため。	56,115円
135	埼玉県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	肢体不自由	1級	脳性麻痺による四肢体幹機能の著しい障害	03 故障・破損	2個交付しているものを常時使用しているため、修理が頻回となる。	実態は以前出したものの修理、日常生活用具は修理という項目がないため、再交付	18,480円
136	埼玉県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	肢体不自由			03 故障・破損	修理が不可能となったため	なし	
137	埼玉県	〇〇町	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	重複障害	1級	疾病・呼吸器機能障害(身辺生活困難)、脳性麻痺・四肢体幹機能障害	03 故障・破損	吸引力、パツテリーの低下が顕著であり、たんを吸引できなくなると生命に直接かかわってくるため。	吸引力の強いもの。	50,760円
138	千葉県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉					03 故障・破損	※H19年度の再給付はなかったが、耐用年数を待たずに故障、修理不能という理由での再給付あり(他の種目について修理不能であれば、耐用年数を待たずしての再給付あり)		
139	千葉県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	肢体不自由	1級	疾病による四肢体幹機能障害	06 修理費用高額につき購入	故障により使用できなくなりましたが、耐用年数も残り3カ月とあつたため。	特になし	50,760円
140	東京都	〇〇区	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	重複障害	1級	疾患による四肢体幹機能障害呼吸器機能障害	03 故障・破損	破損し、修理不能	以前のものと同一	50,760円
141	東京都	〇〇区	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	肢体不自由	1級	四肢体幹機能障害	03 故障・破損	平成16年8月給付の電気式たん吸引器が故障し、修理不能なため日常的に利用		55,860円
142	新潟県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	重複障害	1級	脳病変による移動機能障害呼吸器機能障害	07 用途に際して複数必要	小学校進学に伴い、小学校用が必要となったため		49,140円
143	新潟県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	重複障害	1級	上肢障害下肢障害音声言語機能障害	03 故障・破損	給付済の電気式たん吸引器は携帯用で吸引力が弱く、適正な吸引ができなくなつたため	吸引力が強いもの	50,760円

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具との相違点等	支給額
144	新潟県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	肢体不自由	1級	体幹不自由1 上肢不自由2-4 下肢不自由3-3	07 用途に応じた複数必要	医師の見解により、停車時や移動中の車内でも使用できる充電式の電気式たん吸引器が必要だったため	以前給付した用具は、非充電式今回給付した用具は、充電式	50,760円
145	長野県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	肢体不自由	2級	その他特殊疾患による体幹の機能障害	03 故障・破損	本人の状態が増悪傾向であり、たんの吸引量が増え壊れてしまったため。		46,800円
146	滋賀県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	重複障害	1級	脳性麻痺	03 故障・破損	通常使用時の故障(修理不可)	相違なし	50,760円
147	大阪府	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	肢体不自由	1級	四肢機能障害(1級)	03 故障・破損	壊れて修理不可能なため	なし	46,400円
148	大阪府	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	肢体不自由	1級	右上肢機能障害、体幹機能障害	03 故障・破損	学校で背もたれのあたりに置いていたところ、横に傾いたときに、おとししまっただ。	同じタイプの最新型	50,400円
149	大阪府	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	重複障害	1級	面上肢機能全廃・向上下肢機能全廃・音声言語・そしゃく機能喪失	03 故障・破損	使用頻度が高いため壊れてしまい呼吸ができないため	前回より丈夫なもの	50,760円
150	大阪府	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	肢体不自由	1級	体幹機能障害	03 故障・破損	使用頻度が高いため壊れてしまい呼吸ができないため	前回より丈夫なもの	50,760円
151	大阪府	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	肢体不自由	1級	右上肢機能全廃(2級) 体幹機能障害(座位不能)(1級)	03 故障・破損	前回給付した吸引器が使用中に故障してしまい、新しいものが必要になったため、再給付した	特になし	50,760円
152	大阪府	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	肢体不自由	1級	脳原性上肢・移動障害(1級)	02 成長によるサイズの変化	発育による身体状況の変化により、前回給付した吸引器の使用が困難になったため、仕様を変更したものを給付	毎日の吸引ができるように、専用の充電器を備えたものに変更した	47,250円
153	大阪府	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	肢体不自由	1級	脳原性上肢・移動障害(1級)	02 成長によるサイズの変化	発育による身体状況の変化により、前回給付した吸引器の使用が困難になったため、仕様を変更したものを給付	毎日の吸引ができるように、専用の充電器を備えたものに変更した	47,250円

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具との相違点等	支給額
154	大阪府	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	肢体不自由	1級	脳原性上肢・移動障害（1級）	02 成長によるサイズの變化	発育による身体状況の變化により、前回給付した吸引器の使用が困難になったため、仕様を變更したものを給付	毎日の吸引ができてよくなるように、専用の弁電器を備えたものに変更した	50,760円
155	大阪府	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	重複障害	1級	体幹機能障害（座位不能）	03 故障・破損	前回交付の吸引器の吸引力が極端に落ち、つまってしまいうち、つまらなくなったため、つまらなくなったものを給付	吸引力の強いと思われる別のメーカーのものにした	56,400円
156	兵庫県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	肢体不自由	1級	四肢マヒ 両上下肢の機能全廃	03 故障・破損	使用頻度高く、破損。日常生活に必要不可欠のため再給付。	最新機種。	56,400円
157	兵庫県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	内部障害	1級	呼吸器機能障害（3級）脳性麻痺 てんかん 体幹機能障害により座位不能	03 故障・破損	故障のため、以前交付時から、5ヶ月ほどで耐用年数に達するため。	特に無し	50,760円
158	兵庫県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	内部障害	1級	呼吸器機能障害（3級）脳変性疾患 両上下肢の機能全廃	06 修理費用高額につき購入	故障のため、度々の故障による修理代が1回1万円前後かかっているため、新たに給付することと検討されているため。	特に無し	48,289円
159	広島県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉				ネブライザー電気式たん吸引器 など	03 故障・破損	・修理価格が新規交付価格を上回る・修理不能		
160	福岡県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	肢体不自由	2級	脳梗塞による右上下肢機能障害	03 故障・破損	平成15年に給付、耐用年数5年のところを4年で支給。修理不能のため	以前給付したものと現行機種	53,551円
161	福岡県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害者	肢体不自由	1級	急性脳症による四肢体幹機能障害	03 故障・破損	修理不能のため		43,050円
162	福岡県	〇〇市	③在宅療養等支援用具	43 電気式たん吸引器〈5年〉	障害児	肢体不自由	1級	脳性まひによる両上下肢の機能の著しい障害	03 故障・破損	現在製造中止で、修理が不可能なため		53,551円
163	千葉県	〇〇市	④盲人用体重計〈5年〉	46 盲人用体重計〈5年〉	障害者	視覚障害	2級	先天性による視力右0.01左0.01	03 故障・破損	故障による修理不能のため。	無し	18,000円
164	東京都	〇〇市	③在宅療養等支援用具	46 盲人用体重計〈5年〉	障害者	視覚障害	1級	視野障害	03 故障・破損	日常生活で壊してしまった。	なし	18,000円
165	北海道	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	48 携帯用会話補助装置〈5年〉	障害者	肢体不自由	1級	脳性マヒ	03 故障・破損	手から落下させ破損することが多く、修理対応が困難となったため。	以前支給した用具と同じ	98,800円

ID	県名	市区町村	種目	項目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
166	千葉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	④情報・意思疎通支援用具	48 携帯用会話補助装置 (5年)	障害者	聴覚・言語障害	3級	喉頭摘出	03 故障・破損	壊れてしまったため。	なし	70,100円
167	岐阜県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	④情報・意思疎通支援用具	48 携帯用会話補助装置 (5年)	障害者	重複障害	1級	交通事故による言語機能の喪失 3交通事故による言語機能障害 (座位不能)	03 故障・破損	前回給付したものが故障し、修理不能であったため。(前回給付したものは、修理用部品も生産されていはいない)	現在生産されている、同等の機能を持った機種	88,920円
168	北海道	〇〇町	④情報・意思疎通支援用具	④情報・意思疎通支援用具	49 情報・通信支援用具	障害者	視覚障害	2級	両眼角膜実質炎併発 右視野 0.02 左視野 0.02 指数弁	01 状態変化・体に合わない	視覚障がい者用アプリケーションソフトのバージョンアップが必要となったため	アプリケーションソフトをバージョンアップした	84,900円
169	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	④情報・意思疎通支援用具	51 点字器 (標準型7年/携帯型5年)	障害児	視覚障害	2級	両眼の視力の和が0.01以下 (両眼状態縮離)	03 故障・破損	定期が曲がって使用不能になったため (修理不能)	以前のものと同一	9,641円
170	青森県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルコンピューター (6年)	障害者	視覚障害	2級	左嚙性穿孔性中耳炎兼ろうあ	03 故障・破損	修理不能の状態に破損したため	以前のものと同一	27,025円
171	茨城県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルコンピューター (6年)	障害者	視覚障害	2級	疾病による両眼の視野がそれぞれ1.0以内でかつ両眼による視率について視率率が95%	03 故障・破損	修理不能	同じ物	85,000円
172	栃木県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルコンピューター (6年)	障害者	視覚障害	1級	白内障、角膜変性症	03 故障・破損	修理不能で、かつ日常生活に著しい支障をきたすため。	以前と同じ	16,800円
173	埼玉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルコンピューター (6年)	障害者	視覚障害	2級	弱視による視覚障害	03 故障・破損	以前使用していたものが壊れてしまい、修理での対応が不可とのことだが、これを機会にポータブルコンピューターを利用するものに変えたいとの希望により	ポータブルコンピューターからディスプレイ対応のものに変更	85,000円
174	東京都	〇〇区	④情報・意思疎通支援用具	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルコンピューター (6年)	障害者	視覚障害	1級	右義眼左白内障 眼底網脈絡膜症	03 故障・破損	修理不能	同等品	20,600円
175	東京都	〇〇区	④情報・意思疎通支援用具	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルコンピューター (6年)	障害者	視覚障害	1級	視力障害	03 故障・破損	経年劣化		84,450円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具との相違点等	支給額
176	東京都	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー〈6年〉	障害者	視覚障害			08 その他	・従前ポータブルレコーダーとして給付されていた方で、DAISY方式による物品の再給付が真に必要な場合等。	ポータブルレコーダーからポータブルレコーダーに	規則で定める額の範囲内
177	神奈川県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー〈6年〉	障害者	視覚障害	1級	疾病	03 故障・破損	以前の物が壊れた為	以前の物と同じ	11,700円
178	新潟県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー〈6年〉	障害者	視覚障害	1級	視覚障害	08 その他	給付済のポータブルレコーダーでは、力セブ再生できず、点字図書を提供媒体(DAISY方式)に対応がでなくなったため	テープ式からDAISY方式対応機種への変更	76,500円
179	三重県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー〈6年〉	障害者	視覚障害	1級	両網膜色素変性症による視力障害	03 故障・破損	修理不能による故障のため	DAISY機能有から無しのものへ変更。	68,220円
180	三重県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー〈6年〉	障害者	視覚障害	1級	両網膜色素変性症による視力障害	03 故障・破損	修理不能による故障のため	録再機能付から再生専用のものへ変更。	68,220円
181	三重県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー〈6年〉	障害者	視覚障害	1級	両網膜色素変性症による視力障害	03 故障・破損	修理不能による故障のため	録再機能付から再生専用のものへ変更。	68,220円
182	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー〈6年〉	障害者	視覚障害	1級	両網膜色素変性症による視力障害	03 故障・破損	修理不可のため		85,000円
183	北海道	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器〈8年〉	障害者	視覚障害	2級	網膜色素変性、白内障	03 故障・破損	壊れて修理対応が困難となったため。	以前支給した用具と同じ	198,000円
184	北海道	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器〈8年〉	障害者	視覚障害	2級	網膜色素変性、白内障	08 その他	同じ機能のある妻と離婚し、別れた妻が引き続き使用しているため。	以前支給した用具と同じ	84,000円
185	北海道	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器〈8年〉	障害者	視覚障害	1級	先天性網脈絡膜萎縮	03 故障・破損	壊れて修理対応が困難となったため。	以前支給した用具と同じ	198,000円
186	茨城県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器〈8年〉	障害者	視覚障害	1級	疾病による視力右手動弁左0.01 1級	03 故障・破損	修理不能	同じ物	198,000円

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と今回給付した用具の相違点等	支給額
187	埼玉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器(8年)	障害者	視覚障害	6級	視神経萎縮、白内障による視力低下(0.3)	03 故障・破損	破損のため	なし	198,000円
188	東京都	〇〇区	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器(8年)	障害者	視覚障害	1級	視力障害視野障害	01 状態変化・体に合わない	視力低下	倍率が大きくなった	192,060円
189	東京都	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器(8年)	障害者	視覚障害	1級	視力障害	03 故障・破損	耐用年数間近で修理不能のため。	新機種	198,000円
190	静岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器(8年)	障害者	視覚障害	2級	両眼視野障害	01 状態変化・体に合わない	障害状況が進み、視覚障害5級~2級になり、前に給付されたテレビレコーダーは、字が読まなくなっ	テレビレコーダー × 10 ↓ 携帯型拡大読書器	178,200円
191	京都府	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器(8年)	障害者	視覚障害	3級	視覚障害	03 故障・破損	修理をしながら使用してきたが、修理不能と業者から言われたこと、再交付の件。(情報・意思疎通支援用具に多い事例)	同種同型であることが多い。	198,000円
192	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器(8年)	障害者	視覚障害	1級	視覚障害	03 故障・破損	平成13年に給付、耐用年数8年のところを6年で支給。修理不能のため		95,000円
193	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器(8年)	障害者	視覚障害	1級	視覚障害	03 故障・破損	平成14年に給付、耐用年数8年のところを5年で支給。修理不能のため		129,000円
194	福岡県	〇〇町	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器(8年)	障害者	視覚障害	1級	両)網膜色素変性症等(右裸0.06、左裸0.06)右矯正不能左矯正不能)視野障害(10度以内損失率95%以上)	07 用途に際して複数必要	針灸院を開設することになったため	自分で書いている文字を拡大し、モニタで確認しながら書ける機能がある	188,100円
195	大分県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	55 視覚障害者用拡大読書器(8年)	障害者	視覚障害	2級	両眼視神経萎縮	08 その他	軽量で使いやすい利便性も広がるため	軽量	153,405円
196	岩手県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計(解読式10年/音声式5年)	障害者	視覚障害	1級	視神経萎縮、視神経炎による視力障害	03 故障・破損	使用の頻度が高く、ぶつけたりするなどで故障し、修理では対応できないため	前回と同じ	11,970円
197	岩手県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計(解読式10年/音声式5年)	障害者	視覚障害	1級	線内障による視力障害	03 故障・破損	使用の頻度が高く、音が出なくなり修理で対応できないため	前回と同じ	11,970円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
198	茨城県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	外傷による視力 右0.001左0.01	05 紛失	交通事故により紛失してしまいました。	以前のものと同じ。	11,970円
199	茨城県	〇〇町	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害児	視覚障害	1級	疾病による視力 右0.00左0.00	03 故障・破損	水にぬらして錆びさせてしまいました。	なし	9,270円
200	栃木県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	先天性	03 故障・破損	破損し修理不可能なため	なし	9,270円
201	栃木県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	神経系の疾患	03 故障・破損	破損し修理不可能なため	なし	11,970円
202	群馬県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	網膜色素変性による視力障害 右0左0	03 故障・破損	故障してしまい、日常生活に支障をきたしているため。また修理費と購入費が同程度で耐用年数も残り一年程度だったため。	特になし	13,300円
203	埼玉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	疾病による視力 右0左0	03 故障・破損	汗で部品が腐食し、修理不能なため。	以前のものと同じ	8,900円
204	埼玉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	重複障害	2級	変形性関節症による両膝関節機能障害、網脈絡膜萎縮による視力 右0.01左0.01	03 故障・破損	以前使用していたものが壊れてしまい、修理での対応が不可で、これを利用しないという時間がかからないため	以前と同じ	13,300円
205	埼玉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	先天性疾患による視力 右0左0	03 故障・破損	使用していたものが壊れてしまい、修理での対応が不可で、就労をしているために時計が必要となるため	以前と同じ	10,300円
206	埼玉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	糖尿病性網膜症、緑内障による視力 右0左0	03 故障・破損	以前使用していたものが壊れてしまい、修理での対応が不可で、これを利用しないという時間がかからないため	以前と同じ	13,300円
207	千葉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	疾病による視力 右眼手動弁左眼手動弁	03 故障・破損	6年間使用し、修理でも対応不能なほど故障してしまいました	以前のものと同じ	7,350円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
208	千葉県	〇〇市		56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	疾病による視力右眼0.04左眼0.04 視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視能率に於いて視能率が95%以上	03 故障・破損	故障による修理不能のため。	無し	10,680円
209	千葉県	〇〇町		56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	視力障害	03 故障・破損	故障により修理不能のため		11,970円
210	東京都	〇〇区		56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	無水晶体網膜剥離による	03 故障・破損	修理不能	同じ	13,300円
211	東京都	〇〇区		56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	網膜色素変性所見視野狭小5度以内	03 故障・破損	修理不能	同じ	10,500円
212	東京都	〇〇市		56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	2級	視野障害	03 故障・破損	日常生活で壊してしまった。	なし	13,300円
213	神奈川県	〇〇市		56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	角膜炎	03 故障・破損	以前の物が壊れた為	以前の物と同じ	11,970円
214	長野県	〇〇市		56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	2級	その他視覚疾患による視力右眼指数左眼0.01(1)	03 故障・破損	壊れた際には自費にて修理してきたが修理不能となったため。		11,970円
215	長野県	〇〇市		56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	重複障害	1級	大動脈弁閉鎖不全症、心内臓機能制限の心臓機械内傷、硝子体出血による視力右眼手動左眼0.4(6)視野10度以内かつ損失率95%以上(2)	03 故障・破損	使用頻度が高く修理不能となり壊れてしまったため。		11,970円

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と今回給付した用具の相違点等	支給額
216	三重県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	糖尿病性網膜症による視力障害 1級糖尿病性網膜症による両視野狭窄10度以内かつ視失率95%以上 2級	03 故障・破損	修理しても修理の繰り返しが繰り返される意味がないため	特になし	11,000円
217	三重県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	網脈絡膜萎縮による視力障害	03 故障・破損	生産中止のため修理不可能	特になし	11,000円
218	三重県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	2級	網膜色素変性症 右手動弁左	03 故障・破損	部品が製造されていないため	特になし	9,900円
219	三重県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	網膜色素変性症による視力障害 右手動弁	03 故障・破損	部品修理不可能のため	特になし	9,900円
220	京都府	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	視覚障害	05 紛失	紛失又は盗難による再交付。警察に届けられたが、しつかり探し取ったのかなどを聞き取って再交付。(盲盲人用時計又は人工喉頭にも多い事例。)	同種同型であることが多い。	13,300円
221	大阪府	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	視力障害	03 故障・破損	時計が止まってしまい、修理不能となったため。	同じ	11,700円
222	大阪府	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	視力障害	03 故障・破損	時計が止まってしまい、修理不能となったため。	同じ	11,700円
223	大阪府	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	2級	視力障害(2級)	03 故障・破損	前回給付した盲人用時計が壊れてしまい、新しいものが必要になったため、再給付した	特になし	6,615円
224	大阪府	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	視力障害(1級)	03 故障・破損	前回給付した盲人用時計が壊れて修理することもできず、使用不能になったため、再給付した	特になし	11,970円
225	大阪府	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	視力障害(1級)	03 故障・破損	前回給付した盲人用時計が壊れてしまい、新しいものが必要になったため、再給付した	特になし	13,300円

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再付の理由	以前給付した用具と今回給付した用具との相違点等	支給額
226	兵庫県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	網膜剥離（右光覚弁、左指弁）	03 故障・破損	故障のため。（転入者。従前刑で交付されていた）	特に無し	11,340円
227	徳島県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	2級	網膜色素変性症による視力障害	03 故障・破損	以前給付したものが修理不可。聴力障害を右わけて持つ者なので、触読式の時計がないと時刻の把握が困難と思われるため	以前は腕時計型で、今回は懐中時計型。	9,270円
228	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	視覚障害	03 故障・破損	平成13年に給付、耐用年数10年のところを6年で支給。修理不能のため		11,778円
229	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	視覚障害	03 故障・破損	平成13年に給付、耐用年数10年のところを6年で支給。修理不能のため		11,778円
230	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	両）弱視、水平眼振	06 修理費用高額につき購入	保証期間終了と故障箇所が複数ある事により、修理より新品購入の方が安価になるため。	品番（前回給付分が廃盤となった）	13,300円
231	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	両）網膜色素変性症	06 修理費用高額につき購入	保証期間終了により修理より新品購入の方が安価になるため。	品番（前回給付分が廃盤となった）	12,200円
232	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	両緑内障	03 故障・破損	本人の責めに帰する理由によらず、修理不能により用具の使用が困難と認められたため。	以前支給したのと同じ	11,970円
233	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	網膜色素変性症により視力右手動弁、左手動弁	07 用途に際して複数必要	仕事の特殊性により、解読式でなければならず、また仕事上、時計は必需品であるため。	前回よりも壊れにくいものにした。	13,300円
234	福岡県	〇〇町	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計 〈解読式10年/音声式5年〉	障害者	視覚障害	1級	右）網膜はく離 左）緑内障 （右：裸光覚不能 左：裸光覚不能）	03 故障・破損	破損した為		13,300円

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
235	福岡県	〇〇町	④情報・意思疎通支援用具	56 盲人用時計〈触覚式〉 10年・音声式5年	障害者	視覚障害	2級	両側網膜色素変性症等視力障害(右裸眼0.03矯正視力不能)左裸眼0.04矯正視力不能(三級)視野障害(10度以内・損失率90%以上)(三級)	03 故障・破損	修理を行っても現状に改善することが不可能な状況であり、本人の生活状況等考慮の上換付した結果、再給付を行った。	以前・今回ともに同様のもの(触覚式)を給付。	10,300円
236	岩手県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉	障害者	聴覚・言語障害	2級	内耳性難聴による聴力レベル	03 故障・破損	不可抗力による故障等によるもの	あり。	22,320円
237	宮城県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉	障害者	聴覚・言語障害	2級	感音性難聴による聴覚障害(右100dB以上左100dB以上)	03 故障・破損	破損し、使用できなくなったため。		33,120円
238	茨城県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉	障害者	聴覚・言語障害	2級	全ろう	03 故障・破損	修理不能のため。	特になし。	28,140円
239	埼玉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉	障害者	聴覚・言語障害	2級	感音性難聴	03 故障・破損	修理が不可能なため	以前のものと同一	46,000円
240	埼玉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉	障害者	聴覚・言語障害	2級	感音性難聴による大音声理解不能(耳介)	03 故障・破損	何度も修理を繰り返して使っていたが、もう修理できないうち壊れてしまった。	なし	19,890円
241	埼玉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉	障害者	聴覚・言語障害	2級	感音性難聴による聴力損失(右90dB左90dB)	03 故障・破損	何度も修理を繰り返して使っていたが、もう修理できないうち壊れてしまった。	なし	20,520円
242	東京都	〇〇区	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉	障害者	聴覚・言語障害	2級	聴力障害	03 故障・破損	修理不能と判断		27,000円
243	東京都	〇〇区	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	変形性関節症による疾患両下肢機能障害	03 故障・破損	修理不能	同じ	39,300円
244	京都府	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉	障害者	聴覚・言語障害	2級	両混合性難聴	03 故障・破損	修理不能と判断	特になし	88,900円
245	兵庫県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉	障害者	聴覚・言語障害	2級	感音性難聴 聴力B/左111dB 右107dB	03 故障・破損	破損。	最新機種。	24,800円
246	兵庫県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉	障害者	聴覚・言語障害	1級	先天性ろうあ聴力(左105dB、右105dB)音声・言語機能の喪失	03 故障・破損	故障のため。以前交付時から、4ヶ月ほどで耐用年数に達するため。	特になし	29,862円

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具との相違点等	支給額
247	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置 (5年)	障害者	聴覚・言語障害	1級	両音感性難聴右105/左105言語機能喪失	06 修理費用高額につき購入	保証期間終了により、修理よりも新品購入の方が安価になるため。	品番(前回給付分が廃盤となっているため)。	32,550円
248	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	57 聴覚障害者用通信装置 (5年)	障害児	聴覚・言語障害	2級	両耳の聴力レベル各100db以上(両音感性難聴)	03 故障・破損	故障によりFAXの受信ができなくなり、修理費用が高額なため。	以前と同じものが生産終了のため、新しい機種を給付	17,820円
249	栃木県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	58 聴覚障害者用情報受信装置(6年)	障害児	聴覚・言語障害	3級	感音性難聴	08 その他	業者の過誤により本人に支障をきたしたため	以前と同じ	88,900円
250	新潟県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	58 聴覚障害者用情報受信装置(6年)	障害者	聴覚・言語障害	2級	聴覚障害	03 故障・破損	故障により修理不能となったため		45,900円
251	静岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	58 聴覚障害者用情報受信装置(6年)	障害者	聴覚・言語障害	2級	後天性	03 故障・破損	落雷により受信装置の基盤が壊れた。業者作成の修理不能証明書を提出して貰ったため	同じもの	84,455円
252	兵庫県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	58 聴覚障害者用情報受信装置(6年)	障害児	聴覚・言語障害	4級	高度感音難聴	03 故障・破損	故障のため。	特になし	80,010円
253	和歌山県	〇〇町	④情報・意思疎通支援用具	58 聴覚障害者用情報受信装置(6年)	障害者	聴覚・言語障害	1級	両側感音性難聴	03 故障・破損	前回給付されたものが破損、このままだと本人様が日常生活に支障をきたすと判断したため。	機能に大きな相違点はないが、以前給付の用具より型が新しい用具に変更。	7,545円
254	青森県	〇〇町	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭(筐式4年/電動式5年)	障害者	聴覚・言語障害	3級	音声障害	03 故障・破損	破損により修理不能となったため	同じものの給付	70,100円
255	宮城県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭(筐式4年/電動式5年)	障害者	聴覚・言語障害	2級	音声機能喪失(喉頭全摘例)による音声、言語機能障害	08 その他	機器の操作が困難であったことから、再給付。	前回交付ニューボイスIVIII 今回交付ニューボイスIVII	63,090円
256	宮城県	〇〇町	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭(筐式4年/電動式5年)	障害者	聴覚・言語障害	2級	音声機能喪失(咽頭全摘例)による音声、言語機能(肺炎腫)による呼吸器器変形による両下肢不自由	05 紛失	紛失による	特になし	61,200円

ID	県名	市区町村	種目	品目例等	障害者又は障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
257	茨城県	〇〇町	②自立生活支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	喉頭挿出による音声機能又は言語機能喪失	03 故障・破損	業者へ修理を依頼したところ、修理不能との回答があったため。	変更なし	63,000円
258	茨城県	〇〇村	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	喉頭挿出による音声機能又は言語機能喪失	03 故障・破損	破損のため利用困難と判断したため。	以前と同じもの。	27,009円
259	千葉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	喉頭全挿出による音声機能の喪失	03 故障・破損	紛失し、捜索したが発見できず。日常生活上不可欠のため再交付希望。	全く同等のものを交付	70,100円
260	千葉県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	喉頭挿出による音声機能喪失	06 修理費用高額につき購入	耐用年数まで3か月で使えなくなっため。		72,000円
261	東京都	〇〇区	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉	障害者	内部障害	3級	喉頭挿出による音声機能障害	05 紛失	紛失のため	以前のもと同じ	66,600円
262	兵庫県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	無喉頭 音声・言語機能の喪失	03 故障・破損	破損。	同じ。	70,100円
263	兵庫県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	無喉頭 音声・言語機能の喪失 日内障による視力障害（右光角度、左0.3）	03 故障・破損	破損。	デジタル	70,100円
264	兵庫県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	喉頭挿出による音声機能の喪失	06 修理費用高額につき購入	耐用年数まであと2か月となり、修理で耐えつる状態ではなかったため。	なし	72,203円
265	広島県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉				人工喉頭	03 故障・破損	修理不能		
266	徳島県	〇〇市	②自立生活支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	音声機能喪失	03 故障・破損	耐用年数経過まで、半年を過ぎた時点で、修理が不可能な状況となったため。	以前と同様のもの	63,090円
267	香川県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	疾病	03 故障・破損	修理不能（部品の供給困難）	故障時、修理対応できるもの	63,090円
268	福岡県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	音声機能喪失（無喉頭）	05 紛失	倉庫掃除中に紛失したため	以前のもと同じ	63,090円
269	熊本県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	59 人工喉頭 〈笛式4年/電動式5年〉	障害者	聴覚・言語障害	3級	疾病による音声機能損失	03 故障・破損	何度も修理をしようとしたが修理不能となったため。（4年8か月使用）	以前のもと同じ	63,090円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
270	東京都	〇〇市	聴覚障害者用情報受信装置	61 ファックス (貸与)	障害者	聴覚・言語障害	3級	聴力障害 (3級)	03 故障・破損	ファックスの受信がでなくなってきた。修理依頼したところ型が古く修理不能のため (5年使用)		29,700円
271	三重県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	61 ファックス (貸与)	障害児	聴覚・言語障害	3級	感音性難聴による聴力障害	03 故障・破損	使用していたFAXが故障し修理に出したため修理不能だったため	特になし	31,500円
272	東京都	〇〇区	④情報・意思疎通支援用具	64 その他の情報・意思疎通支援用具	障害者	肢体不自由	1級	四肢機能障害言語機能障害	03 故障・破損	平成15年7月給付のパーソナルコンピュータが故障し、修理不能なため		91,800円
273	石川県	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	64 その他の情報・意思疎通支援用具	障害者	視覚障害	1級	視力障害	03 故障・破損	能登沖地震の際、壊れたため		23,000円
274	大阪府	〇〇市	④情報・意思疎通支援用具	64 その他の情報・意思疎通支援用具	障害者	重複障害	2級	聴覚2音声・言語4	03 故障・破損	修理不能?	前回、北区で給付H11.10.12付決定。今回、H20.1.28付決定	13,041円
275	岩手県	〇〇市	⑤排泄管理支援用具	67 収尿器 (1年)	障害者	肢体不自由	1級	脊髄損傷による両下肢機能障害	03 故障・破損	用具が1年もたないため。	なし。	7,137円
276	岩手県	〇〇市	⑤排泄管理支援用具	67 収尿器 (1年)	障害者	肢体不自由	1級	頸髄損傷による両下肢機能障害	03 故障・破損	用具が1年もたないため。	なし。	7,137円
277	岩手県	〇〇市	⑤排泄管理支援用具	67 収尿器 (1年)	障害者	肢体不自由	1級	頸髄損傷による両下肢機能障害	03 故障・破損	用具が1年もたないため。	なし。	7,137円
278	岩手県	〇〇市	⑤排泄管理支援用具	67 収尿器 (1年)	障害者	肢体不自由	1級	頸髄損傷による両下肢機能障害	03 故障・破損	用具が1年もたないため。	なし。	7,137円
279	岩手県	〇〇市	⑤排泄管理支援用具	67 収尿器 (1年)	障害者	肢体不自由	1級	脊髄損傷による両下肢機能障害	03 故障・破損	用具が1年もたないため。	なし。	7,137円
280	岩手県	〇〇市	⑤排泄管理支援用具	67 収尿器 (1年)	障害者	肢体不自由	2級	疾病による体幹両上下肢機能障害	03 故障・破損	常時収尿器を使用する必要性があり、耐用年数を経過する前に製品が消耗し、使用に耐えかねる状態となったため。		15,862円
281	岩手県	〇〇市	⑤排泄管理支援用具	67 収尿器 (1年)	障害者	肢体不自由	1級	脊髄炎による両下肢機能障害	03 故障・破損	常時収尿器を使用する必要性があり、耐用年数を経過する前に製品が消耗し、使用に耐えかねる状態となったため。		7,880円
282	岩手県	〇〇市	⑤排泄管理支援用具	67 収尿器 (1年)	障害者	肢体不自由	1級	骨折による	03 故障・破損	ホースとタンクのつなぎ部分を落下により破損したため	無	7,560円

ID	県名	市区町村	種 目	品目例等	障害者又は、障害児	障害種別	障害等級	障害名	理由	再給付の理由	以前給付した用具と、今回給付した用具の相違点等	支給額
283	埼玉県	〇〇市	⑤排泄管理支援用具	67 収尿器 <1年>	障害者	肢体不自由	1級	産業災害による 体幹機能障害	08 その他	障害上、なるべく水 害上、なるべく水 分を出さず、尿を 出すこと、指導致 され、使用頻度 が高く、使用頻 度が高い等衛生 面でも使用に耐 えられないため。	以前のものと 同じ	7,700円
284	福岡県	〇〇町	⑤排泄管理支援用具	67 収尿器 <1年>	障害者	肢体不自由	1級	第3胸椎脱臼骨 折脊椎損傷によ る両下肢機能全 廃	03 故障・破損	通常通りに使用し たが、1度使用し ただけで破損し、 業者から製品の 不良による修理 等の対応を受け られなかったため	特になし	7,541円
285	大分県	〇〇市	⑤排泄管理支援用具	67 収尿器 <1年>	障害者	肢体不自由	1級	背髄骨折	03 故障・破損	破損のため	以前のものと 同じ	6,930円
285												

3. 1 貸与方式の導入が望ましいと考えられる「種目」及び「その理由」(全体集計)

1. 貸与方式導入アンケート送付について回答のあった市(区)町村 767 / 1,821 件
(アンケートを送付した全市区町村)

2. 3-1-1 貸与方式導入の要望に関する意見のあった市(区)町村 139 / 767 件
(回答のあった市区町村)

3. 全回答件数 377 件
(理由数 533件)

4. 貸与方式導入の要望のあった種目

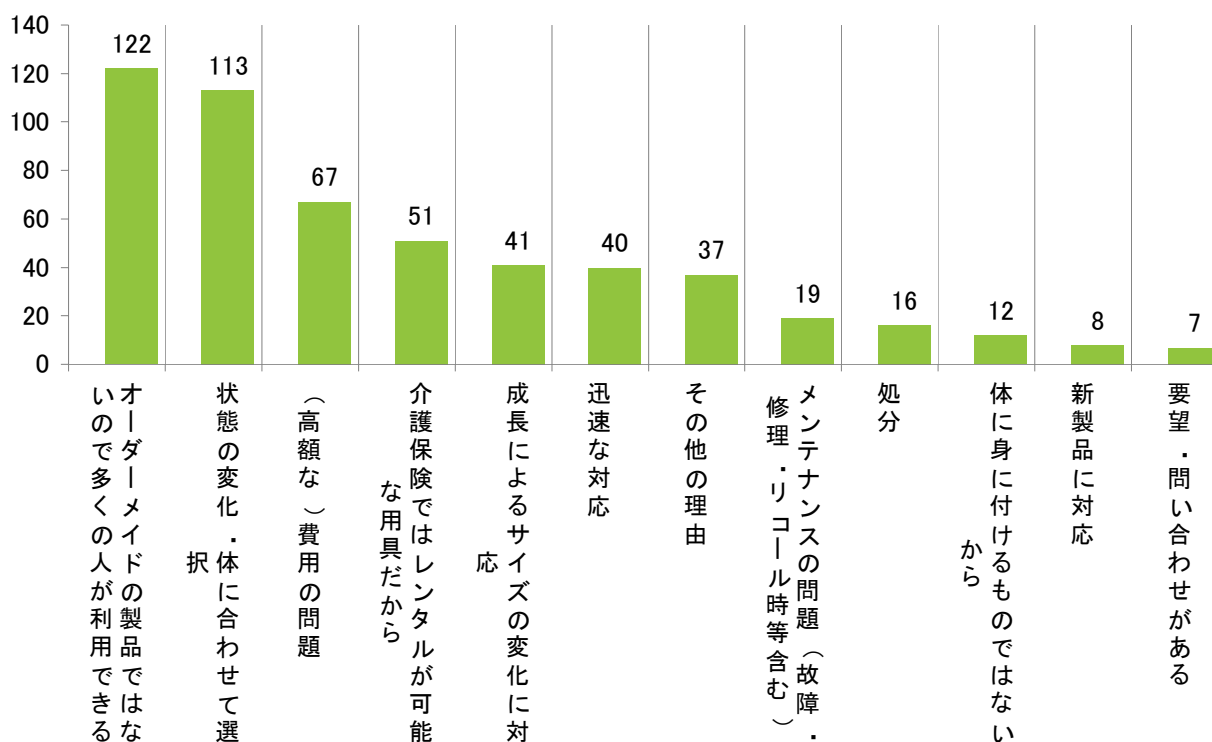
貸与方式導入の要望のあった種目

No.	種目	件数	比率
1	20 特殊寝台	50	14.2%
2	08 車いす	48	13.6%
3	16 重度障害者用意思伝達装置	30	8.5%
4	09 電動車いす	23	6.5%
5	21 特殊マット	22	6.3%
6	25 移動用リフト	22	6.3%
7	12 歩行器	20	5.7%
8	43 電気式たん吸引器	12	3.4%
9	55 視覚障害者用拡大読書器	11	3.1%
10	15 歩行補助つえ	10	2.8%
11	42 ネブライザー(吸入器)	10	2.8%
12	27 訓練用ベッド(児のみ)	8	2.3%
13	33 移動・移乗支援用具	8	2.3%
14	03 座位保持装置	6	1.7%
15	07 補聴器	5	1.4%
16	10 座位保持いす(児のみ)	5	1.4%
17	24 体位変換器	5	1.4%
18	28 その他の介護・訓練支援用具	5	1.4%
19	32 T字状・棒状のつえ	5	1.4%
20	48 携帯用会話補助装置	5	1.4%
21	04 盲人安全つえ	4	1.1%
22	26 訓練いす(児のみ)	4	1.1%
23	39 聴覚障害者用屋内信号装置	4	1.1%
24	44 酸素ボンベ運搬車	4	1.1%
25	47 その他の在宅療養等支援用具	4	1.1%
26	63 点字図書	4	1.1%
27	02 装具	3	0.9%
28	11 起立保持具(児のみ)	3	0.9%
29	35 火災警報機	3	0.9%
30	38 歩行時間延長信号機用小型送信機	3	0.9%
31	54 視覚障害者用活字文書読上げ装置	3	0.9%
32	61 ファックス	3	0.9%
総計		352	100.0%

5. 貸与方式導入の要望に対する理由

貸与方式導入要望の理由

No.	理由	件数	比率
1	オーダーメイドの製品ではないので多くの人が利用できる	122	22.9%
2	状態の変化・体に合わせて選択	113	21.2%
3	(高額な)費用の問題	67	12.6%
4	介護保険ではレンタルが可能な用具だから	51	9.6%
5	成長によるサイズの変化に対応	41	7.7%
6	迅速な対応	40	7.5%
7	その他の理由	37	6.9%
8	メンテナンスの問題(故障・修理・リコール時等含む)	19	3.6%
9	処分	16	3.0%
10	体に身に付けるものではないから	12	2.3%
11	新製品に対応	8	1.5%
12	要望・問い合わせがある	7	1.3%
総計		533	100.0%



3.2 貸与方式の導入が望ましいと考えられる「種目」及び「その理由」(全データ) 種目順

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
2	千葉県	〇〇市	02 装具	上肢装具 (B. F. O)	筋萎縮性側索硬化症の方	進行性の病気のため、使用できる期間が短いケースが多いため
3	和歌山県	〇〇市	02 装具		障害児	児童の成長に伴い、使用年数が短く、1年以内の交付が多いため。
1	埼玉県	〇〇町	02 装具		障害児	障害児は成長によって、頻繁に装具の作り変えを行わなければならないが、貸与方式を導入すれば、高額な装具の作り変えを頻繁に行わずに、自分に合った種類やサイズを選ぶことができる。そのため、より効果的で効率的な支援を実施することが出来る。
8	福島県	〇〇市	03 座位保持装置		児童	新規で交付しても、数年経過すれば、本人の成長により寸法等が変わり、再交付となってしまう、以前の用具は使わなくなってしまう。成長が一定になるまでは、貸与の方がいいのではないかと。
9	熊本県	〇〇市	03 座位保持装置		体幹又は四肢機能の障害により座位を保てない者	オーダーメイドで製作しても、成長に伴い、耐用年数内で製作し直すことが多いため、貸与導入によって、その頻度が少なくなることが考えられる。
7	静岡県	〇〇市	03 座位保持装置		障害児	成長に対応するためある程度の貸与方式が利用できれば、機種の有効利用が図られる。
6	山口県	〇〇市	03 座位保持装置		障害児	成長により用具耐用年数より先に使用不能になるため。
5	山形県	〇〇市	03 座位保持装置		下肢障害をもつ障害児	障害児の成長に合わせて対応年数内に交付しなくてはならない場合があるため
4	愛知県	〇〇市	03 座位保持装置		障害児	体の成長に伴う再交付申請が多く、支給額が高額となるケースがあるため。
11	宮城県	〇〇市	04 盲人安全つえ (2~5年)		視覚障害者	身体に装着又は装用するものではなく、障害者個別に対応して設計・加工される事がそれほどないため。
12	広島県	〇〇町	04 盲人安全つえ (2~5年)			既製品で対応できる場合。
13	石川県	〇〇町	04 盲人安全つえ (2~5年)		視覚障害者	障害の程度が変わっても、補装具の機能自体はあまり変わらず幅広く使えるから。
10	茨城県	〇〇市	04 盲人安全つえ (2~5年)		身体障害者手帳視覚障害で必要と認められる者	障害者の身体状況に個別に対応することが必要な品目ではなく、標準的な既製品で対応できると思われる為。
14	茨城県	〇〇市	07 補聴器 (5年)		聴覚障害	身体状況に合わせたオーダーメイドの必要がなく、給付件数も多い。電池交換や修理頻度も高い為、貸与による方が早期対応として望ましい。(本体部分のみ(イヤーマールド部分及び耳あな型が必要とされる場合は現行制度と同様に交付で対応))
17	新潟県	〇〇市	07 補聴器 (5年)		身体障害者手帳を聴覚に障害があるという内容で交付を受けている高齢者(65歳以上)	交付(支給)実績の内容を見ると、先天性や疾病による難聴者やよりも、老人性の難聴者が多いように感じる(身体障害者手帳の認定も含め。これは、そもそも「障害」とは区別するべきものではないかとも思うが)。このことから聴覚に障害のある人のうち、高齢者については、介護保険と同様に貸与方式を導入することが望ましいのではと考える。
18	奈良県	〇〇町	07 補聴器 (5年)		聴覚障害者	精密機械であるため、メンテナンス必須である。それを業者が行うことが適切であると考えられるから。
15	茨城県	〇〇町	07 補聴器 (5年)		給付適当とされる人	ポケット型ならば回収して、イヤーマールドを交換して再利用も可能と思う。
16	宮城県	〇〇町	07 補聴器 (5年)		全般	購入前のお試し期間と補装具作成期間中で、業者からリースしている人がいる。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
55	大阪府	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		下肢障害	介護でのリース商品のようにすれば、故障があった場合でも修理における本人の負担は軽減される。また、車いすが不要になった場合も、貸与なら返却できる。オーダー式でなければ、普遍性もある。
66	熊本県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		下肢障害又は体幹障害1～2級の者	オーダーメイドで製作しても、耐用年数内で製作し直すことが多々あるため、貸与導入によって、その頻度が少なくなることを考えられる。
44	山形県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉	レディメイド(手押し型車いす)	下肢機能障害の者	障害程度の変化に応じて適切な用具が選択できる。
45	山形県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		重度障がい者等	介護保険に準じる形で。(レディメイドに限る)
46	山口県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		障害児	成長により用具耐用年数より先に使用不能になるため。
48	山梨県	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		身体障害者	作成には、費用・時間がかかるため、直ぐ欲しい方や普通の車椅子でよい方には、リースでよいのではないかと。
50	秋田県	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		肢体不自由者・児	メンテナンス等が簡単で状態がいいため
51	神奈川県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉	レディメイド(手押し型車いす)	下肢・体幹機能障害2級以上	貸与にすると、体型等の変化などに容易に対応できる。また、介護保険の貸与品目であり、貸与可能と思われる。
52	静岡県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		障害児	成長に対応するためある程度の貸与方式が利用できれば、機種の有効利用が図られる。
53	千葉県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		肢体不自由児	児童は成長が早く、身体機能の変化もあるため(レディメイドに近いタイプのもので良い場合)
54	大阪府	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		歩行に著しい障害を有する者(肢体不自由機能障害や内部機能障害など)	既製品(オーダーメイドを除く)については貸与方式を導入すれば、壊れたときに代わりの物を貸与することで、修理をする必要がなくなります。また、介護保険の貸与制度の対象外となる施設入所者についても、補装具による貸与方式を導入することで、介護保険と貸与制度と同様のサービスが受けられるようになります。
56	大分県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		障害児	成長期に5年間同じサイズの車いすは体に負担を生じる。貸与方式にして耐用年数を失くすと、成長に合わせて車いすを変えることができる。
57	長野県	〇〇町	08 車いす 〈5年〉			既製品であれば貸与での対応も可能であると思われるため。
58	東京都	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		車いすレンタルを希望する障害者	既製品の車いすを貸与方式にすることで、利用者のニーズにあったサービスが可能になると考えられる。
59	東京都	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		下肢機能障害者で、身体の変形等、特殊な状況の見られない人	身体に合わせたオーダーメイドの必要がなく、普通型(レディメイド)、手押し型車いすの支給で間に合う人なら、汎用性があるため、貸与方式の導入がしやすい。
60	奈良県	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		肢体不自由者	体の状態に合わせて貸与したほうが、頻繁に作り直すよりもコストを削減できると考えるから。
61	福岡県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		レディメイドで対応可能な障害児・者	介護保険制度では貸与で対応できているため
62	福岡県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		下肢機能障害	介護保険及び補装具費支給対象外の下肢機能障害を有し、車いすを必要とする者に対し貸与を可能とする。
63	福島県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		児童	新規で交付しても、数年経過すれば、本人の成長により寸法等が変わり、再交付となってしまう、以前の用具は使わなくなってしまう。成長が一定になるまでは、貸与の方がいいのではないかと。
43	山形県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		下肢機能障害の者	障害程度の変化に応じて適切な用具が選択できる。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
65	和歌山県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		肢体不自由者	貸与方式が導入されれば、利用者の施設入所などで不要になった場合、他の人が再使用することができる。
47	山口県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		身体障害者手帳をおもちで介護保険制度による貸与ができない重度障害者。	レディメイドのものであれば貸与のほうが効率的であるため。
64	北海道	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		歩行困難な方	普通型に限るが、普通型の利用が可能な障がいをお持ちの方がレンタルのほうが利用者負担が少なく済むならレンタルのほうが良いと思う。
27	岩手県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		肢体不自由	レディメイドに限られるが、貸与方式を導入することにより費用が抑えられる。対象者が使用できなくなった場合に違う者へ利用できるため。
49	鹿児島県	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		肢体不自由者	使用頻度が多く、修理の回数が多いため。
42	埼玉県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		下肢	貸与でも種類が豊富。貸与を導入したとしても、給付による支援は必要。(本人の状態に合わせてオーダーメイドする必要がある対象者もいるため)
20	愛知県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		身体障害者	交付対象者の範囲が狭いので、貸与方式に替えて対象者の範囲を広くしたい。
21	愛媛県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		障害児	・成長に伴う買い替えや修理に莫大な費用を要するため・新たに再交付の時の手続きが必要となるため
22	茨城県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		病気や怪我で一時的に必要となった方。一時的な社会参加が必要になった方。	病気や怪我などで一時的に必要となった場合や、一時的な社会的参加に伴う短期的な使用に対応することができる。
23	茨城県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		下肢・体幹機能障害	身体状況に合わせたオーダーメイドの必要が薄く、給付件数も多い。モジュラー型の普及により比較的既製品での対応も可能である。修理頻度も高い為、貸与による方が早期対応として望ましい。(レディメイドのみで、オーダーメイドが必要とされる場合は現行制度と同様に交付で対応)
24	茨城県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		下肢または体幹機能障害が2級以上の者	レディメイドに関しては介護保険で貸与となっているため貸与方式が望ましいと思う。
26	沖縄県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		下肢障がい等で歩行による移動が困難な方。	レディメイドの車椅子であれば、再交付の時に、再交付される車椅子が届くまでの期間や、修理中ので車いすがない間の理由により、短期的に必要な方に利用できるのではないかとと思われる。
28	宮崎県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		下肢・体幹機能障害がある方で、レディメイド車椅子の利用が考えられる方	体型が大きく変化したとき、車椅子の型が変化したときなどの対応が可能であるから。
29	宮城県	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		肢体不自由	レディメイドで十分な者であれば貸与で十分である。また、介護保険でも貸与としている。
30	宮城県	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		進行性の障害の方及び成長期の児童等。	体調の変化等に合わせた商品の利用ができる。
31	群馬県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		下肢機能障害	進行性の疾病等の場合、状態が変わる(悪化する)ことも考えられ、貸与を選択した方が、その状態に合わせて用具を使うことができるため、本人(介護者)にとっても有効であるケースがある。 ※本人の体格等により、その用具が適合しない場合があるが。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
39	埼玉県	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		障害児	障害児は成長によって、頻繁に車いすの作り変えを行わなければならないが、貸与方式を導入すれば、高額な車いすの作り変えを頻繁に行わずに、自分に合った種類やサイズを選ぶことができる。そのため、より効果的で効率的な支援を実施することが出来る。
41	埼玉県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		下肢の障害児	耐用年数内に、成長に伴ってサイズが合わなくなることが想定されるため。修理することにより、別のケースが再利用可能な場合もあると思われる。
25	茨城県	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		給付適当とされる人	死亡等により使わなくなった場合は回収して活用の余地が十分にあると考えられる。修理が必要なものは修理して。
40	埼玉県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		下肢機能障害、体幹機能障害、内部障害により、歩行ができないか、または実用的に歩行することが困難なもの。	介護保険ではレンタルで対応となっているため。（レディメイド対象者のみ）
32	広島県	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		歩行障害があり装具等他の補装具によっても移動が困難な方で常時車いすを必要としない方。	歩行障害等がある方が、長時間移動しなければならない時に車いすが利用できれば、常時必要のない方でも短期間のみの利用が可能になる。
38	埼玉県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		両下肢機能に障害のある方など歩行困難な身体障害者であって、既製品の車いすの利用が可能な方	既製品の車いすで用が足りる利用者も多く、貸与方式を導入することにより、一つの貸与用の車いすを介護保険制度と障害者施策の両方で利用することが可能となる。また、介護保険制度のような貸与方式以外にも、気軽に長期間無料で貸与を受けることができる方式もあると良い。
19	愛知県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		障害児	体の成長に伴う再交付申請が多く、支給額が高額となるケースがあるため。
37	高知県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		身体障害者・児	介護保険制度でも貸与しているので既製品については貸与で対応可能ではないか。
33	広島県	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		軽度の身体障害者	既製品で対応できる場合。
36	高知県	〇〇町	08 車いす 〈5年〉		歩行困難な者	オーダーメイド以外であれば、給付するよりも必要な期間貸与する方が経費削減できると思われる。
35	広島県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		肢体不自由者	オーダーメイドが必要な物は除き、レディメイドで対応できるのであれば、緊急的対応時に迅速に対応が可能である他、介護保険への移行が近い人などは貸与で対応した方が障害福祉の給付を減らせる。
34	広島県	〇〇市	08 車いす 〈5年〉		歩行が不可能な方	レディメイドの種類やモジュラー式の機種も多く、初めて車いすを使用する場合など、生活の中でゆっくり機種・機能を選択できる。
80	千葉県	〇〇市	09 電動車いす 〈6年〉		下肢又は体幹機能に重度の障害があり、他の方法により移動することができない方。	定期的なメンテナンスが好ましいため。また、廃棄が難しいため。
81	大阪府	〇〇市	09 電動車いす 〈6年〉		歩行に著しい障害を有する者（肢体不自由機能障害や内部機能障害など）	既製品（オーダーメイドを除く）については貸与方式を導入したい。壊れたときに、代わりの物を貸与することで、修理をする必要がなくなります。また、修理に出している間に代車を用意せざるを得なくなるといった問題点が解消されます。
82	大阪府	〇〇市	09 電動車いす 〈6年〉		肢体不自由者（児）・重度の内部障害者（児）	高額であり、修理中の貸し出しが難しいケースが多いため、貸与することにより対象者が使いやすくなり、対象者の枠も広くなると思われる。また児童に関しては成長過程に合わせて利用できるため、対象者の負担も少なく、短期間の利用という対応も可能になる。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
83	長野県	〇〇町	09 電動車いす <6年>			既製品であれば貸与での対応も可能であると思われるため。
84	東京都	〇〇市	09 電動車いす <6年>		障害児	児童は短期間で著しい身体の成長があるため、身体に合わなくなり再交付するという場合がある。電動車いすは非常に高価なものであり、調整等も可能なものであることから、貸与式にすることによって一定の財政的な効果が見込める。
88	北海道	〇〇町	09 電動車いす <6年>		下肢、体幹障害者(児)	主に外出で使用する場合、北海道では冬期の使用が不可能であり、使用期間が短い割りに購入費用が高価であることから貸与も検討しやすいのではないかと。
86	福島県	〇〇市	09 電動車いす <6年>		児童	新規で交付しても、数年経過すれば、本人の成長により寸法等が変わり、再交付となってしまう、以前の用具は使わなくなってしまう。成長が一定になるまでは、貸与の方がいいのではないかと。
89	熊本県	〇〇市	09 電動車いす <6年>		上肢障害を持ち、車いすの自走が困難な者(学齢児以上)	オーダーメイドで製作しても、耐用年数内で製作し直すことが多々あるため、貸与導入によって、その頻度が少なくなることが考えられる。
87	兵庫県	〇〇市	09 電動車いす <6年>		補装具として電動車いすの給付の受けられない、肢体障害者。	移動支援ガイドヘルパーに依存しない、自由な外出の実現。電動車いすの給付要件がたかい。給付の受けられない、障害者は、社会参加できないでいるものもいる。
68	茨城県	〇〇市	09 電動車いす <6年>		下肢・体幹機能障害	身体状況に合わせたオーダーメイドの必要が薄く、給付件数も多い。モジュラー型の普及により比較的既製品での対応も可能である。修理頻度も高い為、貸与による方が早期対応として望ましい。(レディメイドのみで、オーダーメイドが必要とされる場合は現行制度と同様に交付で対応)
79	秋田県	〇〇町	09 電動車いす <6年>		肢体不自由者・児	メンテナンス等が簡単で状態がいいため
85	東京都	〇〇市	09 電動車いす <6年>		下肢機能障害者で、身体の変形等、特殊な状況の見られない人	身体に合わせたオーダーメイドの必要がない人なら、汎用性があるため、貸与方式の導入がしやすい。
71	宮城県	〇〇町	09 電動車いす <6年>		肢体不自由	レディメイドで十分な者であれば貸与で十分である。また、介護保険でも貸与としている。身体の状況に合わせる必要がある。操作説明の必要がある。
70	宮崎県	〇〇市	09 電動車いす <6年>			体型が大きく変化したとき、車椅子の型が変化したときなどの対応が可能であるから。
69	沖縄県	〇〇市	09 電動車いす <6年>		下肢障がい等で歩行による移動が困難な方。	レディメイドの車椅子であれば、再交付の時に、再交付される車椅子が届くまでの期間や、修理中などで車いすがない間の理由により、短期的に必要な方に利用できるのではないかとと思われる。
78	山口県	〇〇市	09 電動車いす <6年>		障害児	成長により用具耐用年数より先に使用不能になるため。
72	広島県	〇〇町	09 電動車いす <6年>		軽度の身体障害者	既製品で対応できる場合。
73	広島県	〇〇市	09 電動車いす <6年>		歩行が不可能な方で、車いすの駆動が不可能な方	初めて電動車いすを使用する場合など、生活の中でゆっくり機種・機能を選択できる。
74	広島県	〇〇市	09 電動車いす <6年>		肢体不自由者	オーダーメイドが必要な物は除き、レディメイドで対応できるのであれば、緊急の対応時に迅速に対応が可能である。他、介護保険への移行が近い人などは貸与で対応した方が障害福祉の給付を減らせる。
75	高知県	〇〇市	09 電動車いす <6年>		身体障害者・児	介護保険制度でも貸与しているので既製品については貸与で対応可能ではないかと。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
76	埼玉県	〇〇市	09 電動車いす <6年>		重度の下肢機能障害者であって電動車いすによらなければ歩行機能を代替できないもの、呼吸器、心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受けるもの	介護保険ではレンタルで対応となっているため。(レディメイド対象者のみ)
77	山形県	〇〇市	09 電動車いす <6年>		下肢機能障害の者	障害程度の変化に応じて適切な用具が選択できる。
67	愛知県	〇〇市	09 電動車いす <6年>		身体障害者	交付対象者の範囲が狭いので、貸与方式に替えて対象者の範囲を広くしたい。
90	愛媛県	〇〇町	10 座位保持いす(児のみ) <3年>		障害児	貸与であれば対象障害児の成長や環境に合わせて用具の変更ができる。
91	愛媛県	〇〇市	10 座位保持いす(児のみ) <3年>		障害児	・成長に伴う買い替えや修理に莫大な費用を要するため・新たに再交付の時の手続きが必要となるため
92	茨城県	〇〇市	10 座位保持いす(児のみ) <3年>		身体障害児	土浦市では障害児のカーシートについて座位保持いすに当てはめ支給しているが、成長に伴って使用しなくなること、クッション等で調整すれば、ある程度の使い回しが利くのではないかとするため貸与方式が望ましいと思う。
93	宮崎県	〇〇町	10 座位保持いす(児のみ) <3年>		障がい児	座位保持の困難な児童について、身体の発達に伴い、多数の座位保持いすを購入しなければならないため、貸与方式にすることで使わなくなった(小さくなった)座位保持いすが無駄にならないことが想定される。
94	山形県	〇〇町	10 座位保持いす(児のみ) <3年>		障害児	身体的な成長もあり、比較的使用が短期間になるケースが多く、新しいものに買い換えなければならないことも考えれば、貸与が望ましい
97	兵庫県	〇〇市	11 起立保持具(児のみ) <3年>		立位保持訓練の必要な児童	比較的短期間の利用が多いようで、処分に困るという話を聞いてことがある。成長に合わせて、適宜作り替えが必要で、コストがかかる。個人に合わせて作成したら、ほかの人は使えないという物ではない。
95	愛媛県	〇〇町	11 起立保持具(児のみ) <3年>		障害児	貸与であれば対象障害児の成長や環境に合わせて用具の変更ができる。
96	山形県	〇〇町	11 起立保持具(児のみ) <3年>		障害児	身体的な成長もあり、比較的使用が短期間になるケースが多く、新しいものに買い換えなければならないことも考えれば、貸与が望ましい
108	神奈川県	〇〇市	12 歩行器 <5年>		下肢障害	介護保険での貸与品目であり、特殊なもの以外は、貸与可能と思われる。
117	北海道	〇〇町	12 歩行器 <5年>		歩行困難な方	レンタルのほうが利用者負担が少なく済むならレンタルのほうが良いと思う。
116	福岡県	〇〇市	12 歩行器 <5年>		児童	使用可能な状態にも関わらず、成長に伴いサイズ不適合となり耐用年数内に再交付となるケースがあるため。
115	福岡県	〇〇市	12 歩行器 <5年>		下肢麻痺や下肢筋力低下等のため歩行が不安定な障害児・者	介護保険制度では貸与で対応できているため
114	福岡県	〇〇市	12 歩行器 <5年>			特に身体状況に合わせてオーダーメイドする必要がなく、また、障害状況に合わせて一時的な使用を望む利用者も多い。修理申請が少ないことから耐久性も高く貸与方式に耐えうると思われる。
113	福井県	〇〇市	12 歩行器 <5年>		下肢に障害のあり、自立歩行に支障がある者	・個別対応の必要性が低い。既成品であり貸与でも対応可能と思われる。・歩行訓練の目的もあるため、自立歩行ができれば、使用頻度は少なくなると思われる。
112	東京都	〇〇区	12 歩行器 <5年>		歩行不能の児童	(ハートウォーカー)高価のだけが背が伸びてすぐに使用ができなくなる可能性があるため

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
111	東京都	〇〇区	12 歩行器 〈5年〉		肢体不自由	種類が豊富なため、障害状況の変化に応じて身体にあったものを貸与することが望ましい。
109	千葉県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉		児童	発達や成長によりサイズやタイプの変更、必要性の有無が変化するため。
102	広島県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉		歩行に歩行器が必要な方	ほとんどが既製品でその種類も多い。
98	愛知県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉		障害児	発育過程における歩行訓練や骨・筋肉の萎縮予防を目的に交付する場面があるが、使用時期は一定期間（短期間）に限られる場合が多いため。
99	茨城県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉		下肢・体幹機能障害	身体状況に合わせたオーダーメイドの必要がない為、貸与による方が早期対応として望ましい。
110	長野県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉		下肢や体幹に障害がある障害者（児）	歩行器については、オーダーメイドで製作するよりも、既製品を購入する対象者が多いため。又介護保険制度において、65歳以上の方は、貸与で利用していることを考慮すると、障害者についても貸与で対応することは可能であると考えられる。
101	広島県	〇〇町	12 歩行器 〈5年〉		軽度の身体障害者	既製品で対応できる場合。
107	滋賀県	〇〇町	12 歩行器 〈5年〉		肢体不自由者	進行性の疾患の場合、歩行器や歩行補助杖を使用する期間が短期間になる場合がある。状況により貸与も選択できればよいと思う。
103	広島県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉		肢体不自由者	オーダーメイドが必要な物は除き、レディメイドで対応できるのであれば、緊急の対応時に迅速に対応が可能である他、介護保険への移行が近い人などは貸与で対応した方が障害福祉の給付を減らせる。
104	高知県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉		身体障害者・児	現在、様々な種類の歩行器があり、身体の成長や、変化に対応して利用できる。また、介護保険制度でも貸与方式導入。
105	埼玉県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉		歩行困難な身体障害者児者であって、歩行訓練が必要な方	訓練用として使用している場合も多く、使用期間も短く、最終的には学校、施設等に寄付されていることが多いため。
106	埼玉県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉		歩行する際に歩行器が必要なもの	介護保険ではレンタルで対応となっているため
100	茨城県	〇〇市	12 歩行器 〈5年〉		歩行が困難な者	介護保険で貸与となっているため貸与方式が望ましいと思う。
124	広島県	〇〇町	15 歩行補助つえ 〈4年〉		軽度の身体障害者	既製品で対応できる場合。
127	和歌山県	〇〇市	15 歩行補助つえ 〈4年〉		肢体不自由者	貸与方式が導入されれば、利用者の施設入所などで不要になった場合、他の人が再使用することができる。
126	滋賀県	〇〇町	15 歩行補助つえ 〈4年〉		肢体不自由者	介護保険制度でも貸与が選択できるため。状況により購入と貸与が選択できた方がよいと思う。
118	茨城県	〇〇市	15 歩行補助つえ 〈4年〉		病気や怪我で一時的に必要となった方。一時的な社会参加が必要となった方。	病気や怪我などで一時的に必要となった場合や、一時的な社会的参加に伴う短期的な使用に対応することができる。
125	広島県	〇〇市	15 歩行補助つえ 〈4年〉		歩行に歩行補助つえが必要な方	ほとんどが既製品でその種類も多い。
122	岩手県	〇〇市	15 歩行補助つえ 〈4年〉		肢体不自由	微調整が可能であり、対象者それぞれの状態に合った形で使用できることから貸与方式の導入が望ましいと思われる。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
121	沖縄県	〇〇村	15 歩行補助つえ (4年)		つえの使用により歩行が補完される者	松葉杖等 本人の身体に特に合わせて作る必要がないもの。医療機関でも短期的な貸出はあるものの、長期(1年や2年)の貸出がないため、結局購入となってしまう。購入後は使用しないケースが多く、処分に困ると思われる。貸与があれば、効率が良いのではないかと思います。
119	茨城県	〇〇市	15 歩行補助つえ (4年)		下肢・体幹機能障害	身体状況に合わせたオーダーメイドの必要がなく、また、盲人安全杖と異なり利用対象者も多く見込まれる、貸与による方が早期対応として望ましい。
123	宮城県	〇〇市	15 歩行補助つえ (4年)		下肢不自由者等	身体に装着又は装用するものではなく、障害者個別に対応して設計・加工される事がそれほどないため。
120	茨城県	〇〇市	15 歩行補助つえ (4年)		身体障害者手帳視覚障害で必要と認められる者	障害者の身体状況に個別に対応することが必要な品目ではなく、標準的な既製品で対応できると思われる。
153	東京都	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		肢体不自由者	高額であり、又進行性の疾患により必要になるケースが多いので、疾患の進行に合わせたものが必要になる。レンタルで細かい対応が望ましいと考えます。
144	石川県	〇〇町	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		重度障害者	比較的、需要・用具の種類が少なく、高価であることから。
145	千葉県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)			
146	千葉県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		筋萎縮性側索硬化症の方	進行性の病気のため、使用できる期間が短いケースや、スイッチの変更が必要となるケースがあるため(パソコン本体だけでもレンタルになれば)
147	大分県	〇〇村	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		重度の両上肢及び音声・言語機能障害がい者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な方。	ALSの方で、最終的に意思の疎通がこの用具を遣わないとできなくなった場合、給付を受けようと思ってから受けれるまでの間に、判定等の時間がかかり、給付を受けても使用する年数は亡くなるまでの期間短い場合が多いが、高額であるため。
148	長野県	〇〇町	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)			高額であるため。
149	長野県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		筋萎縮性側索硬化症(ALS)などの上下肢の機能障害に加え、言語機能障害がある障害者	障害の特性上進行の度合いが早い方も多く、給付の手続きに時間がかかっている間に、相談時には使えていた体の機能が衰え、スイッチを押せなくなるなどの状況が生じてしまい、結局給付されてもほとんど使わなかった、という話も聞いている。給付までの時間を短縮するため、貸与で本体を貸し出し、付属品についてのみ補装具費支給制度で支給する方法が考えられると思われる。
150	島根県	〇〇町	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		身体障害者	進行性筋萎縮症患者が安心して利用できるように、貸与方式がよいと考えている。
152	東京都	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		必要と認められた者	本人が使うセンサーを交換すれば再利用が可能であると考えられる。パソコンの部分は比較的汎用性が高いと思われる。
154	徳島県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		両上下肢及び音声言語機能に重度の障害を持つもの。	対象者の急激の症状の変化に対応できる(スイッチ)。購入するにはかなりの高額であり、かつ、使用期間が比較的短い。
155	栃木県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		ALS等の難病患者	進行性の病気であるため、本装置を支給しても短期間で使用できなくなってしまうことがある。症状の進行具合によっては、スイッチを使用できなくなることから、状態に合わせてその都度支給しなければならないため。
156	福井県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		上下肢・言語に重度の障害があり、意思疎通に支障がある者	・進行性の障害の方が多く、状態の変化があるため、その時々に合わせて用具(機能)を要するため。・新商品に対応できる。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
157	東京都	〇〇区	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		重度の両上肢及び音声・言語機能障害で、意思の伝達が困難な者	A L S等進行性疾患による障害の場合、障害の重度化のため入力装置等を短期間で変更する必要が生じる。
141	滋賀県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		A L S患者等	高価であるうえ使用できる期間が短いことが多い。操作訓練等の試用期間から貸与することで給付よりも効率的と思われる。
151	東京都	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		言語、肢体不自由など声や手足で意思を伝達することが困難な者	必要がなくなった時の処分に困るという利用者の為、貸与方式にすることで利用者・行政ともに無駄なくサービスを提供することが可能になると考えられる。
133	宮城県	〇〇町	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		進行性の障害の方及び成長期の児童等。	体調の変化等に合わせた商品の利用ができる。
142	鹿児島県	〇〇町	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)			金額が高額なため
143	神奈川県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、意志伝達装置によらなければ意志の伝達が困難なもの。	現状においては、高価なものでありリース式の対応が可能であれば修理等の心配も軽減可能と思われる。また、進行性の身体機能についても随時合わせて変更していくことが可能と思われる。
129	茨城県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		両上肢機能障害1級かつ両下肢機能障害1級かつ言語機能障害3級	高額であり、支給決定しても対象者が利用できないケースが多いと思われるため。
130	宮崎県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)			病状の進行等で入力方式に変更が出てきた場合など、レンタルであれば交換等が可能である。
132	宮城県	〇〇町	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		パーキンソン等神経系統の異常による筋力低下者等	まだ給付はないが高価なものなので貸与として経費削減したいところである。
128	愛媛県	〇〇町	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		A L S患者等	購入しても訓練しなければ使用できない、使用していても病気の進行により使用できなくなることもある。装置自体が特に金額が大きいので、購入よりも貸与というかたちをとった方が効果的に思う。
134	京都府	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者	装置本体が高価。しかし、長期間使用されるケースが少ない。
135	熊本県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)			使用の頻度等にもよるが簡単に壊れるものでもなく、使用されている人の身体状況によっては進行により使用ができなくなる事があると予想される。また、死亡後においては健常者が使用するものではない為貸与方式の導入が望ましいと思われる。
136	群馬県	〇〇町	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		A L S等	進行性の病状の方に合わせた、機器に替えることができる
137	広島県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		発語、書字のいずれが又はいずれも不可能な方	機種変更が容易でないために、使いはじめから多機能機種を希望する場合がある。疾患によっては機能障害の変化が比較的短期間であり、入力装置やその固定具などの変更が必要となる場合がある。
138	広島県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者	最重度障害者を対象とするため、支給後対象者の状態が変わることもあり、高価格の割に有効活用できているとは言い難いため
139	高知県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		重度の身体障害者・児	特に身体状況に適したものを作成するわけではない(本体)ので貸与で対応できると思われる。
140	埼玉県	〇〇市	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		重度の両上下肢及び音声・言語障害者等	電子機器であることや高額なものであるため。
131	宮城県	〇〇町	16 重度障害者用意思伝達装置 (5年)		全般	高額なので、折角交付したとしても、実際利用しない方もいるので、操作や利用の頻度など一定期間利用してみることが必要と思われるので。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
180	滋賀県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢または体幹もしくは移動機能障害に障害を有し、2級以上の障害者	介護保険の福祉用具のレンタルできるもののため。障害福祉サービスでのオーダーメイド以外で介護保険のレンタルと合致する給付項目であれば、貸与は問題ないと考えられる。
176	埼玉県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢又は体幹1・2級	一時退院の時の利用。大きい用具のため、必要なくなった時の対処がしやすく、有効利用ができる。
177	山形県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		重度の肢体不自由の者	障害の程度に応じて幅広い商品の中から適当なものを選択できる。
178	山梨県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢または体幹機能障害2級以上の障害者	入退院を繰り返す場合等、必要な時だけ利用できればありがたい、という要望がありました。
179	滋賀県	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)		肢体不自由者他	介護保険制度でも貸与が選択できるため。状況により購入と貸与が選択できた方がよいと思う。
175	埼玉県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		身体障害者手帳1級又は2級の下肢、体幹機能障害のあるもの	介護保険ではレンタルで対応となっているため
181	鹿児島県	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)		下肢、体幹の機能障害を持つ方	在宅から施設に入所するまでの使用期間が短い場合がある。
182	秋田県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		施設入所待機者	待機期間に差はあるが、その期間だけの提供ができる。
183	神奈川県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢または体幹機能障害2級以上	利用者の長期入院や死亡などで、必要でなくなった場合の処分に苦慮するケースがあるため。また、介護保険での貸与品目であり、貸与可能と思われる。
184	青森県	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)		下肢機能障害 体幹機能障害	施設に入所する等のケースが多々あり、施設入所により不要になることがあるので、貸与方式が望ましいのでは。
174	埼玉県	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)		下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	・障害者等の金銭的な負担が大きい。 ・耐用年数があるため、身体状況が変化してもすぐに給付することができない。
186	千葉県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		電動ベッド希望者	現在の基準額では、電動ベッドを購入する際、1割負担以外に多く自己負担が出てしまうため。
165	宮城県	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)		肢体不自由	介護保険でもベッドは貸与としている。
189	大阪府	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級と記載されている者	介護保険でレンタルされているため。
185	静岡県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		H18年厚労省第529号の者	市民から問い合わせがある。購入ベッドが助成額よりも大幅に超過していることが多い。貸与の方が安価であり、なおかつメンテナンスもしてもらえるなど特典があればそのほうが良い。
164	岩手県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢又は体幹機能障害2級以上の者	購入金額と耐用年数から貸与のほうが、利用者負担が低額になる場合もあると思われる。
188	大阪府	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢または体幹機能障害を有する者	身体状況または障害状況の変化にあわせて、対応する商品を変更できるようにすれば、買い換えによる負担を軽くすることが期待できる。また、使用済みの電動ベッドを処分するときの費用問題や環境問題を解決することができると思われる。
158	愛知県	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)		下肢又は体幹機能障害2級以上	耐用年数が長く、その間に容態などが変わり利用内容を変更したい場合もあると考えられるため。
159	茨城県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢・体幹機能障害	身体状況に合わせたオーダーメイドの必要がなく、かつ、予想給付希望者も多い。大型の為修理不能時等廃棄の際にも問題があり、また、比較的新商品の出も早い為、貸与が望ましい。
160	茨城県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		肢体不自由者	購入すると高額である。また、身体的状況によって個人に合わせて作るものではないため。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
161	茨城県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害者	介護保険で貸与となっているため貸与方式が望ましいと思う。
167	群馬県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢又は体幹機能障害2級以上(寝返りや起き上がりが困難な者に限る)	購入するには高額である。定期的なメンテナンスが可能である。トラブル発生時に交換等の対応が可能である。
163	岩手県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		肢体不自由	対象者が使用できなくなった場合など、そのまま利用されなくなることが多いことから、貸与方式にすることにより、費用を抑えられる。
173	埼玉県	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)		下肢又は体幹に障害がある方	その方の状態に合わせた用具を貸与できる。
166	宮城県	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)		進行性の障害の方等。	体調の変化等に合わせた商品の利用ができる。
168	群馬県	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)		起き上がり困難状態の方等	その時々々の身体状態に合わせた機能がある用具に利用できる
169	群馬県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢又は体幹機能障害2級以上(寝返りや起き上がりが困難な者)	進行性の疾病等の場合、状態が変わる(悪化する)ことも考えられ、貸与を選択した方が、その状態に合わせて用具を使うことができるため、本人(介護者)にとっても有効であるケースがある。 ※本人の体格等により、その用具が適合しない場合があるが。
170	広島県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		肢体不自由者	オーダーマイドが必要な物は除き、レディメイドで対応できるのであれば、緊急的に対応時に迅速に対応が可能である 他、介護保険への移行が近い人などは貸与で対応した方が障害福祉の給付を減らせる。
171	高知県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		学齢児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者・児	介護保険制度でも貸与方式導入。
172	埼玉県	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)		下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	耐用年数の8年の間に利用者及び介護者の身体状況が変化する場合、貸与の方が身体状況に応じて、様々なベッドを利用できる。
162	沖縄県	〇〇村	20 特殊寝台 (8年)		下肢、体幹幹機能障害2級以上	手術後等で一時的に必要であったり、以前より状態が悪化して他の商品が使用したいという時に利用できれば、いいかと思えます。
203	兵庫県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		重度肢体不自由	高額な用具である。また、介護保険で市場が確立されている。廃棄処理が困難である。
187	千葉県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢又は体幹機能に重度の障害があり、介護を要する方。	現在購入されるものは電動式が殆どだが、耐用年数のうちでモーターの不具合や、操作部分の接触不良など不具合が発生する可能性が高いが、修理業者が見つからない、修理に時間と費用がかかるなどの問題がある。また、リコール発生時の対応がとりやすい。
207	熊本県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢又は体幹機能障害2級以上	対象者の中には、費用の面から、レンタルや中古を希望者がいるため。また、購入の費用が高額であるため。
206	和歌山県	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)		常時介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の者	種類が多く、購入単価が高い種目であるが、事前に貸与することで本人様は実際に商品を利用した後に最も自分に適した商品を選択することが可能になる。また、状態が変化する場合については、その時々々の体調の変化に合わせた商品を利用することが可能になる。
204	北海道	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)			高額であること。ひとたび使用されなくなった後は、粗大ゴミとなる可能性が高く、費用対効果が低い。
202	福島県	〇〇市	20 特殊寝台 (8年)		下肢または体幹機能障害者	退院後などの機能回復により長期間は必要としない場合がある。
201	福岡県	〇〇町	20 特殊寝台 (8年)		(65歳以上の) 下肢又は体幹機能障害2級以上	介護保険に該当した場合にスムーズに引き継ぎが出来る

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
200	福岡県	〇〇市	20 特殊寝台 <8年>		下肢又は体幹機能障害2級以上で日常的に起き上がりや寝返りが困難な身体障害児・者	介護保険制度では貸与で対応できているため
199	富山県	〇〇町	20 特殊寝台 <8年>		障害者	現在のベッド機能面を考慮すると利用者側にはあまり問題がないと思われる
191	島根県	〇〇町	20 特殊寝台 <8年>		18歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上	体調の変化に合わせた商品が利用できる。
205	和歌山県	〇〇市	20 特殊寝台 <8年>		肢体不自由者	貸与方式が導入されれば、利用者の施設入所などで不要になった場合、他の人が再使用することができる。
190	長野県	〇〇町	20 特殊寝台 <8年>			
198	東京都	〇〇区	20 特殊寝台 <8年>		下肢または体幹機能障害1・2級	耐用年数の8年を待たずにベッドマットがへたってしまうので新しいものが欲しいという要望がある。現在はマットだけの支給はできないが、介護保険のようにレンタルで短いスパンで交換することができるというのでは。
192	東京都	〇〇市	20 特殊寝台 <8年>		じょくそうができるなど特殊な寝台を必要とする者	必要なくなった時の処分に困るという利用者の為、貸与方式にすることで利用者・行政ともに無駄なくサービスを提供することが可能になると考えられる。
193	東京都	〇〇市	20 特殊寝台 <8年>		必要と認められた者	改造等をしていなければ汎用性が高いものであるため、再利用等が可能と思われる。
194	東京都	〇〇区	20 特殊寝台 <8年>		重度の肢体不自由障害者	金額が基準額に収まらない特殊寝台が少なくない。貸与になれば、本人に1番あったベッドを選択することができると思われ。
195	東京都	〇〇区	20 特殊寝台 <8年>		学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者	その時々体調の変化に合わせた商品が利用できる
196	東京都	〇〇市	20 特殊寝台 <8年>		肢体不自由	価格が基準額より高いものもあり、差額の負担もかかるため。また、再入院などした場合、長期に渡るときは、その後の置き場所等に困るため。
197	東京都	〇〇市	20 特殊寝台 <8年>			介護保険制度でも貸与の対象である他、個別性の高い物品ではなく、また、他人が使用したものであってもそれほど抵抗もないと考えられるため。経年劣化も少ないことも要因として挙げられる。
216	群馬県	〇〇市	21 特殊マット <5年>		下肢又は体幹機能障害1級以上（寝返りや起き上がりが困難な者）	進行性の疾病等の場合、状態が変わる（悪化する）ことも考えられ、貸与を選択した方が、その状態に合わせて用具を使うことができるため、本人（介護者）にとっても有効であるケースがある。 ※本人の体格等により、その用具が適合しない場合があるが。
219	埼玉県	〇〇町	21 特殊マット <5年>		1.下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者（常時介護を要するものに限る）2.下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（3歳以上のもの）3.重度又は最重度の知的障害児・者	身体に合うマットを探すには実際マットを使ってみないとわからない。貸与の方が変更ができる点では良いと思う。
228	福岡県	〇〇市	21 特殊マット <5年>		下肢又は体幹機能障害2級以上もしくは重度の知的障害者で常時介護を要し、日常的に寝返りが困難な身体障害児・者	介護保険制度では貸与で対応できているため

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
227	東京都	〇〇市	21 特殊マット <5年)		肢体不自由	エアマットなどは、価格も高く、差額負担がかかるため。
226	島根県	〇〇町	21 特殊マット <5年)		3歳以上18歳未満の下肢又は体幹機能障害2級及び療育手帳A、18歳以上の下肢又は体幹機能障害1級	体調の変化に合わせた商品が利用できる。
224	大阪府	〇〇市	21 特殊マット <5年)		下肢又は体幹に係る障害の程度が1級と記載されている者・児、及び2級と記載されている児。知的障害の程度がAと記載されている者・児	介護保険でレンタルされているため。
223	秋田県	〇〇市	21 特殊マット <5年)		施設入所待機者	待機期間に差はあるが、その期間だけの提供ができる。
222	滋賀県	〇〇町	21 特殊マット <5年)		肢体不自由者他	介護保険制度でも貸与が選択できるため。状況により購入と貸与が選択できた方がよいと思う。
221	埼玉県	〇〇市	21 特殊マット <5年)		常時介護を要する1級(児童の場合は、2級含む)の下肢又は体幹機能障害を有するもの。重度又は最重度の知的障害児者	介護保険ではレンタルで対応となっているため
220	埼玉県	〇〇町	21 特殊マット <5年)		下肢又は体幹機能障害1級以上の身体障害者、下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって原則として3歳以上の者、重度又は最重度の知的障害児・者等であって原則として3歳以上の者	・障害者等の金銭的な負担が大きい。・耐用年数があるため、身体状況が変化してもすぐに給付することができない。
229	和歌山県	〇〇町	21 特殊マット <5年)		常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級で18歳以上の者及び同2級以上で3歳以上の者、若しくは重度知的障害児・者	種類が多く、購入単価が高い種目であるが、事前に貸与することで本人様は実際に商品を利用した後に最も自分に適した商品を選択することが可能になる。また、状態が変化する者については、その時々体調の変化に合わせた商品を利用することが可能になる。
217	広島県	〇〇市	21 特殊マット <5年)		肢体不自由者	オーダーマイドが必要な物は除き、レディメイドで対応できるのであれば、緊急的対応時に迅速に対応が可能である他、介護保険への移行が近い人などは貸与で対応した方が障害福祉の給付を減らせる。
208	愛媛県	〇〇町	21 特殊マット <5年)		下肢又は体幹機能障害1級(児は2級以上)又は療育手帳A	貸与も可能であれば状態に合わせマットの変更が可能。
215	群馬県	〇〇町	21 特殊マット <5年)		床ずれのできやすい方	その時々身体状態に合わせた用具に利用できる
214	宮城県	〇〇町	21 特殊マット <5年)		進行性の障害の方等。	体調の変化等に合わせた商品の利用ができる。
213	宮城県	〇〇町	21 特殊マット <5年)		肢体不自由	介護保険でもベッドは貸与としている。
212	岩手県	〇〇市	21 特殊マット <5年)		肢体不自由	対象者が使用できなくなった場合など、そのまま利用されなくなることが多いことから、貸与方式にすることにより、費用を抑えられる。
211	茨城県	〇〇市	21 特殊マット <5年)		下肢若しくは体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害児(原則として3歳以上とする。)又は障害の程度がA以上の知的障害児若しくは知的障害者	介護保険で貸与となっているため貸与方式が望ましいと思う。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
210	茨城県	〇〇市	21 特殊マット 〈5年〉		下肢・体幹機能障害	身体状況に合わせたオーダーメイドの必要がなく、かつ、予想給付希望者も多い。大型の為修理不能時等廃棄の際にも問題があり、また、比較的新商品の出も早い為、貸与が望ましい。
209	愛媛県	〇〇市	21 特殊マット 〈5年〉		下肢又は体幹機能障害1級を有し、常時介護を要する方。	従前の重度身体障害者日常生活給付事業における基準単価19,600円を踏襲し、平成18年度からの地域生活支援事業においても同額の基準単価で給付しているが、10万円程度のを希望されるケースが多く、高額な個人負担を要することとなるため。
218	高知県	〇〇市	21 特殊マット 〈5年〉		3歳以上の下肢又は体幹機能障害3級以上の身体障害者・児、重度又は最重度の知的障害者・児	介護保険制度でも貸与方式導入。
230	茨城県	〇〇市	23 入浴担架 〈5年〉		下肢・体幹機能障害	身体状況に合わせたオーダーメイドの必要がない為、貸与が望ましい。
232	茨城県	〇〇市	24 体位変換器 〈5年〉		身体障害者手帳下肢又は体幹機能障害で必要と認められる者	障害者の身体状況に個別に対応することが必要な品目ではなく、標準的な既製品で対応できると思われる為。
235	大阪府	〇〇市	24 体位変換器 〈5年〉		下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級と記載されている者・児	介護保険でレンタルされているため。
233	滋賀県	〇〇町	24 体位変換器 〈5年〉		肢体不自由者他	介護保険制度でも貸与が選択できるため。状況により購入と貸与が選択できた方がよいと思う。
231	茨城県	〇〇市	24 体位変換器 〈5年〉		下肢・体幹機能障害	身体状況に合わせたオーダーメイドの必要がない為、貸与が望ましい。
234	静岡県	〇〇市	24 体位変換器 〈5年〉		H18年厚労省第529号の者	1度購入した物をずっと使用するより、対象者や介護者の状態に合わせて変更できたり、試しながら利用ができると思われ。
248	静岡県	〇〇市	25 移動用リフト 〈4年〉		H18年厚労省第529号の者	1度購入した物をずっと使用するより、対象者や介護者の状態に合わせて変更できたり、試しながら利用ができると思われ。
257	北海道	〇〇町	25 移動用リフト 〈4年〉			高額であること。ひとたび使用されなくなった後は、粗大ゴミとなる可能性が高く、費用対効果が低い。
256	兵庫県	〇〇市	25 移動用リフト 〈4年〉		重度肢体不自由	高額な用具である。また、介護保険で市場が確立されている。廃棄処理が困難である。
255	兵庫県	〇〇市	25 移動用リフト 〈4年〉		移乗が困難な障害者。	現在は、高額で実費負担も大きいのがバリアになって利用できない方がいる。進行性の筋疾患患者でも、比較的短い期間の利用しかできない場合もある。
237	茨城県	〇〇市	25 移動用リフト 〈4年〉		下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害者(原則として3歳以上とする。)又は身体障害者	バッテリーやスリング等については、消耗品であり交換が必要となるが高額なため、これらの交換の際に係る費用を利用者が負担することは困難な場合もあり、貸与方式で対応できれば望ましいと思う。
254	福岡県	〇〇市	25 移動用リフト 〈4年〉		下肢又は体幹機能障害2級以上の者で日常的に立ち上がり困難な者、移乗に介助を必要とする者、及び生活環境において段差の解消が必要と認められる身体障害者・者	介護保険制度では貸与で対応できているため
253	富山県	〇〇町	25 移動用リフト 〈4年〉		障害者	使用後は家庭においては不要であると判断するから

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
252	東京都	〇〇区	25 移動用リフト (4年)		下肢または体幹機能障害1・2級	リフト自体は4年以上もちそうだが、ネットや電源の消耗のため4年で再給付というのはいらないと思う。レンタルにしてネットや電源は必要に応じ交換できるといいのでは。または、介護保険のようにネットは別種目にするか。
251	東京都	〇〇市	25 移動用リフト (4年)		肢体不自由	外国製など価格が基準額より高いものもあり、差額の負担もかかるため。また、購入後に再入院や家族が操作できないなど、使用されなくなることも多く、入院が長期に渡るときは、その後の置き場所等に困るため。
250	東京都	〇〇区	25 移動用リフト (4年)		重度の肢体不自由障害者	数年内に使用しなくなったり、別のものが必要になるケースが予想され、給付よりも貸与の方が望ましい。また、給付の基準額に収まらないリフトも少なくないため。
249	鳥取県	〇〇村	25 移動用リフト (4年)		体幹機能障害・四肢機能障害のため、移乗が困難な者。	ある程度の身体状況であれば同じ型の物が共通して使え、施設入所や本人・介助者の身体状況の変化により、必要なくなることが想定できるため。また、購入するには高額である。
238	岩手県	〇〇市	25 移動用リフト (4年)		下肢又は体幹機能障害2級以上の者	購入金額と耐用年数から貸与のほうが、利用者負担が低額になる場合もあると思われる。
239	熊本県	〇〇市	25 移動用リフト (4年)			介護保険では貸与の項目に入っているために貸与での対応でも可能ではないかと思われるため
247	静岡県	〇〇市	25 移動用リフト (4年)		脳卒中等で障害者になった者	市民から問い合わせがある。特殊機能が必要な場合以外は、購入ではなくても対応できるのではないか。
236	茨城県	〇〇市	25 移動用リフト (4年)		下肢・体幹機能障害	身体状況に合わせたオーダーメイドの必要がなく、かつ、予想給付希望者も多い。大型の為修理不能時等廃棄の際にも問題があり、また、比較的新商品の出も早い為、貸与が望ましい。
240	群馬県	〇〇市	25 移動用リフト (4年)		下肢又は体幹機能障害2級以上（移乗又は移動若しくは立ち上がり困難な者に限る）	購入するには高額である。定期的なメンテナンスが可能である。トラブル発生時に交換等の対応が可能である。
241	群馬県	〇〇市	25 移動用リフト (4年)		下肢又は体幹機能障害2級以上（寝返りや起き上がりが困難な者）	進行性の疾病等の場合、状態が変わる（悪化する）ことも考えられ、貸与を選択した方が、その状態に合わせて用具を使うことができるため、本人（介護者）にとっても有効であるケースがある。 ※本人の体格等により、その用具が適合しない場合があるが。
242	高知県	〇〇市	25 移動用リフト (4年)		3歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者・児	介護保険制度でも貸与方式導入。
243	埼玉県	〇〇町	25 移動用リフト (4年)		1下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 2下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者児であって、原則として3歳以上の者	耐用年数の4年の間に利用者及び介護者の身体状況が変化する場合がある場合、貸与の方が身体状況に応じて、様々なリフトを利用できる。
244	埼玉県	〇〇町	25 移動用リフト (4年)		下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者、下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者児であって、原則として3歳以上の者	障害者等の金銭的な負担がかなり大きい。
245	埼玉県	〇〇市	25 移動用リフト (4年)		1級又は2級の下肢、体幹機能障害のあるもの	介護保険ではレンタルで対応となっているため
246	滋賀県	〇〇町	25 移動用リフト (4年)		肢体不自由者他	介護保険制度でも貸与が選択できるため。状況により購入と貸与が選択できた方がよい。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
258	愛媛県	〇〇町	26 訓練いす（児のみ） 〈5年〉		下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児	貸与であれば対象障害児の成長や環境に合わせて用具の変更ができる。
259	茨城県	〇〇市	26 訓練いす（児のみ） 〈5年〉		下肢・体幹機能障害	身体状況に合わせたオーダーメイドの必要がない為、貸与が望ましい。
260	岐阜県	〇〇市	26 訓練いす（児のみ） 〈5年〉		重度の下肢または体幹機能障がい児	こどもの発育や用途に合った用具が利用できるため
261	埼玉県	〇〇町	26 訓練いす（児のみ） 〈5年〉		下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって原則として3歳以上の者	身体状況の変化が著しいため、交付してもすぐに再交付になってしまうケースが多い。
265	岐阜県	〇〇市	27 訓練用ベッド（児のみ） 〈8年〉		重度の下肢または体幹機能障がい児	こどもの発育や用途に合った用具が利用できるため
268	埼玉県	〇〇町	27 訓練用ベッド（児のみ） 〈8年〉		下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって原則として学齢児以上の者	・障害者等の金銭的な負担が大きい。 ・耐用年数があるため、身体状況が変化してもすぐに給付することができない。
266	宮城県	〇〇町	27 訓練用ベッド（児のみ） 〈8年〉		進行性の障害の方及び成長期の児童等。	体調の変化等に合わせた商品の利用ができる。
269	熊本県	〇〇市	27 訓練用ベッド（児のみ） 〈8年〉		身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	対象者の中には、費用の面から、レンタルや中古を希望者がいるため。また、購入の費用が高額であるため。
263	茨城県	〇〇市	27 訓練用ベッド（児のみ） 〈8年〉		下肢・体幹機能障害	身体状況に合わせたオーダーメイドの必要がない為、貸与が望ましい。
262	愛媛県	〇〇町	27 訓練用ベッド（児のみ） 〈8年〉		下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児	貸与であれば対象障害児の成長や環境に合わせて用具の変更ができる。
267	群馬県	〇〇市	27 訓練用ベッド（児のみ） 〈8年〉		下肢又は体幹機能障害2級以上（寝返りや起き上がり困難な者）原則学齢児以上	進行性の疾病等の場合、状態が変わる（悪化する）ことも考えられ、貸与を選択した方が、その状態に合わせて用具を使うことができるため、本人（介護者）にとっても有効であるケースがある。 ※本人の体格等により、その用具が適さない場合があるが。
264	茨城県	〇〇市	27 訓練用ベッド（児のみ） 〈8年〉		下肢若しくは体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害児(原則として学齢児以上とする。)	身体の成長に伴い、サイズの変更が予想されるため。
270	群馬県	〇〇市	28 その他の介護・訓練支援用具	エアマット	床ずれのある方、床ずれの発生の危険のある人	体調の変化にあわせた商品が利用できる。
271	群馬県	〇〇市	28 その他の介護・訓練支援用具	歩行補助用具	立ち上がりの動作などが不安定な人	ベッドから車いすの移乗などに有効だと見込まれる。
272	東京都	〇〇区	28 その他の介護・訓練支援用具	エアマット	18歳以上身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者(常時介護を要する者に限る)	その時々体調の変化に合わせて商品が利用できる
273	奈良県	〇〇町	28 その他の介護・訓練支援用具		車いすを利用する身体障害者等	身体障害者で車いす利用者がいつもと違う場所に出かける時、スロープがないと不便との声があり、毎日使用するものでもなく、外出するときだけ利用したいという人も多くいると想定できるため、車いす用スロープを貸与の品目として日常生活用具に導入が見込まれる
274	兵庫県	〇〇市	28 その他の介護・訓練支援用具	エアマット	床ずれのあるもの。床ずれの発生の危険があるもの。	その時々体調の変化に合わせて、商品が利用できる。高額なので、購入が困難で、床ずれを悪化させるものがある。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
275	大阪府	〇〇市	29 入浴補助用具 〈8年〉		平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害を有する者	身体機能または障害の変化、住宅環境の変化などの状況に応じた用具の使用可否や変更ができるようになれば、破損や汚損したときの即応性が期待できる。また、いくつかの用具を購入したり、買い換えをする金銭的な負担や無駄を省くことが期待できる。
276	大阪府	〇〇市	30 便器 〈8年〉		下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級と記載されている者・児	介護保険でレンタルされているため。
278	茨城県	〇〇市	32 T字状・棒状のつえ 〈3年〉		身体障害者手帳平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者	障害者の身体状況に個別に対応することが必要な品目ではなく、標準的な既製品で対応できると思われる。
279	岩手県	〇〇市	32 T字状・棒状のつえ 〈3年〉		肢体不自由	微調整が可能であり、対象者それぞれの状態に合った形で使用できることから貸与方式の導入が望ましいと思われる。
280	大阪府	〇〇市	32 T字状・棒状のつえ 〈3年〉		肢体不自由	介護保険での対応ができない場合、手帳で補うケースが多い。消耗品であるため貸与にすることにより、より安全に使用できると思われる。
281	和歌山県	〇〇市	32 T字状・棒状のつえ 〈3年〉		肢体不自由者	貸与方式が導入されれば、利用者の施設入所などで不要になった場合、他の人が再使用することができる。
277	茨城県	〇〇市	32 T字状・棒状のつえ 〈3年〉		下肢・体幹機能障害	身体状況に合せたオーダーメイドの必要がない為、貸与が望ましい。
283	茨城県	〇〇市	33 移動・移乗支援用具 〈8年〉		3歳以上で身体障害者手帳平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	障害者の身体状況に個別に対応することが必要な品目ではなく、標準的な既製品で対応できると思われる。
289	熊本県	〇〇市	33 移動・移乗支援用具 〈8年〉		平衡機能若しくは下肢又は体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則として3歳以上のもの	様々な商品が想定されるため、貸与の方が対象者のニーズを適切に踏まえることができると考えられる。
288	福岡県	〇〇市	33 移動・移乗支援用具 〈8年〉		平行機能・下肢・体幹障害者	その時々々の生活状況等に合わせた商品が利用できる。
287	福岡県	〇〇市	33 移動・移乗支援用具 〈8年〉		平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害児・者	介護保険制度では貸与で対応できているため
284	滋賀県	〇〇町	33 移動・移乗支援用具 〈8年〉		肢体不自由者他	介護保険制度でも貸与が選択できるため。状況により購入と貸与が選択できた方がよいと思う。
285	静岡県	〇〇市	33 移動・移乗支援用具 〈8年〉		H18年厚労省第529号の者	1度購入した物をずっと使用するより、対象者や介護者の状態に合わせ変更できたり、試しながら利用ができると便利と思われる。
282	茨城県	〇〇市	33 移動・移乗支援用具 〈8年〉		下肢・体幹機能障害	身体状況に合せたオーダーメイドの必要がない為、貸与が望ましい。
286	大阪府	〇〇市	33 移動・移乗支援用具 〈8年〉		平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害を有する者	身体機能または障害の変化、住宅環境の変化などの状況に応じた用具の使用可否や変更ができるようになれば、破損や汚損したときの即応性が期待できる。また、いくつかの用具を購入したり、買い換えをする金銭的な負担や無駄を省くことが期待できる。
290	茨城県	〇〇町	35 火災警報機 〈8年〉		給付適当とされる人	壊れていなければ回収して再利が十分可能と思う。同じ理由で35番～39番、44番、60番～63番まで再利用可能と思う。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
291	岡山県	〇〇町	35 火災警報機 〈8年〉		火災発生の感知及び避難が困難な障害者世帯	用具のメンテナンスが行き届くため。
292	奈良県	〇〇村	35 火災警報機 〈8年〉		火災発生の感知及び避難が著しく困難な人	きちんと作動することを確認できれば、耐用年数内で再利用できる。
293	茨城県	〇〇町	36 自動消火器 〈8年〉		給付適当とされる人	壊れていなければ回収して再利が十分可能と思う。同じ理由で35番～39番、44番、60番～63番まで再利用可能と思う。
294	岡山県	〇〇町	36 自動消火器 〈8年〉		火災発生の感知及び避難が困難な障害者世帯	用具のメンテナンスが行き届くため。
295	茨城県	〇〇町	37 電磁調理器 〈6年〉		給付適当とされる人	壊れていなければ回収して再利が十分可能と思う。同じ理由で35番～39番、44番、60番～63番まで再利用可能と思う。
298	奈良県	〇〇村	38 歩行時間延長信号機用小型送信機 〈10年〉		視覚障害者	きちんと作動することを確認できれば、耐用年数内で再利用できる。
296	茨城県	〇〇町	38 歩行時間延長信号機用小型送信機 〈10年〉		給付適当とされる人	壊れていなければ回収して再利が十分可能と思う。同じ理由で35番～39番、44番、60番～63番まで再利用可能と思う。
297	東京都	〇〇市	38 歩行時間延長信号機用小型送信機 〈10年〉			個別性の高い物品ではなく、また、他人が使用したものであってもそれほど抵抗もないと考えられるため。
299	茨城県	〇〇町	39 聴覚障害者用屋内信号装置 〈10年〉		給付適当とされる人	壊れていなければ回収して再利が十分可能と思う。同じ理由で35番～39番、44番、60番～63番まで再利用可能と思う。
300	埼玉県	〇〇町	39 聴覚障害者用屋内信号装置 〈10年〉		1聴覚障害2級の身体障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯）	耐用年数の10年の間に、装置の性能等が向上していくため、利用者にあった装置を利用することができる。
301	石川県	〇〇町	39 聴覚障害者用屋内信号装置 〈10年〉		聴覚障害者	装用ではなく設置するタイプのものであり、耐用年数も長いから。
302	千葉県	〇〇市	39 聴覚障害者用屋内信号装置 〈10年〉		聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに順ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	一部の用具で故障の相談が多い。実際は故障ではないことも多いようだが、他の機器と比較できないため故障と思い、短期間で再交付を希望されるケースが見受けられる。
309	神奈川県	〇〇町	42 ネブライザー（吸入器） 〈5年〉		呼吸器機能障害3級以上または医師が認めた身体障害であって必要と認められる者（児）	要望や問い合わせが多くあるため。
312	福岡県	〇〇市	42 ネブライザー（吸入器） 〈5年〉		呼吸機能障がい者	既に医療現場ではレンタルが実施されている。また、本人の症状の変化による機種変更にも対応できるようになる。
311	奈良県	〇〇市	42 ネブライザー（吸入器） 〈5年〉		呼吸機能障害	症状が軽快すれば不要になる場合もあるから。
308	鹿児島県	〇〇市	42 ネブライザー（吸入器） 〈5年〉		喘息等呼吸器系の障害者	消毒・消耗品の交換ができれば、貸与により安価で利用することができるため。
306	埼玉県	〇〇市	42 ネブライザー（吸入器） 〈5年〉		高齢者（65歳以上）	使用年数が短くなる可能性が高いため
305	宮城県	〇〇町	42 ネブライザー（吸入器） 〈5年〉		呼吸機能障害	平成20年度に給付した者が1ヶ月以内に立て続けに死亡した。死を間近に控え、在宅で看護する上で必要とする者に給付したためであり、貸与で十分である。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
304	岩手県	〇〇市	42 ネブライザー(吸入器)〈5年〉		呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者(児)、かつ必要性が認められるもの	昨今の申請件数は、高齢の方が増加しており、安定した退院後の在宅生活を営む上での必要性も高まっている。しかし、現在交付した用具は、例えば不要になった後、利用されていないと考えられ、必要な際に利用し、使用後は返還していただく貸与の方が、用具を最大限に活かせると考えられる。
303	茨城県	〇〇市	42 ネブライザー(吸入器)〈5年〉		吸器機能障害の程度が3級以上である身体障害児(原則として学齢児以上とする。)若しくは身体障害者又は同程度の障害を有する身体障害児若しくは身体障害者で必要と認められるもの	永続的に使用するかどうか不明の者に対しては貸与方式が望ましいと思うため。
310	東京都	〇〇市	42 ネブライザー(吸入器)〈5年〉		肢体不自由、呼吸器機能障害	医療器具などは、新しい製品も開発されるため、貸与方式で変更が可能となるため。
307	滋賀県	〇〇町	42 ネブライザー(吸入器)〈5年〉		呼吸機能障害	比較的、病気の末期状態の時に交付することが多く、状況により貸与と購入が選択できればよいと思う。
318	滋賀県	〇〇町	43 電気式たん吸引器〈5年〉		呼吸機能障害	比較的、病気の末期状態の時に交付することが多く、状況により貸与と購入が選択できればよいと思う。
324	富山県	〇〇町	43 電気式たん吸引器〈5年〉		療養者	病状により使用期間が短期の者もいる。
323	奈良県	〇〇市	43 電気式たん吸引器〈5年〉		呼吸機能障害	症状が軽快すれば不要になる場合もあるから。
322	栃木県	〇〇市	43 電気式たん吸引器〈5年〉		高齢者や喉頭摘出者	レンタル料が高額(月5,000円)であるという理由から日常生活用具で助成してもらえないかという相談が多い。原則、「給付対象者の範囲を呼吸機能障害3級以上」としているが、他の障害名でも身障手帳を取得している方であれば、意見書を提出してもらい吸引器の必要性を判断したうえで給付している現状である。常時、吸引器を必要とする状態の方は少ないため、低価格で貸与できる製品であると良いと思う。身障の制度で対応する製品なのか疑問でもあるが。
321	東京都	〇〇市	43 電気式たん吸引器〈5年〉		肢体不自由、呼吸器機能障害	医療器具などは、新しい製品も開発されるため、貸与方式で変更が可能となるため。
319	鹿児島県	〇〇市	43 電気式たん吸引器〈5年〉		たんの吐き出しが困難な呼吸器系の障害者	介護でのレンタルも無く、消毒・消耗品の交換ができれば、貸与により安価で利用することができるため。
317	埼玉県	〇〇市	43 電気式たん吸引器〈5年〉		高齢者(65歳以上)	使用年数が短くなる可能性が高いため
316	宮城県	〇〇町	43 電気式たん吸引器〈5年〉		呼吸機能障害	平成20年度に給付した者が1ヶ月以内に立て続けに死亡した。死を間近に控え、在宅で看護する上で必要とする者に給付したためであり、貸与で十分である。
315	岩手県	〇〇市	43 電気式たん吸引器〈5年〉		呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者(児)、かつ必要性が認められるもの	昨今の申請件数は、高齢の方が増加しており、安定した退院後の在宅生活を営む上での必要性も高まっている。しかし、現在交付した用具は、例えば不要になった後、利用されていないと考えられ、必要な際に利用し、使用後は返還していただく貸与の方が、用具を最大限に活かせると考えられる。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
314	茨城県	〇〇市	43 電気式たん吸引器 (5年)		呼吸器機能障害の程度が3級以上である身体障害児(原則として学齢児以上とする。)若しくは身体障害者又は同程度の障害を有する身体障害児若しくは身体障害者であるものと認められるもの	永続的に使用するかどうか不明の者に対しては貸与方式が望ましいと思うため。
313	茨城県	〇〇市	43 電気式たん吸引器 (5年)		呼吸機能障害3級以上または同程度の身体障害者。原則学齢児以上	今年度に入って、貸し出しの問合せがあったため。
320	神奈川県	〇〇町	43 電気式たん吸引器 (5年)		呼吸器機能障害3級以上または医師が認めた身体障害者であって必要と認められる者(児)	要望や問い合わせが多くあるため。
325	茨城県	〇〇町	44 酸素ボンベ運搬車 (10年)		給付適当とされる人	壊れていなければ回収して再利用が十分可能と思う。同じ理由で35番～39番、44番、60番～63番まで再利用可能と思う。
326	宮城県	〇〇町	44 酸素ボンベ運搬車 (10年)		低肺機能による呼吸器機能障害	体に身につけるものではないため。
327	山口県	〇〇市	44 酸素ボンベ運搬車 (10年)		障害者	ポンベをレンタルする際に運搬車をセットでレンタルさせる業者が多いため。
328	北海道	〇〇町	44 酸素ボンベ運搬車 (10年)		在宅酸素を行っている方	レンタルのほうが利用者負担が少なく済むなら、どの運搬車もある程度決まったものになるのでレンタルのほうが良いと思う。
329	北海道	〇〇町	46 盲人用体重計 (5年)		視覚障害者(児)	
331	山梨県	〇〇町	47 その他の在宅療養等支援用具		同上	〔パルスオキシメーター〕 難病の方の日常生活用具にはあるが、難病ではない方のニーズに答えられない。
332	山梨県	〇〇町	47 その他の在宅療養等支援用具		同上	〔サチュレーション〕 在宅酸素や気管切開の方のケアをされている場合必要である。
333	神奈川県	〇〇町	47 その他の在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター	在宅酸素療法を行う者	要望や問い合わせが多くあるため。
330	岩手県	〇〇市	47 その他の在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者、及びそれに準ずる者。	子供の場合、パルスオキシメーターを購入してもそれに付属されるプローブを指先につけるとサイズが大きくて合わないため、本体のみをレンタルして別に付属品を購入した方が安価とのこと。
334	宮城県	〇〇町	48 携帯用会話補助装置 (5年)		肢体不自由	体に身につけるものではないため。
335	宮城県	〇〇町	48 携帯用会話補助装置 (5年)		音声・言語機能障害	需要が少なく耐用年数が長いので。
336	宮城県	〇〇町	48 携帯用会話補助装置 (5年)		進行性の障害の方及び成長期の児童等。	体調の変化等に合わせた商品の利用ができる。
337	千葉県	〇〇市	48 携帯用会話補助装置 (5年)		言語障害の方	機器の改良や開発が進み、いろいろな製品ができるようになってきており、より使いやすい製品があった場合に対応できる。
338	東京都	〇〇区	48 携帯用会話補助装置 (5年)		音声又は言語機能障害肢体不自由で音声機能の著しい障害を有するもの	利用者が使いこなすのに、ある程度の時間が必要だと考えられるので、給付よりも貸与が望ましい。
339	宮城県	〇〇町	49 情報・通信支援用具		肢体不自由	体に身につけるものではないため。
340	宮城県	〇〇町	49 情報・通信支援用具		進行性の障害の方及び成長期の児童等。	体調の変化等に合わせた商品の利用ができる。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
342	和歌山県	〇〇市	50 点字ディスプレイ 〈6年〉		視覚及び聴覚の重度重複障害者	対象者がごく限られていて、お年寄りなどの場合、実際とこまで使えるか分からない。また高価であるため。
341	滋賀県	〇〇市	50 点字ディスプレイ 〈6年〉		視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）	給付希望者が限定されていることと用具の利用頻度から貸与方式のほうが望ましいのではないかと
343	茨城県	〇〇市	51 点字器 〈標準型7年/携帯型5年〉		身体障害者手帳視覚障害で必要と認められる者	障害者の身体状況に個別に対応することが必要な品目ではなく、標準的な既製品で対応できると思われる為。
344	滋賀県	〇〇市	51 点字器 〈標準型7年/携帯型5年〉		視覚障害児者	給付希望者が限定されていることと用具の利用頻度から貸与方式のほうが望ましいのではないかと
345	滋賀県	〇〇市	52 点字タイプライター 〈5年〉		視覚障害2級以上の障害児者	給付希望者が限定されていることと用具の利用頻度から貸与方式のほうが望ましいのではないかと
346	宮城県	〇〇町	53 視覚障害者用ポータブルレコーダー 〈6年〉		視覚障害	体に身につけるものではないため。
347	宮城県	〇〇町	54 視覚障害者用活字文書読上げ装置 〈6年〉		視覚障害	体に身につけるものではないため。
348	山形県	〇〇市	54 視覚障害者用活字文書読上げ装置 〈6年〉		視覚障害者	・使用用途が限られており、日常的に使用するものではないため。・貸与方式でも対応可能だと考えられるため。・高額であるため。
349	滋賀県	〇〇市	54 視覚障害者用活字文書読上げ装置 〈6年〉		視覚障害2級以上の障害児者	障害者自身が機械を使いこなせるかまた使いこなせても常に利用が可能かを見極めるためにも貸与方式のほうが望ましいのではないかと
354	東京都	〇〇市	55 視覚障害者用拡大読書器 〈8年〉		視覚障害者	要望は多いが、使いこなせる人が少なく処分に困っているという問合せが多い。
359	熊本県	〇〇市	55 視覚障害者用拡大読書器 〈8年〉		視覚障害者又は視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上のもの	申請の多い品目であるが、商品が高額であるため。
358	和歌山県	〇〇市	55 視覚障害者用拡大読書器 〈8年〉		視覚障害者	どれ位の使用頻度で使われているか分からない。また高価であるため。
357	北海道	〇〇町	55 視覚障害者用拡大読書器 〈8年〉		視覚障害者	高額であり、本体も長期間使用できることが見込めるため、経費節減のためにも貸与が望ましい
360	東京都	〇〇区	55 視覚障害者用拡大読書器 〈8年〉		視覚障害者	有効に活用されていない場合が少なからずある
353	東京都	〇〇区	55 視覚障害者用拡大読書器 〈8年〉		視覚障害者	金額が高価であり、給付から数年経つと障害状況の悪化等の理由から使用しなくなる方もいるため貸与が望ましい。
352	東京都	〇〇市	55 視覚障害者用拡大読書器 〈8年〉		視覚障害のある方	汎用性の高いものであるため、再利用等が可能であると思われる。
351	千葉県	〇〇市	55 視覚障害者用拡大読書器 〈8年〉		視覚障害者または視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（原則学齢児以上）	拡大読書器を購入しても実際はあまり使用していないとの話をきくことがある。利用者自身、使用頻度や使い勝手が判らず購入されている例があると思われる。
350	宮城県	〇〇町	55 視覚障害者用拡大読書器 〈8年〉		視覚障害	体に身につけるものではないため。
356	福岡県	〇〇市	55 視覚障害者用拡大読書器 〈8年〉		視覚障がい者	この装置は概ね据え置き型と携帯型とに区別される。使用者の生活スタイルの変化（例えば就労や修学等）に対応するためには、給付よりも貸与方式の方が柔軟に対応できる。

ID	県名	市区町村	種目等	事項	主な対象者	貸与方式の導入が望ましい理由
355	東京都	〇〇市	55 視覚障害者用拡大読書器〈8年〉			高価な製品であるが、個別性の高い物品ではなく、また、他人が使用したものであってもそれほど抵抗もないと考えられるため。経年劣化も少ないことも要因として挙げられる。
361	宮城県	〇〇町	57 聴覚障害者用通信装置〈5年〉		聴覚障害	体に身につけるものではないため。
362	宮城県	〇〇町	58 聴覚障害者用情報受信装置〈6年〉		聴覚障害	体に身につけるものではないため。
363	茨城県	〇〇町	60 福祉電話（貸与）		給付適当とされる人	壊れていなければ回収して再利が十分可能と思う。同じ理由で35番～39番、44番、60番～63番まで再利用可能と思う。
364	東京都	〇〇市	60 福祉電話（貸与）		必要と認められた者	汎用性の高いものであるため、再利用等が可能であると思われる。
365	茨城県	〇〇町	61 ファックス（貸与）		給付適当とされる人	壊れていなければ回収して再利が十分可能と思う。同じ理由で35番～39番、44番、60番～63番まで再利用可能と思う。
366	宮城県	〇〇町	61 ファックス（貸与）		聴覚障害	体に身につけるものではないため。
367	東京都	〇〇市	61 ファックス（貸与）		必要と認められた者	汎用性の高いものであるため、再利用等が可能であると思われる。
368	茨城県	〇〇町	62 視覚障害者用ワードレジャー(共同利用)		給付適当とされる人	壊れていなければ回収して再利が十分可能と思う。同じ理由で35番～39番、44番、60番～63番まで再利用可能と思う。
369	宮城県	〇〇町	62 視覚障害者用ワードレジャー(共同利用)		視覚障害	体に身につけるものではないため。
370	茨城県	〇〇町	63 点字図書		給付適当とされる人	壊れていなければ回収して再利が十分可能と思う。同じ理由で35番～39番、44番、60番～63番まで再利用可能と思う。
371	沖縄県	〇〇市	63 点字図書		視覚障がい者でかつ点字が読める方。	多くの視覚障がい者の方が利用できるため。
372	宮城県	〇〇町	63 点字図書		視覚障害	体に身につけるものではないため。
373	埼玉県	〇〇市	63 点字図書		視覚障害者	日本点字図書館で、実際に貸出の業務をされていると聞いています。
374	秋田県	〇〇市	64 その他の情報・意思疎通支援用具		全身性障害者等の意志疎通が困難な者	装置自体が非常に高価であり、身体状況により適合できなくなり別規格品を再購入する場合もある。
377	大阪府	〇〇市	99 介護保険でレンタル対象のもの			高齢者と取扱いの一貫性・公平性が図れる。
375	岩手県	〇〇市	99 介護保険でレンタル対象のもの			結果的に費用が削減できるのであれば望ましい。
376	大分県	〇〇市	99 介護保険でレンタル対象のもの			再利用が可能であるため

3.3 3.2の種目を仮に貸与方式も可能とした場合、想定される課題(全データ)

ID	県名	市区町村	想定される課題
1	千葉県	〇〇市	自治体の公費負担が増える。
2	東京都	〇〇区	【貸与の際の自己負担額について】現在、台東区では、世帯全員の所得に応じた応能負担方式により自己負担を決定しているが、貸与にした場合、自己負担額をどのように決定するか？【貸与する用具の範囲について】現在の制度では用具毎に基準額を認めているが、貸与にした場合、同一用具であればどの金額でも貸与可能とするか？【事務手続きの煩雑化について】月毎に貸与を決定するとすると、変更のための手続きや支払等の事務が煩雑化する可能性がある。
3	静岡県	〇〇市	対象者の選定方法。業者との契約。用具の交換、メンテナンスの方法。対象者によっては、強いこだわり等（障害のため）でレンタル品を嫌がる場合があり、貸与方式導入をしても、貸与が購入か本人が選択できると良い。貸与の自己負担分がある場合、毎月の支出に対して理解とその支払いができるか心配。耐用年数程度の利用であれば、レンタルの方が支出は少ないが、耐用年数を越えて使用可能な用具については、継続年数が長いと市の支出が多くなってしまふ。
4	熊本県	〇〇市	補装具は障がい状態に合わせてオーダーメイドが必要となることも多く、貸与と購入どちらが対象者に適しているかの判断が難しい。
5	東京都	〇〇区	修理等メンテナンス費用交付が貸与か利用者が選択可能とした場合、貸与が利用者にとり有利な制度にしないと貸与を選択する利用者はいないと考えられる。一方、重度障害者意思伝達装置は対象者が少ないため、貸与方式でつけてくれる事業者を確保することは難しいと思われる。貸与価格に基準を設けるのか。その場合、貸与費用は全国一律でなく、地域によって差を設けることができるか。貸与の場合、事業者と利用者の貸与契約に基づき費用の一部を公費で負担することとなるが、継続的な支払いとなるので、事業者及び区の事務負担は大きい。
6	大阪府	〇〇市	〇障害特性に応じたオーダーメイドの用具には貸与ではなく購入・修理が必要。貸与方式も可能になれば、購入・修理（単発的利用）方式に貸与（継続的利用）方式が追加されることになる。利用者の管理、利用料の支払いなど行政コストは増加することになる。〇月額負担上限額など低所得者向けの負担軽減策を設定する場合には、公平性を確保するために、かなり複雑な方式が必要になると想定される。
7	宮城県	〇〇町	制度改正前の駆け込み給付及び周知徹底について。給付と貸与の不公平感に起因する不満を持つ者への対応について。
8	山形県	〇〇町	貸与期間の管理、貸与終了後の用具の処理など
9	京都府	〇〇市	電算システムの大幅な改修（現在の交付・修理以外の概念を導入することになるため）や、適切な貸与料金の設定方法等（月割とするのか、年割とするのか）
10	島根県	〇〇町	商品の保管場所の確保や管理が難しい。
11	福岡県	〇〇市	取扱業者の数、貸与可能な取扱品目が利用者のニーズを満たすことができるか。
12	埼玉県	〇〇市	基本的に介護保険と同様の貸与方式（業者からのレンタル）が望ましいと思われる。その場合、車いす、及び付属品の選定方法や、費用（利用者負担）等が課題になる。
13	大分県	〇〇村	職員がある程度は操作方法を知っておかなければならないと思われる。
14	大分県	〇〇市	現在、**市では貸与を行っていない。社会福祉協議会では一部貸与を行っている。（車椅子、特殊ベッド、マット等）
15	愛媛県	〇〇町	貸与可能な業者の契約購入した場合の金額と貸与する場合の料金設定継続してレンタルを利用する場合の料金負担額の確実な徴収
16	愛知県	〇〇町	・今まで交付（代理受領のみ）という一つの流れで手続きしていたところに貸与の手続きが加わり、様式もそれぞれ変える必要があるため、事務が煩雑になると思われます。
17	滋賀県	〇〇町	事業所の問題。
18	群馬県	〇〇市	・本ケースの状態、体格等がその用具に適合するか？（既製品で対応できるか）・利用に当たったの利用者負担額
19	長崎県	〇〇町	貸与する物は自治体が購入・管理するのか、業者からレンタルし費用を払うのか。レンタル費用を払う場合も1割負担とするのか。月々ごとに決定・支払を行うのか。などの課題が考えられると思います。
20	高知県	〇〇市	・貸与料の金額・貸与料の徴収方法をどのようにするのか・利用者の希望する業者が装具や日常生活用具の貸与を行っていない場合の取り扱い
21	鹿児島県	〇〇町	貸与期間が終わった場合の管理、保管の方法が問題になる。業者の預かりが可能なのが考えなくてはならない。
22	茨城県	〇〇市	必要な物品の選定（オーダーメイドorレディメイド）及び物品管理の必要性が高まると思われる為、介護保険制度と同様にケアマネージャー制の導入が必要とされる。
23	高知県	〇〇町	貸与の方法は町であらかじめ用意するのか、用意するとなれば何台用意するのかなど。
24	和歌山県	〇〇町	①貸与期間、貸与方式の設定。②公費負担額・事務処理の増加。
25	大阪府	〇〇市	日常生活用具の給付費用の受給者負担額とレンタル費用の受給者負担額の整合性。給付種目とレンタル種目の設定の仕方。障害認定から介護保険認定を受けた場合の制度の適用の仕方。

ID	県名	市区町村	想定される課題
26	奈良県	〇〇市	返還してしまった後に急に必要となった場合、申請からやり直すと時間がかかってしまう。
27	山形県	〇〇市	利用者負担金の設定および支払い方法
28	熊本県	〇〇市	貸与を市町村を窓口として行った場合は・保管場所の確保 ・メンテナンスの方法について・使用方法も指導ができない等の課題があります。
29	福島県	〇〇市	ちょうどその用具が必要な時、利用者に合ったものが、必ずしも提供できるとは限らない。
30	青森県	〇〇町	仮に給付品目から貸与品目に改正された場合、新規申請者に関しては問題ないと思われるが、再交付申請者には制度改正により、貸与品目となる旨の説明が必要となることから、利用者に理解して貰うことが重要なことと考える。
31	鹿児島県	〇〇市	単独の自治体では、給付数に限りがあり貸与するまでの台数が確保できない。消耗品の交換・消毒を行う業者の情報が不明である。
32	和歌山県	〇〇市	障害児の体の状態にあわせた装具を貸与できるかどうかは分かりません。装具業者の協力が必要であると思います。また今まで交付されていたものを貸与することになった場合の市民への対応も課題だと思えます。
33	宮城県	〇〇市	・業者に対する支払いは現在業者ごとにそれぞれ支払いを行っている状況（代理受領方式）であり、もしレンタル先が複数の業者に及び場合は貸与の台帳管理や支払い業務（毎月）等事務量の増加が見込まれる。
34	宮崎県	〇〇町	貸与する場合にあらかじめ購入しておくための財源及び保管場所の確保が困難
35	香川県	〇〇市	費用負担の額の設定について故障した場合の修理費とその場合の責任について貸与する事業所及び対象品目・数の確保対象品目が身近にないとき、すぐに手配できないときの対応
36	兵庫県	〇〇市	保管場所の確保貸与する用具を購入する予算、維持費用の管理を誰が、どうするか
37	北海道	〇〇町	本体の保管場所、修理等のメンテナンスも不安。
38	和歌山県	〇〇市	レンタル料の累計額が販売額を超えた場合、そのまま買い取りとするのかどうか。
39	埼玉県	〇〇町	①貸与金額の設定。②貸与期間の設定等。
40	大阪府	〇〇市	①利用者と業者と自治体の間で、貸与の申請や契約方法をどうするか、具体的な枠組みを作る必要がある。まず、厚生労働省が基本的な枠組みを作り、全国の自治体がそれに沿って適切な運用方法を実施していくのが望ましい。②貸与する福祉用具について、自治体が負担する費用は年間を通して、どれくらいになるのかを調べる必要がある。
41	奈良県	〇〇町	他の用具についても言えるが、日常生活用具給付事業からの貸与実績があまりないため、業者との契約内容及び基準額等について検討する必要がある。
42	宮城県	〇〇町	誰に、いつから、何を貸与しているかを管理するシステムが必要となる
43	宮崎県	〇〇市	耐用年数がなくなることで、1～2年で交換という可能性あり。体型の変化等であれば良いが、単に古くなったなどの安易な理由で交換できるとなると収拾がつかなくなる。そのため、仮に貸与となったとしても交換できる条件等きちんと整備する必要がある。
44	山形県	〇〇市	介護保険との重複給付にならないための確認事項等
45	岩手県	〇〇市	耐久性の問題。安全性を確かめた上で、次の利用者へ貸与したいがその確認方法をどうするか。そして、汚れていた場合のクリーニングなど処理の方法。
46	徳島県	〇〇市	用具貸与・管理の方法。レンタル料金の統一。支払方法の統一。介護保険法との適用関係。
47	愛知県	〇〇市	歩行器のように身体状況の変化等により必要度が変化する物品の場合には、貸与決定時の判定のみでなく、数年に一度判定の見直しが必要となる。
48	愛知県	〇〇町	貸与料金の設定や支払方法の検討が必要と思われます。
49	新潟県	〇〇市	介護保険の福祉用具の貸与業者の認定は都道府県単位で行っているが、補装具費支給制度における代理受領業者の登録は市で行っている。貸与方式を導入した場合、おそらく用具取扱業者に委託する形式で実施することになると予想されるが、その委託契約はやはり市で行うのか？この場合、貸与方式に関して市の裁量はどこまで及びのかが難しいと感じる。
50	東京都	〇〇区	引き取り、交換時にかかる費用の負担
51	茨城県	〇〇市	貸与条件について、期間や対象者等を詳細に検討する必要がある。
52	長野県	〇〇町	当町現時点で貸与なし。
53	北海道	〇〇町	所有権を譲渡しない場合、修繕料の問題が発生することが考えられること。返還に際して、運搬の労力や保管場所の確保が必要となることなど。

ID	県名	市区町村	想定される課題
54	千葉県	〇〇市	物品の管理、メンテナンスをどこがどのような形で行なうのかを考えた場合、市町村では難しい。業者がレンタルし、レンタル料の9割を補装具費として支給するとした場合、支給決定をどうするのか（レンタル料にもよるが、貸与の方が自己負担が高くなるケースが考えられ、貸与が適当と思われるケースでも給付を希望する場所があるのではないか。給付と貸与の基準をどうするか。貸与の場合、支給決定は月ごとに行うのか、支払いをどうするのか等）。
55	千葉県	〇〇市	用具の貸与状況の把握が必要となる。この他、貸与とした場合の利用者の費用負担はどうするか。また、利用者の費用負担の有無に関らず、貸与を受けた利用者本人の不注意で用具を破損又は紛失した場合の取扱いはどうするか。
56	埼玉県	〇〇市	介護保険制度においては、当初より福祉用具の貸与が導入されているが、障害者施策においては、一部を除き、従来より「交付又は給付」制度であり、車いす貸与方式の導入は大きな変革である。障害者の方の中では、「車いすは交付を受けるもの」という意識もあると思われ、導入にあたり、障害のある方の理解を得るための事前のかなりPR等が必要になる。また、制度の運用（置き場所）や予算、手続きの方法等の課題がある。
57	埼玉県	〇〇市	・貸与では納得せず給付を希望する方への対応・貸与対象品の管理、貸与方法が、一自治体単独では人口規模により効率的でなくなる場合が考えられる。
58	埼玉県	〇〇町	貸与方式が広く認知されるまで、時間がかかる。個々の障害の状況等により、装具の適否や生活状況を総合的にサポートする人材が必要。
59	埼玉県	〇〇町	用具を貸与可能とした場合、申請者が増加し、結果として自治体の費用負担が大幅に増額になると思われる。
60	大分県	〇〇市	レンタル料が利用者の負担にならないような予算措置が必要。
61	大分県	〇〇市	支給決定に関する事務量の増加、レンタル料の徴収について
62	大阪府	〇〇市	要綱・負担額・市上限額の見直し。
63	大阪府	〇〇町	貸与期間や、購入した場合と比較した金額。また、2台持つ場合に購入と貸与の併用は可能か。
64	奈良県	〇〇町	小規模の町村においては、補装具等の申請件数が少ないため、回収・保管・廃棄等のコストを勘案すると貸与方式によるメリットは感じられない。
65	奈良県	〇〇町	オーダーメイド型車いすを必要とする方の細かなニーズを渡えることが出来るかどうか課題である。たとえば、クッションの材質等。
66	宮城県	〇〇町	ベット等回収の際に、クリーニング・消毒等が必要になると思うがその費用負担をどうするかという事と、町で保管管理することは難しいという事です。介護保険のように業者で貸借・回収等できればと思います。
67	富山県	〇〇町	特殊寝台：長期使用が多いので、利用者にはコスト的にも高くなる。介護保険単価になると自治体が9割負担で財政面で負担多くなる懸念あり。 移動リフト：ベット同様自治体の財政負担多くなる懸念有り。吸引器：使用者側の心情面で抵抗ありレンタルにむかないと考えられる。
68	岩手県	〇〇市	・実施要綱の改正・対象者への周知・基準額以下の場合、購入したほうが安価なものもあること
69	岩手県	〇〇市	使用後の消毒等の衛生面の管理。専門の業者への委託が想定されるが、万が一の危険性（菌等が混入した場合等）を十分考慮した上で、実施する必要があり、現段階では判断する事が難しい状態。
70	岩手県	〇〇市	貸与されていない物品の保管・管理をどうするのか、また、物品の修理・補修等をどうするのか等を検討する必要が考えられる。（補助というかたちであればその補助の割合について。）
71	広島県	〇〇町	対象となる方の設定や、生活の実態、状況等を正しく把握できるかが課題となる。
72	広島県	〇〇市	・電動車いすでは、商品価格が高い型式の貸与を行う事業者が確保できるか。地域の補装具業者にリスクを強いることは難しく、メーカー側で全国を対象とした貸与品を準備いただけないか。電動車いすに限らず自治体が貸与品を準備することは不可能と思われる。・貸与期間が長期に及び購入費用を支給するよりも支出総額が大きくなるため、補装具に要する支出が現状より膨らむ可能性があるが、それに見合う十分な予算を確保することができるか。・特に初めて補装具を使う場合、その利用者は用具や業者の情報を持ち合わせていない場合が考えられる。
73	愛媛県	〇〇市	貸与品の管理
74	愛媛県	〇〇町	貸与方法にした場合の負担金額。（自治体、個人）
75	愛知県	〇〇町	商品の確保、管理を町で行うことが難しい。
76	新潟県	〇〇市	在庫管理（保管スペース、適正な数）、予算（購入費）、ニーズに応じた品目の選定、貸与品の運搬等が課題。※以前は、電話、FAX、特殊寝台の貸与事業を実施していたが、現在は全て廃止。給付事業に一本化。
77	東京都	〇〇市	支給とするか、貸与とするかの判断が求められるので、その判断基準が明確であることが必要。検討を要する。
78	東京都	〇〇市	・事務手続きが煩雑となる恐れがある。

ID	県名	市区町村	想定される課題
79	東京都	〇〇市	月々の支払の管理を行うために、新たなシステムの導入等が必要となる。
80	東京都	〇〇市	大型の物が多く、保管場所がない。
81	沖縄県	〇〇市	想定される課題は、上記の補装具類を購入する費用、修理等にかかる維持費、かつ保管場所が確保出来るかが上げられると思われる。
82	滋賀県	〇〇市	A L S等の筋力低下や筋萎縮症者に対する意思伝達装置の給付は、刻々と変化する対象者の症状に対応できることが求められるが、用具の給付しかできないとなると、更生相談所での判定を受けたのちには、対象者の症状が変化している可能性が高く、貸与方式の導入により即応性が高まると考えられる。ただ、意思伝達装置の本体部分は貸与できる可能性が高いと思われるが、周辺機器、特にスイッチ類は貸与になじむか検討が必要と思われる。
83	熊本県	〇〇市	貸与用具の貸し出し管理、保管及び運搬が自治体では難しい。
84	神奈川県	〇〇市	現在、本市の特殊寝台貸与事業は特殊寝台の購入、処分費用を1件ごとに業者へ支払う方式で行っているが、財政的に利用者の状況に合った特殊寝台の新規購入ができず、対象者の利用申請受付が困難となっている。貸与方式をどのようなシステムで取り入れるかが問題になる。また新製品導入の要望と品目への反映調整も困難が見込まれる。
85	神奈川県	〇〇市	貸与の単価設定や貸与の方法等の制度的な整備と、支払いシステムの確立等が課題。
86	福井県	〇〇市	・自己負担額の設定など基準額に関すること・他自治体との関係（ある程度統一された基準）
87	福岡県	〇〇町	個人負担の設定（現在の貸与品目については無償であるが、介護保険との釣り合いが取れるような設定が必要）
88	福岡県	〇〇市	障害の状態が変わらず、長期間同じ補装具等を使用する障害児・者にとっては、購入するより貸与の方が月々の利用料が割高に感じる人が出てくる。
89	福岡県	〇〇市	業者選定。
90	福岡県	〇〇市	自治体、さらに利用者においても、貸与方式としたほうが費用がかかってくることも考えられる。
91	福島県	〇〇市	貸与申請が集中した場合に、取扱い業者の関係で対応できない場合がある。
92	群馬県	〇〇市	・介護保険での給付するものとの耐用年数が同じ必要があると思われる。
93	茨城県	〇〇市	利用者の費用負担。貸与と支給・給付を同時に認めることが適当かどうか。利用者、自治体及び事業者間において介護保険制度と同様の貸与方式を適用できるかどうか。貸与に当たり利用者と事業者との契約とするか、事業者と自治体との契約とするかなどの契約の問題。
94	茨城県	〇〇村	大きな課題は、ないように思います。しかし、実際の補装具や日常生活用具を取り扱う業者等が事業を理解して行ってもらえるかが重要ではないかと思えます。
95	茨城県	〇〇市	返却期限までに返却がされなかった場合における対応措置、介護制度と貸与制度の明確な線引き、貸与期間の設定などが想定される。
96	茨城県	〇〇市	貸与方式も可能とした場合、利用者の生活状況によって選べるので選択肢としては広がることはあるかと思うが給付での耐用年数との関係、貸与から給付にと希望した時の公的制度に該当する為の要件の判断、支払事務の煩雑化等が課題として想定される。
97	長野県	〇〇市	利用料金の算定について、どのように行うか。
98	青森県	〇〇町	自己負担、公費負担額の設定をどうするか。
99	鳥取県	〇〇村	それぞれの身体状況が違うため、用具を購入したほうがよいのか、レンタルしたほうがよいのか判断が困難である。単価の設定。
100	福岡県	〇〇市	・介護保険のメニューにある車椅子や特殊寝台などは取扱い業者も多く、貸与方式導入もスムーズに移行できると考えますが、使用期間・月額貸与金額によっては購入したほうが安くなることもある。例えば、車椅子普通型（レディメイド）基準額100,000円、使用年数5年以上の場合、貸与金額が月額1,666円以上であれば購入のほうが割安。・購入の場合には自治体の支払事務は1回で済むが、貸与した場合には毎月支払事務をしなければならない。
101	埼玉県	〇〇町	同じ種目で、違う用具を利用したいとなった場合、どういう条件で変更を認めるのか、基準を定めておく必要がある。
102	山口県	〇〇市	貸与と用具費給付の仕分けについて明確な基準を定める必要がある。
103	東京都	〇〇市	用具の管理、メンテナンス、定期的な使用状況等の確認等が課題となる。同一用具の件数が増えると貸与できずに順番待ちが起きるなどの可能性がある。逆に誰も使わないと維持費だけがかかる。
104	神奈川県	〇〇市	・意思伝達装置…市町村管理の形態での貸与は難しい。リース等の形態で常に新しいものあるいは修理に対応できるなどの利点が無ければ、意味をなさないとと思われる。申請件数から見ると件数は少ないので、実情としては貸与の利点が不明か？
105	静岡県	〇〇市	貸与方式を導入した場合、事故等が発生した場合の責任の所在、受給・調整をどのように公正・平等の行うのか、相談者は誰が担うのか、機種別のメンテナンスは誰が行い、予算はどうするのかといった課題が生じる可能性がある。

ID	県名	市区町村	想定される課題
106	北海道	〇〇市	耐用年数以上利用している障害者が多くないなかで、貸与方式になると、耐用年数が経過するたびに新しくする事になり、障害者自身の自己負担も、自治体の財政負担も多くなる。
107	広島県	〇〇市	貸与品を取り扱う事業所数、一定以上の規模がなければ、障害者の希望に応じた貸与品の提供をできないため、比較的規模の小さい当市では、サービス提供体制が不十分になると思われる。解消方法として、介護保険の福祉用具貸与事業所であれば、障害福祉の事業所も兼ねることができれば、事業所数及び貸与品の種類等の充実が図れると思われる。
108	滋賀県	〇〇市	貸与の用具が故障した場合において修理をどう取り扱うかという問題
109	群馬県	〇〇町	交付した場合と貸与とした場合の費用の違い。申請者が交付を望むが貸与しかできない場合。
110	東京都	〇〇市	保管場所、メンテナンス費、保有する用具の数の予測、利用者負担の額など
111	兵庫県	〇〇市	介護保険の福祉用具貸与のシステムに乗る形が運用としてよいと思う（自治体自身による用具の保管、在庫管理、品質管理、新商品への対応は非効率で困難であるため。）が、自立支援法上ケアマネージャーが位置付けられていないため、その利用方法が適正か、利用が有用かのチェックなど管理体制をどう構築するか。必要数確保できる事業所が参入してくるか。必要度が低く、貸与の継続が適当でないと判断されるケースへの対応。不適切な扱いをした場合への対応。
112	福岡県	〇〇市	・貸与するための用具を管理する福祉用具貸与業者や、国保連のような請求システムが必要となる。 ・貸与にかかるレンタル料を毎月納めることとするような場合、事務が繁雑になる。
113	兵庫県	〇〇市	ここでいう貸与方式が、市が貸し出すという意味であるならば、保管場所が最も困難となる。
114	石川県	〇〇町	一斉に貸与方式をスタートすると耐用年数も同じくらいに一度に切れるので、修理・代替品の用意で混乱が起きる可能性がある。
115	群馬県	〇〇市	介護保険制度と同様に、毎月一定の自己負担額を支払うとした場合、公費負担額分については国保連を通じて市に請求することになるため、システムの整備や毎月の給付管理が必要になる。トラブルが発生した場合、利用者がどこに連絡すればよいか、どのように対応したらよいかなど、混乱しないよう介護保険制度におけるケアマネージャーのような存在が必要になる。
116	広島県	〇〇町	期間を定めず貸与方式をとると、種目によっては利用希望者が多数になり、対応できないことが想定される。業者と利用者の契約によることとなっているが、業者や費用についての情報提供を充分に行う必要がある。
117	東京都	〇〇市	費用の助成等の事務が煩雑になってしまう恐れがある。

3.4 その他、貸与方式導入に関する意見、要望等(全データ)

ID	県名	市区町村	貸与方式導入に関する意見、要望等
56	福岡県	〇〇町	貸与方式にした場合は、レンタル料の支払いが煩雑になり、市町村の事務量が増加すると思われる。
57	群馬県	〇〇村	当村は、人口5千人程度の小規模村で事例も少なく、又、障害福祉より介護保険が優先されることなどから、現状では補装具や日常生活用具などの貸与方式については特に考えておりません。
58	青森県	〇〇町	障害者(児)については、給付がよいと考えます。貸与可能な車イス等については、介護保険で対応できるので現在のままでよいと考えます。
59	秋田県	〇〇市	日常生活用具に関しては、排泄管理支援用具、便器、入浴補助用具等の衛生面に関わるもの意外は、すべて貸与方式導入が望ましいと思われる。
60	静岡県	〇〇市	介護保険制度における福祉用具と障害者自立支援法に基づく福祉用具(補装具、日常生活用具)のあり方は異なるものと考える。障害者は高齢者と異なり、障害特性においてその必要とするものは多種多様であり、介護保険制度における限られた既成品の中から貸与を受ける方式は障害者の制度にはなじまない。高齢者に比べ障害者の用具の使用期間は長期に及ぶ。
61	静岡県	〇〇市	介護保険で貸与ができていないものは補装具や日常生活用具でも貸与ができるのではないかと考える。貸与のみにするのか、希望があれば購入にするのか検討が必要だと思う。また、貸与製品を破損した場合、修理費用等は自治体が負担なのか本人なのか契約等で決める必要もあると考える。使わなくなった装具、用具の処分に困るとの意見もあるため貸与導入により改善できればいいと思う。
62	佐賀県	〇〇町	制度に法って貸与するとすると、現状では利用者から負担金を徴収しないといけなないと思えますが、長期貸与した場合に、個人で購入したほうが負担が軽くて済む可能性があるのではないのでしょうか。期間付きの貸与を条件とするならば必要性もあるのでは、とも思いますが…
63	兵庫県	〇〇市	申請から貸与まで時間がかからない制度にしていただけると嬉しいです。障害児に関して、成長などの為耐用年数未済で再交付することがほとんどなので、一から新しい補装具を作り直す必要がない良い貸与の制度を考えていただけると嬉しいです。
64	北海道	〇〇町	貸与方式導入による補装具の効率的利用は、望ましいが、どこが保管、管理するのか。また、貸与に最適な補装具は、相当限られる。
65	北海道	〇〇町	利用者や業者が十分調整のうえ製作しているのでも、いまの方式でも利用者の状態にかなりマッチした商品を使ってもらえていると思う。また長期使用がほとんどなので貸与方式のほうがかえって利用者の負担額が増えてしまう場合もある。さらに自治体側の事情をいえば、当町のような小規模な自治体にとっては在庫管理やメンテナンス等の業務は非常に重荷となる。以上のことから、貸与方式導入のメリットはほとんどないと思います。
66	北海道	〇〇町	日常生活用具は地域生活支援事業であり地域の実情により実施方法が異なっているが、貸与可能な用具についての要件等を統一し、明確にさせていただきたい。
67	千葉県	〇〇市	貸与方式について、現状では当市の利用者からの要望等はない。補装具に関しては、それぞれの利用者の身体状態によって、形式・形状が異なるため、一部の種目(レディメイドの車いす等)以外について、貸与方式は望ましくないとと思われる。日常生活用具に関しても、貸与することで老朽化し、事故にも繋がる可能性がある。そのため、貸与方式にするとしても、十分考慮する必要がある。
68	和歌山	〇〇市	本市では、基準内の補装具費に関して、本来1割である利用者負担も市が負担しているため、料金を伴う貸与制度ではあまり意味をなさない。
69	埼玉県	〇〇町	障害とは、症状が固定してからの状態であり、状態の変化が大きく起こることは考えにくいので、貸与方式ではなく、現在の給付の形態維持が良いのではないかと考える。
70	埼玉県	〇〇町	障害児者の身体状況は著しく変化しやすいため、貸与方式を導入したほうが、本人達の身体状況に常に適合した用具を使用することができると思われる。
71	大阪府	〇〇市	①貸与方式を導入するなどの補装具費支給制度を見直すことになった場合、見直しの検討会議などを行なうと思いますが、会議の進捗状況や内容などの情報提供を全国の自治体に行ってください。②貸与方式を導入する前に、利用者(障害者団体など)と業者(福祉用具販売事業者やメーカーなど)と自治体にパブリックコメントなどを行ない、それらの意見やニーズを収集して、十分に反映されるようなものにしてください。
72	宮城県	〇〇町	業者と貸与を受ける者の契約により直接業者から貸与を受けることができれば、自治体として、保管場所・修理等のメンテナンスに支障がないので、そのようなシステムにしてほしい。
73	富山県	〇〇市	①障害者の状態に合わせて製作する「補装具」は、使用終了しても他人は使用できない。また、貸与とする際の本人負担率をどうするのか(月額5%でも20ヶ月で10割となる)、経費の節約となるかは不明。②「日常生活用具のうち自立生活支援用具」については、既製品が多く、使用終了時に(中古品として)他人も使用できると思われるが、若年障害者に給付する機会が多いことから、ほとんどが故障するまで長く使用してしまうため他人に転用できるとは思えない。③このことから、介護保険の福祉用具貸与サービスと同じ仕組みを導入するには慎重
74	岐阜県	〇〇市	市で貸与物品を確保しておかなければならないなら無理だが、業者からの貸与であれば高額な日常生活用具(点字ディスプレイetc)は、貸与方式でも良いと考えます。
75	愛媛県	〇〇市	日常生活用具全般にわたり、新規で購入を考えているが、どういうものなのか試行したいとの問い合わせが結構ある。しかし、現実問題として当市近辺も含め、販売事業所にデモ機を置いてあるケースがほとんどないため、購入に苦慮される方々が多数いらっしゃる。購入希望の本人に対して、一定の期間を設け貸し出しできる制度、貸与できる対象物となるものがあれば日常生活活動により良いものとなると思う。

ID	県名	市区町村	貸与方式導入に関する意見、要望等
76	愛知県	〇〇市	障害児の補装具は、身体成長・状況の変化にあわせ数年で新規交付することが多く、使用期間が短期間になる場合が多い。一人一人にあったオーダーメイドの物品が多いが、貸与物品の種類を増やし、貸与対応できる場合には、貸与製品を選択する制度になると、物品の有効活用につながると思う。
77	愛知県	〇〇町	貸与方式の意見とは関係ありませんが、パルスオキシメータを日常生活用具の品目にあげている市町村は多くあるのか、対象者等ご存知でしたら教えてください。
78	新潟県	〇〇市	介護保険と比較し、身体に障害のある人は（重度になればなるほど特に）個々の状態が異なることが多く、身障制度において既製品の貸与方式はなじみにくいものであると考える。また既製品で対応が可能であるもの（視覚障害者用拡大読書器、電気式たん吸引器など）の場合も、長期間毎日のように使用するものであったり（貸与品が破損及び磨耗して返却された際には、修理不可能な状態になることが予想される。また購入費等を支給した方が公費の削減になるのではと思う）、衛生面を考慮すると使い回しが懸念されるものであったりするため、貸与方式
79	東京都	〇〇区	管理及びメンテナンスに問題があると思う。長期間使うものなので、本人に適合するものを給付すると思う。
80	福井県	〇〇市	基本的に日常生活用具は、消耗が激しく、衛生的にも使いすてのものが多い。ただ、児童の訓練いすがサイズがあわなかったものや、死亡等で本人が使わなくなったもので使えるもの（視覚障害者用ポータブルレコーダー等）は、自主的に市に返還してもらい用具のサンプルとすることも可能である。ただ、現在障害者（児）からの要望がないので、今後要望が多い用具を検討したり、使わない用具を省くことも検討される。
81	茨城県	〇〇市	補装具については、その特徴から利用者一人ひとりに適合するものが異なるため、貸与方式は相応しくないと考える。ただし、レディメイドの普通型車いすは例外的に貸与できる製品であろう。日常生活用具については、衛生上問題がなければ給付、貸与をすべてよいように思う。ただし、現段階で利用者から「レンタルはイヤだ。自分の用具が欲しい」という声（特に介護保険が利用できる方：理由は、「他人が使ったものはいやだ」「自分好みの仕様にしたい」「月々のレンタル料を支払うくらいなら、購入した方が安上がりな気がする」等）はあっても
82	茨城県	〇〇市	補装具は、身体状況に合わせて作成されるものがほとんどなので、貸与方式を採用するのは難しいのではないかと。高額になる物品が多いのも確かなので、貸与が可能であれば、利用者も自治体も助かる面もある。
83	茨城県	〇〇市	特に障害児については、成長等により、障害者よりも耐用年数未満でも本人に合わなくなるケースが多いと考えられるので、一般的な車いす等については貸与の制度があれば、本人にとっても自治体にとっても経済的にも望ましいと思うが、それぞれの障害に応じた調整や付属品等が加わっているのが実情なので、実際にはどこまでのものが可能かなど、難しい面も多いと思う。
84	長野県	〇〇町	・補装具は個人毎のハンディにあったものが原則であり、既製品や他の人の障害状態で製作された補装具では対応が難しいと考えます。・所得に応じ一部自己負担をしていただく現在の制度は自分の補装具であるとの意識が働き、大切に扱うものと考えます。・不要とし返還された補装具
85	静岡県	〇〇町	在庫の保管・管理・修理などについて、保管スペースや品質保持の面で貸与方式での対応が難しいかと思われます。
86	香川県	〇〇市	補装具は障害者にとっていわば体の一部のため、それぞれがオーダーメイドとなっており、貸与にはそくわないと感じえる。
87	佐賀県	〇〇市	現在のところ、障害者本人または家族が希望する日常生活用具等を支給していますが、障害者本人または家族が業者と協議をした上で用具を決めていただき支給決定をしています。貸与方式にしてほしいという市民からの要望はなく、自分にあった用具を日常的に使ってほしいという声もあることから、現行のままよいと考えています。
88	佐賀県	〇〇町	貸与申請等の相談がありません。
89	兵庫県	〇〇市	障害については、身体の状態が改善されることはまずないと考えられ、貸与方式を導入した場合の貸与期間は長期間になると考えられます。長期間になると、利用者の負担も大きくなると思われる。補装具に関しては、体の状態に合わせた特別な物が多く、全ての補装具を貸与方式にすることは考えられない。既製品についてのみ貸与方式にすることも考えられるが、現在の取り扱いでさえ、更生相談所に判定を受けるケース、市で決定できるケースがあり、それも種目によって異なるので、この上貸与方式が導入されると事務が混乱し煩雑になる危険性
1	北海道	〇〇町	補装具・日常生活用具は両方とも普通の生活をするためには欠かせないものとなるので、一度給付したら壊れるまでは使い続けられるものであり、給付するときに自分に合ったものを選んで安心して使ってもらいたい。しかし、すぐに身体状態が変わり合わなくなる児童用の装具等には可能であれば装具を揃えて貸与方式にした方がいいかもしれない（それぞれ体形が違うので装具を揃えるのは難しいかも）。破損して使えなくなり再交付することもあると思いますが、もし貸与方式を導入して貸与中に使用者が破損してしまった場合は誰が責任を負うのか
2	千葉県	〇〇市	・市民から貸与方式を希望する声も聞かれず、また更新手続き等を考慮すると、それほど早期に導入する必要性はないのでは。・補装具は体の一部を補うという観点から、基本的にオーダーで作成するものが多く、「借り物」ではなく「自分の物」として交付することが望ましいと考えています。また、一部の補装具だけ貸与可というのも混乱を招くのでは。
3	和歌山	〇〇町	障がい者が生活をしていく上で必要な用具ばかりであるため、本人様により適した用具、形式を提供するためにも、貸与方式は必要であると思う。
4	奈良県	〇〇市	基本的にはオーダーメイドである補装具や、次々に新しい機種が売り出される情報・意思疎通支援用具は貸与には適切と考えられる。

ID	県名	市区町村	貸与方式導入に関する意見、要望等
5	沖縄県	〇〇村	もし貸与方式を導入するにしても、「貸与に該当する種目は貸与のみ、給付における種目は給付のみ」というように一律に決めるのではなく、市町村の裁量で決定できるように制度に柔軟性を持たせてほしい。
6	茨城県	〇〇市	取扱い事業所数が少ない場合、結果的に給付の方が対応しやすい状況が生じてしまいます。また、貸与による場合、衛生的に不適切と思われる物品に対しての貸与方式は望ましいとは思われませんが。介護保険制度と調整し、貸与物品については、同内容とすることが適当と思われる。
7	高知県	〇〇町	補装具、日常生活用具のうち直接触れる機会の少ない品目もあるので、よく検討したうえで貸与を考えていかなければならないと思う。貸与にした場合、一つの物を何人もの人が使うことが想定されるので衛生的にどうかという不安もある。
8	佐賀県	〇〇町	現在の種目で必要とされている分は、**町においては交付できています。
9	兵庫県	〇〇市	介護保険では既製品の車いす等が福祉用具の貸与として認められていますが、障害施策において補装具費給付の対象となる方はオーダーメイド対応が多く、また日常生活用具についても、衛生面（用具の性質上、身体に直接触れて使用するものが多い）等の理由から、貸与に馴染まないと考えます。また、現在のところ、市民の方から貸与方式導入についての要望等は頂戴しておりません。
10	岩手県	〇〇市	補装具・日常生活用具は、個人の所有するものという意味合いが強く、貸与にはそぐわないものが多いと感じる。また、利用者の心情的に貸与方式での利用をするかどうか疑問である。
11	岩手県	〇〇市	この調査について、昨年度の書類を全て確認する必要があるため、次回からは十分に余裕のある締め切りを設定してほしい。
12	広島県	〇〇町	3. 1については、今回の趣旨や補装具の定義とは異なるかもしれないが、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要である。
13	広島県	〇〇市	・疾病特性上の一部を除き、補装具を長期にわたり使用する方が多いため、コストとしては支給のほうが効率的。一方で、支給後結果的に使用されなかった事例も見受けられる。心理的負担なく十分試行し納得いく用具を導入することができればこのような事例は解消されるのではないかと。同一人に対して導入時には貸与とし、継続使用移行後または個別対応必要時は支給にできるような仕組みがよいと思われる。
14	徳島県	〇〇町	補装具は身体障害者等の身体機能を補完又は代替し、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであることなどから、貸与方式になじまないと思われる。また日常生活用具も同様、日常生活上の便宜を図るために給付しており、継続して長期間使用すると見込まれるため貸与は望ましくないと思われる。
15	愛知県	〇〇市	介護保険では貸与方式を採用しているが、補装具や日常生活用具の制度については貸与方式は採用されていない。介護保険対象年齢の障害者は品目により介護保険が優先されるため、日常生活用具は貸与方式に統一したほうがよいのではないかと。また、実際のところ高齢者に日常生活用具を支給後すぐに死亡するケースが見受けられます。
16	愛知県	〇〇町	貸与方式も介護保険同様、事業所と本人とのやりとりであればうまくいくのではないかと。
17	新潟県	〇〇市	介護保険のような民間業者からのリースが検討できないか
18	東京都	〇〇市	身体の個々の条件を考慮して作る必要のないものなら、貸与方式の導入は可能だと考える。
19	東京都	〇〇市	・地域生活支援事業実施要綱における「その他の事業」に掲げられている「生活支援事業」の「福祉機器リサイクル事業」との棲み分けが必要である。
20	東京都	〇〇市	補装具については、利用者個々の障害状況や身体状況の違いのため、補装具の設計が個々で異なるものが多い。これをすべて貸与方式としたとしても、1人の利用者には合う補装具が他の利用者の身体状況に合うとは限らないため、貸与方式での望める効果としては、部品の回収・リサイクルといったものが大半となると思う。日常生活用具についても、ほぼ全ての利用者が使用不可能になるまで用具を使用していることから、貸与方式として回収しても、再利用はできず、部品の回収・リサイクルといった効果しか望めないと思う。また、貸与方式とした場合、月々の費
21	滋賀県	〇〇市	日常生活用具ではあるが、たん吸引器やネブライザーについては、利用者から、「給付を受けた用具が故障すると生活に支障をきたすうえ生命維持が困難になる危険性を考えて、給付品とは別に自費でもう1台購入する」ということを聞いており、貸与方式を導入することでこの不安が解消されるならば、導入するべきと考える。
22	滋賀県	〇〇市	補装具は障害者（児）の身体機能を補完し、または代替し、かつその身体への適合を図るよう制作されたものであり、障害者（児）の身体に装着することにより、その日常生活においてまたは就労もしくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものである。また、医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものである。以上のことから、補装具において貸与方式を導入することは、障害者（児）に対して本人の身体状況に適合した補装具が貸与されない可能性もあり、貸与方式の導入は適
23	熊本県	〇〇市	用具の管理及び貸し出しについて、障害福祉サービスのように事業所との委託契約ができれば可能では。
24	神奈川	〇〇市	補装具については、オーダーメイドや、利用者の体に合わせた装具を必要とする為、貸与方式ではなく支給による装具が適切であると考えております。また日常生活用具も同様に、利用者の日常継続的な使用が考えられる為、貸与ではなく支給が適切であると考えています。
25	神奈川	〇〇市	介護保険制度との平等性をはかるため、特殊ベッド・移動用リフトなどは検討が必要と思われる。

ID	県名	市区町村	貸与方式導入に関する意見、要望等
26	神奈川県	〇〇市	前述のとおり貸与方式システム（費用負担や貸与品目の決定方法）の内容によって一長一短であると思われるが、既存の給付決定や支出方法に大きな影響が発生するため、導入する場合は十分な移行準備期間が必要になる。また、日生具については基準等におおよそのガイドラインが示されると検討しやすい。
27	神奈川県	〇〇市	補装具は、障がい者の失われた身体部位あるいは機能を補うための特殊な製品であり、また、直接障がい者の身体に装着させて使用するものがほとんどであるため、貸与方式にはなじみにくいのではないかとと思われる。日常生活用具においては、上記品目に限らず、介護保険での貸与品目該当の品物であれば、上記課題をクリアすれば導入は円滑に行えるのではないかとと思われる。
28	神奈川県	〇〇市	身体状況からしてどうしても既存の用具では扱えないなどの理由がない限り、基本的には介護保険と同様に直接的に肌に触れるもの以外は貸与方式を取り入れることが可能なのではないかとと思われる。
29	福井県	〇〇市	耐用年数が過ぎれば新しい補装具がもらえるものと思っている利用者が多くいる。そこで、貸与式の導入にあたっては、勘違いを増長させるような制度になることは避けていただきたい。 障害者も高齢化しており、介護保険制度におけるサービスの利用者が増えている。障害特性や身体状況に合わせたオーダーによる補装具の支給をではないレディメイドの貸与である場合、当市では大きなメリットを受けるような対象者数ではなく、また購入前に試してみることや納品時間の短縮は、取り扱い業者のサービスであると捉えている。
30	福岡県	〇〇市	現在、給付のみであり今後も貸与方式導入の予定はありません。
31	福岡県	〇〇市	進行性の障害のある人、児童など必要な補装具が変わっていく障害児・者には、貸与方式の方が望ましいのではないかと。
32	福岡県	〇〇市	児童の場合、成長に伴い身体に不適合となるケースがあるので、成長に合わせてその成長時期にあった商品にその都度変更できる点は有益であると思う。
33	福岡県	〇〇市	介護保険の福祉用具貸与の品目については、障害においても貸与可能ではないかと考えられるが、障害の場合、障害状況が固定されていること、個人々人での障害状況の違い、利用者や自治体の費用負担等を考えると、貸与方式が好ましいとは一概に言えない。
34	福岡県	〇〇村	当村では、重度身体障害者に対する日常生活用具給付等事業が平成18年10月1日地域生活支援事業に移行後、貸与方式は廃止とした。以前の実施規則では、福祉電話及びファクシミリのみ貸与方式で実施していたが、過去からの利用者の実績がなく、廃止に至った。
35	福岡県	〇〇町	障害者の更生用装具の場合、治療用と違い、機能障害が固定した後、日常生活動作の向上のために、長期使用するものであり、貸与は困難と思われる。
36	茨城県	〇〇市	貸与は衛生や管理面、安全性から考えると難しいと思われる。また、多種多様な個人差に対応しづらい。
37	茨城県	〇〇市	貸与方式を導入することにより、運営方法によっては自治体の支出が削減できるかもしれないが、社会全体として有益なものとなるかどうかをよく検討し、障害者や事業者等からも意見聴取をし、導入するかどうかを決定していくことが良いと思います。
38	茨城県	〇〇村	行政と利用者、行政と業者、業者と利用者のかかわりが明確であって連携がとりやすいようにしていただくと幸いです。
39	茨城県	〇〇市	基本的には補装具も日常生活用具も障害者固有のものが多いため、給付方式が制度の概念からしても適当と考えられる。しかし、中には障害者固有の特性を要しない品目に関しては、貸与方式の導入も可能であると思う。
40	長崎県	〇〇町	補装具は個別の身体状況に適合したものを交付する必要があるため、日常生活用具は使用頻度の高さや使用期間の長さ衛生面などから貸与方式はなじまないと考えます。
41	長野県	〇〇村	貸与方式においては期間が長期に渡る場合も考えられるため、利用者負担の軽減を考慮すべきではないかと。
42	長野県	〇〇市	身体障害児の車椅子など、体の成長に応じて再交付する必要がある物品について、使わなくなった物品の再利用や成長対応できる物品を作成するなどして、製品の無駄が生じることがないように、貸与で利用できる品目については貸与制度を導入することを希望します。
47	青森県	〇〇市	・補装具及び日常生活用具を申請する方のニーズとしては、貸与より購入を望んでおり、例えば介護保険適用者で車いす及び特殊寝台等の申請があった場合は、介護保険で貸与している旨を説明するが、ほとんどの方は購入を希望して窓口に見えているので、たびたび苦言があり、貸与方式導入に関しては消極である。
48	鹿児島県	〇〇町	貸与方式は、そのときの障害者の状態に合わせた商品を使用できる点が良いと思います。ただし、長期使用される場合には負担額の増加が見込まれます。また、事務量の増加も考えられます。
49	兵庫県	〇〇市	障害内容等の変化に応じた補装具を利用するためには、耐用年数がある購入方式よりも貸与方式の方が利用者のニーズに対応はできるかと思えます。ただ、介護保険のような貸与よりも購入したいとの声が多く、貸与方式導入の必要性をあまり感じておりません。
50	北海道	〇〇町	補装具については、一般生活を補うもの、日常生活用具は日常生活上不可欠なものと認識しており、通常貸し付け対象となるものは少ないと思う。ただ、上記に記載したとおり毎日使用しない物、期間限定で使用するものなどは、貸与方式も検討すべきかと思う。対象者の負担軽減にもなるのではないかと。

ID	県名	市区町村	貸与方式導入に関する意見、要望等
51	埼玉県	〇〇市	電動車いす等の判定で県リハに所内判定を依頼するにあたり、車いすを持参しなければならないことや自宅で練習等を行わなければならないなどの条件があり、貸与できる補装具があると対応がしやすいと思われる。しかしながら、市単独の貸与となると補装具の保管場所等を確保することが困難であると思われる。
52	大阪府	〇〇町	貸与方式を導入すると市町村の負担額が増えるのではないかと考えられますし、物品の保管や廃棄はどういうふう処理するのかわからないし、できれば貸与方式はしないほうがいいと思います。
53	岐阜県	〇〇町	介護保険制度の福祉用具と同種目は貸与方式を導入する。
54	広島県	〇〇市	補装具については、その人の身体にあったものを作る場合がほとんどなので、貸与方式導入には向かないと考える。また、日常生活用具についても、レンタルの契約をしたり、レンタルした方をずっと追わなければならないので、貸与方式導入には向かないと考える。
55	栃木県	〇〇町	今のままでよい
43	青森県	〇〇町	貸与期限の設定をどうするか等の設定基準があればよい。
44	山形県	〇〇市	介護保険の基準に合わせ、65歳到達で介護保険に移行しても以前と同じようにサービスが利用できるようにしたほうがいいのではないかと。
45	熊本県	〇〇市	衛生的に問題がないものについては貸与方式の導入には賛成です。可能なものに対しては資源の活用をおこなうべきと考えます。自治体での貸与の管理となると専門家ではないので支障がでてくると思われます。貸与の項目については上記では少ししか書いていませんが、介護保険で貸与可能となっているものについては同様のことができるようになればと考えます。
46	福岡県	〇〇町	補装具について、障害（児）者の有している能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を送ってもらえるよう、個々に合わせ支給するものと考えているので、貸与方式導入は困難なように感じる。また、日常生活用具についても、入浴や排泄、衛生に関する用具は貸与方式には適さず、その他の用具についても貸与方式でどこまで業者が対応できるのか、障害（児）者本人の負担等、課題は様々あると思われる。障害（児）者の方々により自立した日常生活・社会生活が送れるよう、当事者の立場を最優先に考え、導入を検討してもらえればと思う。
90	北海道	〇〇市	介護保険サービスとの兼ね合いからも、近年、貸与方式の方が望ましいと思われる給付は無い状況にある。
91	北海道	〇〇市	特に種目は絞らないが、日常生活用具給付では修理費支給がないため、拡大読書器や文書読上げ装置など高価で耐用年数が高いものは破損の際、利用者・自治体双方の負担が大きくなるのでメンテナンスも含んだ貸与があればよいのではないだろうか。
92	北海道	〇〇村	貸与方式導入にあたっては、可能な限り広域的な実施を希望。
93	千葉県	〇〇市	貸与方式導入は難しいと思われる。
94	千葉県	〇〇市	日頃の業務を通して、ケースによっては貸与の方が適当と思われることはあります。貸与方式があればよいと思いつつも実際に実施するとした場合には難しさも多く感じます。具体的な良い方法がみつければよいと思います。
95	千葉県	〇〇市	貸与方式導入にあたっては、各用具の製作・販売事業者の協力が必須と考える。用具の調達管理や修理廃棄は事業者により実施されることを希望する。3. 1にあげた品目以外で、日常生活用具や補装具の再交付を受けた後も、古いものをスペアとして使っている話をよく耳にする。貸与方式を導入した際、手元にそういったスペアが残らないこと
96	埼玉県	〇〇市	補装具は原則として介護保険優先だが、介護保険はレンタルであるため、障害福祉の制度で給付を希望する人が多い。制度の優先順位を説明してもなかなか納得してもらえないことがあり、既製品の車いすについて貸与方式をとったうえで、障害状況等から、オーダーメイドの車いすが真に必要な方については、車いすを作成し、交付する形で整理できると考えられる。また、今までは、耐用年数経過前の再交付は難しかったが、貸与方式を導入することにより、耐用年数にかかわらず、本人の希望により、別の車いすに交換することも可能となると思われる
97	埼玉県	〇〇市	貸与方式を導入した場合、貸与品の保管、管理、クリーニング、自分の身体に合わせたものが欲しい等、の問題が想定され、それらのことを解決できない限り、貸与方式の導入は難しいと考えられる。
98	埼玉県	〇〇市	上記用具について、特に車椅子については貸与方式を導入したとしても、特殊な障害状況にある人もいるため、給付による支援は必要。
99	埼玉県	〇〇市	貸与に係る管理・回収、用具の保管場所の確保等市町村の負担が増加する。新商品が次々と発売されるため、手持ちの用具が古いものとなり、買い換えにも費用がかかる。貸与方式をとる場合、1自治体で実施は非効率。広域行政による、民間も含めた、管理・運営する団体によるのが適切と思われる。
100	埼玉県	〇〇市	日常生活用具の情報・意識疎通支援用具などの既製品については、対応可能なものもあると考えますが、耐用年数など、貸与品についての管理を市町村が行うのは困難だと考えます。
101	埼玉県	〇〇町	利用者の利便性や自治体の負担割合など、バランスの取れた制度で導入していただきたい。
102	大分県	〇〇市	介護保険に移行した障害者から、福祉用具の貸与を嫌がる声を時々聞く。
103	大分県	〇〇市	小さな自治体では貸与方式となっても維持管理において対応が難しい。介護保険制度のように事業所を利用するのであれば可能かもしれないが・・・。身障者においては身体状況の個別格差が大きくなるので、実施においては十分検討が必要と考えます。

ID	県名	市区町村	貸与方式導入に関する意見、要望等
104	大阪府	〇〇町	補装具、日常生活用具の貸与方式導入は難しいと考えます。対象者の方が自分の身体の状態にあった補装具等や日常生活用具を選択する幅が狭くなることや、長期間の貸与による経済的な負担も想定されます。また、行政が用具の管理をすることは不可能と考えることから、貸与方式を導入をする場合、必要な体制を整えるのに、多くの時間と経費がかかるものと考えます。
105	大阪府	〇〇市	貸与可能な種目に関しては好ましいことだと思う。対象者の身体条件によっては、障害名と利用種目が合致せず給付を受けられないケースもあるため、貸与することで対象者の枠を広げることができるのではないだろうか。
106	大阪府	〇〇市	補装具においては、個々の障害に応じてオーダーメイドで作製するものであり、貸与方式は困難と思われる。日常生活用具においても、貸与方式にすることにより、トータルの公費負担金額が増加するものがあったり、各自治体の支払い業務の増加等が考えられ、困難であると考えます。
107	奈良県	〇〇町	社会福祉協議会等において独自に行っている車いすや介護ベッドの貸し出し事業との関連性等、国において十分市区町村の現状を調査・把握した上で検討して頂きたい。
108	奈良県	〇〇町	自治体が補装具を所有するのではなく、レンタル業者に委託する方向で、原則すべての補装具等が貸与方式になることを希望する。
109	富山県	〇〇町	貸与が考えられる装具もあると思うが実質、現場では貸与の導入には慎重に対応したい。障害者は状態が個別적であり、介護保険対象者と同様には考えられない。
110	山口県	〇〇町	用具としては、介護保険制度における福祉貸与の対象品目が考えられるが、貸与方式を導入すれば、体調の変化に合わせた商品を使用することができると思われるが、使用期間による利用料の負担上限等、長期利用した場合現制度より負担増になるのではないかと。
111	山形県	〇〇市	当市で支給実績が多い補聴器や車いすについては、障害の持続性や個人仕様の必要性から貸与方式の導入は難しいと思われる。当市では貸与が好ましいと思われる座位保持装置などの補装具については支給実績が少なく、仮に貸与方式となったとしても効率的な支給は実現しないと考えられます。
112	山形県	〇〇市	身体障がい者の高額な用具（特殊寝台等）については、対象者の体調の変化により、より良い用具を貸与が出来る。また、世帯の負担も少なくなるため、検討すべき課題である。
113	岡山県	〇〇町	貸与方式は、安価に利用できたり利用までの時間が短縮できたり等のメリットがあり、また再利用できるので環境にも優しい。しかし、用具は障害者の身体機能を補完したり、日常生活の利便を図るものであるため、長期間の使用が前提となり、個々の身体状況に見合ったものでなければならぬことから、安易には利用できないと思われる。
114	青森県	〇〇市	障害児など身体上の成長による変化が大きいために、年齢により貸与と給付をわける場合も必要かと思えます。
115	静岡県	〇〇市	長年貸与費を支出しなければならないこと、また貸与品目や対象者の管理も困難であり、たとえ貸与事業を事業者にも委託しても委託料の支出が生じコストもかかると思われるため、自治体においての貸与は困難と考えられます。
116	静岡県	〇〇市	**市では現在貸与方式の導入は検討していません。
117	高知県	〇〇市	高齢障害者の方で要介護認定を受けられる方については、優先制度の介護保険に福祉用具貸与があるため、そちらで対応可能な分については介護保険での貸与サービスを利用してもらっている。介護保険の対象にならない方、また介護保険の対象者であっても福祉用具貸与の物品では対応困難な障害をお持ちの方で、補装具等を必要とされている場合は、個々の障害に応じて給付を行っている。このように補装具制度等により給付される用具については、個々の障害に応じてオーダーメイド等で対応しているケースが多く、また長期に渡り日常的に使用されるもの
118	鳥取県	〇〇村	貸与を行う場合、行わないほうがよい場合などの基準を示していただきたい。
119	鹿児島	〇〇町	貸与方式は役所での備品管理等が複雑で、修理等の予算計上も必要のため日常生活用具については本町では実施していない。またこれまで約10年間貸与の申請もなかった。
120	福岡県	〇〇市	不要になった車椅子などの福祉用具を回収、リサイクルし、安価で利用者に提供する制度があれば理想であると考えます。
121	埼玉県	〇〇町	更生相談所の判定が必要な補装具については、貸与は適していないと思われる。日常生活用具については、用具自体が2、3年でより良い用具に変わっているにもかかわらず、耐用年数が長いものや、利用者や介護者の身体状況の変化により、用具を変更したいが、耐用年数があることからすぐに変更ができないものは、貸与について検討していただきたい。
122	山口県	〇〇市	・どの品目を貸与にするか決めるのは難しいと思われる。・同じ品目で貸与も購入も出来るとしたら、公費負担をどこまでするか決めにくい。・貸与にしている破損した場合、保障の面も出てくる。・予算も立てにくい。・反対に介護保険にも該当している方が貸与よりも購入したいけど障害のほうで対応できないかと相談にくる
123	愛知県	〇〇市	不必要になった装具等を、業者が引き取り修理・点検・整備後、再利用製品として安価に提供することが可能であれば、利用者・行政も負担軽減となる。
124	静岡県	〇〇市	・補装具の様に、身体に直接付ける物についての貸与は難しいのではないかと。・身体の成長による買い替えの多い、訓練用ベッド等の児童対象用具については、貸与が望ましい場合もある。・介護保険非該当者の65歳以上の障害者で、用具給付事業の対象になっている方については、介護保険同様、貸与が望ましい場合もある。

ID	県名	市区町村	貸与方式導入に関する意見、要望等
125	静岡県	〇〇市	「もったいない」という時代の大きな潮流の中で、大量消費だけを追い続けた時代からの脱皮は避けられないと思う。しかし、どのように流通させるのか、消費者保護の視点をいかに具体化させるかが大きな課題になる。現実的には販売メーカーなどでは、中古の補装具や日常生活用具が静かにブームになっている。新たな市場として大きな流通につながることを期待される分野だと思う。気軽に補装具や日常生活用具を手にしながらかねてきたセンターの設立が望まれる。
126	北海道	〇〇市	業者、利用者、行政で毎月収入、支払い事務が発生し業務が煩雑になるとも思われます。
127	広島県	〇〇市	当市の補装具又は日常生活用具の給付実績では、本人の障害特性に合わせたオーダーメイド品の給付が多く、貸与には向かないものが多いと思われます。給付と貸与を選択できる制度とした場合、利用者負担額の設定方法をどのようにするか課題であり、また法の改正等により利用者負担上限月額が改正された場合、さらに負担方法・市の事務が煩雑になることが予想され、利用者本人にも理解が難しい制度になります。そのため、法の度重なる改正があるうちは、導入は困難と考えられます。
128	広島県	〇〇市	①対象者が死亡し、貸与物品が返却されない場合の扱いが課題になる。②貸与品の契約関係。市で在庫を抱えざるを得ない仕組みでは、対応が困難。
129	新潟県	〇〇市	・貸与方式を導入した場合、返却になった物品の処理について問題がある。(再貸与時の適合判定、保全・維持管理、在庫管理、耐用年数超過品の安全性・品質保証、衛生状態等)
130	滋賀県	〇〇市	日常生活用具ではないのですが、車いすの給付について貸与方式も導入してみてもどうかと日々業務の中で感じることもある。特に成長期のこどもについては耐用年数内であっても短期間で体に合わなくなることもあり、やむなく追加で新規交付している場合があったり中には病院から貸りている車いすで十分対応できている障害者もいる。本人の障害の状況にもよるが基本的な車いすでの対応が可能で日常生活において車いすの利用頻度の少ない場合等においては、レンタルの車いすの利用も考えてみてよいのではと思う。ただし、貸与としての車いすを提供する
131	広島県	〇〇市	補装具はほとんどがオーダーメイドなので貸与方式にはそぐわないと思われる。・日常生活用具も直接肌身についたり、消耗品のようなものがほとんどで、貸与式にはそぐわないと思われる。
132	東京都	〇〇市	貸与方式導入に関しては利点もあれば欠点も多いので、両者のバランスを上手く取ることは難しいと考えられる。しかし、そのバランス調整ができれば、利用者のニーズにあったより良いサービスの提供につながっていくと思われるので、貸与方式導入には検討の余地がある問題ではないかと考えている。
133	兵庫県	〇〇市	低所得者で、かつ重度障害者で、すぐに必要な用具が購入できない場合、それが、エアマットのようなものなら、命にかかわる。また、給付対象品目で給付した直後に、体調の変化が生じ、入院や施設入所、亡くなられるということもあり、せっかく給付したものを購入したものが、廃棄される場面も見られる。障害者福祉制度拡充と、無駄を排するために、貸与方式の導入が早急に実施されることを期待します。
134	静岡県	〇〇町	貸与方式は導入しておりません。
135	兵庫県	〇〇市	上記のような高額・大型品目については、介護保険と同様の制度設計とする方が望ましい。用具が必要なくなった際に、処分が円滑であり、またリサイクルされる可能性が高まる。また、初期負担を軽減でき、身体状況の変化に応じた対応も柔軟にできる。制度導入に当たっては既に介護保険制度で先行しており、市場が確立されている。ただ、高齢者よりも障害者の方が今後の生存期間が長いと考えられ、一定期間貸し出し後のリース料の軽減又は免除制度は必要と考える。
136	石川県	〇〇町	部分的に導入するとよいと思う。しかし、その部分をどうするかが一番難しいところである。
137	愛知県	〇〇町	障害者は、個人によって障害の特性があるため、貸与方式はそぐわない。
138	群馬県	〇〇市	自己負担について、補装具費は原則1割負担、日常生活用具は地域生活支援事業のため、自治体が定めた自己負担基準となっている。しかし、近隣市町村との差が生じないよう、日常生活用具についても貸与対象とする用具、用具価格、貸与対象者、自己負担額について国や県で一定の基準を示していただきたい。介護保険制度と同様に貸与方式が導入されることで、購入すると高額な用具であっても気軽に使用できるようになれば、月単位でさまざまな用具を試しに使うことができ、障害者にとってより生活しやすい環境づくりにつながるのではないかと。
139	千葉県	〇〇市	介護保険該当者の多くは、購入を希望しながら、介護保険の貸与を受けているケースが多いので、貸与方式への要望は現在耳にしておりません。むしろ、現行購入方式制度の拡充を望まれることが多いです。
140	東京都	〇〇区	サービスの質を下げずに公費助成を削減できるのであれば、貸与方式は望ましいが、利用者としては、貸与より給付を希望される場合が多いと考えられる。(介護保険対象の方で、介護保険は貸与なので障害者自立支援法からの給付を希望する方が多い)
141	静岡県	〇〇市	介護保険の福祉用具の貸与などと同じような方法をとるなどしてまったく新しい制度ではなく、対象者にも、担当者にもわかりやすい方式にしていきたい。
142	東京都	〇〇区	補装具は、オーダーで作る場合が多いので、貸与方式になじまないのではないかと。補装具も日常生活用具も身につけて使用するものなので貸与は望ましくない。
143	東京都	〇〇区	当事者(障害者)の意見を第一に考慮すべき

ID	県名	市区町村	貸与方式導入に関する意見、要望等
144	宮城県	〇〇町	その他の補装具・日常生活用具においても耐用年数が長く清潔が保持できるものについては貸与で十分と考える。町で機器を管理するのではなく、介護保険法の福祉用具貸与と同様の制度とすることが望ましい。福祉機器取り扱い業者は当然介護保険法での事業所指定も受けていると考えられ、貸与方式に対して特に支障はない。また、請求については障害者自立支援法の介護給付費請求システムを用いての請求としていただきたい。
145	群馬県	〇〇市	介護給付の貸与用品と重複する補装具・日常生活用具については、貸与でもやむを得ないと考えます。但し、所得要件に照らし合わせて負担額を定めべきと考えます。
146	京都府	〇〇市	社会保険制度である介護保険制度の福祉用具貸与と、社会福祉施策である補装具、日常生活用具の給付の考え方とは大きく異なる。前者は「要介護認定を受けて、点数の範囲内で使いたい用具をレンタルする」制度で、後者は、「失われた機能の補完、代替の為に装具等の交付又は本人の生活維持のために必要な用具の給付を行う」制度である。介護保険の考え方をそのまま補装具・日常生活用具の貸与制度に導入していくのか、あるいは補装具、日常生活用具の貸与については新たな概念を設けるのか、考え方の整理が必要である。
147	北海道	〇〇村	補装具・日常生活用具ともに交付件数少ない為、そのニーズが想定できません。
148	富山県	〇〇町	日常生活用具については、町の実績はないのが現状です。
149	岐阜県	〇〇町	補装具費支給制度等が介護保険の貸与品目と整合していないことや手続き（医師の意見書、更生相談所の判定）に日数を要することから、決定までの期間が短縮されるのであれば貸与方式の導入を希望します。
150	福島県	〇〇町	日常生活用具については議論の余地はあると思いますが、補装具については、失われた身体の一部あるいは機能を補うものとしての当該用具を自分のものにできないという点から、全ての種目について貸与方式はなじまないと考えます。また、介護保険の適用を受けられる方が身障制度での購入を希望するケースが多い（当然支給はできませんが）こと等は、対象者の心理を表していると思います。
151	鹿児島	〇〇町	補装具・日常生活用具は、身体の障害を補い、日常生活の手助けをするものであり、障害者（児）個々の状態により継続して使用するものであるため、貸与方式は望ましくないと考え
152	北海道	〇〇町	皆さん、耐用年数まで使用しているので、貸与方式を導入して利用者が何人になるか不明ですが、用具の性質上、利用するのは日常生活用具の情報・意思疎通支援用具や介護・訓練支援用具の一部ではないかと思えます。補装具・日常生活用具への利用者からの意見は、特にありませんが、利用者が使用しやすい用具と支給方法の充実を望みます。
153	北海道	〇〇村	適合性や衛生面、保管場所、経費負担などから、現在の方式が良いと思えます。
154	千葉県	〇〇町	本町で支給した物については、貸与方式より支給方式の方が良いと思う。貸与の場合、返却された後に再利用が出来ないと思う。
155	香川県	〇〇町	貸与の場合は用具の管理が必要となり、給付に比べて事務手間がかかる欠点がある。特に貸与の需要の少ない小規模の市町村では、マイナスな面の方が多いと思われる。
156	岐阜県	〇〇町	・補装具、日常生活用具のうち、障害に応じて作製されるもの、常に使用されるものについては、貸与方式による給付では、個々の障害特性に対応することが困難であることから、貸与方式を導入することは望ましくないと考える。・現在、障害者自立支援法に基づき、補装具の給付については、原則1割自己負担となっている（**町では、日常生活用具の給付についても同様。）が、貸与方式を導入した場合はどのように取り扱うかが明確ではなく、先に、取り扱いについて明確化すべきと考える。
157	東京都	〇〇村	貸与の認定基準（都へ判定依頼を出すのか？）や利用者負担額の新たな策定。介護保険制度のレンタルとは違い、障害者の場合は、その方の体に合わせた補装具で一生使用していくものが多い気がします。
158	神奈川	〇〇市	障害者の方々から貸与方式を希望する意見はあまり伺いません。むしろ、介護保険該当者の方々がレンタルを嫌って、身障制度で交付してもらえないかという相談に来られることはよくあります。もし、財源を理由にこのような調査・検討がなされているのであれば、かなりの批判が起こるのではないかと考えます。
159	福島県	〇〇町	貸与品の保管、メンテナンス等に問題がある。
160	長崎県	〇〇市	貸与方式になった用具については価格的には購入よりも安く設定できるのか？自治体が用具を備え付け貸与を行う場合、備えつけておくスペースが確保できない。また、修理等、自治体の負担が想定される。また、事業所が取り扱う場合で、用具が返却されたときは貸与者により処分等の費用が発生するのでは？
161	鹿児島	〇〇市	貸与方式導入への要望はなく、今後も購入を希望し、申請する場合は主であると考え。特に高齢者に関しては介護認定による申請が優先されるが、この制度は貸与方式によるため、現状では自身障制度による購入申請を選択するケースが多くなっていると認識している。
162	北海道	〇〇町	自分で購入し自分の物として補装具を使いたい方もいると思われるので、レンタルでも良いと思われる補装具はレンタルと給付のどちらかを選択していただければ良いのではないかと。
163	北海道	〇〇市	補装具については、オーダメイド品が多くその障がい者にしか体が合わない場合が考えられ、貸与は難しいと思われます。日常生活用具については、介護保険と同一種目のものは貸与方式で導入しても良いかと思われます。
164	大分県	〇〇村	対象者の体の状況は、障害が固定したとはいえ変わるものだと思うので、全ての種目が貸与方式を導入できるわけではないが、種目によってはその時の状態に合った物を利用できるように、貸与方式を導入してほしい。

ID	県名	市区町村	貸与方式導入に関する意見、要望等
165	大分県	〇〇市	貸与方式について補装具であれば医師の意見書を下に支給している為、次に使用される方が意見書に基づいた同じ装具が貸与されるかは疑問を感じ、また補装具・日常生活用具についてもサイズ・寸法・衛生面を考慮しても困難ではと思われ現在の方式がよいと思われる。貸与の関連でのご相談はありません。
166	奈良県	〇〇村	障害のある方ひとりひとりに合わせたほうがよいものや、衛生的にも支給が望ましいものは支給し、そうでなくても対応できるものは貸与でよいと考える。
167	宮城県	〇〇町	貸与品の管理を適切にできるか疑問である。（保管場所、廃棄の時期など）
168	島根県	〇〇市	貸与にすると自治体での用具の管理、返却された場合の保管場所など問題が発生する。
169	愛知県	〇〇町	これまでに利用者からは貸与方式の方がいいといった意見がないので、貸与方式導入が良いのかわかりませんが、障害者の日常生活用具と同じものが高齢介護のサービスで貸与となっているものについては、貸与方式を導入してもいいかもしれません。
170	新潟県	〇〇町	貸与方式導入に関し、市町村での事務が煩雑化しないような体制が望ましい。
171	長崎県	〇〇町	使い回しが可能な物があまり存在しないように感じられます。その中で、いくつかだけ貸与可能で取り扱いが複雑になるのはあまり好ましくない気がします。利用者は1割負担、もしくは限度額内で支払いを行えばよいことから、最大37,200円で購入が可能となります。このことを考えると、利用者が貸与を望むことは考えにくいと思います。自治体の費用削減を考えてみても、自治体が物を管理する方法では利用者の数だけ準備する必要があり、交付と変わらなくなること、レンタル費用を払う方法では費用いかににより交付以上に費用がかかる可能
172	神奈川	〇〇市	弊市においては、車椅子について短期間に限定した無償貸与を行っている。その状況から考慮すると、補装具、日常生活用具の貸与については、管理のためのスペース及びメンテナンスコスト等の面で課題があると考えている。
173	北海道	〇〇町	オーダーメイドや耐用年数が短い用具以外は貸与方式をとっても問題は少ないのではないかと考えます。ただ、介護保険制度のように貸与用具は貸与しかできないということではなく、その人の状態により給付が貸与かどちらが良いか（障害や病気の状態が変化する可能性がある人や、施設等への入所を希望し近い将来に入所が可能な人に対しては給付ではなく貸与とする等）を判断し、個別に選択できるような制度としたほうが良いのではないかと考えます。
174	千葉県	〇〇市	*現在、介護保険では「福祉用具」は原則貸与となっており、使用者の肌に直接触れる衛生管理が特に必要な入浴用具や排泄に関する用具は支給となっている。介護保険ではこれらのものは、そもそも「補装具」ではなく、あくまでも「福祉用具」であり既製品での対応が原則となっている。それは対象者が基本的には高齢者であるということから鑑み、また対象者の数も障害者に比べて多い為、補装具のように利用者個人の身体特性に特化したものではなく、用具の大量生産を目的としなくてはならない事情があるからと考える。*日常生活用具についても上記と
175	埼玉県	〇〇町	耐用年数の長い物などで、交付（給付）後すぐに亡くなってしまった事があり、再利用なども検討した。進行性の疾病などを患っている方や高齢の方などは貸与にし、再利用した方がよいと思われる物もあるのではないかと。
176	岩手県	〇〇町	現在、**町においては貸与の事例・需要がほとんど無いため、貸与方式の導入による影響は予測し難いと思われれます。
177	広島県	〇〇町	貸与方式では、委託契約を締結する必要があると思います。契約の方法など、検討すべきことも多いと考えます。（身寄りのない対象者が貸与期間中に施設入所・死亡した場合等）現在のところ、本町においては貸与方式導入の希望はありません。

資料3 「利用者ヒアリング調査票」

資料3「利用者ヒアリング調査票」

(別添)

補装具費支給制度等における貸与方式導入に関する調査研究事業 ヒアリング調査票

1. 調査対象：

障害区分	
調査実施	平成20年11月 日() 時 分～ 時 分
ご回答者	

2. 調査内容：

可能であれば、次の書類のご準備をお願いします。

- A. 給付決定通知書（現在のもの以外に、過去のものも含む。）
- B. 業者からの見積書（上記同様）
- C. 障害者手帳

1. 補装具・日常生活用具（以下「補装具等」）の利用状況について

(1) 障害区分・障害の状況について

(2) 利用している補装具等の種目について（使用年数、用具の詳細、付属品を含む。）

(3) 利用している補装具等の使用頻度と使用環境について

2. 補装具等の選定・適合について

(1) 補装具等の選定や適合について相談している人

(2) 補装具等に関する情報の入手方法等について

3. 現行給付制度等に対する課題等について

(1) 利用している補装具等の満足度について

(2) 補装具等の修理・再交付等について

① 身体状況や使用環境の変化

② 破損等

(3) その他

4. 貸与方式導入に関する意見等

(1) 貸与方式が導入された場合良くなると思われる点(種目及び部品、パーツ等)

(2) 貸与方式が導入されることで懸念される点

資料4 「市町村及び事業者ヒアリング調査票」

補装具費支給制度等における貸与方式導入に関する調査研究事業 ヒアリング調査票

調査先：
実施日：平成 年 月 日（ ） 時

◆レンタルの利用も想定できる主な種目

01 車いす（レディメイド）	07 移動用リフト
02 電動車いす（レディメイド）	08 携帯用会話補助装置
03 歩行器	09 重度障害者用意思伝達装置（本体）
04 電気式たん吸引器	10 装具のパーツ類
05 特殊寝台	11 座位保持装置（既製品、本体フレーム）
06 特殊マット	12 その他

1. 貸与方式導入により期待される効果

2. 業務負担や事務処理体制に対する課題について

3. 選定適合に対する課題について

4. 現行制度に対する課題について（制度の弾力化について）

5. その他、貸与方式導入に関する意見

◆お願い

- ①市町村におかれましては、「障害福祉計画」をご用意ください。
- ②事業所におかれましては、「取り扱い商品等が記載されたパンフレット等」をご用意ください。

補装具費支給制度等における貸与方式導入に関する調査研究事業 報告書

平成21年3月 発行
発 行 者 財団法人テクノエイド協会
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸1番1号
セントラルプラザ4階

TEL 03-3266-6880
FAX 03-3266-6885

この事業は、厚生労働省が実施する「平成20年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）」から国庫補助金の交付を受けて実施したものである。